

平成 23 年第 3 回西会津町議会定例会会議録

第 1. 招 集

1. 日 時 平成 22 年 3 月 11 日
2. 場 所 西会津町役場

第 2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成 23 年 3 月 11 日
2. 閉 会 平成 23 年 3 月 25 日
3. 会 期 15 日間

第 3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	12 番	長谷川 徳 喜
2 番	多 賀 剛	7 番	五十嵐 忠比古	13 番	清 野 邦 夫
3 番	青 木 照 夫	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
4 番	荒 海 清 隆	10 番	大 沼 洋 平		
5 番	清 野 佐 一	11 番	長谷沼 清 吉		

2. 不応招議員

な し

平成23年第3回西会津町議会定例会会議録

平成23年3月11日（金）

開 会 13時06分

出席議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	12 番	長谷川 徳 喜
2 番	多 賀 剛	7 番	五十嵐 忠比古	13 番	清 野 邦 夫
3 番	青 木 照 夫	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
4 番	荒 海 清 隆	10 番	大 沼 洋 平		
5 番	清 野 佐 一	11 番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	高 橋 謙 一
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	伊 藤 てる子
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第1号）

平成23年3月11日 午後1時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
請願・陳情の受理、委員会付託

日程第4 議会基本条例調査特別委員会報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（議会広報特別委員会）

○議長　ただいまから、平成 23 年第 3 回西会津町議会定例会を開会します。

(1 3 時 0 6 分)

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私まことにご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、平成 23 年度予算をはじめとする重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。3 月となり暖かくなつたとはいえ、まだ朝夕の寒さは続きます。各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長。

○議会事務局長　報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 32 件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、請願 1 件、陳情 2 件であり、請願・陳情の要旨等はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、11 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については監査委員から報告がありましたのでその写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員会長からは、農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、3 番、青木照夫君、11 番、長谷沼清吉君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 24 日までの 14 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 24 日までの 14 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願・陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は1件、陳情は2件であります。会議規則第90条並びに第93条の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

日程第4、議会基本条例調査特別委員会報告を行います。

議会基本条例調査特別委員会の報告を求めます。

議会基本条例調査特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例調査特別委員会委員長（別紙報告書により報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議会基本条例調査特別委員会報告を採決します。

お諮りします。

議会基本条例調査特別委員会報告は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例調査特別委員会報告は委員長報告のとおり可決されました。

これをもって、議会基本条例調査特別委員会報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、新井田大君。

○代表監査委員（例月出納検査結果報告）

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長（町長提案理由の説明）

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

議員の皆さんに申し上げます。このあと議会広報特別委員会を開催いたします。
本日はこれで散会します。（１４時４３分）

平成23年第3回西会津町議会定例会会議録

平成23年3月14日（月）

開 議 10時01分

出席議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	12 番	長谷川 徳 喜
2 番	多 賀 剛	7 番	五十嵐 忠比古	13 番	清 野 邦 夫
3 番	青 木 照 夫	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
4 番	荒 海 清 隆	10 番	大 沼 洋 平		
5 番	清 野 佐 一	11 番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	高 橋 謙 一
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	伊 藤 てる子
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第4号）

平成23年3月14日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 多賀 剛 | 2. 目黒 一 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 荒海 清隆 | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 渡部 昌 |
| 7. 清野 佐一 | 8. 武藤 道廣 | 9. 長谷沼清吉 |
| 10. 長谷川徳喜 | 11. 清野 興一 | |

第3回議会定例会議事日程（第4号の追加1）

平成23年3月14日

追加日程第1 会期延長の件

○議長 平成 23 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 01 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の日程に入る前に、町長よりこのたびの大地震への対応について説明したいとのことでありますので、これより説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。本日の会議の前に説明の場を設けていただきまして誠にありがとうございます。

さて、去る 3 月 11 日、午後 2 時 46 分ごろ、三陸沖で発生いたしました東北地方太平洋沖地震で、犠牲になられたかたがたに對しまして謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆さまに心からお見舞いを申し上げます。地震後の報道では、津波で家屋などが押し流され、あるいは一面火の海となって真っ赤に燃え上がる住宅地など、目を覆いたくなるような被災地の現状に対して、一つの市、あるいは町がそっくりなくなってしまう壊滅の状態を見たときに、まさに目を覆いたくなるような被災地の映像に胸が痛む思いであります。

本県では、特に浜通りが津波によって甚大な被害を受けており、相馬市や南相馬市をはじめ、本町と児童生徒の交流事業を行っておりますいわき市の豊間地区におきましても、大変な被害を受けまして、大変心配されているところであります。また、東京電力の第一、第二原子力発電所が運転を停止をいたしまして、報道のとおり発電所周辺の住民の皆さんは避難をしているという状況でございます。

このような、大変な状況に陥っていることから、この地震に対して、町では早速、本町の対応と被害の状況で、この間、対応策を講じてまいりました。町では町民の皆さんに対して、防災無線やケーブルテレビで注意を喚起するとともに、11 日午後 3 時 55 分には、町及び消防団、消防署、警察によって組織する警戒対策本部会議の設置をいたしました。速やかに町民の皆さんの人的被害や家屋等の被害調査を行うとともに、電気、水道、道路等のライフラインの状況の把握、さらには消防団、自治区長、民生委員を通じた一人暮らし高齢者等の安否確認作業などを行ったところであります。

この結果、町民の皆さんには人的な被害はなく、一部の施設で軽微な窓ガラス破損や、壁の落下がありましたが、このほかに大きな被害はございませんでした。一方、交通機関については、地震直後から J R 磐越西線が点検のため本日まで運転を見合わせ、また、磐越自動車道も通行止めとなって、通行止めは現在も継続しているところであります。町といたしましては、引き続き警戒対策本部会議が中心となって警戒にあたり、関係機関、団体との緊密な連携のもとに、町民の皆さんの安全安心な生活の確保に万全を期してまいり所存であります。

また、本日より福島県からの要請によって、被災地に向けたおにぎりの送致を開始したところであります。この送致については、町民の食生活改善推進委員の皆さんのご協力をいただいているところであります。今後につきましては、現在、県対策本部の要請に応じて、被災地からの避難者を本町で受け入れる準備を進めておるところであります。また、町といたしましては、これらの支援を行うために、仮称ではありますが、本日から、町東日本大震災支援対策本部を設置して、被災者の受け入れ、支援物資、あるいは義援金、

ボランティア活動など、最大限に支援協力態勢を行ってまいりたいと考えているところでございます。

このために、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願いを申し上げたいと存じます。なお、その対策については、早速対応を図ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いを申し上げましてごあいさつに代えたいと思います。

○議長 本日の日程は一般質問であります。町としての大地震への対応等がありますので、暫時休議いたします。(10時08分)

○議長 再開します。(14時00分)

お諮りします。

会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期延長の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、会期延長の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は3月24日までと議決されていますが、大震災対応の都合によって3月25日まで、1日間延長したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期を3月25日まで、1日間延長することに決定しました。

次に、会期の延長に伴う会期日程の変更についてであります。お手元に配付のとおり変更いたしますので、ご了承願います。

次に、本日の日程第1、一般質問についてであります。これを会期日程の変更に伴い、3月17日、木曜日に実施することとしますのでご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(14時02分)

平成23年第3回西会津町議会定例会会議録

平成23年3月17日（木）

開 議 10時02分

出席議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	12番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清 野 邦 夫
3番	青 木 照 夫	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
4番	荒 海 清 隆	10番	大 沼 洋 平		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	高 橋 謙 一
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	伊 藤 てる子
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第7号）

平成23年3月17日 午前10時開議

開 議

日程第1 意見書案第1号 生活必需品の緊急の流通確保等と放射能物質漏えい
防止対策に万全を求める意見書

日程第2 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 多賀 剛 | 2. 目黒 一 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 荒海 清隆 | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 渡部 昌 |
| 7. 清野 佐一 | 8. 武藤 道廣 | 9. 長谷沼清吉 |
| 10. 長谷川徳喜 | 11. 清野 興一 | |

○議長 平成 23 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 02 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、意見書案第 1 号、生活必需品の緊急の流通確保等と放射能物質漏えい防止対策に万全を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6 番、渡部昌君。

○渡部昌 震災によりまして、意見書案第 1 号を提出します。提出者は記載のとおりでございます。生活必需品の緊急の流通確保等と放射能物質漏えい防止対策に万全を求める意見書。標記の意見書案を会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出します。提出先は内閣総理大臣、菅直人様。経済産業大臣、海江田万里様。消費者担当大臣、蓮舫様。中身については、朗読を持って報告いたします。

生活必需品の緊急の流通確保等と放射能物質漏えい防止対策に万全を求める意見書。平成 23 年 3 月 11 日、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の世界最大規模の地震が発生し、日本人が経験したことのない未曾有の災害をもたらした。この大震災による死傷者は 1 万人以上に及ぶと見込まれ、避難所に身を寄せられている人は約 55 万人にも膨らんでいる。この地震の本町の震度は 5 弱であり、数件の建物に軽微な被害は生じたものの、幸い死傷者や停電、断水はなかった。しかし、この地震の影響による燃料と食糧品不足が深刻である。町内にあるガソリンスタンドは商品が入荷しないため、閉店を余儀なくされ、それに伴って町民も灯油やガソリンなど、生活に必要な物資が手に入らない状況である。また、町内のスーパーやコンビニエンスストアでも、パンや牛乳、乳児用ミルク、弁当などの食糧品が入荷されず、町民生活に影響が出ている。

このような状況の中で、福島県から要請を受けて避難所を開設するが、その受け入れ態勢にも支障をきたしている。また、この大震災を原因とし、東京電力福島第 1 原子力発電所から放射能物質が漏えいしている。本町は東京電力福島第 1 原子力発電所から直線距離でおよそ 120 キロメートル離れており、避難指示の 20 キロメートル、屋内待避指示 20 キロメートルから 30 キロメートルからはかなりの距離があるが、同じ福島県内で放射能物質が漏えいしていることから、町民から不安の声があがっている。

よって、本町議会は東北地方太平洋沖地震の影響により、不足している生活必需品の流通確保と避難所への物資確保及び東京電力福島第 1 原子力発電所の放射能物質漏えい防止対策を万全に行うよう要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。以上です。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第 1 号、生活必需品の緊急の流通確保等と放射能物質漏えい防止対策

に万全を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、生活必需品の緊急の流通確保等と放射能物質漏えい防止対策に万全を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第2、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

2番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。2番、多賀剛でございます。このたびの大震災による対応、対策のために3日遅れの一般質問となりました。この非常事態にも関わらず、質問の機会をいただき、感謝を申し上げ、先に通告しておりました3点について順次質問をさせていただきます。

質問に入ります前に、今ほどありました今定例会が開会した11日、午後2時46分ころ、東北地方を中心とした強い地震があり、宮城県北部で震度7、本県で震度6強、本町においては震度5弱が観測されました。地震の規模はマグニチュード9.0で、国内観測史上最大で、全世界規模でも最大級であったとのこととあります。この地震は、太平洋プレートの沈み込みの歪が反発エネルギーとなり、近い将来必ず大地震が来るのはわかっていたはずでありましたが、これだけの惨状を誰が予想されたのでしょうか。ニュースが新しくなるたびに被害の状況が拡大し、被災者の数も何人になるのかも想像もできません。また人類の最先端技術の一つでもある原子力発電所が、かくも脆く破壊されてしまう現実を目の当たりにして、自然の猛威の前には、われわれ人間のはかなさをつくづく痛感させられました。この震災でお亡くなりになられましたかたには、心よりご冥福をお祈り申し上げます。また、被災されました地域の皆さんには、今後相当な困難やご苦労があらうかと思いますが、一日も早い復興をお祈りし、お見舞いを申し上げます。

今ほどありましたが、本町においての被害は、現在のところ大きな被害の報告はされておりませんが、今後は被災者の避難所受け入れ態勢やボランティア態勢など、町民の皆さんと一体となって取り組んでいかなければなりません。また、余震が長引く中、これからの新たな被害も考えられます。われわれもしっかりとしたサポートをしていく考えでありますので、対策本部におかれましては、今後しっかりと対応を望むものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

まずはじめに、新年度当初予算の特徴と重点施策についてお尋ねをいたします。今、国会においては、新年度予算が予算関連法案の成立の目途が立たず、一般会計総額92兆4,000億円のうち、4割以上の財源がまかなえない事態となろうとしております。このまま成立の目途が立たないまま、年度をまたぐ初めての事態となれば、地方自治体や国民生活への影響が大変懸念されるものであります。政府は減税法案や子ども手当など、現行措置を延長するつなぎ法案で、当面の混乱を回避しようとしておりますが、日々状況が変わる中、

いまだにはっきりとした結論には至っておりません。

このような不確定要素の多い中、町長は新年度当初予算を、昨年度より4億5,400万円増の56億2,200万円の予算編成をされました。歳入にあたっては、過大な見積りはよもやしていないと思われませんが、当初から、財政調整基金から2億円の繰り入れをして、昨年度比8.8%の増額予算を編成されたのは、相当なご苦労があったことと容易に想像ができます。

提案理由の説明の中では、町民の視点に立ち、地域経済の活性化、教育の振興、人材の育成、健康づくりと安心安全を図るための積極予算を編成されたとのことですが、具体的な施策としてはどのようなことなのかお尋ねいたします。また、新しく予算化された事業は何なのか、この予算の特徴についてお尋ねするものであります。

二つ目といたしまして、雇用対策と地元企業支援策についてお尋ねをいたします。

一昨年来続く、長引く不況の中、雇用情勢は依然として厳しい状況にあります。昨年度の県内の有効求人倍率も0.42倍で、一昨年よりやや持ち直したものの、統計開始以来、過去2番目の低さとなっております。町では、ふるさと雇用再生特別基金事業や、緊急雇用創出基金事業を活用し、一時的な雇用を確保し、ある程度の成果があがっているものと私自身も評価をしております。しかしながら、継続雇用につながる取り組みがまだまだ不足しているものと考えます。昨年開設した無料職業紹介所に関しても、これまで5名のかたが就職されたようではありますが、町内の休職者数をみれば、さらなる積極的な活動を期待するものであります。

私が特に心配するのは、新卒者が就職できない事態であります。県内の高校を今春卒業する就職希望者の就職内定率は、1月末時点で80.9%と昨年を4.2ポイント上回っているものの、大学生の就職内定率は12月時点で68.8%と過去最悪水準に落ち込んでおります。

政府では、内定がない学生を採用した企業への補助金制度などの就職支援を進めております。私も昨年6月定例会で申し上げましたが、町独自でもこのような新卒者、あるいは新規雇用を考えている地元企業への支援策、奨励策は考えられないものか、再度お伺いするものであります。

また、昨年来、町長は地元企業経営者、事業主と意見交換をし、地元の雇用を支えている企業の支援策を検討されたようであります。そのような中で有効な支援策を見出すことができたのでありましょうか。また、この冬の豪雪には、企業ばかりでなく町内すべてにおいて、除雪には大変な苦勞をされたと思います。混乱の中で除雪費補助等の要望が多かったとうかがっていましたが、その対策はできたのでありましょうか、お伺いいたします。

三つ目に、安心安全のまちづくり、危機管理についてお尋ねをいたします。

冒頭に申し上げましたが、今回の東北太平洋岸の大地震では、目を覆うばかりの被害となり未曾有の大惨事となりました。その被害の大部分は、震源地が海岸沿いであったため、大津波による被害となっております。また、その後は、福島第1原発の爆発火災による放射能汚染による被害が刻々と報告されております。この震災の被害の詳細がわかってくるにしたがって、火災や土砂崩れ、建物の崩壊等による被害も相当数報告されております。またブロック塀や石垣などの倒壊による人身被害も報告されております。幸い本町のよう

な山間部では、津波等の被害は想定されませんが、土砂崩れや雪崩、あるいはブロック塀や建造物の倒壊による被害は十分に相定できるわけであります。

先日の新聞報道によりますと、自治体においては、学校や公共建造物などの耐震診断や危険箇所の調査は行っているものの、個人の建物やブロック塀などの建造物に関しては調査すら行っていないというところも数多くあると聞いております。見るからに危険だと思うようなところが相当あると思われませんが、本町においてはそのような調査はできているのか、またその対策はどうなっているのかお伺いいたします。

四つ目といたしまして、この冬のような豪雪時の対応についてお尋ねをいたします。

最近はやや春めいてまいりましたが、この冬は記録的な豪雪が観測され、全国各地で被害が相次ぎました。本町においても、昨年末のクリスマス豪雪では、国道 49 号線が町内で通行止めとなり、300 台以上の車が立ち往生し、24 時間以上もの時間、缶詰となった車両もあり、全国ニュースとして報道されました。またパイプハウスや建物の倒壊、また除雪中や凍結路面による人身にいたる被害が数多く報告されております。そのような中で、災害が発生、あるいは発生するおそれがある場合、どれだけ災害や防災に関する情報を迅速かつ的確に発信できるかが大変重要と考えますが、町ご当局のご見解をお尋ねいたします。

2 番目に、教育行政についてお尋ねをいたします。

本年 4 月から新学習指導要領が導入されるのに合わせて、教育現場では各教育委員会独自の新たな対策に取り組みはじめたとのことであります。本町においても、平成 24 年 4 月に小学校の統合を控え、小中学生の学力向上を目指して、独自の新たな対策に取り組まれるとのことですが、具体的にはどのようなことなのかお伺いするものであります。

二つ目に、小中学校のキャリア教育についてお伺いいたします。

今、定職に就かないフリーターの増加などを受けて、文科省は働く意味や社会人として必要な知識を伝えるキャリア教育を小中学校にも本格的に導入するということであります。特に小学生にはインターンシップの導入や実践的な授業のあり方など、課題は数多くあると思われませんが、子どもに早くから職業観を教え、考えさせるのは大変意義深いものと考えますが、教育委員会としてのご見解をお伺いいたします。

三つ目に、西会津高校の生徒募集、定員割れの現状についてお尋ねをいたします。

平成 20 年に町民バスの坂下線を運行以来、坂下方面からの通学ができるようになり、現在のところ各学年、なんとか定員の半数以上は確保ができております。分校化の危機は免れているものの、今年のⅡ期選抜の出願状況を見ると、募集定員の半数に満たない状況であります。今後のⅢ期選抜での増員を期待しているわけでありますが、Ⅲ期選抜での状況いかににおいても、定員数からみれば相当数下回るものと思っております。毎年この定員の半数になったならないと大騒ぎするよりも、町の高等教育機関として継続的に存続するための抜本的な対策が必要と思われませんが、ご見解をお伺いいたします。

3 番目に、町の P R 策についてお尋ねをいたします。

急激な少子高齢化が進み、人口の減少に歯止めがかからない状況の中、交流人口を増加させることこそが、現実的であり、町の活性化には必要不可欠だという認識のもと、ここ何回か町の P R に関しては提言をしてまいりました。今回は二つの件に対してお伺いする

ものであります。

一つ目は、ご当地ナンバーの導入についてお尋ねをいたします。

自治体の決断次第で実現できるご当地ナンバープレートが全国で広がっております。これは、125cc以下のバイクや農耕車、あるいはミニカーのナンバーであります。このナンバーは標準的な形状はあるものの、法的な拘束力がなく、町の観光名所や風景の形状、あるいはキャラクターを入れたデザインが可能であります。このナンバーの提唱者は、ミニバイクなどのナンバープレートはもともと必要であり、デザインを一度変えるだけで経費もさほど変わらない、小さな町でもアピールできる大きな効果があると薦めております。また、デザインの公募やコンテストを企画することにより、町民の皆さんの関心や注目が集まり、また参画意識も高まり、いろんな意味で相乗効果が期待されます。ぜひこのご当地ナンバープレートが導入できないかお尋ねをするものであります。

二つ目といたしまして、町歌、町の歌や町民の歌を制定できないかお伺いいたします。

昨今、町外での各種大会やスポーツ大会において、町民の皆さんが活躍される場面が多くみられます。その中で町歌、町民の歌のようなものがあれば、大変いいなと思うときが多々あります。郷土愛を育み、町に誇りを持ち、あるいは士気を高めることがあるかもしれません。そのためにもぜひ必要と思うが、制定するおつもりはないかお伺いするものであります。

以上の3点を私の一般質問といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 多賀議員のご質問のうち、私からは新年度当初予算の特徴と重点施策について、また、おただしのご当地ナンバー、そして町歌についてということで、お答えをしたいと思います。

議員もおただしのよう、現在国では、予算関連法案が、その行方がどうなのか、あるいはまた今次の大震災、こうした大変な状況をむかえているわけではありますが、本町では、こうした中においても、「西会津町総合計画」に基づきまして、まちづくりの基本理念であります「みんなの声が響くまち・にしあいづ」の実現に向けて、各種施策に取り組んでいるところであります。

平成23年度当初予算の編成におきましては、特に「地域経済の活性化」、「人材の育成・教育の振興」、そして「健康づくりと安心・安全」この三つを重点目標として、町民の皆さんの視点に立って、夢と希望を持って暮らせるような予算編成に取り組んでいるところであります。

ご質問の新たな事業であります、まず第1点目の「地域経済の活性化」を図る新規事業といたしましては、先の12月議会定例会で債務負担行為のご議決をいただきました「生活環境づくり支援事業」、企業が行う研修費用や資格取得費用などを助成する「企業支援事業補助金」、また従来の「一地域一ふるさとおこし推進事業」を大幅に見直して、地域活性化に取り組む団体等を積極的に支援する「活力ある地域づくり支援事業補助金」の創設、さらには町外からの移住就農など農林業を担う人材を確保するための「新規就農者あつせんサポート事業」などを計上いたしました。

次に、2点目の「人材の育成・教育の振興」についてであります、推進する新規事業

といたしましては、平成 24 年 4 月の小学校統合に向けて、各小学校の「閉校記念事業補助金」を計上するとともに、統合西会津小学校開校に向けて、野沢小学校の改修や新しい校歌・校章の選定、さらには通学のための専用スクールバス購入などを進める「開校準備事業費」、また、将来の小学校校舎建設に向けて、「基本設計等業務委託料」などを計上いたしております。

次に、3 点目の「健康づくりと安心・安全」でございますが、これにかかる新規事業といたしましては、総合病院と診療との情報の共有を進めて、医療の充実を図るための「地域医療連携ネットワークシステムの導入事業」、少子高齢化や過疎化が進む中で、地域の課題解決に向けた地域をサポートする「集落支援員配置事業」、冬期間の除排雪や道路交通に支障をきたしている上野尻地区における「消雪パイプ設置のための測量設計委託料」などを計上しているところであります。

このように、町民の皆さんの暮らしに密着した、町民生活を積極的に支援する予算案として編成したところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、雇用対策と地元企業支援策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに雇用対策であります。現下の厳しい雇用情勢の中で、来年度におきましても引き続き県の「緊急雇用創出基金事業」を活用し、「町道の美化事業」など 8 事業で、20 名の新規雇用を図ってまいります。また、昨年開設をいたしました「無料職業紹介所」につきましても、地元企業の求人情報をきめ細かに収集するとともに、地域の雇用ニーズに合わせた雇用対策を進め、厳しい雇用情勢の改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、企業支援策であります。多くの町民の生活を支える地元企業が維持存続していただくための施策を構築するために、これまで町内主要企業 16 社を訪問してまいりました。企業訪問では、企業の現状や町への要望等を伺うとともに、さまざまな意見交換を行ってきたところであります。各企業からは、人材育成のための研修費用に対する助成や設備の増設に対する補助金の創設、さらには除雪費用に対する支援などの要望が出されたところであります。この要望に基づきさまざまな観点から検討した結果、来年度から次の「町内企業支援」を行うことといたしました。

まず、一つ目は、人材の育成は企業が発展するうえで重要であることから、企業が行う研修会、または必要とする資格取得費用に対し、一部助成を行うものであります。

二つ目は、現在、一般世帯を対象としております下水道接続の際の排水設備工事費用の借り入れにたいする利子補給を、企業についてもその対象とするものであります。

このほかにも、一つには関係機関との連携による「国や県等の各種助成制度の説明会の開催」の開催。二つ目は町内企業が自社製品の P R を販売促進するため行う展示会、あるいは販売会に対する公共施設の提供。三つ目は町内企業を広く P R するためのガイドブックなどの作成を実施して、町内企業を支援していくと考えております。

なお、ご質問の中にありました、新規雇用に対する奨励策や除雪費用補助等につきましては、検討いたしました結果、費用対効果や除雪の対応がそれぞれの企業で違うということなどから、今回の企業支援策の対象とはいたしませんでした。

次に、町の P R 策についてのご質問のうち、「ご当地ナンバーの導入」についてお答えをいたします。

はじめに、ご当地ナンバーとは、議員も内容についてお話されておりますが、原動機付自転車や農耕車両の車体に取り付ける標識・ナンバーに、自治体のシンボルとなる図柄を描いたり、形を独自のスタイルにしたものをいいます。愛媛県松山市が全国で初めて導入し、小説の「坂の上の雲」をイメージした雲形のナンバープレートで同市をアピールいたしました。ご当地ナンバーは、現在までに 30 市町村が導入しており、今後、導入を予定している市町村もあるかと思えます。

通常、自動車は、道路運送車両法及び施行規則で決められた車両ナンバー標・ナンバーを車体に表示しなければなりません。しかし、原動機付自転車などは、法に様式の定めがないことから、市町村が、課税客体を把握するために標識つまりナンバーを交付しております。ナンバーは、全国的に標準様式にすることが望ましいことから、昭和 60 年の総務省（旧自治省）通達に基づいて作られてきました。しかしながら、現実には市区町村の税条例施行規則で定めることになっておりまして、最近では、安全性や色を総務省通達と同等にすることで独自のデザインとしている市町村が増えております。

町をアピールするためにご当地ナンバーを導入することは、例えば町で行う場合は、福島県内で第 1 号となることから、知名度の上でも効果があるということでございました。観光振興の面でもその効果が大きいと期待をできます。

新年度予算に、ナンバー作成の予算を盛り込んでおりまして、ご当地ナンバーとして「こゆりちゃん」を図柄に入れたオリジナルナンバーを作成していく考えであります。例えば、現在町として考えているものに、こういうデザインを考えているわけでありまして。これは一つの案でございますけれども、こうしたデザインを付けることによって、その町を PR できるという効果が期待できるかと思えます。今後、そうしたデザイン等を詰めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に「町歌」に関するご質問にお答えいたします。

町はこれまで、町の花である「オトメユリ」や町の木である「桐」をキーワードにして各種 PR 活動を行ってきました。また、本年度は町のキャラクターとして「こゆりちゃん」を制定し、各種イベントやメディアをとおして町の PR を行ってきたところであります。

ご質問にありました町の歌につきましても、町を PR する一つのツールとして有効でありまして、大変良いアイディアだと考えているところであります。今後、制定に向け検討を進めてまいりますのでご理解いただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長から答弁いたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 2 番、多賀剛議員のご質問のうち、教育行政についてお答えをいたします。

はじめに、小・中学生の学力向上についてのご質問でございますが、ご承知のように、昨年 12 月の新聞報道は、県内 59 市町村の教育長に対する県教育委員会の学力向上対策への要望や各市町村教育委員会が検討している対策などの質問に対しての回答をまとめたものでございます。

今後、学力向上に向けて新たに取り組みを始める予定、検討中を含めましてそれがあればその内容をとのことでありまして、平成 24 年度の統合に向けた学習環境の整備、統合による小・中連携教育の実施により学力の順調な向上を図っていくことを記したとこ

ろでございます。

具体的な内容としては、小・中学校間の教員相互の派遣研修、5校による交流学习、教員OBによる学習ボランティアのお力をお借りすること、また、家庭における「早寝、早起き、朝ごはん」の奨励、ノーテレビ・ノーゲームデーの奨励などをさらに推進するとともに、小学校5・6年生における教科担任制の実施などにより、児童・生徒の順調な学力の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、「キャリア教育」に関するご質問についてお答えいたします。

少子高齢化や産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化などを背景といたしまして、将来の不透明さが増幅するとともに、就職・進学を問わず、進路を巡る環境は大きく変化しており、フリーターやいわゆる「ニート」が大きな社会問題となっております。

このような状況の中、子どもたちが「生きる力」を身に付け、目的意識を持って学業に取り組む姿勢、社会変化に対応し、主体的に自己進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身に付け、直面するさまざまな課題に柔軟かつたくましく対応でき、やがて社会人・職業人として自立できる力を育てていくことが求められております。

このようなことから、町といたしましては教育活動の中において、小学校では地域の協力をいただきながら、児童自らが商店等の訪問先を決め、その仕事について学習するほか、豊富な知識や技術を持っておられる地域のかたが講師となって、野菜やキノコなどの栽培をするための体験学習などによって、仕事への関心や意欲付けを高めるなど、さまざまな活動を取り入れているところでございます。

中学校におきましては、ボランティア活動のほか、職業学習や町内外における職場体験活動、また、子どもたちが社会の一員として生きて行く上で必要な力、自ら考え行動し、問題解決できる開拓者精神と自立心を育てるための「アントレプレナーシップ教育」を実施するなど、地域の皆さまの協力をいただきながら学校外の教育資源を有効に活用して、子どもたちに望ましい勤労観や職業観を育み、将来に向けての主体的な進路の選択ができるように取り組んでいるところでございます。今後も引き続き、児童・生徒の望ましい職業観や勤労観を身に付けさせるとともに、主体的に進路を選択できる能力などを育成するため、「キャリア教育」を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、西会津高等学校の存続についてのご質問にお答えいたします。

平成 23 年度西会津高校Ⅱ期選抜志願者数は、おっしゃられたとおり募集定員の半数に満たない状況となっており、大変憂慮しているところでございます。西会津高校では平成 18 年度、19 年度の2年間連続で募集定員の半数を割り、分校化に直面したことから、町では平成 19 年7月に「西会津高校活性化対策協議会」を立ち上げるとともに、これまで実施してきた生徒活動後援会への補助や、修学資金貸与制度に加え、会津坂下町方面への通学バスの運行や同窓会等と連携してのPR活動などを実施し、その結果、平成 20 年度以降は定員の半数以上の入学生徒が確保され、分校化の危機から脱しているところでございます。

しかし、児童生徒数が減少する中で、定員の確保は大きな課題でありまして、平成 22 年度は、「西会津高校活性化対策協議会」を春と秋の2回開催し、委員の皆さんからご意見やご提言をいただきながら、町内へのPRや近隣市町村教育委員会や中学校など学校関係

者へのPR活動など、募集に向けた取り組み、活動を早期に実施してきたところでございます。

西会津高校の定数削減、現在40人学級でございますが、30人学級の実現に向けて、町長が会長であります活性化協議会として、県へたびたび要望してきているところでございますが、このたび県教育委員会では、過疎、中山間地域における学習機会の確保を図るため、小規模校の統廃合基準の見直しなどを含めた高校教育のあり方について学校教育審議会で審議することとなりました。具体的な内容はまだ明らかではございませんが、統廃合基準の見直しに本町といたしましても大きな期待を寄せるものであり、引き続き要望してまいりたいと存じます。

志願者を確保するためには、高校自体が特色を持ち、魅力ある学校となることが大前提でございます。町といたしましても、西会津高校は本町唯一の県立高校であり、本町における人材の育成や地域の進展に欠かせない高校でありますことから、活性化協議会をはじめ、同窓会、PTAの皆さまなどと連携しながら、引き続き存続活動を進めてまいる考えでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 2番、多賀剛議員の地震対策についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、3月11日午後2時46分に発生いたしました三陸沖を震源とした大震災では、多くのかたが亡くなったことに対しまして、謹んで追悼の意を表します。今回の地震につきましては、マグニチュード9.0という世界でも最大級の地震でございまして、本町でも震度5弱の大きな揺れとなりました。町では、消防署、警察、消防団の防災関係機関の出席のもと、すぐに警戒対策本部の会議を開催し、今後の応急対策に備えました。結果的に、本町においては、人的被害はもとより道路、橋梁、建造物等においても、大きな被害はなく、ほっとしたところでございます。被害の確認及び安否の確認に尽力いただきました民生委員、消防団をはじめ、多くの皆さまに感謝を申し上げたいと思います。

それでは、質問にお答えをいたします。はじめに、ブロック塀につきましては、福島県耐震改修促進計画に基づきまして、学校の周辺及び通学路などを調査しておりまして、倒壊する状態のものは見つかりませんでした。また、今回の地震におきましても倒壊はいたしておりません。

一方、建造物につきましては、学校などの公共施設については耐震の調査をしておりますが、今回の地震におきましても特に倒壊等はございませんでした。

ブロック塀の強度につきましては、昭和56年に建築基準法施行令が改正されまして、以降に建築したブロック塀は、震度5程度の地震では倒れない構造となっています。一方、建造物も、木造住宅におきましても震度5程度では倒壊しない構造となっております。

しかしながら、今次のような大きな地震におきましては、震度7、震度6といった大きな地震につきましては、こういった面ではやはり倒壊、または崩れが避けられないというのは現実でございます。

防災につきましては「自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守る」ことが基本でございます。大きな地震が起きた際に、倒壊の危険性が危惧される老朽化したブロック塀や建造物は、そこに住んでいらっしゃる皆さんに把握していただくことが何よりも大

事なことでございます。地域の皆さんで調査をしていただきまして、危険から身を守っていただくようにしていただきたいというふうに考えております。

町といたしましては、消防署などと連携しながら、倒れやすい家具を固定するなど、日頃から地震に備えるよう啓発を進めるとともに、防災訓練などを通じまして、建物の倒壊による危険性や身近な地域での危険箇所を把握する大切さについても、啓発していく考えでありまして、また、少しでも被害を少なくする努力をしていただくようお願いするものでございます。

次に、豪雪時の防災情報の周知に関するご質問にお答えをいたします。

今年の冬は、12月25日、26日の豪雪によりまして、高速道路や国道が通行止めとなるなど本町にも大きな影響がございました。町では、気象庁が発表いたします気象情報や、また気象の予報に基づきまして、事前に注意を喚起する情報を、防災行政無線放送やケーブルテレビなどで、町民の皆さんにお知らせをまいりました。また、パイプハウスの倒壊の危険につきましても、降り始めの前日から、所有者に管理に万全を期すように、直接、注意喚起を行ったところでございます。

一方、交通情報につきましては、運休、また通行止めなどの情報が入れば、すぐに防災行政無線やケーブルテレビなどによりお知らせをまいりました。12月25、26の豪雪時につきましては、国道管理者からの渋滞情報や通行止めの情報が遅くなり、町民の皆さんに迅速な情報提供ができなかったことを教訓といたしまして、町では、豪雪対策本部を設置後、迅速な情報伝達と提供を行うため、1月24日に関係団体連絡会議を開催し、情報の共有に努めたところでございます。防災の基本となる気象の予報に関しましては、このほど会津大学より、きめ細かな気象情報を提供できるシステムの実証実験をしたいとの提案がございました。これが順調に進みますと、これまでよりも詳細な気象情報の予測も可能となりますことから、今後は、こうした新たな情報も取り入れながら、迅速で的確な防災情報を発信することで、被害の防止、また被害の軽減に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 まず再質問といたしまして、安心安全のまちづくり、危機管理についてまずお尋ねしなければなりません。と申しますのも、今回の大震災の第1波があったとき、11日、この本会議が終了直後で、われわれもこの役場庁舎内にいました。大変激しい揺れで、いままで経験したことのないような揺れだったので、みんなで急遽屋外に出て、避難をしたところであります。

その後、相当大きな余震も続いたわけではありますが、役場庁舎内ではすぐに被害対策、情報収集、職員が職務にあたっておりました。私が率直に感じたのは、この建物、決して安全とはいえない庁舎内において、職員の皆さんが誰一人保安帽、ヘルメットをかぶって職務にあたっている人がいなかった。すぐテレビの報道番組なんかを見ますと、みんな震災直後、保安帽をかぶって仕事をなさっている。町長は当然町民の命を守ることは一番大切です。それにもまして災害対策、情報収集、職務にあたる職員の命を守ることも大変大切な仕事であるはずで。なぜこの役場には保安帽、人数分、職員数の数がなかったのか、なぜかぶれなかったのか、その点をまずお尋ねをいたします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

ただいまの質問は、防災につきまして、ヘルメットということでのご質問でございます。確かにヘルメットにつきましては、議員がおっしゃいましたように、人数分確保はされてございません。実は、ヘルメットについては、主に消防の関係で職員の分は用意しております。町の三役はもちろん、あとは防災関係の職員分ということでヘルメットを用意しております。このヘルメットは、基本的には防災でございますが、消防関係が中心ということで、そういった点ではこのような大きな地震に関しましては、さらにヘルメットの数多くするとともに、常に置けるような場所に置くということは、大変大切なことだと思います。議員の今のご質問を受けまして、町としてもこういう防災の点で鋭意前向きに検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 本当に災害時は、職員の皆さんは町民の先頭に立って防災対策、情報収集にあたらなければならないわけですから、それは早急にヘルメットを準備していただいて、庁舎内で仕事をなさるかたは、すべて着用していただく、それは早急に進めていただきたいと思います。

それともう一つ、町内においてのブロック塀や建屋、建物の倒壊はなかったと、それで56年の診断基準によってはすべて大丈夫だというお話でありましたが、その通学路周辺のブロック塀、建屋の調査はいつどのような方法で行ってありましたか、それをお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 ただいまの質問にお答えを申し上げます。

今回、ブロック塀につきましては、先ほどの答弁の中で申し上げましたように、主に学校、通学路を中心に調査をいたしました。この調査は、福島県の耐震改修計画に基づきまして、直近のものについては、平成19年に調査をいたしております。これはほぼ5年に1回ずつという形で定期的に実際に踏査をいたしまして調査をしたというものでございます。その中で、これは中まで検査できませんが、目視をすることにより、斜めになっていないか、またはずれていないか、あとちゃんとなっているか、それを見て調べるというようなものでございます。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 19年というと、5年ごとにやらなければいけない診断であれば、だんだんやらなければいけない時期に来ているのかなと思いますが、今回のような大震災、実際、町内でも震度5弱が観測されておりますので、話変わりますけれども、先月のニュージーランドのクライストチャーチで日本人28名がビルの下敷きになって、全壊したビル。あれは昨年、同じような規模の地震があったけれども、なんでもなかった。そのダメージが今回の地震で全壊したという話もあります。今回、このような大きな地震があった直後でありますから、今は対策に追われておりますでしょうが、これは早めにもう一度調査をする必要があると思います。それはぜひしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　　本当に議員おっしゃられたとおりでございまして、やはりこれだけ、5弱ということで、これまで本当になかった強い地震でございますので、地震直後、すぐパトロールということで、主なる町道、またそういう関係、確認をしてまいりました。その中では、特に大きな変化はなかったということでございますが、今後かなり余震が続いておりますので、これまでは県の計画に基づいて5年に1回という形で検査をしておりましたが、やはり町といたしましても、これに関わらず確認をしながら、危険があれば察知をしていきたいというふうに考えております。

○議長　　2番、多賀剛君。

○多賀剛　　今後の対策についてはわかりました。あとこれから被災者の支援態勢であります。昨日来、町長の話の中で、本日から準備でき次第、受け入れを開始するというような話でありました。今後は相当長引く状況になるかと思われまして、実際津波で全壊したような悲惨な状況を見ますと、あそこに先祖伝来の土地、田畑があっても、あそこで本当にこれから暮らせるのかなと、私自身は感じております。

そんな中で、将来、昨日町長の話でも少しありましたが、町でも将来の移住されるかたに対しての対応、対策、例えば空き家の提供、あるいは町でも住宅団地、あるいは徳沢駅前土地等の建てられるスペースがありますので、そういうところを積極的にアピールしながら、移住の推進も図っていかねばいけないと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　昨日も、いろいろこれからの対策について申し上げましたけれども、今は緊急に受け入れ態勢を行っているところでありますが、ある意味では落ち着いた時点で、いろいろなお話が町にくるかと思えます。あるいはこれからネットで西会津町の空き家情報の提供とか、あるいは促進住宅がもし空いていればの話ですが、そういった住宅の事情、こういった内容について、町の情報の中でお知らせをしてまいりたいと思います。そしていろいろなかたがたから、もしそういう要望があれば、積極的に町としても取り組める範囲の中で対応してまいりたいというふうに思っているところであります。

○議長　　2番、多賀剛君。

○多賀剛　　町長、その辺はしっかりと対応していただきたいと思います。

質問を変えます。教育長にお尋ねいたしますが、時間も少なくなってきましたが、まず一つ目、西会津高校の存続問題に関しまして、町長がいろいろ定員数の削減等の要望はしていると言っておりますが、現在、西会津高校は普通科の学校であります。商業科がなくなってしまったのか、いまさら話してもしょうがありませんが、普通科の学校が生き残るすべというのは、たいがい皆さんもある程度は承知しておると思いますが、学校自体のまず魅力を上げて、普通科というわれわれ率直に感じるのは、ある程度進学者数が相当数、進学できる学校であるというような感じもするんですが、そんな学校にするには、1年、2年、3年ですぐにできるわけはありませんが、やっぱり普通科として生き残るすべ、普通科として魅力ある学校づくり、そういうのを大きな視点でこれから図っていかねばいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長　　教育長、佐藤晃君。

○教育長 お答え申し上げます。

西会津高等学校におきましては、議員おっしゃられましたとおり、普通科2学級、定員80名となっております。いろんな経緯があってこのような形になったんだと思いますけれども、現在、2年生から進学教養コース、それからビジネス情報コース、そして福祉ケアコース、三つのコースに分かれまして、子どもたちの目標実現に向けた、きめ細かな教育を展開していただいているところでございます。

したがって、町といたしましても、先ほどお答え申し上げましたようないろんな施策で最大限のご支援を申し上げているところでございますが、なんといいたしましても、地元の中学生の皆さんをはじめ、近隣の中学生の皆さんにぜひ西会津高校に進学して学びたいと、こういう生徒さんが増えるようにしていかなければいけない、それが一番の課題ではないかと、こんなふうに考えているところでございます。

ただいま議員がおっしゃられましたように、やはり高等学校自身のご努力をいただいて、魅力ある高等学校につくっていただく、そのように発展させていただく、これが大事かと思います。今のところ、会津大学に推薦で入学をする生徒さんがおられたり、あるいは福島県立医科大学のほうに進学されたら、そういう実績もあるわけでございますから、そういう実績をどんどん積み上げていただいて、また部活動でも放送部、ボート部、全国的に華々しく活躍しておられますので、そのようなこともアピールをしながら、西会津高校に進学したいという生徒さんを増やしていく、このように町も同窓会さんやPTAさんと連携しながら、全力をあげて取り組んでまいりたいと思います。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 今ほどの教育長の話は、私もまったく同感であります。われわれもしっかりとしたサポートをしていかなければなりません、高等学校自身も、さらなる自助努力をこれから高めていっていただいて、魅力ある学校づくり、あまり余計な心配をしなくてもよその地域からいっぱい生徒が集まって来るような学校に、ぜひしていただきたいと思います。

最後になりますけれども、キャリア教育についてもう1点。これは職業観を考えさせるというのは大変私は大切なことだと思います。先ほど雇用対策の話をしましたけれども、新卒者、07年の3月の新卒者のベースですけれども、3年以内に離職したかたが、高卒者で40%、大卒者でも31%もいるというような状況であります。大変この就職難の時代、大変努力して、一生懸命勉強して就職なさったんでありましようが、3年ののちに高校生で4割、大学生で3割以上のかたが仕事を辞めてしまっていると、大変もったいないことだし、早くからやっぱりこの職業観を身に付けさせる教育、小中学校からやっていくことが大変必要だと思いますが、再度、教育長、いかがでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ただいまの多賀議員のお話、まったく私も同感でございまして、これからますます力を入れて、キャリア教育に取り組んでまいりたいと思います。新聞等で情報を聞きますと、大学卒でも高校卒でも、議員おっしゃるように短期間で離職してしまう、そういう問題もございます。また一方では、大学卒でも高校卒でも採りたいんだけど、それだけの実力を備えていないというお話も聞きます。そういうことでありますので、両面か

ら取り組みを強化していかなければいけないなど、こんなふうを感じているところでございます。

○議長 2番、多賀剛君。

○多賀剛 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 皆さん、おはようございます。1番、目黒一でございます。質問に入ります前に、今般の東北関東大震災が発生し、マグニチュード9.0と、国内観測史上最大の災害が発生しました。災害に見舞われた地域のかたがたに対し、心よりお見舞い申し上げます。また、大津波により亡くなられた多くのかたがたに対して、衷心よりお悔やみ申し上げます。特に西会津出身のかたが犠牲になりました。改めてお悔やみ申し上げます。福島県内においても、死者、不明合わせて2,500人以上のかたがたが犠牲になられたと報道されております。私は昭和31年の下谷地域の水害を経験しており、皆さんがたから応援をいただき、立ち直ったと聞いております。このたびもできる限りの応援をしたいと思っております。

この災害に対して、町は早速、東日本大震災支援対策本部を立ち上げ、町民の皆さまからの救援物品の無償提供の受付を開始しました。町民のかたがたも町の方針にのっとり、精一杯のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、通告に沿って質問いたします。

町長は23年度の町政執行について、基本的な考えを提案されました。その何点かについてお尋ねいたします。

1点目についてでございますが、豊かで魅力あるまちづくりに向け、農村振興をはじめ、商工業、観光の振興、定住と交流の促進を図ると言われておりますが、特に定住と交流の促進についてお尋ねいたします。本年度は、定住対策の推進として、結婚祝金の支給並びに後継者対策として、結婚活動支援イベントを実施しました。その結果、問題点はどうか、また来年度はどのような方法で実施するのかをお尋ねいたします。

2点目には、新しい時代に対応した農林業の振興の中で、認定農業者の育成、新規農業者の確保、集落営農の支援などによる担い手の育成を図ると申されておりますが、来年度の目標はどのように考えているのかをお尋ねいたします。

3点目には、23年度新たに町独自の取り組みとして、新規就農者あんしんサポート事業を実施すると申されておりますが、どういう内容か、またどのくらいの見込みを考えているのかをお尋ねいたします。

4点目には、農林産物の産地化、ブランド化の推進と加工品開発、6次産業化への取り組みを通じて、新年度から内容の充実と加工品開発に取り組む町民支援を積極的に実施すると言われておりますが、本年度から実施した加工研修会には何人くらいのかたが研さんされているかお尋ねいたします。また、6次産業化の取り組みについてでございますが、先般、JA会津いいで青年部西会津支部による本格焼酎芋福島の風出逢い完成披露会を開催され、大勢のかたがたから祝福され、好評でありました。これも会津いいでの青年西会津支部の皆さんがた、また関係者の努力によってようやく商品化にたどり着いたと思います。今後、町はこの取り組みに対してどのように応援していくのかをお尋ねいたします。

5点目につきましては、健康づくりの推進で、健康がいちばんをキャッチフレーズとし

て、保健、医療、福祉の連携を図りながら、町民の総合的な健康づくりを推進するといわれておりますが、現状ではどのようなことを実施しておりますか、また、その中で問題点は何かをお尋ねいたします。

6点目は、冬場の高齢者の健康増進に対する対策について、町はどのように考えていらっしゃいますか、またその交通手段はどうかをお尋ねいたします。

7点目については、集落支援員の配置について、23年度より実施するといわれておりますが具体的な内容とその程度についてお尋ねいたします。

最後に町民バス運行体系についてお尋ねいたします。今年度より町民バスを未運行地域に運行したことによって、町民は大変喜んでおります。最近、町内の医療機関がなくなり、高齢者のかたがたや、町民のかたが西会津診療所に診てもらうかたが大変多くなってきております。特に高齢者のかたについては、交通機関の便が悪い地域があります。例えば大久保方面、下谷方面、睦合方面は直行バスがありません。週に何回か医療機関のはじまる時間ころまでのバス運行が必要であると思っております。町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。また萱本自治区については、集会所経由の直行バス運行は必要と思っておりますが、合わせて町の考えをお尋ねいたします。

これで私の一般質問といたします。よろしく申し上げます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 1番、目黒一議員のいくつかのご質問の中で、私からは集落支援員制度についてご答弁を申し上げたいと思います。

集落支援員制度は、過疎・高齢化などによって、山間・過疎地の集落で、その集落の維持が困難になっている状況を踏まえ、平成20年に総務省が創設した制度であります。本町には、高齢化率50%を超える自治区が29地区、60%を超える自治区が12地区存在をしております。

町では、昨年、これら集落を対象に集落实態調査を行うとともに、集落支援員制度についての検討してまいりました。その結果、これら集落の維持存続を図り、地域に住む人々がこれからも安全・安心して生活していただくためには、集落支援員を配置して、集落へのこまめな目配り活動が必要であるとの結論に達したことから、新年度から常勤の集落支援員1名を配置することとして、必要な予算を計上したところであります。

本町の集落支援員は、特に高齢化の著しい集落を中心に、集落の集会や行事等に参加して、集落への世話役的活動や、高齢者や一人暮らしの相談、集落の維持活動に対しての助言・相談等の業務を考えております。また農林業関係での事務的支援や、地域で取り組んでいる地域づくりの活動や、高齢者の福祉活動にも積極的に関わりを持っていただくことを考えているところであります。

新年度は、高齢化集落が多く存在しておりますが、奥川地区を中心にして、奥川支所や関係自治区長、地区の民生委員との連携を取りながら活動していただくことにしております。次年度以降の配置についてはその活動の状況や成果等を十分検証して決定していきたく考えております。

その他のご質問等については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 1 番、目黒一議員の豊かで魅力あるまちづくりのご質問のうち、定住の促進の具体的な取り組みについてお答えいたします。

本町にとって結婚対策は、定住促進と町の活性化を図る上で重要であると認識しております。このことから、昨年 11 月に結婚活動支援イベント「にしあいづ de 愛ましょう」を開催いたしました。このイベントには、町内の男性 15 名と町内外の女性 17 名の合計 32 名が参加し、そば打ち体験や赤べこの絵付け体験、懇親会などを通してお互いの交流を深めたところであります。

このイベントの参加者の中には、現在も交際しているカップルも数組あるとのことでもありますので、町としては一定の成果があったものと考えております。なお、参加者からは、「行政が主催しているので安心して参加できる」、「1 泊 2 日より日帰りのほうが参加しやすい」、「参加者が多くて、ゆっくり話す時間が無かった」などの意見も寄せられたことから、これらの意見を参考に平成 23 年度の事業は年 2 回の開催とし、1 回あたりの参加者は男女それぞれ 10 名とする予定であります。また、イベントの内容につきましても十分に検討し、定住の促進を図ってまいる考えでありますのでご理解をお願いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 1 番、目黒一議員の農林業振興についてのご質問にお答えいたします。

今年度は大幅な米価の下落や品質の低下等により、農業経営は大変厳しい状況となりました。一方では、国が農業者に直接補償を行う「農業者戸別所得補償制度」が始まり、来年度からは新たに畑作物に対しての所得補償を含めて本格実施されます。また最近では TPP「環太平洋経済連携協定」の問題が大きく取り上げられております。

このような大きな変革の中で、農林業を振興するため、町としては安定した農業経営を目指し、認定農業者の育成や、新規就農者の確保、集落営農組織の支援を重点施策として取り組んでまいります。また、今年度からスタートした第 3 期中山間地域等直接支払制度には、町内 43 の集落協定が取り組んでおります。中山間地域等直接支払制度と集落営農との関連性は高く、この制度の取り組みを契機として、集落の農地を今後どうしていくかななどの話し合いの場となる「農用地利用改善団体」が 4 集落において設立され、農地の集積や農作業の受委託など、地域の農業を守っていく取り組みを実践しております。現在も「農用地利用改善団体」の設立意向のある集落もあり、引き続き集落単位での研修会・座談会などを開催しながら、団体設立への誘導を図ってまいります。

また、林業においても、国の「森林・林業の再生プラン」に基づく、新たな森林整備計画や、森林経営計画等の計画づくりを進めることとしております。

次に、新規就農者あんしんサポート事業についてのご質問にお答えします。

はじめに事業の目的についてであります。農林業の振興のためには、農林業従事者の高齢化や後継者対策が課題であり、農業を担う新たな人材の育成が急務となっております。一方で、最近町内では新規就農に係る相談等が増えており、町外者による町内での農業研修なども行われております。これらの新たな人材が町内に定着し、就農と安定した経営の基礎づくりができるよう、本事業を実施するものであります。助成対象者の要件としては、町外から移住する新規就農者、または町内非農家からの就農希望者であり、5 年間の「就農計画」を立て県知事から「認定就農者」として認定を受けた者で、5 年以上継続した就

農が確実に見込まれることなどであります。

事業の内容は、主に営農研修費の助成と住宅賃借料の助成であります。営農研修費の助成については、町内の先進農家や福島県農業短期大学校等において研修教育を受けるために要する経費を助成するもので、町外から移住した新規参入者については、月額5万円、町内非農家からの就農希望者については月額3万円であります。住宅賃借料の助成については、町外より移住し、住宅を借りて就農する際の住宅賃借料の一部を助成するもので、助成額は月額2万円であります。どちらも、3年間を限度として助成するものです。このほか、農業委員会や県、JA、町内農家の皆さんと連携を図りながら新規就農者の研修や経営指導、農地の斡旋なども支援して行きたいと考えております。

また、福島県においても平成23年度から、新規参入者を受け入れ、地域の活性化を進めようとする地域に対して、受入条件の整備や経営開始を支援するための経費を補助する事業が実施されます。町といたしましては、町の新規事業とあわせて、この事業も活用しながら農林業を担う新たな人材を確保していきたいと考えております。

次に、農林産物の産地化、ブランド化の推進と加工品開発、6次産業化の取り組みについてであります。町内においては去る3月6日に完成披露が行われた、JA会津いいで青年部西会津支部による芋焼酎や、町内企業等によるミネラル野菜を使ったスイーツづくり、野菜のパウダー化など農商工連携、6次産業化のさまざまな取り組みが始まっております。

このうち、芋焼酎づくりについては、平成23年度は3年目の取り組みとなり、栽培規模の拡大や新たな品種の検討・導入などが予定されています。また、野菜のパウダー化に関しても、町内で生産されたミネラル栽培野菜を使い、現在「西会津ミネラル野菜パウダー」として7種類が商品化をされておりますが、来年度はこのパウダーを使った食品・料理など町内でも食べられるように、試験的な取り組みを予定されており、これら新たな取り組みに対して、町としても引き続き支援をしていきたいと考えております。

次に、加工に取り組む町民のかたへの支援についてであります。今年度から町の新たな事業として農林産物等加工研修会を開催しており、28名のかたが研修をしておられます。来年度は、より実践的な内容として、技術の習得はもとより、実際に販売までできる加工品の製造と試験的な販売を目指していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 1番、目黒一議員の「健康づくり」に関するご質問にお答えをいたします。

本町では、保健、医療、福祉の連携を図りながら、町民の総合的な健康づくりを進めているところでありますが、「健康づくり」は、食・運動・休養・健診の四つが重要な要素であります。町ではそれを踏まえ、現在、乳幼児から高齢者までのすべての町民の皆さんの健康づくりの取り組みを行っております。

具体的には、食については食生活改善推進員を養成するとともに、町の管理栄養士が保育所や学校での食育を指導しているほか、各自治区に出向いて適塩の推進や野菜摂取量の増加及びタンパク源の適正摂取の栄養指導などを行っております。

次に健康の維持には、運動の習慣化も大変重要であることから、保健師等が健康運動推

進員とともに各地域で運動の大事さと自宅でできる運動の指導を行っているほか、ノルディックウォーキングの普及などにも努めているところでございます。

次に、自分の健康状態を把握し早期発見、早期治療を目的に実施している特定検診や、がん検診については、自己負担を無料としております。その結果、わが町の受診率は県内でも上位のほうに位置しているところでございます。さらにその健診結果において糖尿病や高血圧症などの予備群のかたがたを対象とした「ヘルスアップ教室」の開催を開催しているほか、自宅で健康チェックができる在宅健康管理システムの運営などの事業を行っております。

このほか、母子保健や精神保健事業、そして介護予防対策などの事業を行っております。そのうち介護予防対策としましては、認知症を正しく理解するための講演会の開催をはじめ、介護予防に有効とされる筋力を蓄える貯筋運動教室、運動機能、口腔機能が低下している高齢者を対象とした「元気応援教室」などを実施するなど、町民の総合的な健康づくりを推進しております。なお、課題につきましては、若いうちからもっと健康に対する意識を持っていただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、冬の高齢者の健康増進に関するご質問についてであります。冬期間の運動不足の解消のため、各自治区に出向いて手軽な運動を指導する健康づくり教室の開催のほか、室内温水プールを利用した高齢者水泳教室や輪投げ大会などを開催しており、冬期間の健康増進に努めているところであります。また、その交通手段につきましては、参加者がおのおのの手段により会場まで足を運んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 1 番、目黒一議員の町民バス運行についてのご質問にお答えをいたします。

現在運行をしております町民バスは、平成 24 年 4 月に開校いたします西会津小学校へのスクールバスを整備することに伴いまして、新年度におきまして全面的に見直しの作業を行うこととしております。

町民バスの交通体系は、平成 14 年 4 月から運行を開始し、新年度で 10 年目となりました。この間、バス交通体系整備検討会など各種会議でのご意見や、利用者からの意見をお聞きしながら、利用しやすいダイヤの改正や増便、また新たな路線の開設を行うことで利便性を向上させながら、高齢者など交通弱者の足の確保に努めてまいりました。

議員が申されましたように、町内の医院が廃業したことによりまして、町診療所へ通院するかたが増加しております。町民バスにおきまして「町診療所を経由してほしい」また「町診療所へ直通で行けるダイヤに変更してほしい」など、さまざまなご要望をいただいているところでございます。

このようなことから、新しいバス交通体系の整備にあたりましては、診療所の利用を含め、公共施設への利便性を十分に配慮した運行となりますよう計画していくこととしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 まず 1 点目でございますが、定住と交流の促進を図るという中で、先ほど定住と交流の促進を図ると商工観光課長から言われておりましたが、これにつきましても、や

はり西会津は非常に結婚するかたの率が少ないということで、その対策、対応等をやはりなんらかの形で対策を立てていかなければならないのではないかなというように、今の町長も考えながら、それらについては、おおむね実施したというふうに理解しております。

それで、やはり何組か成果があるという話をちょうだいしておりますが、これにつきましても、西会津はますます活性化を図るためにも、こういう機会を数多く進めていくようにすればいいのではないのかなということで、今後の町の対応を期待しておりますので、一生懸命やっていただきたいと思います。

2番目でございますが、集落営農支援の具体的な方向付けということで、先ほど農林振興課長から話がありました。これにつきましては、やはり何年かの計画でもっていくということで、一応対応しているということでございましたが、私はやはり、3年、5年の間にどこどこ地区をこういう形で西会津の先進的な地区にもっていくんだというような、そういう具体的な対策があつてしかるべきではないかと思いますが、その点、お尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 目黒一議員の再質問にお答えいたします。

現在、町で担い手の皆さんに、今後の農林業についてのアンケート等をとっております。今、集計の中で、継続してやっていきたいというかた、また新たな組織の設立を望むかた、あともう継続は困難であるというような、いろいろな意見が出されておりますので、それらの意見を集約することが第1点です。

それから、現在、中山間等地域を新しく事業をはじめられた集落もありますので、それらの地区の今後の方向性など話し合いを進めながら、町として具体的な計画づくりを今後進めていきたいと考えております。

○議長 1番、目黒一君。

○目黒一 今の集落営農の推進ということで課長から話があつたわけでございますが、私は先ほど町長の答弁で、来年度新しく支援員を申請するんだということで、これもいいことだなというふうに思っておりますが、そういう今の集落営農に絡みまして、中山間事業ですか、中山間事業の推進等にも、いろいろと事務的な対応が必要な部分があるわけでございます。そういう部分の手助けというか、応援というか、事務的な応援は、どのように考えているかお尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 集落支援員制度というのは、まさに初めて取り組むことであります。隣の喜多方市については、すでに行っているそうでありませうけれども、ただ、同じような方法なのか、あるいは西会津の、やっぱり現状に合わせたような形でどういう支援をすべきなのかというのは、まさにこれからいろいろと組み立てながら行っていかなければならないのかなというふうに思っているところであります。

したがって、今まで行ってきた喜多方市とか、その他の状況などについては十分把握をします。そして、これから西会津町では、先ほどいいましたように、高齢化率の高い地域において、集落が維持困難というようなところも相当出てきておりますので、そうしたと

ころへの、いわゆる世話役的活動というものも一つ踏まえて考えていくと。

それから、今ほど議員がおっしゃられましたけれども、確かに中山間地とか、直払制度とか、あるいは緑、水の問題とか、これ取り組みたくてもなかなか事務的にいろんな難しいようなこともございますので、その事務的な整理がなされないで取り組めないというところも実際あるわけです。そういったところについて、少しお手伝いをできるようなものも必要なかなというふうなことも考えておりますし、あるいはやはり地域の皆さんと一緒に、これからいろんな地域づくりなどについてもお話を聞く、そして相談に乗る、そしてお互いに勉強する。こういうかたを配置をしながら、取り組んでいくことが必要ではないのかなというふうに思っておりますので、今後、その具体的な活動内容については、十分検討させていただきたいと思います。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 今の町長の答弁でおおむね理解しました。

次はサポート事業、新規就農者のサポート事業を実施するという事で、町では考えておりますが、新年度事業からやるということで計画を立てておりますが、これについては、だいたい何人くらいの見込みが、町としては見込んでいるのか、それらをお聞かせ願いたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 現在も新規就農に目指しているかたで、町で相談に来られているかたがいっぱいまして、相談を進めております。町、新年度予算として新規就農者あんしんサポート事業につきましては、2名の予算を計上しております。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 それでは、健康づくりの、健康がいちばんということの件について一応お尋ねしたいと思います。冬期間の老人のかたがたのスポーツをやるということで、先ほどいろいろやっているという答弁がございました。それで、先ほどの中で交通手段については、各グループでやっていただきたいということで答弁ありました。私はその交通手段の対応できる地域については、それらはできると思います。だけど、やりたくてもその手段がなくてできないという地区もあると思います。それらについての対応はどのように考えているかお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 まず冬期間の運動不足の解消ということでありますが、本町の運動不足、これは非常に課題でありまして、雪が降る中でコタツに入っていれば、非常に骨が脆くなるということから重点施策として始めたわけです。そこで、まず集落に、先ほど申し上げましたが、保健師が出向いて運動の指導をすると、あるいは食の指導をするということを重点的にやっております。これは平成 22 年度は 1 月から 3 月まで、41 自治区に渡って今もいっておりますけれども、町が足を運んで指導するというのが一番大きな事業であります。

今、議員が申されましたイベント、例えば輪投げ大会、これは雪国まつりのときにさゆり体育館でやっている、あるいは高齢者水泳教室、これは冬に限らず 1 年を通してやっておりますけれども、週 1 回。これについては、町民バス、あるいは乗り合わせで来てい

ただきたいということでございまして、常時イベントをやっているわけではございませんので、その際はぜひ自分らで来ていただきたいということでございます。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 それでは最後になりますが、町民バスについてお尋ねします。

先ほど見直しということであったんですが、やはり先ほどいった地域のかたがたは、直接のバスがないということで、乗り継ぎをしなければならないというようになっております。それについては、やはり来年の 24 年の見直しということではなく、今年の、冬期間の見直しも町ではやるはずでございます。そのときに、その対応はなんとかできないのかというふうにお尋ねしますが、答弁をお願いします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 町民バスの運行の件についてお答え申し上げたいと思います。

先ほど答弁申し上げましたように、来年度、平成 23 年度で大幅な見直しということで、これまで運行してきましたバス交通体系は全面見直しをすることにしております。その中で、診療所も含めできるだけ公共交通機関に利便性の良いような形の体系を構築をしていきたいというふうに考えております。

実はこの町民バスの運行については、使用料をいただきながら路線を決め、また運行時間を決め、運行しております。これは町独自に勝手に決められるものではなく、これについては、国土交通省、昔は運輸省の関係なんです、そちらから認可をいただいた上で、その路線を運行するという形でやっております。したがって、すぐにその路線を変えるということができませんので、来年度の見直しの中で十分に検討させていただきながら、利便性の良い運行にしていきたいというふうに考えております。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 そうしますと、国土交通省に申請して許可をもらうまでの期間というのは何日くらいかかるのでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 申請をいたしましてから、実際は 2、3 カ月ですが、その前にさまざまな会議、また関係機関との調整、それらをした上で路線については、新たに変わるのではあれば変更するという形が必要でございます。ですから、現段階では、決まった時間に決まった運行と、これは定期運行でございますが、その範囲内の中でダイヤの調整をしながらより利便性の良い形でやっております。したがって、来年度に抜本的な見直しをいたしますので、その中でやらせていただきたいというふうに考えております。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 最後になりますけれども、一応、今の件はわかりました。それで、実は尾野本地区の件なんです、森野から松尾に直行しているバスがあります、町民バス。それを樋ノ口経由で、萱本の集会所を通っていくにも 5 分はかからないと思います。それをやることによって、高齢者のかたが利便性を、あればいいなということで、そういう希望がありますので、それらについて町長の考えをお尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 先ほど議員が質問されました医療機関との関係とか、それから住民の利用しやす

い利便性のある町民バスの運行、まずこういったことを中心にダイヤを組み直して、せつかくのバスでありますので、人の乗らないような運行体制であってはならないというふう
に基本的に思っておりますので、それぞれ今日いただいたいろんな話については、十分に
検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 それでは、そのようにひとつ進めていただくようお願い申し上げて、私の質
問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長 暫時休議にします。(11時57分)

○議長 再開します。(13時00分)

3 番、青木照夫君。

○青木照夫 皆さま、お願いいたします。3 番、青木照夫でございます。質問に先立ち一
言述べさせていただきます。

3 月 11 日に発生いたしました大地震と、それに伴う津波による罹災者が日をおうこと
につれ、本日現在、死亡されたかた、行方不明者を含めて1万3,000人を超えているよう
であります。さらに原子力事故による罹災者の皆さまがたにも、改めて哀悼の意を表しま
して、通告に従い質問に入らせていただきます。

それでは、今次提出しております3項目に対する質問であります。

一つ目は、緊急時の防火対策についての質問であります。

二つ目は、交通弱者である高齢者の足をいかに確保できるか。もう一つは、高齢者のい
わゆる買い物難民といわれるかたが、容易に買い物ができる、そのあり方についてたし
ます。

三つ目は、予算に関する項目であります。予算編成は1年間のスタートであり、極めて
重要なことから質問をいたします。

はじめに防火対策と災害時の後処理についてお尋ねいたします。

地震などの災害に対する防火対策は、住民生活の安全確保の観点から、このことは今次
の地震、津波の災害でも実証され、重要な課題であります。当町の取り組みについていく
つか質問させていただきます。

一つ、近年公共工事の減少などから、地域の建設業者の数が減少しており、その傾向は
全国規模で進んでおります。とりわけ山間地域では、災害時において重機の燃料や日常生
活の供給するガソリンスタンドはもちろんのこと減少傾向にあるようです。当町における
現状と将来の見通しはどのように把握されておりますかお伺いいたします。

二つ、建設業者の減少に伴い、重機保有数の減少、技能作業員の高齢化に加え、人員減
少も進んでいるのが現状のようです。本年の異常降雪の処理でも危惧するものがありまし
たが、それに増して危惧されますのは、いつ発生かするかわからない地震、風水害など
に対する生活環境の破壊を敏速かつ的確に処理するための体制の整備であります。

そのためには、地域建設業者の協力と重機保有者の協力が不可欠であります。この対策
として、隣接町村の建設業者や工場、農業従事者の保有する各種重機を把握し、緊急時の
相互協力の協定をしている自治体もあるようです。このように、相互協定が当町にも必要
であると考えますが、当町での対応はどのように考えておられますか。体制の整備の必要

性についてお尋ねいたします。

三つ、改正消防法に伴い、火災報知器の全住宅への設置は、本年 23 年 6 月 15 日までと決められているようです。新聞報道では、当町の設置率が高いとなっていたようですが、実際のところそれほど設置が進んでいるとは考えられません。どの程度進んでいるのか把握されておられるのでしょうか、消防関係者もパンフレットを配布して普及に努力をされておりますが、町として重ねて広報する必要があるように思われます。また設置に対する補助金などはどのようになっているのでしょうか、これなどの点についてもお聞かせください。

次は高齢化社会の取り組みについてであります。高齢者をはじめとする、いわゆる交通弱者に対する交通手段の確保は、重要な施策であり、その意味では町民バスの運行は評価されるべきものであります。本年度の交通に対する審議会は、すでに終了されているかと存知ますが、現在の交通弱者の利便性を図るとともに、利用頻度をさらに高めるための方策、課題があるように思われます。そこで次の点についてお伺いいたします。

一つ、昨年、新たに拡大された路線バスの利用率はどの程度なののでしょうか。

二つ、便数の限られた運行ではなく、必要時に運行するデマンドバス方式の採用、あるいは必要と認められる人に限定した福祉タクシー券、または町長が提案されたこともある福祉タクシーなどを再考する余地はないのでしょうか。このことは交通弱者の利便性を図ると同時に、無駄を省くことであり、何よりも財源負担の軽減につながると思われるからであります。この点はいかがでしょう。

次に、高齢者など交通手段を持たない、いわゆる買い物難民対策も重要課題であります。このたび NPO 法人西会津地域活動支援センターを主体として、今月の半ばから買い物難民の手助けとして運用の説明が開始されるとのこととあります。アイパッドのタッチ板である、いわゆる宅配ネットスーパーとして情報端末機の購入費や、システム開発費などに約 4,000 万円の事業費を、総務省の地域雇用創造 ICT 絆プロジェクトに採用され、その補助金でまかなわれることになったようです。これは民間団体が制作立案し、提案された努力の結果であり、今後のまちづくりにおいて、その取り組みは評価されるものであり、学ぶべきものがあります。

このような時代の動きの中にあって、ただいま全国的な組織を持つ、セブンアンドアイホールディングが同様の発想から実験を開始した報道もあります。また、山梨県の道志村では、すでに高齢者の手助けとして実際に運用しているとのこととです。後者のケースでは行政が主体となって運用されているようであります。そこで、次の点についてお伺いいたします。

一つ、NPO 法人西会津地域活動支援センターが主体となり運用されるようですが、タッチパネル、いわゆる宅配ネットスーパーによる手助けとは、具体的にはどのようなシステムになっているのでしょうか。一人暮らしの高齢者にとって、その運用を期待するものがあるようですが、しかし、まだ一般の町民にとっては内容がわからないかたが多いようです。ケーブルテレビ事業者として当町の説明がなされるべきと存じますが、この点をお伺いいたします。

二つ、今後の行政としての関わり、支援などについての提案であります。高齢者の買い

物難民の手助けはもちろんのことであります。しかし、ケーブルテレビ網を使用するアイパットの情報端末機の利便性は、もっと幅広く町民のかたがたに利用できる方法がほかにもあります。例えば、電子回覧としての機能を与えれば、高齢者の災害情報の発信、安否の確認、または医療に関する健康管理のシステムなど、さまざまな対応が可能とされます。すなわち、ユビキタス社会への第一歩と思われます。過疎化がますます進行する中で、その運用に積極的な取り組みが重要かと存じます。当町のみんなの声が響くまちづくりに対して、ご提案を申し上げお尋ねいたします。

最後の質問であります。当町の財政力改善についてお尋ねいたします。予算編成については、同僚議員数人が質問するようであります。私なりの観点から伺います。当初予算を見ますと、昨年度より4億5,400万円の増額となっております。収入においては、地方交付税や繰入金などに増額が大きく目立っておりますが、はたして他の補助金などについても安定的な財源として見通しが立つのかわかりません。そこで次の点についてお伺いいたします。

当町の自主財源が限られており、年々減少しております。このことは構造的な問題でもあり、避けられない面があります。将来の交付税、補助金の増額が期待できない状況下にあっては、予算について出づるを制する、つまりどれだけ収入があるかを計算して、支出をその範囲内におさめるようにするという意味合いからも、継続的な増額が期待できません。あれもこれも予算から、あれかこれか予算に転換せざるを得ない時期であります。将来負担率を少しでも低減できるよう、当町の財政健全化対策が必要であると存じますのでお伺いいたします。

今後、当町において向こう5年から10年間の財政力の推移がどのようになると予想されますか、国は現在、政治的、経済的にも不安定な状況下であり、あてにならない予測でその判断に苦慮されるところでありましょうが、合わせてご答弁くださるようお願いいたします。

以上、私の3項目の質問であります。よろしくお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 3番、青木照夫議員のご質問のうち、ガソリンスタンドの現状と将来の見通しについてのご質問にお答えいたします。

今回の大地震による物流の停滞により、本町においてもガソリン、灯油等の燃料に不足をきたし、住民生活に大きな影響をおよぼしているところであります。このようにガソリンスタンドは、住民生活やあらゆる産業、さらには防災といったさまざまな分野で重要な役割を果たしております。現在、本町には野沢地区に3カ所、群岡地区に1カ所、奥川地区に1カ所の合計5カ所のガソリンスタンドが営業しております。今のところ閉鎖等の情報は把握しておりませんが、公共事業や人口の減少による燃料需用の減少が予想されることから、本町のガソリンスタンドを取り巻く情勢は厳しいものと考えており、今後の状況によっては、町としても業者等と十分に協議してまいる考えであります。

また、全国的にも「ガソリンスタンド過疎地」の問題が顕著化しており、自動車用のガソリンや農業機械の軽油、さらには日常生活に欠かせない灯油の給油などが問題化しております。

このような状況の中、国においてもガソリンスタンドに対する支援を実施する予定であるとの情報もあることから、その動向を見極めながら本町の地域エネルギーの確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 3 番、青木照夫議員のご質問のうち、緊急時の町の対応策についてお答えをいたします。

町では、災害に対して町及び町内の防災関係機関が総合的に対処していくため「町地域防災計画」を策定しております。この町地域防災計画によりまして、的確な情報収集や情報伝達による災害予防をはじめ、一朝有事の際には、災害対策本部を設置し、迅速で的確な災害応急対策、町民生活の正常化への早期回復に向けた災害復旧を実施することとしております。

今冬の豪雪に対する対応については、町が 10 年ぶりとなる豪雪対策本部を設置し、除雪による町道の交通確保や一人暮らし高齢者宅での屋根雪処理を支援するなど、的確に応急対策を実施してまいりました。また、1 月 24 日には、関係団体連絡会議を開催し、ライフライン、物資、重機、マンパワーにおける応援体制についても再確認を行い、対策に万全を期したところであります。非常事においては、消防、警察、道路管理者と緊密に連携を図ると共に、状況によっては自衛隊に救助を要請するなど、迅速な情報収集に基づいた的確な判断のもとでの対応が重要となります。

今後は関係機関が一体となり、体制の整備を進めるとともに、日頃からの訓練などを通じて習熟を図っていくことが、一番の対応策と考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

次に、本年 6 月 1 日から義務化されます住宅用火災警報器の設置に関するご質問にお答えをいたします。

本町における設置率は現在、75.1%であります。近隣である喜多方市の 51.8%、県平均の 46.2%、全国平均の 58.4%と比較しましても非常に高い設置率となっています。これは、町消防団や消防関係機関が町内全戸を訪問し、普及活動を行った成果であり、防災関係者からも高く評価されております。本町では、負担軽減のため、高齢者の非課税世帯へ住宅用火災警報器を無償で配布をしました。また、生活保護世帯及び障害者世帯、母子世帯の非課税世帯に対しても、今後、無償配布をしていく考えです。

したがって、町による住宅用火災警報器設置への支援は、補助金を支給するのではなく、生活弱者へ現物を配布することで対応していますのでご理解をいただきたいと思います。

次に、高齢化社会の取り組みについてのご質問のうち、町民バスについてお答えをいたします。

まず、新たに拡充された路線の利用率についてお答えします。弥平四郎、弥生、小杉山、大滝自治区へは、昨年 4 月から月に 4 往復の運行を行ってきました。1 月末日現在までの利用者数は、弥生が 31 名、小杉山が 40 名、大滝が 5 名、弥平四郎が 115 名、弥平四郎・弥生・中町線、通称奥川診療所線でございますが、これは 51 名となっております。弥平四郎については 7 月及び 8 月に登山客用に臨時便を運行しており、その利用者は 23 名と

なっております。これらの路線は、1往復あたりの乗車が平均1人でございます。

これらは、それまで町民バスが運行されてこなかった集落の未運行解消対策として、地域の高齢者などの足の確保を図るために運行を開始したものでございます。今後、より地域の実態にあわせた運行に見直していくことが必要となっております。新年度に予定しております町民バス交通体系の見直し作業の中で、より地域の実態に即した利便性のあるバス交通体系となるよう、ご提言をいただきましたデマンド方式の運行等も含めながら十分に調査をし、総合的に検討していくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 3番、青木議員のご質問のうち、「宅配ネットスーパー」事業についてのご質問にお答えをいたします。

本事業は、正式な事業名を「シニアタッチ利活用による高齢者支援・雇用創出事業」といい、NPO法人西会津地域活動支援センターが事業主体となり、総務省の「地域雇用創出事業 ICT絆プロジェクト」の採択を受けて実施する事業でありますことから、町としましては、事業説明をする立場にはないところでありますが、本事業を効果的かつ効率的に推進を図るために設置されております事業地域協議会に、町としても参加しておりますことから、協議会で示された資料をもとに、現時点における計画内容について説明をさせていただきます。

まず、本事業の具体的なシステムであります。高齢者等の買い物に困っているかたがために、NPOがタブレット型の携帯端末を無償貸与し、買いたい商品の注文をしていただき、注文のあった商品を地元商店から仕入れ、日曜日を除く毎日、午前・午後の2回配送するサービスを行うというものであります。利用者からは配送1回当たり300円を、商店からは売上額の10%を手数料として徴収し、事業運営経費とする計画であります。今月末から一部サービスの開始をする計画となっております。

次に、本事業への町の関わりについてであります。本事業は総務省所管の交付金事業でありまして、事業採択を受けるためには、事業計画案を策定し、市町村の推薦書を添付し応募することが必要となります。NPOからは事業申請前に町に協議がありました。町としましては、高齢化が進行する本町にとってニーズの高い事業であること。地元商店からの商品仕入れを計画しており、地元商店の活性化につながる。配送業務に必要な新たな雇用は地元から行う計画となっていること。町の整備したケーブルテレビ回線の活用を計画しており、本町の情報基盤の有効活用が図られる先進性の高い事業であることから、推薦書を交付いたしました。

また、この事業はNPO独自に事業を進めることなく、多方面の意見を聞きながら進めることが求められております。町と商工会などの関係者が参加する地域協議会を組織して進めております。町としましても、この協議会を通じて真に町民の皆さまのためになる事業として実施が図られるよう意見を述べていく考えでございます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 3番、青木照夫議員の財政力についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のように、本町の財政構造は地方交付税が歳入の約半分を占めるなど、その

多くを国や県の財源に依存しており、自主財源は非常に限られたものとなっております。さらに、町税は近年の景気低迷に伴い減少が続いており、その厳しさは増す状況でございます。

このような状況下におきまして、経費の節減や事務効率の向上に努めることは当然のことであり、そのためには全ての事務事業について積極的に見直しし、中止・縮小するもの、継続するもの、さらに発展させるものを見極め、限られた財源を真に効果的な事業に、重点的に配分していくことが、必要であると考えております。

このため、町ではすでに、昨年9月に第15次の「西会津町行財政改革大綱」を策定し、全ての事務事業について、現在行政評価に基づく見直しに取り組んでいるところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、向こう5年から10年の財政計画についてのご質問であります。歳入の多くを占める普通交付税の交付額は、国の制度改正に大きな影響を受けるため、将来の見通しを立てることは非常に困難な状況にあります。また、政府が進める「地域主権改革」により、従来の補助金を統合した一括交付金の考え方が示されておりますが、市町村に対する詳細な内容については明らかになっていない状況であります。

このように、5年もしくは10年後の将来を見通すことは極めて困難な状況ではあります。町では、県の指導をいただきながら、向こう5年間の「市町村財政計画」や「公債費負担適正化計画」を自主的に策定し、この中で将来予測される統合・西会津小学校建設や防災行政無線のデジタル化など、多額の財政支出を伴う大規模事業についても組み入れながら、中長期の視点に立った計画的な財政運営に努めているところであります。

また、これらの計画の中で将来負担比率や実質公債費比率などの財政健全化法に基づく健全化判断比率を試算し、将来に過大な負担を残さないよう財政指数に十分留意しながら、計画的かつ効果的な事業の実施に努めてまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 まずはじめに防災対策について再質問したいと思います。

今次の一般質問の締め切りの1週間後に、まさに今次の大災害となったわけですが、過去においても緊急時の災害ということで、項目は違いましたが、無線に関係することでありましたが、今回は日常生活、またいろんな重機、農業機械の使用によるガソリンスタンドと、大切な項目であることから、それが最近、経営にあたって事業者のほうでなかなか大変だということで、昨年は1,000件全国で閉店されたということがあります。今後、課長の答弁では、地元ではそういう切羽詰った業者は今のところはないというご答弁をいただきましたが、当然、あつてはならないことでありますので、その以前に、やはりこれからの問題というのは、ガソリンスタンドが本当に経営が大変だという原因が今二つあります。それは、ハイブリット車の進出、また省燃費の車と、もう一つは消防改正法で40年間耐用年数が経ったスタンドにおいては、これからその修復なり、また貯蔵タンクを替えるという大きな事業費がかかるということをむかえているそうです。この2年後にはそういう切羽詰った経営ということにあたるということをうかがっておりますが、その点について、今は、先ほど申し上げましたように、切羽詰った業者はいないと言われました

が、そういう２年後に対して、いろんな形が出ると思いますが、町としての対策、また今後の考えについて伺いたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 ご質問にお答えいたします。

ただいま青木議員のほうから、ガソリンスタンドの経営について、低燃費車の普及、それから消防法の改正によります地下タンク等の改修、または交換、それが必要であるというお話でありました。消防法の改正によりまして、地下タンク、改修が必要に該当する地下タンクにつきましては、平成 25 年 2 月 1 日までの改修が義務付けられてございます。

先ほどご答弁でも申し上げましたが、日本全国で、やはりガソリンスタンド過疎地といわれている自治体が増えてございます。1 市町村で 3 カ所未満のガソリンスタンドしかない自治体が、全国で 229 自治体あるそうでございます。国はそのことから、そういったガソリンスタンドを維持するために、さまざまな支援制度を今考えているようでございます。一つ目とすれば、運営資金等の借入れに対する信用保証制度、それから利子補給の制度、そういった制度でありますとか、今ほどお話ししました地下タンクの改修、交換にかかる補助制度、そういった制度も国のほうで考えているようでございますので、そこら辺の情報を町としまして、きちんと把握した上で町内のガソリンスタンドの業者さんとも協議しながら、できるだけ町内からガソリンスタンドが撤退しないようなことで努力してまいりたいと考えてございます。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 今の答弁の中にもありましたが、これからの対策ということでのいろんな検討をなさると思いますが、昨日もいろいろ議会でもお話が出ました。ガソリンスタンドが何十台も何百台も 1 カ所に集まって、大変な思いをしたという現実があったわけです。これからは、そういう意味合いで、本当に過疎化された町では、大変な経営難が受けているわけです。先ほどの、いろんなこれから国とか県とか、いろんな支援があるということはどうかがいましたが、ちなみに伺わせていただくと、消防法によるタンクの改修、修繕、1 万リットル、約コーキングする方法で 100 万円から 500 万円、それからコーキングでは無理だということで、貯蔵タンクを取り替えということになると 1,000 万円から 3,000 万円かかるというような資料があります。もちろん一般の業者がそれを計算して、支えて経営されるわけでありますので、これから何年先、計算をすると、これが実際に経営ができるのかという採算を考えると、やはり非常に判断に勇気がいるのかなと思います。その岐路に立つ前に、やはり行政として手厚く、思い切った施策で、そういう営業関係のかたに手を差し伸べていかれるような施策を、勇気を持って支えていきたいと思います。その点、もう一度伺いたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 ガソリンスタンドの存続は非常に町にとっても重要な問題であると認識しております。今、議員さんが言われた支援策等、国もありますし、県でもこれから考えるかとは思いますが、町としてできる分については、十分検討してまいりたいと考えております。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 次、質問を変えます。高齢化社会の取り組みについて質問いたします。

まず、福祉タクシー、デマンド方式ということですが、これは町長が就任当時、また掲げておられたことがありました。それはまさしく福祉タクシーを実施したいということでもあります。私が申し上げたいことは、デマンド方式、もちろんそういうことのつながりの中でデマンド方式バスを採用されたら、必ず財源が削減されるということの考えで提案を申し上げておるところではありますが、町長の考えを、その流れについてを伺いたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず福祉タクシーという観点について、これまでもいろんな議員の皆さんから質問をされてまいりました。確かに福祉に本当に従じたタクシーが現在運行しているのかということでもありますと、そうではございません。それには段階を踏んで、そうした要望に応えていきたいということでありまして、当面この足の確保、高齢者の皆さんが求めているのは、そのまったく公共交通が途絶えてしまっているようなところについての足の確保をまず求めていたということでもありますので、その足の確保についてこれまで行ってきたところでもあります。

ただ、これが恒久的で現在のままでいいのかということであれば、決してそうではありません。それには時代に沿った対応の仕方や、住民の皆さんのニーズに沿っていろいろ運行の内容も変わっていくということは必要だと思います。

したがって、今回のこの取り組みをやはり検証しまして、そしてこれから議員おただしのデマンド方式というものが本当にいいのか、それが現在よりも財源的に、運行する財政的にこれが負担軽減になるかどうかなのか、こういうことも含めながら取り組みを進めていきたいなというふうに思っているところでありまして、このデマンド方式についても、その考え方の一つであるというふうに思っているところでもあります。

ただ、この前、会津のバスの関係ですか、デマンド方式というのは逆に経費が高くなる可能性もありますよというような、ちょっとしたご意見もいただいたところではありますが、なお町として試算したわけではありませんので、これが経費の問題やニーズにどう応えるか、今後検討してまいりたいと思います。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 今の町長からの答弁であります。デマンド交通方式は採算が取れるか取れないかわからないということの答えであります。私の今、手元に持っている資料がございます。今現在、デマンド方式でやって実施しているのは、全国で約 40 数団体、自治体があります。それで、福島県では平成 11 年に小高町、現南相馬、伊達、双葉、浪江、大熊、中島、新地、大宮、田村、会津では只見、会津美里が 19 年にスタートされて実施しております。この中での利点というのは、町長が採算がわからないということですが、採算のほか非常に素晴らしい内容のものが 있습니다。ちょっと読ませていただきます。お年寄りが元気になって医療関連費用が減少傾向、デマンド交通システムの導入により高齢者が病院に行きやすくなり、重症化しにくくなった。気軽に外出でき、精神的に良い影響を受け、健康増進や重症化予防の面でも効果がある。医療費は重症化しての入院で、最も大きくなりやすいといわれている。それは財政支出の削減ができるということで

あります。

それから、デマンド交通システムの内容としては、デマンドがもし実行されている自治体、またしている自治体では、運行車に広告を載せたり、また回数券を載せたり、また商店街の行きたいところで降ろしてもらいたい、私はあそこの店で降ろしてもらいたい、というような内容で、その空き店舗を利用したり、食事の提供できる待合室とかをつくって、いろんな交流を図り、コミュニティができ、地域の交流場所としてもプラスになっておるということが載せられております。

またもう一つは、目的に直行する通常のタクシーと異なり、ほかの人も乗り合って目的に送迎するサービス、車は乗り合う人を時間に合わせて順に迎えに行き、すべての人を目的地まで送るといったような内容で、これは実施している自治体の記録でございます。

ですので、町長は午前中の答弁の中で、1番議員に人が乗らないようなバスは考えないというような答弁がされております。昨年度の1年間の実施された内容のご答弁を聞きますと、4集落の中で月2回、その中で1年間で5人、また30人、31人という内容の報告をいただきますと、それがはたして経費削減の対象としてとらえたほうがいいのか、またデマンド交通にしたならその効果があるのかということ、今後判断していただきたいと思っております。その点についてもう一度、町長にご答弁をお願いします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　やはりバス、公共交通というのは、その地域に必要性に応じて運行しているわけでありまして、まず人が乗るといふことのこの経路というものをやはり見直していくということが必要であると、そういう意味で先ほど答弁をしたわけでありまして。確かに議員おっしゃる、この必要など、その必要性に応じてバスが来ていただける。そういうこともやはり検討する内容の一つであろうということでありまして、ただいまのご提言にも、やはりこれからの交通体系の中では見直して、あるいはそういったことも検討の一つとしてこれから考えていく必要があるだろうということでありまして、今後いろんな各団体やそれぞれの意見を聞きながら、判断していくことが必要だなというふうに思っているところであります。

○議長　3番、青木照夫君。

○青木照夫　次、質問を変えます。NPO法人西会津地域活動支援センターについてお尋ねいたします。

これは先ほど課長が答弁されましたが、事業主体ではないので説明する内容ではないというような答弁だと思いますが、私はそれなりに求めたのは、やはりケーブルテレビは町が事業者であるわけです。その回線を利用されているのはNPO法人であるわけです。その中でいろんな端末機を使って、これからいろんな業者がたぶん出てくるのかなと思います。それは一般質問で最初に述べました全国的な組織である、セブンアンドアイホールディング、それはもう全国的にそういう宅配をタッチパネルでやるということをしております。そういう中で、地元本当に活性化があり、収益につながるという大事なことの端末機ではなかろうかと思いますが、その点についての課長に、もう一度伺ってみたいと思います。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　先ほども申し上げましたように、町のケーブルテレビ網が整備されておりますので、そういったものを利活用する取り組みだということで、それもありますので、町としてもそういった利活用については十分支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長　　3番、青木照夫君。

○青木照夫　利活用は理解できるんですけども、もう一つ私の申し上げたのは、電子回覧板も機能するということをご提案申し上げました。これは買い物難民を救済する方法と、せっかく西会津町ケーブルテレビでユビキタス社会をつくるということを何年も言い続けて経過しております。この機能は、この端末機は、必ずそれがワンタッチでシニアのかたに左手1本で、また操作できる端末機であるわけですから、その機能を与えれば必ず、町でもさっき申し上げた情報提供、また緊急時においては、もちろん今の情報提供、健康管理、またいろんな買い物のような形で使用できるという、すばらしいものでありますので、その点の取り組みについて町長、ひとつ伺いたいと思います。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　これからは、やはりいろんな形で電子行政というものは必要になってくるというふうに思っておりますし、そのためのインフラ整備というのは、これからどんどんどんどんと必要なものについては、町としても取り入れていかなければならないというふうに思っています。

おただしの、こういう電子回覧板というような想定のもとにこの制度を活用すれば、確かに本のようにめくることも可能でありますし、そこの中に町のお知らせ事項を書いて、そしてそれを読んでいただくということも一つの方法かと思えますし、今後、そうした町との連携の中で、できる可能性はあるのかというふうなことをただしたところ、それは十分に可能性はあるというふうなことでありましたので、今すぐではありませんけれども、将来に渡っては議員のおただしのような内容で、町と連携を取っていくことは可能だというふうに思います。

今回のパネルタッチの内容については、これは初めてのケースでありますので、これは町が事業主体ではありませんので、その事業内容の本当の意味でのやり取りというのは、本来でありますと町もそれにお答えするものではありませんけれども、ケーブルテレビを回線を利用するという点については、これは町も一つは営業の一つでありますし、あるいはこの回線を使うということのメリットが、実はこの、いわゆる買い物難民という新しい取り組みの一つであります。

したがって、町としてもこの内容については、初めてのケースであることから、これの使用料はどうすべきか、町との契約はどうすべきか、今きちっと対応しているというところでありますので、この点については十分町と、そしてこの事業を行う間の中で、契約に基づいて対応するということになるかと思えます。

○議長　　3番、青木照夫君。

○青木照夫　今、町長の答弁をいただきましたが、やはりこれは積極的に町が携わるべきだと思います。それは最初に一般質問で述べましたように、山梨県の道志村では、人口2,000人で、予算額が20億、その中で4億円をこの情報端末機に使って運用されて、いろ

んなかたがたに手助けをされている自治体が実際にもうあります。その中で伺いたいのは、今、事業者がケーブルテレビである町である、ケーブルテレビの事業者は町であるということですので、現在、NPO法人が4,000万円という補助を総務省からいただいたということで、その中身については別としても、始まりとして300台ということをお聞きしております。それは、300台を無料で提供して、どういうかたがたに優先的にされるかは存じ上げませんが、申し込み順になっているのか、また高齢者のどういう形になっているのかかわかりませんが、そこで町としての見方として、300台ではなくて、さっき申し上げたいろんな電子回覧ということを考えれば、むしろ公共性、公平性、平等を考えたら、西会津町全体にタッチパネルを無料で配布して、むしろ話はちょっとそれで失礼かもわかりませんが、毎週1回回覧板を渡したり、チラシを渡したり、そういう手間も省けるのではないかと思います。そういう中において、ぜひともこれは積極的に取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ心配事があります。今、さっき私は、セブンアンドアイホールディングというのが、大企業がありますが、その事業の、例えば、たぶんそういうことはありませんが、町のケーブルテレビ網を使って何かをしたいと参入した場合、いろんな問題が出るのではないかと。それに関して町では、規約や条例なりつくっておいて、いろんな面でセーフティをしていかないと、いろんな面で支障があるのではないかと危惧するものがありますが、今後のあり方について、もう一度町長に伺いたいと思います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　町も20数億をかけて光ケーブルを完了いたします。これをただ光が入ったからということでなくて、これによって、これから将来のまちづくりにどう活かすかという課題もまた出てきたというふうに思っているところです。ですから、今ほど良いご提案をいただきましたけれども、これを利活用した新たな、こうした電子回覧とかということも一つの方法であるし、もう一つは、携帯電話も今は相当大きな鉄塔を建てて、何億という事業費でありますけれども、この光ケーブルを利用することによって、その携帯のエリアを拡大していく。小規模のエリアでも拡大していくことができるという、新たな利用方法もございます。あるいはまた、この光ケーブルを容量拡大によって、都市部とのそうした情報通信の格差の解消によって、また事業もできるだろうと。こういういろんな形でこの光を使っていただくということが必要かと思いますので、十分にこうした対応も町として考えていきたい。

同時に、これを利活用する場合においては、町が事業主体となるもの、あるいはそうではなくて業者が参入してくるもの、これはしっかりとこの辺のところについては、町としてもこれから、この契約の内容とか、あるいは利用状況によって、利用料はどうするのかという、そういうシステムもちゃんと町として作っていかなければならないと。したがって、今そういった取り組みも進めているところでございます。

○議長　3番、青木照夫君。

○青木照夫　最後に、これはご答弁いりませんが、町長が今言われたように、前向きなことでいろいろご判断させていただきたいと思います。最初のデマンド方式のことでも、それで街中を走らせてもらうということで、今、町長が先頭、また声を掛けて街中再生プロ

ジェクトをせっかくやっていたらいいから、そういう中でも、ぜひデマンド方式、また今の端末をぜひ取り入れて、高齢者なり、また活性化を期待したいと思います。

以上で終わります。

○議長　　4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆　　4 番、荒海清隆でございます。私の前に登壇された皆さまがた、今回の大震災に対して哀悼の意を表されておりますが、私も気持ちは一緒でございますので、省略をさせていただきたいと思います。

早速でございますが、私の一般質問に入らせていただきたいと思います。今定例会に通告しておきました数点についてお伺いをするものであります。

町は昨年、西会津町総合計画を策定しました。この計画は西会津町が目指す町の将来像と、それを実現していくためのまちづくりの取り組みを定めたものであります。西会津町総合計画には、みんなの声が響くまち西会津を基本理念として、心豊かな人を育むまちづくり、そして豊かで魅力あるまちづくり、人と自然にやさしいまちづくりの三つの大きな柱からなっております。

その三つの中の一つで、豊かで魅力あるまちづくりの中でうたっている、農業の振興策についてお伺いするものであります。また、商業、工業、観光業の振興についてもお伺いをいたします。

次に、人と自然にやさしいまちづくりについては、西会津町総合計画の 3 本の柱の一つであり、文字通り町民の健康づくりから、医療、福祉の充実や道路網の整備と快適な環境づくり、安全安心なまちづくりを推進していく大きな柱であります。

そこでお伺いをいたしますが、その具体的な内容をお伺いいたします。

続いて、道路網の整備と除排雪についての具体的な振興策をお伺いいたします。

最後に快適な環境対策についてお伺いをいたします。

以上で私の一般質問ですので、よろしくお願いいたします。

○議長　　農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長　　4 番、荒海清隆議員の農業の具体的な振興策についてのご質問にお答えいたします。

町では、西会津町総合計画の「豊かで魅力あるまちづくり」を目指し、町農林業の振興を図っていくため、担い手の育成や、農業経営の改善、農林産物の産地化等を重点施策として各種事業に取り組んでおります。来年度の具体的な取り組みとしましては、はじめに、担い手の育成と集落営農組織への支援であります。本町では、農業経営を確立するため水稲と園芸作物等の複合経営を推進しており、耐雪型パイプハウスリース事業を計画的に実施しております。今年度まで町全体では、施設園芸用のハウス 99 棟、菌床きのこ類のハウス 10 棟を整備し、規模拡大を目指す専業農家や新規就農者などが積極的に活用しております。この事業により農業経営の改善や農林産物の産地化にもつながることから、継続して取り組んでまいります。来年度は、施設園芸用のハウスは町内全体で 100 棟を超えることから、さらなる生産性の向上による農業所得の増加につなげていきたいと考えています。

また、地域農業の安定維持のためには、集落営農への取り組みは重要であり、担い手へ

の農地集積や農業機械の共同利用なども含め、営農改善団体や法人化についても集落と話し合い農業を地域全体で守っていく取り組みを引き続き進めてまいります。

次に、新規就農者への支援につきましては、来年度は、町外からの移住就農や町内非農家からの就農希望者を対象に営農研修費などを支援する町独自の新規事業であります「新規就農者あんしんサポート事業」を実施することとし、町農林業を担う新たな人材を確保していきたいと考えております。

次に、農林産物の産地化・ブランド化の推進と加工品開発については、JA青年部の芋焼酎づくりやミネラル野菜をつかったスイーツづくりなど、さまざまな取り組みが始まっております。今年度からは町の新たな事業として、「農林産物等加工研修会」を開催しており、28名の受講生が熱意をもって研修を受けられておられます。来年度は実践的な内容を中心により研修を充実させ、加工品開発に取り組む町民の支援を積極的に行なってまいります。

このほかにも、水田農業につきましては、本年度から始まった「農業者戸別所得補償制度」が畑作物にも対象を拡大して本格実施されることとなります。農業経営の安定のためにも制度への加入を推進してまいります。

今後も農家の皆さんとともに、各種事業に取り組み農林業の振興に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 4番、荒海清隆議員のご質問のうち、商業、工業、観光業の具体的な振興策についてのご質問にお答えいたします。

議員もご承知のとおり、町の振興策につきましては、西会津町総合計画に基づきながら、各種施策を実施しております。

はじめに、商工業の振興についてであります。商業団地未分譲区画の整備の推進や新たに実施いたします「企業支援事業」、「生活環境づくり支援事業」などにより、本町の商工業の活性化に向けた支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、観光の振興についてであります。現在、町では交流人口の増加による地域の活性化を重要施策の一つに位置付けております。今年度、総務省の「地域力創造アドバイザー事業」の採択を受け、㈱JT Bの清水常務取締役をアドバイザーにお迎えし、町全体の観光振興に係る指導を受けてまいりました。その指導により設置いたしました「若者まちづくりプロジェクト会議」は、町内の若者約50名が6グループに分かれ、特産品の開発をはじめ、遊休施設の利活用など、テーマごとの活動を行っているところであります。このプロジェクト会議は、地域の活性化、さらには人材の育成の観点からも、大いに期待できることから来年度も引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、交流人口の拡大と地域の活性化を図ることを目的として設立されました「西会津元気グリーンツーリズム協議会」につきましては、平成24年度からの本格的な受け入れを目指した取り組みを強化していくことから、町としても積極的に支援してまいりたいと考えております。

このほか、飯豊山、銚子の口、安座のオトメユリなどの観光施設の整備につきましても、計画的に実施し、観光の振興に努めてまいりたいと考えております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 道路網の整備と除排雪の具体的な事業内容についてのおただしにお答えいたします。

まず道路網の整備であります、西会津町縦貫道路等の幹線町道の整備を引き続き進めてまいります。集落内道路についても、近年交付金事業の対象となるようになったことから、集落内道路の整備についても進めて行きたいと考えております。

具体的には、住宅の戸数や緊急性、工事の難易度及び用地の確保等を総合的に検討した上で、町の実施計画に盛り込み、年次計画による事業実施を行っているところであります。

次に除排雪事業の内容であります、今年度においては、町有機械 15 台、業者委託機械 29 台で町道 147.6 キロメートル国県道 17.3 キロメートル合計 164.9 キロメートルを除雪しております。また大型除雪機械での除雪困難な町道につきましては、町で保有しております小型除雪機械を地域ぐるみで自主的に除排雪を行う団体に貸し出しまして、町道の除雪に取り組んでおるところであります。貸し出しにあたっては、団体よりの申請により、町が町道の状況などを勘案し貸し出しを行っております。平成 23 年度予算に新たに 3 台の小型除雪機械の購入を計上しているところであり、今後もこの体制の強化充実を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 4 番、荒海清隆議員の環境対策についてのご質問にお答えをいたします。

今日の環境問題は、水質汚濁や大気汚染といったものから、地球温暖化防止に代表される地球規模での問題となっています。また、人間と動物が自然の中で共生できる良好な環境は、私たち一人ひとりが、循環型社会の形成に向け、できることから実践していくことが必要となっています。その対策の柱となるものに、ごみの減量化と資源確保に向けたリサイクルの推進があります。

町はこれまで、クリーン推進員のかたがたの協力と町民の皆さんの理解をいただきながら、資源確保に向けたごみ分別の徹底と、可燃ごみの減量化、特に生ごみの減量化へ積極的に取り組んでまいりました。生ごみを減量化する方策としては、生ごみ処理器やコンポストの購入に助成を行うことで、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化し土に帰すことを進めてきました。しかしながら、可燃ごみに占める生ごみの割合は、まだ 2 割程度を占め、可燃ゴミの減量化のためには、さらに減らしていく必要があります。生ごみ減量化への新たな取り組みとして、生ゴミから有機肥料及び飼料を製造し、それを販売しようとする民間事業者からこのほど申請があり、運搬及び処理について許可をいたしました。

町としては、ごみの減量化が図られることはごみ処理経費の軽減にもつながることから、円滑に事業展開が図られるよう、必要な都度、指導、助言に努めていく考えであります。

いずれにいたしましても、廃棄物処理については、今後とも、町民、事業者の協力のもと、再資源化と減量化を推進してまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 人と自然にやさしいまちづくりについての、その中で医療体制の整備についての具体的な内容をお願いしたわけではありますが、これはないんですか。

あと、集落支援制度の具体的内容について。

○議長 暫時休議します。(14時18分)

○議長 再開します。(14時23分)

4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 大変申し訳ありませんが、ただいまの通告はしておきましたんですが、通告書を読み上げるというんですか、それを忘れてしまいましたので、再度一般質問をさせていただきますと思います。

○議長 ただいまの荒海清隆君の申し出に対し、許可いたします。

4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 議長の特段のご配慮をいただきまして、再度登壇させていただきます。

人と自然にやさしいまちづくりの中で、医療体制の整備の具体的内容ということを1項目忘れて質問いたしましたので、このことについてもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 4番、荒海清隆議員の医療体制の整備についてお答えいたします。具体的な内容ということで、大きなものでございましたので、事前に若干荒海議員に内容を聞いておりますので、その内容で答えさせていただきます。

一つは整形外科の医師の問題、もう一つは医薬分業ということでございましたので、それについてお答えを申し上げます。

西会津診療所では、平成13年9月より週2回、火曜日、木曜日の午後に整形外科診療を行ってまいりましたが、医師の都合によりまして3月31日をもって整形外科診療を終了することとなりました。なお、現在委託しております整形外科医院で、4月からバス送迎対応を行うとのことであります。

次に町では、薬による事故防止やきめ細かな服薬指導を効果的に行うために、医薬分業を本年10月1日を目途に実施する計画であります。調剤薬局の選定にあたっては、高齢の患者さんなどの負担増にならないようなサービスを条件にしていまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 農業関係のことからお伺いをしたいと思います。

町長が説明しております町独自の取り組みとして新規就農者あんしんサポート事業については、1番、目黒一議員の質問にもありましたが、私からも再度お聞きしたいと思います。

一つは、現在、町、あるいは町外からの就農希望者は何人くらいいるのでしょうか。移住就農希望者の農地の確保、あるいは住宅等の確保はできているのでしょうかお伺いをいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 荒海議員の再質問にお答えいたします。

新規就農者あんしんサポート事業につきましては、具体的に何名町内にいるかということですが、現在町に相談に来られまして、町外から新規就農を希望されているかたが2名ほどおります。就農認定者に向けての相談を現在県とともに計画作りをしております。

(「聞こえない」の声あり)

○農林振興課長　現在、町外から町内に移住して農業をしたいというかたが2名いらっしゃいます。また、現在、昨年おいでになって、今後も継続して農業を取り組みたいということで、就農認定者の手続きを希望されるかたもいらっしゃいます。また、町内の非農家のかたが農業に従事したいというような希望を持って相談にみえられているかたもいらっしゃいますので、それらの皆さんと相談を進めながら、就農認定者の認定に向けて事務を現在進めております。

農地の斡旋については、近所のかたから農地を借り受けられるというかたもいらっしゃいますし、初年度はいろんな中核農家の皆さんのところについて、研修を積みたいというかたもいらっしゃいますので、それぞれのかたの計画内容によって支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　町に就農希望者がいるということは、大変心強いことでありますので、ぜひその事業が進むように町当局としても努力をお願いしたいと思います。

次に、パイプハウスの導入の件でございますが、パイプハウスの導入は順調に進んでいるようでありますが、菌床栽培用のハウスの希望者はどの程度あるのでしょうか。

○議長　農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長　昨年、町の事業で募集をかけまして、昨年で10棟整備をしておりますが、この募集の際にも要望数に達していなくて、リース事業を実施できなかったかたがいらっしゃいます。また新たに今やっているかたで規模拡大を目指しているかたもいらっしゃいます。それと同時に新規でおいでになって、菌床栽培に取り組みたいというかたもいらっしゃいますので、今年度、23年度3棟予算に計上しておりますし、先日行われました臨時議会の補正予算で2棟、予算要望しておりますので、新年度になってから5棟の募集をかけていきたいと考えております。

○議長　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　菌床のほうも順調に伸びているというようなことで、大変明るい希望が持てるのではないかと考えておりますが、菌床の作る設備、その設備が追いつかないというような話を聞くんですが、そういう点はどうか。

○議長　農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長　菌床培地の施設の件なんですけれども、現在の設備内容では、最大10万菌床の製造が最大の数量となっております。先月の補正予算の際に、培地製造の施設整備のために町として300万円の補助金を計上しております。組合として20万菌床の生産可能な施設に改修を図っていききたいという要望がありますので、それが実施終了すれば20万菌床の製造が可能となりまして、今年度の倍の生産が可能となりまして、1億円を目指していた菌床シイタケ生産組合の皆さんの目標はほぼ達成しておりますので、今後は2億円の産地づくりを目指して取り組んでいる農家の皆さんががんばっていくということで、声を町として聞いておりますので、町も一緒になって支援をしていきたいと考えております。

○議長　4番、荒海清隆君。

- 荒海清隆 菌床も順調に伸びていて、そこでまた組合としても菌床を作る施設を大きくしたいということ、そこに補助をするということで、補正ですか、それでこの施設は来年あたりはできるということですか。
- 議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- 農林振興課長 現在組合のほうでは、法人化を目指してその取り組みも同時に進めておりますので、それが確定次第、その事業着手にかかっていきたいということです、4月か5月以降には事業が実施される予定です。来年度秋の生産には間に合うように事業を進めております。
- 議長 4番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 組合でも法人化を目指してやっているというようなことから、ぜひ町としても応援をして、2億円のキノコ栽培ができるように応援していただきたいと思います。
- 次に、農産物の加工施設についてでございますが、町では23年度もこの研修を通して、加工品開発に取り組む町民を支援していくと言っておられるわけですが、この本体、加工場の本体の開設はいつ、どこで、どのような加工場の開設を考えておられるのでしょうか、お伺いをいたします。
- 議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- 農林振興課長 加工場の施設整備については、今年度から始めました加工研修の中で、皆さん本年度は基礎知識的な勉強と、何回かの実習をしております。さらに23年度は、自分たちが実際に取り組みたいと思うものを具体的な形にしながら、その試験販売までを行いながら、その商品が消費者にとって受け入れられるものか、販売の可能性があるものかなどを、実際の取り組みの中で計画をつくっていききたいということで、できれば24年に、もし皆さんがそういう、自分たちが作ろうとしているものが商品として販売のルートに乗っていけるということが可能で、こういう施設が欲しいというようなことになれば、それぞれのグループでやる部分に、町がというふうに支援できるか、その辺の内容については、23年度1年間、計画期間、検討期間を持って24年度実施に向けて検討を進めていきたいと考えております。
- 議長 4番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 加工場開設に向けていろいろ取り組んでおられるわけですが、この加工場開設は、やっぱり同時平行的に進めていかなければ、加工の施設の研修だけやっていたんでは、やる気がそがれてしまうというか、そんなふうに感じるんですが、もう少し早く開設に向けて、そういうことはできないんですか。
- 議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- 農林振興課長 荒海議員のご質問にお答えしますが、具体的に加工場を造るには、何を作るかによって、その加工施設の許認可関係で施設の内容が変わってきます。今年1年、23年度1年間、各地域においても自分たちで実際試験販売をしたいという動きも出ておりますので、それらと加工研修を通して、自分のやっていくものを決めて、それからどういう施設が必要かということになるかと思っておりますので、建物と平行というのは、ちょっと具体的な点でまだ詰めていない段階で施設の整備というのはちょっと無理なことだと思いますので、これから具体的に建物の施設内容についても検討を進めていきたいと考えてお

ります。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうすると、加工場というのは、24 年度に向けて進んでいるということですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 具体的な動きは 24 年度に、こういう形でしたいというのが、たぶん出てくると思います。それは自分たちでこういう形でやりたいのか、それともこういうところを、町としてこの部分を支援して欲しいというような、そういう、この施設をこういうふうに町で整備してくださいということではなくて、この事業をするためには町の施設整備が必要なのか、自分たちのある施設を利用してこういうことができるのか、そういうことになるかと思うので、今の段階ではっきりしたお答えはできませんが、それらを詰めていく期間として今年度 1 年間、23 年度、時間をかけていきたいということです。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 課長のご答弁ですと、あくまでも 24 年度は、町では造るのではなくて、希望者によって立ち上げるかどうかの意味のように聞こえるんですが、それでいいんですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 施設の整備については、自分たちが何を作りたいのか、どういう形でそれを運営していくかというのが一番大切なことだと思います。その辺をよく取り組もうとする皆さんと町と、話し合いを進めながら、その形を決めていきたいと考えております。

○議長 4 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 加工場の件については、まだはっきりした答弁をいただくことはできないようですが、それはさておきまして、次に移りたいと思います。

有害鳥獣の対策についてであります。もう少し有害鳥獣に対して、町が本気になってやっていたかなければ、なかなか解決できないことではないかなと思いますが。

○議長 荒海議員、今の質問はどこに入っているんですか。

○荒海清隆 農業振興の中に。

○議長 農業振興と鳥獣駆除について。

○荒海清隆 その中に入っているんです。何かおかしいですか。

○議長 あなたの通告書には鳥獣駆除なんて入っていないと思いますが。

○荒海清隆 農業の振興策です。

○議長 農業の具体的な振興策の中に入っているということですか。事前に聞き取り調査やったんですか。

こんな中からどれどれなんて引っ張り出すのは、引き出しがないと。やっぱりこの引き出しから出してくださいとやっておかないと、答弁もしにくいでしょう。ポンと急に言われても。

農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 農林業振興の中で、有害鳥獣対策というのは、農林業振興と同じくらいに町にとっては大切な事業であると認識しております。今までも、他町村と比べて、西会津町はあらゆる対策を取って進めてきましたが、これを完全に断ち切る決定的な対策は現

在のところはありません。ただ、今まで取ってきた対策を継続して行っていくこと、あとは町民の皆さんとともに行政ができる部分、それから町民の皆さんができる部分、あとは国県等の補助を使って環境の整備をしていくこと、そういうことを一体的に取り組みながら、継続して23年度も取り組んでいきたいと考えております。

具体的には、町の個別の事業もありますし、県の森林環境税を使った里山整備などを利用しながら、23年度も継続した事業の取り組みを推進していきたいと考えております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 大変難しいことはわかってはいるんですが、国県の交付金頼りだけではなくて、もう少し町独自の取り組みがあつていいのではないかとこんなふうに思っております。例えば猟友会による週1回の見回りですか、捕獲ですか、それを毎日行うというようなこと、徹底的な捕獲、捕殺、それをしないことには、サルは増えるばかりですから、そういうことも考えていただきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 荒海議員のご提案なんですけれども、毎年収穫が終わった時期に、町民の皆さんに被害状況のアンケートを行っております。今年度もアンケートの中で、そういう要望もありましたし、現在行っている対策が大変効果を現しているもので、引き続き週1回のパトロールをお願いしたいという声もありますので、今回いただいたご提案も参考にしながら、23年度はより効果のある事業の推進を図っていききたいと思います。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町でも一生懸命やっておられるということは分かるんですが、それで今年度の実績をちょっとお伺いしたいんですが。捕獲の実績です。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 昨年はサルについては60頭以上捕獲をしております。被害額については、21年度と比べて多少被害額が増えているんですけれども、全体的に減っている中で、特に新郷地区でキュウリ被害が増えたということで、単価の高い作物の被害額が多かったということで、町全体では被害額が一部増えています、町内全体でみれば減少している地区が多い状況です。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今年のサル捕獲は60頭ですか、一昨年は90何頭というような実績があつたというようなこと、私の記憶に間違いなければなんですが、どうなんでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 90頭というのはないと思います。課でつかんでいる中では今年度が一番多いということで認識をしております。保護管理計画の中で、町内11の群で700頭のサルが生息しているということで、サルの自然減少の分200頭を捕獲頭数ということで計画をして、随時捕獲にあたっております。捕獲隊の皆さんのご協力によりまして、今年度も200頭には至りませんが、確実に捕獲作業が効果を上げております。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 700頭いる群の中で60頭ですから、1割にも満たない捕獲ですよ。もっと徹底的にやっていただかないと、サルはまだまだ増えるばかりです。この辺もっと農家の

人たちの気持ちになって、本気になってやっていただきたいと思います。そのためには、やっぱり週1回よりも、毎日、ローテーションでもいいですから、そういうものを組んで、町独自にやっていっていただきたい、そんなふうに思います。町長どうでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　先ほどいいましたように、町としては、この鳥獣対策会議を開きまして、クマ、そしてサル、それからニホンカモシカも出たと、それからイノシシ。失礼いたしました。

ニホンカモシカは取り消しさせていただきますが、いろいろ動物が出ておりまして、被害も相当額になっております。特に最近、新かにクマハギという、相当年代になって、伐期の来ているいいスギノキが、皮ごとばかされてしまうという状態で、その対策もこの前の林業の研修会の中で、いろいろと先生で説明をしていただいたところであります。

そうした中で、特にサルの問題については、先ほど課長から言いましたように、11群団、700頭、町計画で200頭の捕獲は可能だという計画を県に提示しておりますけれども、なかなか猟友会の皆さんに、これそのものをお願いをするということは、なかなか困難なものであります。特に猟友会の皆さんも、異口同音に言っておりますが、まず猟友会の組織自体が、やはり高齢化しているということと、もう一つは、これから後継者がいないということでもあります。これは西会津だけではなくて、今、喜多方広域圏の中で、そのことも課題になっておりまして、県のほうにもその旨申し上げているところでありまして、今回、射撃場、これの整備をしていただきたいと、こういうこともありまして、町としてもこの段階で、これの補助金を出しているところでございまして、なかなか非常に猟友会のこれからの育成ということについても、十分検討しなければならないという課題がありますから、そういったことも含めて、猟友会の皆さんと、いろいろお話し合いをしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

何せ猟友会は町の下部機関でもございませぬので、町から丁寧にお話をしながら、協力をいただいているということでもありますので、よろしくお願ひしたいと申します。

○議長　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　こういう鳥獣害対策については、大変一生懸命やっている集落があります。その集落で困ってしまったということで、通称ロケット花火、そういうのを町でちょっと援助してもらえないかというような話をしたそうです。それで、課の人がいって、予算がないからと却下されたそうです。そこに町長さんがおいでになって、そんなことはあるはずがないと、町長がそれなら俺が取ってやると、それで町長がいったら、やっぱり駄目だったと。町の財政は今、ロケット花火10本買ったっていくらになるんですか、56億予算を組んだなんて威張っていたって、そういうこともできないようでは、何もならないんじゃないんですか。事実だったら大変なことじゃないんですか。もっと真剣に考えていただきたいと申します。

（「議事進行」の声あり）

○議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　答弁側に加勢するわけじゃないんですけれども、通告書を見ても、農業の具体的な振興策はであって、今の4番の質問と全然関係ないと思うんですよ。あなたは有害駆除についてと具体的な通告をしなければ答弁しようがないでしょう。そういうことは

きちっとあれしてもらわないと、集約してください。

○議長　だんだん時間ですので。

町長、伊藤勝君。

○町長　ロケット花火や、これに付随するいろんな備品とか、あるいは具体的に町が鳥獣で住民のかたがたが必要とするところについては、これは予算がないなんていうことは私は言いたくありませんし、これからその備品や必要な物については、十分に対応するような、そんな指示をいたしたいと思います。

○議長　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　実際にそういう話があったもので、12番から通告外というようなことかもしれませんが、農業にとってはこれ一番深刻な問題なんですよ。もっと考えてください。具体的に出すように言いましたので、私はすべて農林課長さんはじめ、町側はこのくらの答弁はおできになるものと考えておりました。

最後にですが、商業の活性化振興策なんですけど、町はJTBのアドバイザーを頼んでやるということなんですけど、そのアドバイザーというのを頼まないと、町の観光は発展しないのでしょうか。振興策はできないんでしょうか。もっと自前のまちづくり、観光づくり、こういうことを考えれば、できないことはないと思うのですが、商工観光課長、お願いします。

○議長　商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長　アドバイザーのご質問にお答えします。

ご質問ではアドバイザーを頼まないと、町の観光振興は図れないかと、そういったご質問でありますけれども、昨年、JTBの常務取締役をお迎えしまして、さまざまな団体等と意見交換をしながら、町全体の観光振興を考えましょうということで昨年実施いたしました。町の観光振興はあくまで、町にいるかたがやらないと振興になりません。アドバイザーのかたが来ていろんな意見交換をして、町の観光の振興を図るための一つのきっかけができたと考えております。

町の人が当然観光振興をしますけれども、その進め方についてアドバイスをいただきながら、より良い振興を図ってまいるということで、今回23年度も指導をお願いするということで予算を計上いたしました。

○議長　4番、荒海清隆君。

○荒海清隆　課長のご答弁、わかるんですが、町には観光協会、観光協会は町長が会長ですよ。村の観光課としても一つの課として独立してきた、こういう点からも考えて、なにもアドバイザーじゃなくても、町全体で考えてやっていくことが何よりも観光開発につながるんじゃないかと、そんなふうに思いますので、時間にもなりましたので、その点をお願いして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　暫時休議にします。(15時01分)

○議長　再開します。(15時15分)

議長を交代します。

(議長交代)

○副議長　議長を交代しました。

7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 7 番、五十嵐忠比古でございます。通告にしたがいまして一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、このたび3月11日2時46分ころ発生の中越後地震を震源とする地震については、多くのかたがたが犠牲になり、被害に遭われたかたがたにお見舞いを申し上げます。

さて質問に入ります。地上デジタルテレビ化に伴う廃テレビ処分についてであります。アナログ放送は平成23年7月を持って終了し、地上デジタル放送に完全移管となりますが、これに伴い、各世帯では地上デジタルテレビへの買い替え対応で廃棄テレビが発生します。廃棄テレビは家電リサイクル料金の適用範囲で、大きさにも異なるが1台につき1,785円から3,795円のリサイクル料金の支払が必要です。また、廃棄テレビの適正処分は不法投棄防止の観点からも大変重要と考えております。また、全町的に買い替えが進む中で、各世帯への負担軽減策として廃棄テレビの処分に対しまして、町として助成する考えはないか伺いをいたします。

2点目でございますが、小学校5・6年必修となる外国語活動対応についてであります。まず小学校5・6年生であります。必修となる外国語活動、英語について4月から導入実施されますが、新聞掲載の世論調査結果によると、学級担任の68%が指導に自身がなく、62%が負担を感じているとされています。背景には研修の不足、教材開発や準備の時間不足をあげております。

本町の場合は、現在専門教員2名が教えているが、町内各小学校の5・6年生の外国語指導の方針について考えをお伺いいたします。

以上で私の質問といたします。

○副議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 7 番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、小学校における外国語活動についてのご質問にお答えいたします。

議員ご承知のように、小学校では平成23年度から新学習指導要領が実施され、第5学年及び第6学年において外国語活動が必修とされました。これは、現代社会や経済のグローバル化の急速な進展、あるいは中学校や高校でのコミュニケーション能力を高めるため、小学校段階での外国語教育の重要性が高まっていることや、現在でも多くの小学校で英語活動が取り組まれておりますが、各学校の取り組みには相当のばらつきがあり、教育の機会均等の確保や中学校との円滑な接続等の観点から、国が共通の指導内容を示すことが必要であるとのことから、小学校第5学年及び第6学年に必修とされたところでございます。

また、新しい学習指導要領におきましては、外国語活動の目標として、言語や文化に対する体験的な理解や積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませ、コミュニケーション能力の素地を養うこととしており、本町におきましてもこの指導目標に沿って、児童の指導にあたることとしております。

本町の外国語指導の方針についてのご質問であります。本町では、昭和62年度から外国語指導助手等を採用し、保育所及び各小中学校で外国語指導助手等と連携しながら、英語教育を実施するなど、国際理解を深めるとともに、英語に親しみ、コミュニケーション

ン能力を高める語学教育を実施してまいりました。

さらに、平成 23 年度の外国語活動の必修化に向けまして、平成 21 年度より、小学校 5 学年、第 6 学年におきまして事前の準備として、英語ノートや音声教材等を用いた授業を実施してまいりました。また、町内の先生がたで構成される町教育研究会では、平成 21 年度に各小学校の教諭、中学校の英語教諭、外国語指導助手等で「外国語活動委員会」を立ち上げ、児童への指導方法や教材研究などの検討や研修会を実施するなど、必修化に向けての対応を図ってまいりました。これはいわゆる経過措置というものでございます。

教育委員会といたしましては、外国語活動必修化の趣旨や目標を踏まえ、町教育研究会や小学校、さらに中学校や外国語指導助手等との連携を図りながら、先生がたが安心して、円滑に授業が実施されますように支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 7 番、五十嵐忠比古議員のテレビの処分に関するご質問にお答えをいたします。

ご承知のように地上波のテレビ放送は、本年 7 月 24 日をもってアナログ放送が終了し、デジタル放送に完全移行されます。このため、現在アナログのテレビで視聴されているご家庭でも、デジタルテレビへ買い替えが進んでおります。この、デジタルテレビへの買い替えに伴いまして、ご質問にありました不要となったアナログテレビを処分する際には、リサイクル料金の負担が発生することになります。リサイクルの制度は、消費者がリサイクル料金を負担することにより、適正にリサイクルが行われ、廃棄物の減量と資源の有効な利用が図られるためのものでございます。

現在、アナログテレビからデジタルテレビへの買い替えにあたっては、リサイクルを条件に「エコポイント」を取得できる仕組みとなっています。このように、一人ひとりが適正な料金を負担していただくことで、責任をもってリサイクルをしていただくことが基本でございます。したがって、不要となるアナログテレビのリサイクル料金については、個人の責任において負担していただくことが大切であると考えますのでご理解いただきたいと思います。

○副議長 7 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまそれぞれ説明をいただきましたが、1 点ほどお伺いいたします。地上デジタルテレビ化に伴う廃棄テレビの処分についてであります。これは 1 台、大きさによって値段が異なっておりますが、今景気が悪い中で、各家庭は家計に負担になると思いますので、その軽減の意味からも私は質問しておりますが、1 台について 1,000 円でも負担いただければと思いますので、その辺の考えをお伺いします。

○副議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 このテレビに限らず家電製品につきましては、リサイクル法に基づきまして、基本的にリサイクルをするということで、資源の有効活用を図ることになっております。今回、テレビということで、テレビの処分料については、議員もお話されましたように、メーカーや大きさによりまして 1 台 1,785 円から 3,795 円ということで処分料がかかります。これにつきましては、基本的には個人個人が責任をもってリサイクルをしていた

だくというのが原則でございまして、これはテレビに限らずほかの家電製品においても同じこととさせていただきます。

議員が申されますように、こういう時代でございますので、いくらか助成をというような声も大変理解できますが、基本的にはほかの家電製品と同じように適正にリサイクルをしていただきたいというふうに考えております。

○副議長　　7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　　だいたい理解はできましたけれども、本当にこれもし処分料がなくて、山になんか捨てたりしたら、またせつかく町で廃棄物回収した中で、またごみが出て、これは環境上良くないと思いますので、その辺の観点から私は質問をしております。各町村で、この前、新聞に掲載していた中では、実施している町村もあるみたいですが、その辺の観点からお伺いします。どうしても本当に駄目という、エコポイントもありますけれども、処分料だってなかなか大変ですよ、各家庭で2台から3台くらいはあるかなと、私の判断からして。なお、またそういう観点から再度どうですか。

○副議長　　町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長　　議員もおっしゃいますように、不法投棄ということで、このテレビに限らずうちの町も、昨年、今年と不法投棄について調査をしながら、その所有者を確認しながら、どうしてもわからない物は町のほうで回収をするということでやってまいりました。その中で、やはり多かったのは、タイヤとかそういうのが多かったわけですが、中にはやはり家電製品ということで、冷蔵庫、こういうテレビも中にはございました。やはり町をきれいにするためには、決してやはり不法投棄をしていただくということは誠にまずいことで、町としても、県では不法投棄の監視員ということで、監視員をおいて回っているわけですが、いかんせん1人ということでございますので、町としても昨年、一昨年と、その調査をしながら同時に監視をすることも続けてきました。また、県に申し出をして、監視のカメラ、また看板などいただきながら強化をしているところでございます。

このリサイクルについては、やはりほかの家電製品と同じ取り扱いでございまして、やはり不法投棄の防止にもつながるといふご意見も大変分かるわけでございますけれども、基本的には個人で負担をしていただいて、リサイクルという全体的な中での大切なことでございますので、よろしくお願いしたいなというふうに思っております。

○副議長　　7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　　次に町長にお聞きしたいんですけれども、先ほども答弁の中で、課長との話の中で、エコポイントという話がありますけれども、ただ買う家庭、本当に景気が悪い中で、その負担というのは本当に大変ですよ。なおその補助できるかできないか、町長の考えをお聞かせください。

○副議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　議員のご提言については、非常に理解をしているところであります。私としてもこういう考え方に立つ、あるいは立って対応している町村の実態、これはどこからきているのかなと、こういうふうにしてちょっと調べてみました。飯館村で行っています。ここは具体的に言いますと、すべて一般の村外から買ったものとか、すべてそれを全部対応しているということではなくて、村内の電気メーカーとの関係で、買えばこのエコポイント、

あるいはこういう対応をしますよと、つまり村内の経済効果というものも含めながら、この対応を取っているということでもあります。本音かどうかは分かりませんが、一つはそういうところも絡めていて、やはり今回、切り替えの時期だというときには、それは村内の電気メーカーさんから、村内の中から買い替えて欲しいと、それがイコール経済効果とも結びつくし、そしてこれは不法投棄ということの防止にもつながってくるのではないかなという制度の中で取り組んだのかなというふうに思っているところでございます。

そこで、町としてのこの効果そのものについては、非常にこれは不法投棄の面からすればいい考え方かもしれませんが、このところについては、先ほど議員も質問の中で言われておりましたけれども、エコポイントの対応、それから取り引きしている業者間と個人との関係の中で、やはりこういった問題についてはきちっと話し合いをしながら、どちらで、そのサービスの中で対応してくれないかというようなことも含めながら、これはリサイクル法で本人負担をしなければならないということは決まっているんです。しかし、そういうことも含めながら対応していただければなど、結果的には個人的な買い替えについては、自分自身で責任を持って行うという一つの方針は、やはりここで崩すべきではないのかなというふうに思っているところであります。

○副議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 質問を変えます。

外国の英語についてですけれども、教育長にお伺いいたします。英語ノートや音声教材を用いて指導していると答弁の中で、週何回、小学校とか保育所に行って指導しておりますかお伺いします。

○副議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 小学校の1年から6年までにつきまして申し上げますと、5年生と6年生は平成21年と22年度が、23年度に実施されます新しい学習指導要領の移行期間でございます。国の指導によりまして、新しい学習指導要領の年間の必要時数、具体的には1週間に1時間、年間35時間でございます、5年生も6年生も。それから1年生から4年生までは、学年のばらつきがございますけれども、だいたい平均しまして年間15時間前後を指導してきたかと思えます。そんな実態でございます。

保育所さんについては、これも小学校1年生と同じようなところまではいかないかと思えますけれども、回数的にはもっと減るかもしれませんが、お二人の外国人、英語指導助手、外国語指導助手、または国際交流員の二人の先生にご協力をいただいて、ご指導いただいているところでございます。

○副議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 そうすると保育所は、外国語指導助手に指導してもらっているのでしょうか。

○副議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 保育所につきましては、直接的には私どもの所管ではございませんけれども、教育という関連で申し上げますと、先ほどお答え申し上げたような実態かと存じます。

○議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 教育長にお尋ねいたします。今後、指導方針について、こういう方法で

やっていく方針で、教育委員会としてはこういう方針で今まで通りやっていく方針ですか。

○副議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ご答弁申し上げました内容の通りでございます。先ほど小学校の先生で大変不安に思っているとかという新聞記事の引用に基づくご質問賜りましたけれども、確かにおっしゃるとおりでございまして、全国的にみますと、そのような実態がございます。

おかげさまで本町におきましては、当時から町当局、そして議会の皆さまの深いご理解によりまして、これだけの、あまり大きくない町でございすけれども、外国語指導助手とプラス国際交流員、2名の英語の先生を任用していただいているところでありますので、他の市町村にはまったく引けを取らない、内容豊かに実施できてきていると、それだけの素地は十分に備わっていると、こんなふうを受け止めているところでございまして、先ほどご答弁申し上げましたような方法で、23年度以降取り組んでまいりたいと思います。

○副議長 7番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 平成24年度には、小学校統合になりますけれども、統合になっても学力向上のためには、しっかりしたご指導をよろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○副議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 6番、渡部です。一般質問通告書に基づいて質問いたします。

その前に、昨年の秋から町の中心部にクマの親子が出没して、西会津町もいち早く有名となりました。また12月には降雪により、町を通っている国道49号線が麻痺して、車が300台以上もストップしたり、さらに西会津町の名をあげてきました。今年の1月には、豪雪のため、豪雪対策本部が設置されました。また、まだ記憶に新しいところですが、3月11日には、2時46分ころ、東北関東大震災が発生しまして、今までにない、マグニチュードが9.0という国内観測史上最大と言われております。世界でも4番目と言われております。それに対して町当局も、非常に大震災の支援対策本部を立ち上げましたことは、大変にご苦労さまでございます。

それから、その被災に遭った人も、大きな津波や建物倒壊、土砂崩れ、火災、それによって亡くなられた人にご冥福を祈りまして、それから被災された人は一日も早く私は立ち直ることを祈っております。

早いものでございます、伊藤町長の就任して1年間8カ月となりました。それによって町民の生活ははたして向上したでしょうか。平成23年度の当初予算も提出されました。私も最初は23年度の予算について質問を考えましたが、多くの議員の皆さんがさまざまな角度から質問されると聞きましたので、私は高齢化率がわが町の40%という高齢者の皆さんに対して、町はどんな福祉政策を実施して、どんなサービスを行ったかを、重複する箇所もあると思いますが、町民の皆さんがよく理解ができるよう答弁していただきたいと思います。わが町は、小中学生を除くと人口の半分を占めているのは高齢者の皆さんです。それでは、前置きはこのくらいにして質問に入ります。

高齢者の福祉政策について町長はどんなビジョンをお持ちですか、これが一番基本的なことなので、お尋ねします。2番目としまして、総合計画の中の実施計画の福祉の充実という項目があります。イ、高齢者福祉の推進。ロとして高齢者の生きがい対策。ハとして

障害者福祉の推進。二として地域の支援体制等について、具体的には何を推進して、どんな対策をして、どこの地域の支援をいたしましたかお尋ねします。

3番目としまして、県内の認知症は4万人いると発表されました。本町には認知症のかたは何人いますか。またどんな対策を考えておりますかお尋ねします。

それから4番目としまして、老々介護は社会的に今大きな問題となっています。例えばお父さんが、お母さんが介護して、あまりにも困ってしまって殺害とか、そういうケースも起きております。本町も老々介護の必要な高齢者が増えています。町はどんな対策を考えておりますかお尋ねします。

5番としまして、高齢者の一人暮らし、二人暮らしの生活実態を把握して、町は今どんなサービスを実施していますかお尋ねします。

6番としまして、これは昨年の12月、国勢調査の発表によると、町の人口は17年度では8,237人でしたが、平成22年度は7,362人と、875人の人口が減少しました。増減率は5年間で10.6%です。人口増加は考えられません。その新聞によると、日本全体が人口が減るばかりなんですよ、私は4年前ですか、そのようなことを、人口減少の歯止め対策を本気で考えていますか質問いたします。

それから7番目として、町の人口の2.5人に1人は高齢者のかたです。65歳になったら老人福祉教育が必要だと社会では言われております。なぜかという、私は12年前ですか、民生委員を1期と4カ月やった経験がありますので、これは必要ではないかなという考えで、町長はどういうお考えがありますかと、福祉教育の必要です。お尋ねいたします。

それから8番目としまして、新たに高齢者福祉政策に取り組んではどうかということです。例えば、検討会、審議会とかたくさんあります。それで今までの審議は、だいたい年齢者のかたが審議とか検討会の委員になっておりますが、これからは若い人を登用して、高齢者福祉はどうあるべきかということを若い人に問いかけることによって、自分が将来の姿を考えて、本当の意味での高齢者福祉の発想が生まれてくるのではないかと私は考えております。

質問は以上です。よろしく町民に分かりやすく回答をお願いいたします。

○副議長　町長、伊藤勝君。

○町長　渡部議員の高齢者等の福祉政策全般にわたりましてご質問をいただきましたが、私からは高齢者福祉政策についての町長のビジョンということと、そして人口減少の歯止め対策を本気になって取り組んでいるのかという2点についてお答えをいたしたいと思います。

町の高齢者福祉政策につきましては、基本的には町総合計画に基づき推進しておりますが、ビジョンとのご質問でありますので若干その所見等を申し上げたいと思います。

私は高齢者福祉とは与えられるものではなく、高齢者自らが自立して活動してゆくことができる地域・町をつくることだと考えております。その活動拠点づくりを目指して、今後まいりたいと考えております。そのためには、高齢者と若者とが地域の中で世代間の交流などを図りながら、地域全体で要援護者等を支えるまちづくりが必要だと考えております。そしてさらに、「働き」と「生産意欲」「生きがい」を備えた元気な地域社会を構築したいと考えておところでございます。

次に、人口の歯止め対策についてのご質問でございますが、本町の人口は、ご承知のとおり、昭和 29 年の合併当時の 1 万 9,293 人を最高に毎年減少し続けてまいりました。私は、町政の最大の課題は何かと問われれば、やはり「少子高齢化と人口の減少」であると考えております。議員もご承知のように、この課題に特效薬はなく、あるいは一朝一夕に解決する施策はありません。

町では、そのために基本構想・基本計画・実施計画に沿って経済や福祉、教育や文化などの施策を総合的に進め、生活の基盤を確保する中で、人口の増加を図るなど協働のまちづくりを進めているところであります。私は、人口減少の歯止め策のビジョンとして「若者が出て行くまちから住むまちに」を基本姿勢と考えております。そのため「住みよい環境づくり」として、住宅環境の改善のために、町の住宅団地造成の見直しを検討し、あるいは定住対策として、結婚した若者に対して 10 万円か、あるいは町営住宅使用料の 6 カ月免除を選択できる祝い金事業を創設したところであります。

さらに「特色と魅力あるまちづくり」としては、ケーブルテレビを活用した I C T 情報関連事業の推進や、農業新規参入サポート事業の創設などを設けたところでございました。また「地域づくりと交流人口の増加に向けた取り組み」として、若者まちづくりプロジェクトや元気グリーンツーリズム事業、若者出逢いの場づくりを、積極的に現在行っているところであります。これらの事業の相乗効果が現れ、人口歯止め策となるように、現在取り組んでいるところでございます。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○副議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 6 番、渡部昌議員のご質問のうち、町長が答弁した以外のご質問についてお答えをいたします。多くの質問がございましたので、一つずつ具体的に答弁をさせていただきます。

はじめに、町の基本計画の中の福祉の充実についてのご質問にお答えいたします。

一つ目の「高齢者福祉の推進」につきましては、高齢者が住みなれた家で安心して生活するために各種事業を行っております。在宅福祉事業としては一人暮らし高齢者等に対する緊急通報システムの貸与など。介護予防事業としてはミニディサービスや配食サービス事業など。また、地域の介護力を高めるためのホームヘルパー養成研修や常時介護をされているかたがたの身体的・精神的な負担軽減を図る在宅介護者リフレッシュサービス事業の実施。高齢者への各種相談や支援のため、地域包括支援センター運営事業などを行ってまいりました。

次に「高齢者の生きがい対策」については、高齢期を生きがいを持って生活し、介護状態とならないために、老人クラブ活動への支援、敬老会の開催のほか、水泳教室、ゲートボールなど老人スポーツの推進、陶芸等の趣味活動を普及するための助成などを行ってまいりました。

次に「障がい者福祉の推進」については、障がい者が家庭や地域社会の中で安心して生活できるよう、ホームヘルプサービスなどの在宅福祉サービスや障がい者の就労確保のため、西会津町授産場への助成や地域活動への支援などを行ってまいりました。

次に「地域の支援体制」については、地域で安心して生活するための地域ぐるみの支

援体制を図るために、社会福祉協議会や各自治区、及び民生委員などと連携した地域ネットワークづくりやサロンづくりのほか、認知症サポーターの養成や高齢者虐待防止のための取り組みを推進してまいりました。どこではなく、すべての町民の皆さんに対する福祉を行っております。

次に、認知症についてのご質問ですが、全国では200万人を超える認知症のかたがおられるといわれております。65才以上のかたの12人に1人は認知症と言われております。その病気の性質から正確な人数を把握するのは困難であります。本町の人数についてはおよそ270人と推計しております。これは施設入所者、あるいは在宅におられるかたを含めてでございます。認知症対策は、後期高齢者の割合の高くなっている本町においては大きな課題となっております。

このため、本町では平成18年度から地域や職場などにおいて、自発的に認知症高齢者や家族への声かけ、あるいは見守りなどの活動をしていただく「認知症サポーター」の養成を進めてまいりました。その結果、現在延べ1,095名のかたがたに認知症サポーターとなつていただいたところであり、今後もその活動を継続して支援しながら、さらに多くの皆さんに広く知っていただくことが必要であると考えております。また、自らの認知症を予防するために、去る2月26日には専門の医師を講師に迎え講演会を開催し多くのかたがたに聴講していただいたところでもあります。

町としましては、関係機関と連携し保健事業や介護予防事業などにより対応しておりますが、今後はさらに認知症予防の面からも対策を進めるとともに、地域全体で支えあう「地域ネットワーク」や「サロン」などの体制づくりを進めてまいる考えであります。

次に、老々介護についてのご質問であります。高齢化率が高い本町でも老々介護は問題であります。高齢者等の家族が要介護者となられた場合は、本人にとっても家族にとっても大変ご苦労をされているわけでございますが、家族の負担をできるだけくすよう、町では地域包括支援センターや居宅介護事業所などが状況を調査し、適切な介護サービス等の提供を行っているところであります。

次に、高齢者の一人暮らし、二人暮らしについてですが、1月1日現在、本町の一人暮らし高齢者は492世帯、高齢者夫婦世帯が267世帯、そして、高齢者のみの世帯が62世帯であります。このようなかたがたに対しては、福祉等のニーズを調査し必要なサービスを提供しております。具体的には、先ほど申し上げましたが、緊急通報システムの貸与、配食サービスの提供、冬季を中心とした生活支援ハウスの提供などとともに、地域での見守り活動の体制づくりを支援しております。また、ご承知のように今年度は除排雪費用の一部を助成をしたところでございます。

次に、高齢者のかたがたに対する教育についてであります。高齢者自らが地域の中で生き生きと暮らしてゆくためには、適度な運動と健康的な食生活とともに、高齢者自身の意識や意欲が極めて重要であります。そのため、町では高齢者を対象とした趣味の教室や講演会の開催、老人クラブ活動への支援のほか、保健師や管理栄養士が地域に出向き、食や運動の指導などを行っているところであります。

次に、新たな「高齢者福祉政策」の取り組みについてですが、新年度は第5期の介護保険事業計画及び第6期の高齢者福祉計画の策定を行うこととなっております。ご質問のよ

うに高齢者福祉に関する審議会に若い方に入ってください、高齢者福祉についてのご意見をいただくことについては、積極的に考えてまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○副議長 6 番、渡部昌君。

○渡部昌 それでは町長にお聞きしたいと思います。

町長の 23 年度の提案理由の中に、たくさんの安全安心が出てまいりました。町長は安全とか、どういう考えですか。安心とはどういうことを指しておりますかお聞きします。

○副議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず安全と安心という言葉の意味ということではありません。私は、その安全安心というのが政策上にどう活かされているのかという意味の中で、この安全安心という言葉を使わせていただいているわけでありまして、そこで、この安全というのは、やはり社会全体をどういう仕組みにしたならば、人間が安全に生きていられるか、その組織体制や町全体を網羅した中での町の取り組みと。そして安心というのは、その地域の中で人間がどういう過ごし方をすれば暮らせることができるのか、そのために町としてどうサポートしていくのか、あるいは生きている、そこに住む方がたが、具体的にどういう自らの判断に基づいて生活をしていくのか。こういう総合的な意味合いの中で安全安心という言葉を使わせていただいているわけでありまして、具体的には、一つ一つは申し上げませんけれども、今回の私の提案理由の説明の中でも、あるいは計画の中にも、その分類等についてお提案をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長 6 番、渡部昌君。

○渡部昌 大変良い回答だと私は思いますけれども、安心ということは、私は高齢者の皆さん、それから中高年の皆さん、すべての人にちょっと聞いてみたんですよ。それで、安心とは。

○副議長 暫時休議します。(16時04分)

○副議長 再開します。(16時15分)

6 番、渡部昌君。

○渡部昌 先ほど町長から安全安心という言葉で答弁いただきました。私は安全安心とは、高齢者の皆さん、壮年の皆さん、中年の皆さんで聞いてみました。安心というのは、やはり医師が近くにいるということだそうでございます。町民の皆さんは医者がそばにいても、精神的に安全になりますということです。だから町としては、早急に医師を確保しなければならないんじゃないかと思いますが、その点いかがですか。福祉課長でいいです。

○副議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 確かに議員が申されたとおり、この町には医療を携わる機関は町の診療所しかないわけです。現在、常勤の医師が3名おりますが、一つの民間の医院が3月に閉院されて、特に西会津診療所が非常に多くの患者さんが入って来たということでございます。そのために、現在おられる先生も大変忙しく、また患者さんにも待たせているということでございます。さちに、特に今の先生は地域医療をしっかりとやりたいというお話でございまして、ぜひもう1人、医師を確保してくれという要請がございまして、23年度は

今年度以上に精力的に医師の確保に向けてがんばってまいりたいというふうに考えております。

○副議長　　6 番、渡部昌君。

○渡部昌　　今、福祉課長は 23 年度は確保したいという返答でございますが、今まで、3 年も 4 年も、そばまで来ては逃げられているんですけども、その原因はなんですか。

○副議長　　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　　私がお二人とお会いしました。どちらも妻帯者でございまして、先生のほうは地域医療になかなかご熱心のように意見交換の中ではお見受けしましたがけれども、その場では、これはぜひ来ていただけるなというふうに思ったわけです。ところが、お帰りになって、課長、申し訳ないと、どうしてもこのたびは縁がなかったとしてくれという話が 2 回ともでございました。その原因は、実は私は、一緒においでになった奥さんかなというふうに思います。いろいろ奥さんに事情がございまして、今回私が会ったお二人には、家族の事情ということで、今回はだめだったのかなというふうに思います。

また、東京の自治体病院協議会、小林先生を紹介していただいたところでございますが、私も何度かおじゃまして、情報はいただけてきます。その先生なんかの情報を聞きますけれども、例えば福岡だとか、札幌だとか、いろいろございまして、先生を紹介したときに、なかなかその本当の情報を出してくれないんですね。むこうでいいよと、接触してもいいよといわないと、自治体病院協議会でも接触させてくれないんです。そのうちに立ち消えになってしまったと。

あともう一つはこういうことがありました。私どもの町は、実は 2 人は 40 代の先生なんだと、ぜひ若い先生が欲しいといったときに、課長、実は高齢なんだと、おいつつなんですかと、80 なんだと、申し訳ないけれども、ちょっとそれはご遠慮いただきますと。いろんなケースがございまして、これまで立ち消えになってしまったということでございます。

私が思ったのは、やはり情報があれば、個人の情報もあるわけですね。そういったときに、電話だけではなくて、すぐ現地にとんでいくくらいのことをしなければ、なかなか医師は確保できないのかなというふうなこと非常に印象深く思っております。

○副議長　　6 番、渡部昌君。

○渡部昌　　今、私、聞いていましたところ、これはちょっと言い訳にすぎないですよ。もうちょっと熱意を持ってやれば、必ず人は動きますよ。だから熱意が足りないんじゃないかと思うんです。どうですか。

○副議長　　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　　熱意のことではございますが、先ほど最後に申し上げましたように、今度は自ら現地にすぐ赴くと、これが熱意の一つだと思っておりますので、次年度はそうしたいなというふうに思っております。

○副議長　　6 番、渡部昌君。

○渡部昌　　今、福祉課長から聞きましたが、今度は現地に行ってお会いして、必ず獲得してくると、これは町民のすべての皆さんは、かからなくてもいいんだと、医者がそばにいただけでいいんだと、精神的な安心なんだということが皆さん、町民の皆さんそう言うてお

ります。これは間違いないです。だから、町長も入り口まできて断られてばかりいるわけですよ、今まで何年も4年も。だから、町長自ら出向いて、一つ町民のために、安心のために、また安全のために、獲得する意思がありますか。

○副議長　町長、伊藤勝君。

○町長　私も医師の問題については、非常にこの町でもう1人は欲しいなということで、これまで現在の先生がたといろいろ意見交換をしているところございまして、これは私も本気になって取り組んでいかなければという思いであります。

したがって、これから、やはり町長自らが出向いていって、接触をする、そしてそういう情報によっては自らが全面に出て獲得をするくらいな熱意をもっていく、その取り組みをしていきたいというふうに思っているところであります。

○副議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　町長は町民の期待と、あれによって1年8カ月、就任されてなったわけですよ。町長が今、新しく福祉政策として、今やったものはありますか、それともこれからやるといことですか、その点、具体的にちょっと説明してください。

○副議長　町長、伊藤勝君。

○町長　福祉政策そのものについては、個別でこれをやった、あれをやったということについて、今、手元にございせんけれども、ただ、福祉ということに関しては、やっぱり町民の皆さんの中で、特に議員おただしの高齢者ということで借りて申し上げますと、やっぱり足の確保をどうするんだと、あるいはこれからそういう一人暮らしや、あるいは体に障害を持った対応の仕方をどうするんだということについては、これまで行ってきた中においては、足の確保。それから、これからやろうとしている一つは、やっぱり地域の中で、皆さんと一緒にそれぞれの対応をしていこうという、地域サロンづくりをこれから立ち上げていきたいというふうに思っているところであります。

先ほど、私も答弁いたしましたように、福祉政策というのは、ただ町が与えるということではなくて、自らも一緒になってつくり出していく、そういう取り組みというものを世代間交流の中で、いろいろ全体を包み込んで考えていくというのが、これからの福祉政策だなど、そういう視点に立ってものを考えていきたいというふうに思っています。

○副議長　時間を延長します。

6番、渡部昌君。

○渡部昌　よくわかりました。認知症対策についてお尋ねします。ほかの自治体では、高齢化率がもう20%くらいから認知症対策をやっているんですよ。例えばサロンを月に3回開くとか、各地域によってその行政の職員が出張って、一緒にご飯を食べたり、確かに水泳やったり、踊ったり、跳ねたり、大勢の中でやれば、認知症というものには非常に効果があるとされておりまして。それで、そういうサロンのようなところを、各地区につくる計画はありますかお尋ねします。

○副議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　認知症については、本町にも、実は高齢者といわれるかたは65歳以上なんです、そのかたは3,100人ほどおられます。実は後期高齢者、75歳以上は約2,000人、ですから、後期高齢者が65%おるんですね。先ほど私が、認知症は10人に1人だよ

と、しかし後期高齢になりますと4人に1人というふうに跳ね上がるんですね。こういうことで、本町にとっては大変な認知症対策をしなければならないということで、先ほど申し上げましたように、これまで集落等へいって、認知症のかたにどう関わったらいいのかというサポーターの養成講座を行ってきました。その中で、実は自分が認知症にかからないようにするにはどうするんだという意見がいっぱいありまして、それで今回、ドクター、会津若松の大きな病院のドクターにお願いして講演会をいたしました。非常に多くのかたにおいでいただきました。そこでその先生が言うには、認知症は生活習慣病なんだと、いわゆる脳血管疾患、ここからくるのが認知症なんだということで、私ども町が進めております生活習慣病対策を、これまで以上にやるということと、今、議員が申されましたサロンづくり、これは、これまでも何回も言っていますけれども、今、町と社会福祉協議会、あるいは地域包括支援センターなどとともに、現在もやっておりますけれども、この輪を広げようということで取り組んでおるところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長　　6番、渡部昌君。

○渡部昌　　今、認知症については、これからは実行していくんだということで、分かりました。

それでは、まだ分からない人もいるものですから、老健と特養ですか、ここの待機者が現在150名いるということなんです。老健のほうですね。それから特養のほうは90名ということです。それで、値段を調べてみたら、老健のほうは、介護2の場合は8万2千円くらいかかると、これは家族の総合所得からくるものだから、そうすると1人の老人を預かるためにも、8万2千円くらいかかると。だから、施設が足りないのか、お金がかかるのか、いいという人もいますのでございますが、これに対して、施設が少ないとも思いますけれども、こういう、西会津町は、福祉の町として全国的に有名なんです、トータルケアで。そういう町ですから、建物、福祉の施設について、町長はどういうふうにお考えですか、造りますか、造りませんかお尋ねします。

○副議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　議員おただしの老健と、それから特養の違いの中での待機者ということについて、そういう数字だというふうに思います。そこで、それぞれの役割は違うわけでありまして、特に西会津町としては、まず現在今一番問題になっておりますけれども、施設介護、これのいわゆる待機者についてどういうふうにすべきかということが一つございます。これについて、5カ年のいわゆる介護計画を作らなければならないわけです、3年、3年間の中で。これまで実は西会津町として、特別養護老人ホームの増床、増設、これについての計画はありませんでした。したがって、町長が変わったからすぐに来年これ増設計画をするとか、増床するとかというわけには、現在のところまいりません。したがって、現在のところにおいては、やはり在宅介護という部分について、できるだけ自宅にしながら、やはり介護できる限りにおいてそういうところで対応していこうと、現在はそういう対応をしているところであります。

この間、会津近辺を考えてみますと、例えば猪苗代、猪苗代では相当数、増設を实はしたわけです。したがって、今、介護保険法で適応されて、このかたは施設介護ですと、

これは早く申し込んだからというのではなくて、その状況に応じて対応されてくるわけですので、どうぞ猪苗代のほうにとか、あるいはまた、この地域にどうぞというふうに振り分けが、振り分けという言葉がいいのかどうか分かりませんが、そういう選定をされてくるわけでありまして、それにもとづくところに入所をするということに実はなるわけですね。

現在のところ、本当に西会津町が、この老健が増設、増床した場合に、これが許可されるのかどうなのか、このところについても十分検討していかなければならないというふうに思いますので、そういったところについては3カ年の計画の中で、見直し時期が、23年度見直しになりますので、その中で議員おただしの内容についても十分町としての考え方、しっかり対応していかなければというふうに思っておりますので、今のところ何床増設だということを、町長の個人的な判断ではなくて、やっぱりそれに準じたいろんなご意見をいただきながら対応していきたいのと、そういうお考え方についても十分対応の対象にしていきたいというふうに思っています。

○副議長　　6番、渡部昌君。

○渡部昌　　今、町長から大変前向きな答えをいただきました。今後は10床でも20床でもいいから、増えればいいかと、町民も期待していることだろうと思います。

それからもう1点、福祉のかた皆さんに、一般の家庭の人たちは、こういう金額がいくらかかるかというのはあまりよく分からないわけなんですよ、特老に入った場合いくらとか、介護1から5までありますけれども、それで老健に入った場合いくらかかるんだという認識のある人は、ものすごく金がかかるんだという人が多いわけです。だからそれを、テレビでもいいし、何でもいいから、ある程度町民に知らせるべきではないか、どうですか、課長。

○副議長　　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　施設、大きく言えば老健、それから特養でございます。この入所料については、介護保険制度が来年検討で、また新しく24年度から3カ年の計画できますが、その際、議会などを通して町民のかたは聞いていると思いますけれども、なお一層その辺をお知らせしたいなというふうに思います。

ただ、一つ違うのは、老人保健施設は、これは自分の住所地はそこではない、つまり住所は、例えば渡部議員だったら上野尻にあると、家族もいると、その所得によって算定されると、入所料が算定されると。特養は入ればそこが住所です。1人世帯です。ですからその個人の収入によって算定されると、ですから負担はまったく特養のほうが低いということになります。普通、国民年金、年間満額もらって79万2千円ですけども、そのかたは、十分国民年金の範囲の中で入所できるというふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○副議長　　6番、渡部昌君。

○渡部昌　　今、課長が言ったのはよく分かります。なぜなら、特養に入れば、住所を全部移すと、だからその範囲内で介護を受けられると。ところが老健のほうは、総合所得でくるから、例えば老人がもし二人もいれば、これが8万2千円かかったら10何万かかるわけですよ。そしてその所得が、今不景気で困っている人が多い中で、そういう払いきれな

いから入らないんだという人もいるわけです。どう思いますか。

○副議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 介護も、福祉もそうですけれども、すべて所得に応じた負担をいただいておりますので、減免制度とか、あるいは1から5段階、それぞれ軽減制度がございます。それでも、どうしても家族がいっぱいいてそれが多ければ、それなりの使用料をいただくということになっております。ただ今、議員おっしゃられたように、今不景気なので、経済的に大変だという場合も多々ないとは言えないと思います。

○副議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 今よく分かりました。そういうことをわからない家庭が多いわけですから、ひとつ周知徹底を知らしめとしていただきたいと。

それからもう一つは、2月28日の総合計画の中にも載っておりました。県は23年、24年度に2カ年計画で過疎中山間地の診療所から、都市部の病院に患者情報を送信するということは、うちの西会津町と、国保西会津と国保群岡が入っているわけですね。これは双方向性のカメラを買って、映して、竹田病院に送信するということなんですか。課長。

○副議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 来年度の国保施設勘定施設診療の予算の中で、4,800万ほど計上しておりますが、これは、県の地域医療再生計画に則りまして、県が基金を持っているわけですね。そのうちへき地診療所のドクターの負担の軽減、それから大きな病院とケーブルを結んで、画像を交換するということで、これはうちの西会津診療所、それから群岡、只見と金山、4カ所がこれに整備になるわけです。これは、例えばうちの町の患者が竹田病院に入院したと、そういった場合に、そのCTの画像、あるいは病気の内容、すべてを竹田病院のほうに送ると。逆に竹田病院から退院してきた場合は、その患者の情報を送っていただいて、その後の生活指導を十分できると。こういうやり取りをやるというようなシステムです。さらに、群岡と西会津もそのデータの交換はできるということで、来年度すべて県のお金で整備するということでございます。

○副議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 そんなあれが新聞で発表されています。このお金は県として1億5,000万円を投じて、25年度からやるというふうになっています。それで今課長の言ったとおりだと思いますので、それからもう1点は、見守り隊、支援隊とか、いろんなものがありますね、県の独自のあれで、4億5,000万でやるという情報は知っておりますか。新聞紙面で出ておりましたけれども、わかりますか。課長。

見守り隊支援とか、いろんなサークルとか、そういうやつで4億。

○副議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 地域支え合い事業のことだと思いますが、うちの町も来年度500万円を今新年度予算に計上いたしまして、要援護者マップ、つまり町の住宅地図の中に、援護者を1人ずつデータとしてセッティングしていくと、すぐにそこの支援者がどこにいるか、そこの見守りは誰がやるかというようなシステムを一つ構築すると。

それからもう一つは、来年度介護保険事業計画をしなければいけませんので、65歳以上のかたにすべて、いろんな面でアンケートを取るというような事業で、来年度500万円を

計上しております。ですから、今の見守り隊というのは、うちの町では要援護者マップを作成ということの事業にしたいと思います。

○副議長　　6 番、渡部昌君。

○渡部昌　　そういう情報を早くキャッチしてもらって、対応を急ぐようにしていかないと、どんどん遅れるわけですね。だから、いいことが書いてあるなと思ってこれ持ってきたんだけど、どこにいったか分からないけれども。そういう情報を早くキャッチして、町民のためにやるべきだと私は思います。

それでは、時間になりますので、町長にお尋ねします。国勢調査によると、これからの西会津の人口は増えるとは全然考えられません、増加するとは。いくら結婚させても、これから住む人が多くなるばかりだと思います。確か高齢化率は去年の 11 月で 42% だったと思います、西会津町は。今日見たら、39.8 なんぼですか、2 月現在で。そんなことで下がっております。先ほど観光課長も言っていましたように、交流、2 所帯あれですか、そういうことを進めない限りは、人口の歯止めはかからないんじゃないかなと思いますがいかがですか。

○副議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　本当に非常に難しい質問であり、また取り組みも本当に難しい取り組みだというふうに認識しているところでありまして、この取り組みについては、先ほども申し上げましたように、一朝一夕でなれるものでは決してございませんので、いろいろな取り組みの仕方があると思います。現在町で行っているのは、まさに交流人口をどう拡大をしていくかということで、とりあえず西会津町に来ていただけるかた、そしてこの町を良さを体験していただくということからはじめていってはどうかというようなことから、グリーンツーリズムという一つの事業を立ち上げたところでございます。

あるいは、何としてもこの人口が増加をする要因としては、やっぱり結婚という一つの大きなものをクリアしていかなければならないということは、もういまさら申し上げるまでもございませんので、なんとかその出会いの場というものをつくっていくことが必要ではないかということで、そのために一組でも二組でもカップルができて、効果が上がればというような対応をしているところでありますし、あるいはまた、いろんなイベントを通して、町にいろんなかたがたに来ていただける。そして第 2 のふるさと西会津という思いを持っていただけるような、そんな取り組みをしながら、将来は西会津というところに住んでみたいと、こういうところからまずはじめていくことが必要ではないかということで、現在取り組みを進めているところであります。

ですから、これに特効薬はございませんので、一つ一つが言ってみれば、これから交流人口に最終的に結びつくような事業計画であるというふうなとらえ方で、万全を期して取り組みを進めていくと、そういう思いであります。

○副議長　　6 番、渡部昌君。

○渡部昌　　町長らしくない返答ではないですか、もっと前向きにこれをやるんだと、そういう人口の歯止めをかけるんだと、そうじゃないと西会津町はどんどんどんどんなくなりますよ。そういう意気込みで何か具体的に出していただきたいと思いますが、いかがですか。すぐでなくても来年度でも結構だと思うんですけども。

○副議長　町長、伊藤勝君。

○町長　一般論からすれば、そういう今いったようなことでありますが、熱意としては、やっぱりこれどこかで人口の歯止めを立てて、そして元気のあるまちにしていきたいというのが私の一番のビジョンでありますので、そういう前向きな姿勢で取り組んでいきたい、必ず西会津町がある限り、やっぱり西会津町に住んでよかったと、こう思えるような町をしっかりとつくっていききたいなこう思っています。

○副議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　今の町長のビジョン、大いに期待したいと思います。

それから企画情報課長に、先ほどの回答では、限界集落ですか、そうじゃなくて支援制度のことで、高齢化のあれで、集落支援制度ですか。高齢化率のことでちょっと聞きたいのは、集落が先ほど聞いたときは増えておったんですよ。私が最初に質問したときは 19 集落だったんですけども、今、30 くらいあるんですか。29 ですか。

○副議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　先ほど町長が申し上げたわけですが、高齢化率 50%を超える集落は 29 地区。それから 60%を超える自治区が 12 地区ございます。

○副議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　それで町長にお尋ねします。高齢者のために集落支援制度を設けますね。そうするとこの人たちも、29 集落ある、50%以上。それから 60%以上は 12 あると。これは 60%以上になると集落は壊滅すると言われていたんですけども、私も群岡地区と屋敷とか、熊沢のほうに行くと、本当に家の中にいる人ばかりで、外に出る人は少ないわけですよ。外に出る人は若い人ばかりで、働きにいつている人が多くて、そういうところにも、これからはいろんな制度をみて、そういうところに高齢者のために集落支援制度を配置するというお考えですか。

○副議長　町長、伊藤勝君。

○町長　今ほど申し上げましたように、50 歳から 60 歳までの集落を調べてみますと、約自治区の中で半分近くになっているわけですね。やはりそういうところでは、一つの集落自体がこれから成り立たなくなってしまうのではないかという、危惧されるところがいろいろございます。そうしたところにおいては、事業がいろいろできないということもございまして、そういった場合について、今それぞれの集落を合体させるとか、統合させるとかということについては、まだまだそこまではいっていないという現状でありますので、そういう中でいろいろと元気で住んで、そして安心して暮らせるようなサポートの一つとして、集落を満遍なくみたり、相談に乗ったり、そういったかたがたがやりは必要になってくるのではなかろうかということで、今回、実験とは申しませんけれども、まず 1 人、奥川地域を対象にしながら取り組んでみようかというふうに思っているところでございます。

したがって、これからその効果、あるいは検証をしながら、やはり各地区にも必要だと、こういうことであれば、やっぱりその方向性をきちっと対応していくことが必要ではないのかなというふうに思っているところであります。

○副議長　6番、渡部昌君。

○渡部昌　　ただいま町長の福祉政策も、これからが正念場を迎えるんだと思って大いに期待しまして、今までの、前向きにひとつ福祉政策を進めていただきまして、私の質問を終わります。

○副議長　　議長を交代します。

（議長交代）

○議長　　議長を交代しました。

お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

ここで町側より、このたびの大震災を受けての避難所開設等の対応にかかる補正予算の先決処分について説明したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

副町長、和田正孝君。

○副町長　　平成 22 年度一般会計補正予算の専決処分について、ご説明申し上げます。このたびの東日本大震災にかかります被害者のかたがたの受け入れのため、避難所開設、運営などにかかる経費につきまして、早急に対応すべき予算が必要となりましたことから、休会中でありました 3 月 16 日付けで、補正予算について専決させていただいたところがあります。

なお、補正額は、859 万 1 千円でありまして、その詳細な内容につきましては、後日、専決処分報告書として議会にご報告申し上げますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長　　本日はこれで延会いたします。（16 時 53 分）

平成23年第3回西会津町議会定例会会議録

平成22年3月18日（金）

開 議 10時06分

出席議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	13番	清 野 邦 夫
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	12番	長谷川 徳 喜
3番	青 木 照 夫	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
4番	荒 海 清 隆	10番	大 沼 洋 平		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	高 橋 謙 一
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	伊 藤 てる子
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第8号）

平成23年3月18日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 清野 佐一 | 2. 武藤 道廣 | 3. 長谷沼清吉 |
| 4. 長谷川徳喜 | 5. 清野 興一 | |

○議長 平成 23 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 06 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。12 番、長谷川徳喜君から遅れる旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、おはようございます。5 番、清野佐一でございます。まずはじめに、去る 3 月 11 日、午後 2 時 46 分ごろに発生した三陸沖を震源地とするマグニチュード 9.0 の大地震から、早 8 日目をむかえる今日であります。新聞、テレビなど、日々の報道を見ると、この世のものとは思えない、あまりの惨状に目を覆うばかりであります。まさに未曾有の大災害となりました。本日の新聞報道によりますと、死者、行方不明者は 1 万 5,000 人を超えたといわれております。その中には町内出身者や、本町と深い関わりのあるかたも含まれております。このたびの震災で犠牲になられたかたがたに、謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに心よりお見舞いを申し上げる次第であります。また厳しい状況や悪条件の中、懸命な救出活動にあたっておられる、国内はもとより、海外からの救助隊の皆さまにも、敬意と感謝を申し上げる次第であります。今後は、現在対応しております原発対策等の一日も早い収束と、被災地のライフラインの早期復旧、そして復興をお祈りするものであります。

また本町においても、昨日より避難所を開設し、非難を余儀なくされたかたがたの受け入れがはじまったところであります。町当局に対し、全町をあげて最大限のお手伝ができるよう取り組んでほしいと願うするものであります。

それでは質問に移ります。私はこのたび 2 点ほど通告をしておりますので、順次質問をいたします。

まず平成 23 年度予算についてであります。町長は就任以来、2 回目の予算編成となり、提案理由の説明の中で、昨今の社会、経済情勢について雇用や所得環境が依然として厳しいこと、少子高齢化の急速な進行と高度情報化、地球温暖化の問題など、喫緊の課題が山積していると述べられております。

町長はこれらを踏まえ予算を編成されたとは思いますが、平成 23 年度の重点事業、重点施策は何か、新規事業は何件程度あるかお伺いをいたします。また、実施計画の中でローリングということで、見直しをしたものがあるか、また、あくまでも 3 年間は計画通りに実施するのかをお伺いをするものであります。

次に、総合計画の人と自然にやさしいまちづくりの中の、安全安心のまちづくりについて、町長は消防団や女性消防隊が防火思想の普及啓発に努めることや、消防支援隊や町民参加の訓練を通じ、災害に強いまちづくりを進めること。また、犯罪や交通事故防止については、関係機関や団体と連携を図って、効果的な対策に努めると述べられております。災害や犯罪を防止することだけでなく、高齢者や小さい子どもたちが安心して生活できる

ような環境づくりが必要ではないかと思います。町長の考えをお伺いいたします。

また、有事の際、速やかに対応できるような地域ぐるみの組織づくりが必要ではないかと思いますがどうですか。各般に渡る配慮をしてこそ本当の安全関心のまちづくりになるのではないかと思います。町長の考えをお伺いするものであります。

以上で私の一般質問とさせていただきます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 5 番、清野佐一議員の平成 23 年度予算及び実施計画についてのご質問にお答えいたします。

本町では、「西会津町総合計画」に基づき、新年度は特に「地域経済の活性化」、「人材育成・教育振興」、「健康づくりと安全安心の推進」の三つを重点目標として、予算を編成したところであります。ご質問の重点事業と新規事業についてであります。総合計画の体系別に説明申し上げます。

まず「こころ豊かな人を育むまちづくり」では、学校教育の充実、生涯学習・スポーツ活動・芸術活動の推進を重点事業としているところで、この分野の新規事業については、「小学校開校準備事業」、「新校舎基本設計業務委託費」、「創作和太鼓創設事業」の 3 事業があります。

次に「豊かで魅力あるまちづくり」では、農林業の振興、定住と交流の促進、情報化の推進を重点事業としておりまして、新規事業としましては、「新規就農者あんしんサポート事業」、「企業支援補助金」、「活力ある地域づくり支援事業」、「生活環境づくり支援事業」などの 6 事業を計画しております。

次に「人と自然にやさしいまちづくり」につきましては、健康づくりの推進、医療体制の整備、福祉の充実、道路網の整備、安全安心なまちづくり推進などを重点事業としておりまして、新規事業としましては「地域医療ネットワークシステム導入事業」、「集落支援員配置事業」、「町道上野尻村中線消雪事業」など 7 事業を計画しております。町民生活を積極的支援し、地域活力の向上につながる予算編成といたしたところでございます。

次に、実施計画についてのご質問にお答えします。実施計画につきましては、基本構想・基本計画に基づいて 3 カ年分の事業計画を定めておりますが、いろいろな情勢の変化により毎年見直し作業を実施しております。

本年度にありましては、小学校開校までのスケジュールが決まったことにより、「小学校開校準備事業費」、「新校舎整備にかかる各種委託料」が、年度途中で導入が計画されました「生活環境づくり支援事業」、新年度から新たに創設しました「活力ある地域づくり支援事業」や「新規就農者あんしんサポート事業」などについては、新たに追加計上しております。

本年度策定した実施計画につきましては、平成 23 年度から 25 年度までの計画となっております。平成 23 年度事業については、当初予算との整合を図り計上していますが、24 年・25 年度事業にあつては現時点での見込み額で計上しているところであります。平成 24 年・25 年度事業にあつては、その時々の経済情勢、国の新規政策や政策転換の動向、町財政の変化などに応じて、変更が生ずる場合もありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 5番、清野佐一議員の安全安心なまちづくりに関するご質問にお答えをいたします。

安全にそして安心して暮らせることは、私たち町民みんなの願いです。しかしながら、私たちの身の回りには火災、水害、事件、事故といった安全や安心を脅かす危険が常にひそんでおり、日常的に発生していることも事実でございます。こうした事態に対処するためには、まず、私たち一人ひとりが、地域社会の一員として「自らの安全は自ら守る」「地域の安全は地域で守る」との意識のもとに、身近な危険を認識し、日頃から備えておくことが大切でございます。

町では、安全安心なまちづくりを進めるため、防災については町地域防災計画に基づきながら、不測の事態に対しても的確に対処できるように、訓練を通して防災思想の普及啓発に努めております。消防につきましては、予防消防に力を入れるとともに、消防団・消防支援隊・女性消防隊などの育成強化と消防施設・設備の整備・充実によりまして消防力の向上に努めております。

一方、交通安全につきましては、交通安全協会など関係団体と連携し幼児・高齢者等への交通安全教育を進め、交通事故の撲滅に努めております。防犯につきましては、青少年健全育成町民会議や防犯協会と連携をしながら地域ぐるみの運動として展開をしてきてまいりました。

このように、安全安心な生活を確保するためには、町民のみなさんや関係団体とともに、各般に渡る配慮のもとで、その環境づくりを推進してまいります。さらに、地域ぐるみでの自主的な活動を助長していく観点から、消防署など関係機関と連携しながら、自主防災組織の育成と強化も推進していくと考えておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それではまず、安全安心なまちづくりについてご質問させていただきます。

これは町長にお伺いしたいと思いますが、町民生活の安全安心を預かるトップとして、安全安心についての基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず町民の皆さんが常日頃、やはり西会津町の中で生活をできるということについては、まず行政で行わなければならない課題の中に、安心と安全という意識を持ちながら、町はそのためにそれぞれの施策を講じているところであります。まず安全という認識の持ち方でありますけれども、言ってみれば、つまりこの計画に対して、どちらかというところとハードの面で形、あるいは組織、こういった体系整備をきちっとしなければならないという認識のもとに、まず予算もそうしたところで、例えば消防組織、あるいは支援隊や女性消防隊、こういったところに対する整備や体制づくりということについて、やはりきちっと対応をしていくことが必要だと。

そしてもう一つは、この安心という意味においては、これは昨日もいろんな議論をされましたけれども、福祉、医療、健康、こうしたいわばソフト面で対応もしっかり町として整備していかなければならないというふうに思っているところであります。

したがって、いろんな分野の中で医療との関係も出てまいりましょうし、あるいは高齢

者福祉、あるいは健康という形もその安心の中に含まれてくるのかなと思いますが、そうした総合的な体系の中で、それぞれ必要なことについて、行政として整備しなければならないと、課題についてきちっと明確にしながら取り組んでいるということでございます。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 町長の答弁でハード面、ソフト面ということで承りました。

それで、私、今回の質問の中で、やはり有事に備えた体制づくりというようなことで一部触れているわけですが、それについては、ちょっと関連しますので健康福祉課長に、現在、見守りネットワークという取り組みがされていると思うんですが、その辺の各集落における取り組み状況といたしますか、それらがどの程度進んでいるのか、まず伺いしておきたいと思います。これは質問の前段でございますので、よろしくお願いします。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 地域の皆さんの安心安全ということで、福祉の部門では見守りネットワークという組織をお願いしております。これは特別に何をするというわけではございませんけれども、自治区単位で、自治区長、あるいは民生委員、老人クラブの皆さんも中心になって話し合いをしていただいて、隣近所の要援護者の状況を見守りましょうと、夜、電気ついたかなとか、いろんな簡単なことなんですね。そういう組織的なことをお願いしております。現在、そういう具体的に組織を持っている自治区は、現在、西会津町で4自治区でございます。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、やはり今回のように、地震等、広範囲に起きた場合に、それぞれの集落においての安否確認、あるいはともに助け合って救助活動をするなりにしても、そういう地元においてそれなりの組織というものがなければ、なかなか活動がしにくいと、こう思います。そんなことで、聞くとところによりますと、なかなか民生委員のかたがたも一生懸命やっておられるようですが、遅々として進まないというのが現状のようでございます。それらにも、やはり力を入れていただいて、そういう組織が有事の際に町のほうからいろんな指示なりがあったときに、すぐに行動ができる、あるいはまた、今回のように通信が途絶えて、携帯も使えない、普通の電話も使えない、一方的にただ防災無線でやったわけですが、仮にそれらも使えなくなった場合に、有事の際にすぐに行動できる、地域だけでやはりそれを守っていくというような仕組みが必要ではないかと思います。かつて地震、川口町でしたか、中越地震のときに、その後、研修といたしますか、行ってきましたが、やはり地震災害の場合、3日間は自分の集落で対応してもらいたいと、道路は寸断され、山崩れ等で寸断されたり、交通機関は全然だめ、そして電話、通信網もだめということで、3日間は耐えるだけの対応をしてもらいたいというような話も聞いてきました。

本町においても、やはり土砂崩れや、いろんな橋が壊れたとか、いろんなことがあれば孤立ということは避けられないところがあるはずで。それに対応するにも、やはりそのような仕組みづくりが大切だと思いますが、それらを進める思いというか、決意のほどをお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の、本当に大変な災害を見たときに、はたしてあれだけの震災に対して一つ

の自治区で持ちこたえることができるかどうかということをおもったわけでありましたが、しかし、西会津町の防災計画がこれは定まっておりますけれども、これはあくまでも本当に危険箇所をマップで示して、そしてその場合にどう避難をすべきなのか、その際の、いわゆる避難場所や安全の確保というものをどういう手立てで行うべきなのかということでもあります。お互いのそれぞれの持ち場の中で対応しなければならないわけでもありますので、まず町として何をすべきなのか、あるいは自治区でどうすべきなのか、この点のところについて、いろいろ配慮されているのが町の防災計画でございます。

したがって、町全体を、町として見渡した場合に、例えば今回の雪のために、本当に豪雪対策本部を設置しなければならないのかという、その判断基準というものを示されておりますので、そこに到達か、あるいはそれに近いという形の場合について、今回も豪雪対策本部を設置をしたわけでありまして。そうした有事の際に、できるだけ速やかに、そして対応するように町として対応しているところでございます。今回の地震の対策にあたって、震度5弱ではありましたが、地震から1時間後にはすぐにこの体制を取ることができました。そして、いろいろこれから町民の安全安心をどう守っていくかという緊急な体制を組むことができ、パトロールを行ってきたわけでありまして、そうしたところについては、万全とは言いませんけれども、緊急に対応する体制はまずあるというふうに思っているところであります。

さて、各地域においてでありますけれども、本当に自主防災組織というものをきちっとこれから整備をしていくということが必要だというふうに、つくづく思っているところでございます。その場合に、本当に避難場所、あるいはどういうところが一番危険な場所なのか、防災マップの中に示されている箇所、そういったところを参考にしながら、一番分かるのは、そこに住む地域の人たちが一番その状況が的確に判断できるわけでありまして、そうした対応の方法も、一つは地域の人たちと一緒に取り組んでいくことが必要だというふうに思います。

そして、何と言っても、この連絡体制です。今回の場合をみますと、やっぱり適切な連絡網が遮断されてしまったということでもありますので、やっぱりこれからは無線でできるものは無線で行うとか、そういった防災の中で一番情報の伝達の方法をきちっと整備をしていくということが一番大切だのと、つくづく思いましたので、町としても、やはりこれから地デジの関係で、今のアナログができなくなってしまう。いち早くこうした対応もこれから取っていくことが必要だということで、今後の整備計画の中できちっと対応していきたいと思っております。

その他の問題については、それぞれ議員も消防団の幹部でありますので、何をしなければならないのかというのは十分ご承知のことだと思いますから、今後、いろんなご意見や指摘の内容については、どうぞいろいろとご指導なりお願いをしたいというふうに思います。

○議長　　5番、清野佐一君。

○清野佐一　安全安心のまちづくりということでありまして、これは西会津町、安全で住みよいまちづくりの条例が平成15年に制定をされております。これらについて、今の活動実態といいますか、をちょっと伺っておきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えしたいと思います。

議員申されましたように、平成 15 年に安全安心のまちづくり条例ということで、それまで防犯、交通安全ということで別々であったものを、やはり町として姿勢を見せるという観点から、この二つを合わせた条例を警察さんの指導のもとに条例として策定したものでございます。

実際の活動につきましては、ご存知のように、おのあの交通安全、防犯ということで、おのあの関係団体、防犯協会、交通安全協会というような形がございます。そういった中で、日々福島県、または警察の皆さん、消防の皆さんと一緒に、これについては活動しております。条例に書いてございますのは、基本的にはそういう連携を進めながらやっていくということでございまして、条例事態でどうこうその活動するというよりは、むしろこの理念の基に交通安全、防犯、それらをお互い連携をしながら進めていくという観点で町としては考えてございます。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 協議会というものもあるわけですね。だからその協議会の活動内容なんかは、年何回というようなことはあるんでしょうけれども、そういう実態はありますか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えしたいと思います。

実はこの条例、平成 15 年に策定をいたしまして、協議会ということで条例中に一応書いてございます。これについては、町長が諮問に応じまして答申をいただくための協議会ということでございまして、諮問があるときにはこの協議会を開催するというような内容でございます。これまでのところ、諮問という形が特になく、おのあの交通安全、防犯という形で、おのあの協議会なり、交対協というものがございしますが、そういう中で処理ができておりましたので、この協議会については、これまで開催はしてございませんでした。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 この協議会といいますのは、防犯関係団体の役員、交通安全関係団体役員、消防関係団体役員と民生委員、公立学校の教職員及び保護者、町の職員、識見を有する者という七つの団体、あるいはそのかたがたで招集をされているわけですが、やはり今回みたいな災害を考えたとき、それらの連携をちゃんと協議をするときだけ集まるのではなくて、いざというときの対応に結びつくような、やっぱりちゃんとした組織というのが必要ではないのかなと、私なりに考えるものです。ですから、先ほど申し上げました、有事に備えた組織というのは、一元化をされて、指揮命令が上から一言、町長の指揮命令があれば、隅々まで届くというようなことが大切ではないかなと思います。といいますのは、今回の地震においても、やはり行政の中でも、縦割りの部分がちょっと垣間見た部分がありましたので、やはりその辺はともに連携を取りながらやっていただきたいというふうに思っております。それについてはいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 今次の災害、今回、雪なり地震なり、いろいろ災害がございました。町

としては、地域防災計画がございますので、その中で、まずこれが起きたときには、災害対策本部なり、また緊急警戒本部なりを設置をいたします。その中で町長は本部長ということの位置付けになってございます。雪のときもそうですし、また今回もそうでしたが、町長が本部長となり、関係機関、消防さん、または警察なり、集まっていただきまして、連絡会議という形でこれまでは対応をしてまいりました。議員からお話がありまたように、これについては、そのときそのときで連絡会議をやっておりますが、やはりある程度定例的な形でもっておくということも大変大切なことだと思いますので、なおそれについては検討させていただきたいと思います。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 安全安心のまちづくりについてもう少しお伺いをしたいと思います。先ほど各般に渡り幅広く取り組む必要があるだろうということで、質問の中では申し上げております。そういう中で、子どもたちの安全安心、あるいは小学生中学生の安全安心という部分に関しまして、通学路の安全確保という面から、防犯灯がやはり十分に設置されていないというような部分も見受けられます。これについては、私、以前、防犯灯の設置について議会で申し上げたことがあるんですが、それについては、防犯灯を設置した自治区がその電気料を払うというようなことになっております。例えば通学路の場合、学校からその集落まで、例えば5キロあるとした場合に、その途中、集落だったり、その集落だけの道ではなくて、不特定多数のかたが利用されるような道路の場合に、途中でその集落が防犯灯の設置をして、やはり電気料を払うということは、なかなかできないというか、やれないというか、そういう部分があると思うんです。ですから、そういう部分についてはやはり町が、そういう要望があれば、率先してつけていただくというようなことも必要ではないかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 今、防犯灯ということで話が出たんですが、この電気に関しましては、集落内、集落の中においては暗いところを照らし、防犯という観点からつけていただく、これが防犯灯かなと思います。お話の中では、通学路というような形ですが、どちらかというと集落からほかの集落、または学校施設に行くまでの明るい電気というようなお話でございますので、そちらについては街路灯というような性格のものなのかなというふうには私、感じました。防犯灯については、これまでも自治区さんからの要望に応じまして、計画的に整備を進めております。お話ありましたように、要望にもとづいて設置をして、また電気とか、球ですか、それについては地元のほうにお願いをしているというものでございます。

一方、街路灯については、これまで幅の広い大きな道路、これについては橋、または拠点に応じて街路灯という形で設置をしております。これについては、基本的に町が設置をして、町のほうで電気代とかはもっているという状況でございます。これについては、街路灯については、大きな歩道があるところとか、あとある程度大きな道路という形で、今まで設置をしておりますが、議員のお話を聞く中で、そういうこともあるということで、街路灯、防犯灯はこれまで通り、計画的に要望に応じて設置をしてまいりますが、街路灯については、そういった形で道路の大きさ、また相違等に勘案して今までも設置してまい

りましたので、今後の設置についても検討させていただきながら、どういう姿がいいのか内部検討をさせていただきたいと思います。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 今の話ですと、私なりに防犯灯ということで申し上げましたけれども、街路灯というようなことで、前向きに取り組んでいただくというようなことで理解をさせていただきます。

重点施策の中で、活力ある地域づくり支援事業についてお伺いをいたします。

これは今まで 10 万円の各集落、地域おこしについて 10 万円を助成といいますか、していただけたところに、今度は 50 万で対応しようというようなことでありますが、この活性化についても、ある程度事業のできる集落と、また昨日の話ではありませんが、高齢化率 50%とか 60%とかというような集落においては、なかなか難しい面があるのではないかなというふうに思います。だから、これはこれとしてやっていただくのは結構なんですけど、また別にそういう部分についても、日の当る施策というか、もあってもいいのではないかなというふうに思いますが、町長のお考えを伺います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに議員おっしゃるとおり、今まで一地域一ふることおこしということで、上限 10 万、1 件 10 万で行ってまいりまして、今ちょっと手元にありませんけれども、相当数の事業、あるいは予算をされた経過がございます。その中で、本当に継続しているものがどのくらいあるのかとちょっと調べてみましたら、本当とに少ないんであります。それは一発勝負で終わってしまったのか、あるいはその当時は確かにそういうことで地域の一つの活性化も図られたのかなというふうに思いますけれども、これからは、やっぱり持続可能な、そういう事業に対して、それともう一つは、集落や、あるいはその集落の中で、地域の中で事業をおこし、そしてそこからみんなが元気になるような、そういう地域づくりを進めていく。これを考えたときに、はたして今までのような一地域一ふるさとおこしだけでいいのかということで、思い切った見直しをしようということで、今回、集落支援づくり事業に切り換えてまいりました。

したがって、議員がおっしゃられたように、すべての集落がみんなこれに該当するような状態かという、決して私はそうではないと思います。それは、これから本当にその地域の中で事業をおこし、そしてみんなが活力を持って何かやろうとこういう機運、あるいは機運が持ち上がったときに、そこで事業をやるには、確かにその無一文でやれるものではありませんので、そこにはいろんな諸経費もかかってくるでありましょうし、あるいは個人的に持ち出しをして行っていかなければなりません。その一つに、そうした 50 万なら 50 万という形をとっておけば、その範囲の中で十分活用して、持続可能な事業ができるのではないかと、こういうことでありますので、短時間ではなくて 3 年計画で、これをぜひ実施して、一つの形として現していただければなという期待を持ちながら、今回の事業に切り換えていったということでありますので、今後そうした地域に対して、町として十分とは言いませんけれども、まず町の方針として、今回、事業に着手をしたということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一　　今、地域によって違うというようなことでありまして、今の話は承っております。

重点施策の中で、環境対策について実施計画の中に載っておるわけですが、炭酸ガスの削減対策、これについて以前、新聞等で見たときに、太陽光発電に近隣の自治体が補助を出しているというようなことがあります。それで、本町においては、そういう見通しはないと、考えはないというような新聞に発表されておりましたけれども、今、このような地震がおき、また電力不足等も心配される中、今後の考え方として、そのようなものに地球温暖化防止の二酸化炭素削減というようなことも合わせまして、考え方、町長としてはどのように、今の今ですから、そう明確な答弁はいかがかと思いますが、ちょっと伺っておきたいと思います。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　各それぞれの自治体でいろんな事業を行っておる中で、環境問題に対する取り組みがいろんなところで行われているところがたくさんございます。そこで、西会津町の状況を見たときに、例えば、はたして太陽光エネルギーを使う、あるいは省エネの中で、エコということで新しいこれからの分野で、新エネルギー対策をどう構築していくかということですが、それについて、まだまだ検討する余地があるだろうということで、例えば太陽光を使ってどうこうということになると、なかなか地形的にそれは少し難しいのではないかと、ただ一般家庭用において行われているところもございますけれども、じゃあそのことが町として体系的にこれから取り入れて行う事業としてはどうなのかということについて、まだまだ研究する余地があるのかなということで、今回はそういった事業に着手をいたしませんでした。

しかし、これからの新しいエネルギー対策の一環として、環境のやさしいエネルギー対策は何かといえ、例えば車を、町の公用車を買う場合に、やはり環境にやさしい車を導入をしよう、あるいはこれからエコという問題とか、あるいは省エネ対策、これについて十分配慮した中で取り組みをまず進めていこうとではないかということで、これからの町のできる範囲の中で、CO₂削減に向けた取り組みを進めていきたいと思っております。

じゃあ、町長自ら何かと言え、私も行き帰りではありませんけれども、できる限り車を乗らないで、歩いてくるかなというものを持っておりますし、そうしたことを踏まえて、各それぞれのこれから天気が良ければ、職員の皆さんにもノーマイカーデーというようなことで、いわゆるCO₂削減の一環として認識をしていただくということも含めながら取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

今後、町として新しい事業計画を、今後いろんな時代に即応して、取り組んでいかなければならないと、そういう機運になりましたときには、やっぱり町としても真剣に検討していく考えでありますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長　　5番、清野佐一君。

○清野佐一　　いろいろご答弁いただきました。それで、今回のいろいろな施策の中でも、いろんな補助に関する事業があるわけです。今年のこの新規、あるいは今までの事業の中で補助事業等があるわけですが、それらの中身が町民のかたに、全部、周知されていない部分もたぶんあると思うんです。例えば、バリアフリーの高齢者が手すりを付ける。20万

くらいの工事でしたか、そのときに補助が出るとか、大きなものとか小さいものと、あとはごみ処理の、生ごみ処理機に補助を出す。コンポストについても出すと、いうようないろいろ細かい部分で補助があるわけです。せっかく町民のためにそういう補助制度を設け、それを皆さんが本当に中身を知って使ってもらえるのであれば、まだまだ皆さんが町政に対する信頼感というか、ありがたいなということやなにかということで、増すのではないかというふうに思います。

ですから、そういうような一覧表というか、そういうのでももしできるのであれば、こういう補助制度がありますよというようなことをお知らせ願えればと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ただいまの質問にお答えしたいと思いますが、年間の予算の各内容につきましては、毎年予算のあらましということで各家庭のほうに1冊ずつお配りをいたしまして、それをご覧いただきながら、今年はこんなことをやりますよというのを皆さんにお知らせしているところでございます。そのほかに、何年かに1回は、暮らしの便利帳というものを作成いたしまして、今、議員おただしのありました、そういった補助事業とか、制度の内容だとか、そういったものもお知らせをしてきたということでございます。なかなかそういったものが、周知がなかなか図られないという部分がございますということでございますので、なお、また新年度になりまして、そういったものをもう一度作成いたしまして、各家庭にお配りしながら制度の有効な活用を図っていただきたいというふうに考えております。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 では、これで私の一般質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 9番、武藤道廣であります。質問に先立ち、このたびの東北関東大震災で被災されたかたがたに心よりお見舞い申し上げます。また、不幸にしてお亡くなりになったかたがたに謹んで哀悼の意を表し、一日も早い復旧、復興をご祈念申し上げます。

質問に移ります。今次の予算編成は町長就任後2度目の編成となります。私も大きく3点ほど質問します。

一つは、平成23年度予算について、二つ目は地域集落の持続及び活性化について、三つ目として、町民の安心のための医療政策についてであります。昨日から同僚議員が質問されて、随分とダブる点もありますが、私なりの観点から質問いたします。

まず予算編成の考え方、方針について伺います。今年は昨年までの予算編成や事業にとられることなく、行財政改革大綱の趣旨を体し、財政の健全化、常に町民の視点に立ち、教育の振興、人材育成、健康づくりと安心安全の推進に向けて取り組んでいるとのことであります。昨年の方針としては、西会津町総合計画に基づき、みんなの声が響くまち西会津を町政執行上の基本とし、町民の視点に立ち、町民の健康増進と福祉の向上を図るため、財政の健全化に努め、効率的かつ効果的な予算編成に努めたとなっております。

2年目にして方針を見直しされたということですが、どのように見直しされたのか、また行財政改革大綱の趣旨とは、町長の見解と説明を求めます。加えて、これらを踏まえた

予算は、前年度と比較して大きく変わった点と、特徴や具体策としてはどのようなようになっておりますか。

東北関東大震災により交付税等の減額が予測され、また、当初予算で財政調整基金から前年度比 1 億 4,000 万円増の 2 億円を繰り越してまで実行する事業はどういうものでしょうか。合わせて伺います。

次に、町内の経済情勢は、指摘にありますように、雇用や所得環境が依然として厳しい状況にあります。新たに西会津町企業支援事業補助金の創設が計画されています。事業内容は同僚の質問等により理解いたしました。これはこれでよしとしましても、この事業の前に現下の状況を踏まえたならば、雇用問題、定住問題が優先されるべきと考えます。私がかねてより地域おこし、地域活性化の最たるものは、企業や事業所が活発かつ健全経営されることで、町の発展や町民の暮らしに大きな恩恵をもたらすものと考えております。

町の政策として、企業、事業所の雇用の促進並びに維持に支援することが、今一番必要なことと考えます。12 月議会においても提言いたしましたように、地元企業、事業所に新卒者の就労促進や、町内外から中途就職希望者の採用に支援するということは、雇用の点だけではなく、定住促進としても、また他の政策にも効果をおよぼすものと考えます。社員や職員の資格取得や研修、人材育成は基本的には私は会社や事業所が、自らがその考えによって行うべきものとするものであります。町長の見解を伺います。

次に、職を探す人で、職がないと訴える人たちの多くは、年齢的に 40 代 50 代の人が多くおられます。これらの年齢でリストラ等で職を失った人は、現在のところ民間での再就職は大変難しいものがあるのが現実であります。町として行っております商工観光化等の町の雇用政策として行われている事業方針と、このたびの町臨時職員採用に関する年齢条件の設定は、これらの考え方と矛盾があると感じておりますが、その理由をお伺いするものであります。

次に、創作和太鼓事業計画について伺います。この事業については、昨年も質問し、調査費のみを計上したという経緯があります。今次の 3 カ年計画では、1,255 万 5 千円の予算と計画であります。2 億円の財調からの繰り入れ、加えて東北関東大震災により、国県からの交付金等の減額が予測され、関連しての避難所開設と運営費に 800 万程度の財政支出が予定されております。これらの状況と、私は文化は経済状況と人がマッチしたときに発生し、定着し、そして栄え、継続できるものと考えております。住民目線というよりも、町長目線で無理に立ち上げて長続きはしないと考えております。不要不急の事業と受け止めてもおります。英断をもってこの事業の凍結か休止をされることを望みますが、町長の見解を伺うものであります。

次に、集落支援員の配置について伺います。同僚議員の質問に対する答弁で、だいたいの役割、支援内容等も理解しました。課題をかかえる集落にとっては、まさに難問を解決してくれるスーパーヒーローのように映る答弁内容でもありました。1 人の支援員が活躍し成果をあげるには、現在の組織や制度とどのように連携し、またプロジェクトチーム等を編成し、課題解決にあたるのか、そのあり方や方法等をお示しいただきたいと思います。

次に、活力ある地域づくり支援事業補助金と、一地域一ふるさとおこし推進事業との違いと目的、内容、また前事業以上に、どのように成果を期待されるのかを伺います。

次に医療政策について伺います。町民の安心安全を確保する点で、医療政策は大切なことと理解しております。100歳への挑戦のスローガンのもと、町民一丸となって長い間健康増進に取り組んできたわけであります。このたび、健康がいちばんということにスローガンが変わった理由と、取り組みにおいて、今までとどのような点が異なるのか、またどのような点を重点的に推し進めるのかをお伺いするものであります。トータルケア政策がどのように見直され、今後の医療政策の方針の進め方を伺います。

次に、昨年から診療所の運営や課題が取り上げられてきました。今後の運営方針と課題解消に向けた方策を伺います。昨日もありましたが、医療の充実と医師の確保について、同僚議員の質問等で現況等は理解しましたが、より強力な方策としての行動計画を伺います。

医薬分業の意義と実現、10月1日をもって実施するという計画でありました。それに対する具体的な計画と患者に配慮した点をお伺いするものであります。

以上で私の質問とします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　武藤道廣議員の質問に対しまして、私のほうからは地域集落の持続活性化策についてと、それから、医療政策の健康がいちばんということについてのご答弁を申し上げたいと思います。

ただいまの武藤議員の質問にお答えをいたしますが、議員もご承知のとおり、現在、町内のさまざまな地域において、地域の活性化を目指した自主的な取り組みが行われております。本町が活性化していくためには、「地域が自ら考え、自ら行動する」そういった取り組みを拡大していくことが必要不可欠であると考えております。このことから、地域の活性化を目指した取り組みを支援するために、「活力ある地域づくり支援事業」を新たに創設をして、平成23年度から実施することといたしました。

ご質問にあります従来の事業「一地域一ふるさとおこし推進事業」との相違点についてであります。対象となる事業に、「地場産業の振興事業」、「都市部等との交流促進事業」を新たに加えたほか、補助率を50%から75%に、補助金の上限も原則これまで10万円から50万円に引き上げることといたしました。また、事業の継続期間につきましても、原則3年としたことから、比較的大きな規模の事業に取り組むことが可能になったと考えております。

「一地域一ふるさとおこし推進事業」は、平成3年度から15年度までの13年間で37団体、61件の事業が実施されましたが、現在まで継続している事業はごく僅かであります。地域の活性化を図るためには、一過性の事業ではなく、持続可能な事業の構築が必要であることから、本事業により、真に地域の活性化につながる事業展開が期待できるものと考えているところであります。

次に、医療政策の中で、「健康がいちばん」というスローガンが変わった理由についてはなんなのかということですが、人間百歳まで生きて行くためには、高齢者になってからの対策からではなくて、乳幼児から高齢者に至るまでの健康管理が大変重要になります。本町におきましては、これまでも保健・医療・福祉の連携を図りながら町民の健康づくりを推進し、町民の健康意識の向上とともに平均寿命の伸びや医療費の削減など一定の成果

を上げてきたところであります。

しかし、課題として仕事を退職する 60 歳前後の疾病の重症化が多く見られることや、全体として肺がんや糖尿病が増加傾向にあることから、その対策として若い時から健康の大切さを認識してもらうとともに、検診受診率を向上させることが必要であります。そのため、これまでの保健・医療・福祉の連携により進めてきた健康づくりの取り組みを、さらにこれからも強化・レベルアップさせて、「健康がいちばん」とこのスローガンのもと、町民の総合的な健康づくりを進めていくものであります。なお、スローガンにつきましては、人が生きていく上で何よりも大切なことは「健康」であります。町民の皆さんが誰でも生涯にわたり健康で過ごせるように「健康がいちばん」とするものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 9 番、武藤道廣議員のご質問のうち、創作和太鼓事業についてのご質問にお答え申し上げます。

本町では、芸術文化の薫り高いまちづくりを推進しているところでございまして、町独自の新しい文化を創造するために、町内から和太鼓に関心を持つかたを募り、男性や女性を問わず、子どもから大人まで楽しめる「西会津創作和太鼓」を県などの各種補助金を受けながら創設したいと考えているところでございます。伝統的な和太鼓の響きと迫力を兼ね備える「創作和太鼓」は、太鼓に向かう真摯な態度や、団体演奏に必要なチームワークの大切さから、礼と節が備わることが評価されており、全身を使つての演奏は体力づくりや高齢者の生き甲斐づくりなど、全国各地で子供からお年寄りまで親しまれております。

町では昨年秋のふるさとまつりで、外部の演奏団体を招へいし、演奏を披露していただいたところ、その迫力と真摯な演奏態度に多くの町民の皆さまがたから高い評価をいただいたところであります。また、立ち上げに向けて、アンケートの実施や全国の和太鼓を活用した事例などを調査、検討してまいりましたが、その結果、和太鼓のたたき手として参加を希望されたかたは 10 代から 50 代まで幅広い年代から、約 30 名おられました。さらに、和太鼓の活用事例などをみますと、新しい文化の創造にとどまらず、青少年の健全育成や地域の活性化にも寄与しており、総務大臣賞である地域まちづくり全国表彰を受けた事例もみられるなど、地域間交流や世代間交流を促進し、町民に元気を与え、活力ある地域づくりに貢献するなど多方面に大きな効果が期待できる事業であると考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 9 番、武藤道廣議員のご質問のうち、平成 23 年度予算についてのご質問にお答えをいたします。

本町では、「西会津町総合計画」に基づき、まちづくりの基本理念であります「みんなの声が響くまち西会津町」の実現に向け、現在、各種施策に取り組んでいるところであります。平成 23 年度当初予算の編成におきましては、特に「地域経済の活性化」、「人材の育成・教育の振興」、「健康づくりと安全・安心」の三つを重点目標として、町民の皆さんの視点に立ち、皆さんの夢と希望を持って暮らせるような予算編成に取り組んだところであ

ります。

具体的な事業につきましては、新たに「生活環境づくり支援事業」、「企業の支援事業」、「活力ある地域づくり支援事業」、「新規就農者あんしんサポート事業」、「西会津小学校開校準備事業並びに新校舎建設の基本設計等の業務委託事業」、「地域医療連携ネットワークシステム導入事業」、「集落支援員配置事業」、「上野尻地区の消雪パイプ設置事業」の委託料などを計上しており、先ほど申し上げましたように町民の皆さんの視点に立ち、町民生活を積極的に支援する予算として編成したところであります。

また、ご質問の中で行財政改革との関係のおただしがございましたので、お答えをしたいと思います。行財政改革につきましては、議員もご承知のように、限られた財源を真に効果的な事業に重点的に配分していくことが重要でございます。昨日、3番、青木照夫議員にもお答え申し上げましたけれども、昨年9月に第15次の西会津町行財政改革大綱を策定いたしまして、現在、すべての事務事業について行政評価に基づく見直しを行っているところであります。

新年度への反映ということでございますけれども、できるものにつきましては新年度から対応していきたいと思っておりますけれども、本格的な見直しは平成23年度に実施してまいりますので、その具体的な内容については平成24年度の予算に反映してまいりたいというふうに考えております。

それから、財政調整基金の1億4,000万円の増額の要因についてのご質問がございました。これにつきましては、一つは新年度生活環境づくり支援事業で6,000万、これは町民の皆さんの生活環境の改善の支援と、経済対策の一環として実施するものでございます。

それから2点目は、小学校の統合にかかる各種準備事業費といたしまして、5,000万円を充当する予定でございます。これらについては、教育の環境の整備ということでございます。

それから三つ目は、水道事業の運営支援ということで3,000万を計上したところでございます。いずれも町民の皆さんの生活にとって重要なものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、臨時職員採用条件についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、町職員を雇用する場合の基本的な考え方について申し上げたいと思います。町臨時職員は、町職員が出産休暇や育児休業、病気休暇等を取得する場合、あるいは介護認定・保健師・看護師などの専門的業務の補助、さらには国県等の補助事業の実施に伴います事務補助などございまして、目的別に必要な期間を限定して雇用することとしております。現在雇用しております人数は11人でございます。

近年の全国的な雇用情勢につきましては、昨日、2番、多賀議員からもお話ございましたように、大学卒、あるいは高校卒を問わず、特に若年層の就職内定率が依然として低迷を続けているところでございます。この現状等を踏まえまして、平成23年度の町臨時職員採用にあたりましては、冒頭申し上げました基本的な考え方に加えて、20代、30代の若年層に配慮し、年齢の条件を設定いたしまして、公募を行ったところでございます。

ご質問のありました、雇用の維持・促進策との整合性についてであります。町臨時職員採用につきましては、若年層に配慮し、あくまでも臨時的な業務への一時的な雇用であ

るということでございますので、整合性を欠くものではないというふうに考えております。

今後とも、町臨時職員の採用につきましては、雇用対策の担当課と連携を図りながら、雇用の必要性を十分に精査し、社会経済情勢や雇用状況の変化に応じて、世相を反映しながら適切に対処してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 9 番、武藤道廣議員のご質問のうち、企業支援についてのご質問にお答えいたします。

企業支援につきましては、現下の企業を取り巻く厳しい状況を少しでも改善し、多くの町民のかたの生活を支える地元企業が今後も維持存続していただくため、平成 23 年度より新たに「町内企業支援事業」を創設し、企業における研修や資格取得費用の一部を助成いたします。また、ハローワーク等との連携により、国・県等の各種助成制度の説明会を開催するなど、さまざまな取り組みにより企業の支援を図ってまいる考えでありますので、ご理解をお願いします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 9 番、武藤道廣議員のご質問のうち集落支援員についてのご質問にお答えします。

町では、高齢化が著しい集落の維持存続を図り、地域に住む人々がこれからも安全・安心に生活していただくことを目的に、新年度から常勤の集落支援員 1 名を配置することといたしました。この集落支援員ですが、特に高齢化の著しい集落を中心に、集落の集会や行事等へ参加し、集落の維持活動に対しての助言・相談等の業務を考えており、農林業関係事業の事務的支援や、地域で取り組まれている地域づくりの活動などにも積極的に関わりを持っていただくことを考えております。新年度は、高齢化集落が多く存在しております奥川地区を中心に、奥川支所や関係自治区長、地区民生委員等と連携を取りながら活動していただくこととしております。

次に集落支援員と庁内各課との連携についてであります。集落支援員についての所管部署については、企画情報課とする考えであります。また、奥川地区における活動は、奥川支所と連携し支所長の指示のもと実施していただくこととしております。こうした体制の中で集落支援員と町関係課との連携を取り持っていくこととしておりますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 ご質問のうち、医療政策についてお答えを申し上げます。

はじめに診療所の運営方針と課題解決に向けた方策についてであります。町の国保直営診療所は、町民の受診する機会の確保や医療の提供、予防医療と疾病の早期発見など地域医療の中核的な役割を担っていることから、平成 23 年度の運営方針として、大きく 5 項目を定めました。

1 点目は、地域医療体制の整備として、主に医師の確保であります。

2 点目は、診療所施設の整備として、23 年度は群岡診療所の改修であります。

3 点目は、保健医療の実施として、特定健診後の保健指導の充実であります。

4点目は、医療サービスの向上として、会津若松の竹田綜合病院と診療所の情報共有化を図る地域医療連携ネットワークシステム導入事業の実施であります。

5点目は、医薬分業による安全性の向上、及び服薬指導の充実の5点を定め、運営することとしております。特に課題であります医師の確保と健全な経営を最優先にして、取り組んでまいりる考えであります。

次に、医療の充実と医師の確保策についてお答えを申し上げます。

医師の確保は医療の充実にとって最も大切なことから、平成23年度も、これまで以上、精力的に医師の確保に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思ひます。

次に、医薬分業の意義と実現のための行動計画についてお答えいたします。

医薬分業は「かかりつけ薬局」において薬歴管理が徹底され、複数診療科受診による重複投薬や相互作用、及び副作用の有無の確認がなされ、薬による事故防止が徹底されるほか、薬剤師による十分な服薬指導により、医師の処方どおりの服用が期待されるなど医薬品の適正使用が最大のメリットであります。また、診療所といたしましても医薬品の購入や在庫管理、及び資金計画などの事務量の軽減、そしてレセプト請求事務の簡素化が図れることなどがメリットとなります。そのため診療所においても医師と協議してきた結果、本年10月1日を目途に、患者に負担にならないような医薬分業をおこなう計画でございますのでご理解をお願いいたします。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 西会津町企業支援事業補助金について、再度質問します。

企業支援の考え方については私のほうで今ほど述べました。しかし答弁は、ちょっと違いますということではありますが、再度同じ質問になりますが、町長としては企業支援に関してどのようにとらえておられますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 昨今の雇用形態を考えてみますと、やっぱり一番この町で雇用の多いというのは民間の企業であろうというふうに思っております。したがって、私が町長になったときに、いち早くこの企業の経営状態というものは、どういうところにおかれているのかなと、こういうことで16社ほどまわって、いろいろと経営者とお話をさせていただきました。その中で、やっぱりここ数年間、本当に厳しい環境にあると、昨年度は西会津高校の卒業生、これが町内企業にゼロであったということでもあります。こういう非常に厳しい環境の中で、これはやっぱりもっとこの町が活性化をする最大の要件の一つとして、この町で働ける場をどう確保していくかというのが、一つは企業が元気になっていただくということでもあります。

したがって、町としての最大限何ができるのかということを含めながら、これまで企業家の皆さんといろいろお話をしてきた結果、本日、あるいはまた昨日もお話しましたように、町としての対応策について企業の皆さんと、こういう対応をしていきたいということをいろいろとご提示をしてきたというところでもありますので、この町の企業がいち早く元気になって、そして多くかたがたがこの町の中で雇用ができるような、そんな状況になってほしいなというふうに願っているところであります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　町長の考え方はごもっともであります。しかし、私が質問して、12月に、昨年ですか提案した、政策としてはやはり、町としてやるべきことは雇用を促進するような政策を取るべきではないのかということでもあります。若干、私も何人かの人とお話をしました。何か県の制度、国の制度と町の制度、私が言ったことは誤解されたのかなという点もありました。県や国は雇用をというよりも、採用を決めた以上に採用する人に対して補助、あるいは支援をするというような制度でありました。担当課長もそんなようなことで話されたと思っておりますけれども、ただ、私は、新たに、最初から採用する人に対する支援をすることによって、企業の経営も楽になるし、雇用も生まれる。そして雇用が生まれれば、そこに定住するという一つの関連性が出てくる。それによって町がやっております結婚祝い金、あるいは定住促進といった方向の、一つの一連の事業に対する効果が生まれるのではないのかということで質問しているわけでもありますけれども。

それと先日、町長は、その企業支援に対して、雇用に関しては費用対効果の点から雇用支援はしないということで答えられました。費用対効果、この計算方式、あるいは考え方について、まだ私も詳しくはわかりませんが、その考え方、あるいは数値で出せるならば、どのような結果になってそういう結果になったのかをお知らせ願いたいと思います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　今ほど、昨年採用ゼロと言いましたけれども、そうではなくて、今、数字を見ましたら、昨年2人、町内企業に勤めております。今年も2人が採用されるということの状況であります。訂正をいたします。

まず議員がおっしゃる支援策の中において、例えば1人採用すれば、そのうちの1人だったら町として10万円をとか、あるいは一定程度の採用者に対して、町として補助すべきではないかというようなことも想定されているのかなというふうに思いますけれども、そういう状況にあるときに、はたしてこれからそれが継続できるのかどうかということも含めながら、町としてもそういうことも実は考えたところでありますけれども。これは県のほうでも1人採用した場合に対する県の補助がありました。しかし今、県のほうでは、それは取り止めてしまったわけであります。

そこで、私が言ったかどうか分かりませんけれども、この費用対効果というのは、別にそういった意味合いで言ったつもりではありませんので、このことについては誤解されているなというふうに思いますので、この人を採用する場合の費用対効果ということに結びつけるような考えは、私は持っておりません。

○議長　9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　繰り返すようではありますが、費用対効果の点から雇用支援としての政策は実施しないというように昨日答えられたわけです。ですから、その費用対効果というものをどのようにとらえていられるのかと。それからどんな方法で数式的には、まずそれを聞きたいと思います。

○議長　商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長　お答えいたします。

昨日の答弁で、地域雇用の奨励策、それから除雪費に対する補助金につきましては、今回の企業支援の対象にはいたしませんでしたという中で、除雪費につきましては、各企業

の対応がまちまちであることから、なかなか補助するのは難しいと。新規雇用につきましては、各企業を訪問した際に、いろんな要望をうかがいまして、新規雇用については、実際のところ各企業では、例えば国ですと 80 万とか、100 万とかの補助があり、国につきましても今年度いっぱいその支援策はなくなりまして、県につきましても、1 人当たり新規採用 15 万という補助がありまして、それも 22 年度で廃止ということで、各企業のトップのかたは、そういった支援はありがたいけれども、結局人を雇うということは、その先 1 年で終わりではないよと。その先 10 年、20 年と雇うということで、なかなか今の企業の情勢の中で、その補助をいただいたとしてもなかなか厳しいというお話がございました。そういう話もございましたし、あと町としてできる支援は何かということを考えたときに、今回の支援策ということになりました。

いずれにしても、企業訪問、企業支援につきましては、今後も町長はじめ担当課が頻繁に企業を訪問いたしまして、経済情勢も目まぐるしく変わっている情勢でございますので、頻繁に企業を訪問させていただきながら、町としてできる支援策、新たな支援策については継続して検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 国県の補助というのは、最初に採用を決めた以外に、県は県でそうだったんですが、新たにそこに加えて採用する分の補助だと理解しておったんですが、ですから私は、これは緊急避難的でもいいですから、こういう経済状況のもとでは、より多くの地元の新規卒業者を雇用してもらうために、それは確かに企業側にとってこのあとどうなんだというのが一番心配です。それは実際私も話の中で聞いております。ですから、その中で採用する企業は企業で採用しているわけですよ。その人たちにとって少しでも楽にして、もっと次の年からでもいいですから採用できるように、そういった政策的な面で町がやるのは雇用の方面をもっと力を入れるべきではないかと私は申し上げているんです。ですから、今、財政的な面、いつまで、これは緊急避難的でも時限的に切ってもそれは可能ではないかとは思いますが、その辺はどう考えますか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 まず、今企業は、雇用に非常に慎重になっております。なぜかと申しますと、産業構造がご承知のとおり大幅に変わっておりまして、国内である程度の高いスペックなりのものを作って、海外で現地のかたにできるような作業をすると。やはりものづくりとか、サービスをつくるということは、人を育てていくということが非常に重要になっております。雇用に非常に慎重な中で、こちらで雇用を増やすために直接的に助成をするよりは、会社のほうに人材育成のための支援をするということのほうが、会社の経営、あるいはその雇用の改善につながるというふうに考えたわけでございますので、どうぞご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私はその人材育成、あるいは研修、資格を取ることにについて反対しているわけではありません。でも、行政としてやるべきことは雇用を優先すべきではないかと、そういうふうに申し上げているわけです。時間がなくなりますから、これ以上やっても仕方ありませんが、その辺で考えていただきたいと思います。

それと、財政的に無理ならば、住宅補助、空いている部屋を貸すことによって定住、あるいは少しでも支援できるという考え方もできると思いますが、いろいろな面での支援方法というのは可能ではないかと思しますので、その辺はよく考えていただきたいと思ひます。

次に、創作和太鼓についてであります、その文化、あるいはいろいろ、ただいま教育長のほうからその効果等、話がありました。しかし私はこういうご時世であり、文化というものの定着、継続に関しては、先ほど言いましたように持論を持っております。その点について町長のご意見をお伺ひします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　この件は、昨年の創作和太鼓を取り上げる際に、いろいろ議員の皆さんからいろんなご意見をいただきました。町としてもそのご意見を踏まえた中で、単年度で作るということではなくて、やっぱり3年間くらいの計画の中において、そして文化というものを作り上げていったほうが良いということで、今回、計画に載せていただいております。

そこで、私は昨今のこの経済情勢や、あるいは今、緊急に発生してきました地震等の大災害に対しては、非常に心苦しい内容でありますし、また、町としてもそれに対する影響というものは出てくるかもしれません。しかし、文化というものは、やっぱりこの人を育て、あるいは人間性を育む上で、どうしても必要なものについては、これは予算化をしていくということも必要なことであろうと思ひます。この町を誰がどう担っていくのかというのは、やっぱりこれから人でありまして、人間でございます。そこには教育と文化というものは、どんなときでも忘れてはならない、一つの文化が根ざすためには、長い時間かかってくるのではないかというふうに思ひます。どんなことがあっても、一つ一ついろんなところに積み重ねていくことによって、この町の歴史が作られていくわけありますから、その歴史の中において、私はこの創作和太鼓というものについても、今、非難的であっても、これから先、西会津町で必要なものだということを判断をした中で、少しずつこれを継続して、そしてみんなの力で大きくしていくことが必要ではないかと、私は英断を持ってもこの事業を進めていくことが大切だと、そしてそのことによって、西会津町民の皆さんの生活が、この和太鼓によって苦しめられるというような状態だけは避けていかなければならないと思ひますし、そうではない限りにおいては、やはりこういった文化というものについても、作っていくということは私の使命であるというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長　9番、武藤道廣君。

○武藤道廣　近隣の市町村が一時、その太鼓ブームといいますか、そういった時代に相当のところでした。そういった太鼓の事業に取り組みました。その取り組み方もまちまちでありますけれども、商工会が中心になったり、団体が中心になったり、早い話が町民の目線という形で町民からの盛り上がりでそれが実現したようなことを聞いております。しかし今現在、その運営、あるいはそういった活動等に大変苦慮しているところも相当ありますその辺を踏まえて、この辺の現状はどのようにとらえておられるでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　私は、この創作和太鼓が、今ほども申し上げましたように、町民の皆さんの視点

に立ったときに、非常に多くの皆さんが、これによって町の本当の事業としていいのかどうなのかということで、これが大きな声としてあがってきたという場合については、これは英断をもって取り止めるということもあるかもしれません。しかし、私は今ほど言いましたように、文化というものは、やはり小さい土地から、あるいはどこかで一歩進むということが必要ではないかと、これまで西会津町ではまったく創作和太鼓というその文化がなかったわけであります。まつり太鼓はありましたよ。今、そうしたことが必要だという考え方のもとにおいて、これから長い歴史の中で、今一歩を踏み出すという意味においては、私は何ら問題はないと、理解は得られると、こういうふうに考えているところであります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大変な決意ではあります。しかし、私はそれを無理やり立ち上げて、定着継続できないのではないかと、そういうふうに思っております。その辺はどういうふうに考えられますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それは、あなたとの違いであります。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 そのほか2、3点質問を変えます。

町臨時職員の採用に関するだいたいの内容はわかりました。若年層の就労に配慮されたということでもあります。その中で、40代、50代の人たちの就労についての話し合いやそういういったものに対する考え方等は出ませんでしたか。そういうのを聞いておきたいと思います。

若年層に配慮されていると、年齢制限されたということでもありますけれども、そういった年齢制限ということを設定するにあたり、話し合い等の中で、40代、50代の人たちの就労についての議題、あるいは問題解決の話し合いはなされましたかと。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 雇用の厳しい状況の中で、議員おただしのように、確かに40代、50代の皆さんもそういった状況にございます。そういった中で、今回、先ほども申し上げましたように、大学卒、高校卒の皆さんがたの非常に厳しい雇用情勢の中で、若い人たちにもぜひ、町の臨時職員としてお勤めいただければということでございます。

その雇用と形態につきましては、先ほど申し上げましたように、あくまでも一時的な臨時的な任用と、雇用ということでございますので、これが1年、2年と継続して雇用というようなことであれば、またその年齢については十分に検討していく必要があるというふうに考えております。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 活力ある地域づくり支援事業補助金です。大変いい制度だと思います、評価します。その中で、今ほどの説明等もありましたが、これらはいろんな対象の中で、農家民泊、あるいは民宿、団体でやる場合とか、あとイベント等とか、あと地域の集落単位なのか、全体を意味するのか、そういった細かなことに対する要望、要綱、その辺はどのような内容となって、どのように町民の皆さん、あるいは各種団体にいろんな団体ありますけれども、告知されるのでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。

活力ある地域づくり支援事業につきましては、予算がご議決いただけましたら、町内の皆さんに広く周知をいたして、ある程度準備期間も必要であると考えておりますので、1カ月か2カ月くらいの準備期間をおきまして、申し込みを受け付けいたしまして、あとは審査会等実施しまして、対象団体を選定していくようなことで考えてございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 先ほどの町長の答弁で、単発的なものはちょっとということでありましたけれども、イベント等の中には、やはり単発的なものもあると思います。それとその持続ということでは、だいたいそういう事業をどの程度持続するものが対象になるというか、その辺の規定はあるんでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 実際にこれからこの事業を行うにあたって、まず町の方針としてもきちっと定めて、これから説明会を開催をしていきたいというふうに私は思っております。その場合に、単発的というのは、例えばこの前のように10万円で一地域一ふるさとおこし、私の集落も、私も率先して取り組みましたけれども、残念ながらそれが継続していかなかったということもございます。中にはいくつか継続されているものもございますけれども、やはり継続可能なものというのは、やはりある程度の人数が集まり、そして3年間以降の具体的な計画の中に、これから地域活性化に本当に取り組む、そしてそこから加工や、あるいはいろんな交流事業や、事業として継続していけるものだなと、こういうことに対する支援策を今回考えているところでありますので、これからいろんな団体の皆さんとのいろんな話し合いも進めていくことが必要だというふうに思っています。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 時間がないということで1点だけ。医療の充実ということでありますが、医薬分業、その薬局ですね。今ある施設の中にやるのか、それとも外にやるのかということですが、その辺はどのように考えておられますか、1点だけ。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 医薬分業についてであります。法律で診療所、院内にはできないということで、院外であります。そこで、先生が非常に心配しているのは、患者さんがそこまですでにかなければならないということで、西会津方式としていろいろ考えております。そのうちの一番大きなことは、薬局から薬を持ってくるのと、診療所に持ってくるのと、そういう方式を考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 以上をもって私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議にします。(11時59分)

○議長 再開します。(13時00分)

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 11番、長谷沼であります。このたびの大震災に被害を受けられたかた、お亡くなりになられたかたに対しまして、お悔やみとお見舞いを申し上げます。400年に1

度、500年に1度の大地震だそうであります。テレビを通して映り出されるあの津波の恐ろしさには、とてもとても言葉がありませんでした。そして、最大の心配事は、原子力発電所の関係であります、被害であります。専門家ではありませんからわかりませんが、関係者の認識の甘さが、このような事故につながっておるのではないかなと、それと、国、東京電力の初動の対応の遅れがこのような結果を生んでおるのではないかなという気がしてなりません。これで原子力発電の安全の神話は崩れさりました。

さて、この震災に対する町の対応であります、本当に皆さん力を入れて取り組んでもらっていることに対しまして敬意を表したいと思います。昨日、議会が終わりまして、さゆりの体育館にまわってみました。本当にそれぞれの部門で、あの寒さの中の対応、本当にご苦労だなと思ってまいりました。こういう町の対応に対して、私も何人かから電話をいただきましたが、二つに分けられると思っております。

一つは、いわゆる奥川小学校の楽器火災のときにいただいたといいますか、豊間との関係で、豊間の小学校・豊間の地区の人たちに、町ではどう応援しているんだと、それがわからないという電話でありました。

それともう一つは、震災の被災に遭われたかたの受け入れ態勢はどうなっているんだと、もっと早くできないのかという二つになると思います。

豊間の関係では、全員協議会で教育長から説明いただきましたので、私らは理解しているわけですが、やはり何らかの形で町民の皆さんにも町としての、教育委員会としての対応をお知らせする必要があるのではないかなと思っております。

この前、ある人からお叱りといいますか、苦言といいますか、をいただきました。それは、町の危機管理の姿勢であります。何ですかとお尋ねをしましたら、昨年のことだそうではありますが、東京の世田谷区の区民のまつり、催しごとに町長と副町長が参加しておるぞということです。行政のトップ、町長であります。次は副町長でしょうと、その二人が世田谷の区民まつりに行っているんだぞと、そういうことお前は知らないのかというわけであります。これからは心して危機管理に町ではあたっていただきたいことをお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

まず情報化の推進であります。ケーブルテレビ高度化事業、第2期の工事ではありますが、3月1日現在の進捗率は40%とのことでありますが、これは計画どおりの進み具合でしょうか。私が懸念、心配するのは、第1期工事ではありますが、年度末ぎりぎりの完了というんですか、竣工というんですか、でありました。そして、4月からは不具合が見つかって、何カ月もかけてその工事を修繕といいますか、不具合の改良といいますか、工事をしておるからであります。今回は、そういう心配はまったくいりませんとこう言い切って欲しいのでありますが、いかがでございましょうか。この第2期の整備が終わったあとの、これの利用形態はどうでしょうか。新たなものがあるのでしょうか、変更があるのでしょうか。それを示していただきたいと思います。このような利用に関して、当然、新たなもの、変更するとなるならば、町のケーブルテレビ番組審議会で審議されると思っておりますが、いかがでしょうか。

次に、ケーブルテレビ加入の促進についてであります。この件については、12月の議会

で私も含め、3名のかたが質問をしております。それを踏まえて質問をいたします。私は基本的に、テレビ放送のデジタル化とケーブルテレビ加入は別問題だと思っています。そうとらえております。ケーブルテレビに関しての町の基本姿勢としては、町内全世帯が町の情報を同じく見られることだと、聞くことだと、町からの情報を共有することだと思っています。それには、町として全世帯にケーブルテレビが見られるように努力することが肝要だと思います。

12月の議会では、町としては不公平感を与えるので、加入促進には関わるべきではないとの答弁でございました。しかし、今回の町長の提案理由では、積極的に加入を図ることとありますが、いい方向での方針転換ではありますが、なぜこのときで方針転換をしたのでしょうか。12月のわれわれの質問に対してできなかったのでしょうか。政策の整合の面からいけば疑問があるわけであります。この件についてはどうお考えでありますか。そして、議会での答弁がいとも簡単に変わるということは、町側の議会答弁の信頼が損なわれてしまう、そう思いになりませんか。

ケーブルテレビの加入状況であります。昨年の12月1日現在で196戸の未加入とのことでしたが、現在の加入状況はいかがでしょうか、お示しをしていただきたいと思います。加入しないかたがたには、どのような問題があるとお考えでございましょうか。そして、その問題をどのように解決をして、一世帯でも多くケーブルテレビの加入を勧めていくお考えでありますか。それをお尋ねを申し上げます。

タッチスーパーによる高齢者支援事業がNPO法人によって3月中に始まるとのケーブルテレビで放送をされていまして。大変私も良いことだなと思っていますし、やはりそのような方向で、これからは動いていくのであらうと思っていますが、これを実施するときには、1期工事の完了地区だけなのか、今、1期工事で終わらない地区でもこのタッチスーパーに加入することができるのか、まずそれをお伺いします。

この事業に対する出店に関する案内を見てみますと、事業地域参加団体の筆頭に、西会津町と書かれておりました。町ではどのような関わりをお待ちなのかということで質問しておりますが、昨日の青木議員とのやり取りで、町と協議をして進めたということですが、その協議内容をお示ししていただきたいと思います。

また、町で整備した施設を利用するわけでありますから、その町の施設を利用する、そのことに関して契約を結んだのかどうかということも通告しておりました。これも昨日の答弁で利用料に対して、あるいは契約に対しては、ただいま対応しているということでしたが、私はそういう契約を、利用料を定めて契約を結んで、それからこの事業が開始されるべきだと思いますがいかがでしょうか。

また、これをすることによって、施設などに不具合が生じた場合は誰が修繕といいますか、対応するのも合わせてお尋ねをしたいと思います。

農業問題に移ります。23年度から新たに畑作物の所得補償制度が始まります。町長の提案理由の中では積極的に制度への加入促進を図っていくと言われておりますが、具体的には触れられていませんでしたのでお尋ねをするわけであります。所得補償の対象になる作物、小麦、大豆、そば、なたねの4作物だそうではありますが、西会津町における22年度のこれらの作付面積をとらえておられますならば、お示しをしていただきたいと思います。

またこの4作物のうち、すべて積極的に取り組むのか、あるいは重点的に加入促進を図っていくのか、それも合わせてお尋ねをいたします。

この取り組みには、やはり目標を持って取り組むべきと思いますが、参加農家数や面積、どの程度の面積で栽培されるのか、見込み等がおありでしたらばお示しをしていただきたいと思います。

また、この畑作物の所得補償制度を推進していく上で、どのような問題点がどこにあるか、お考えがありましたならば、その件もお尋ねを申し上げまして私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 11番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、私からは情報化の推進について、ケーブルテレビの促進加入についてお答えをいたします。

まず、地上デジタル放送の移行にかかる受信環境の整備につきましては、国及び放送事業者の責務であるとの、町としての考え方は今も変わっておりません。しかしながら、昨年に実施した要望活動の中で、私は総務副大臣への直接要望、これが実現をして、町の実情について、ある程度理解が得られたということから、またNHKからは、将来的にはデジタル中継局の整備も検討するというような考え方が示されました。

こうした状況の変化がありましたことから、町としても加入促進に取り組むということにいたしました。したがって、議員おただしの、先回の答弁と今回の答弁の食い違いで、町長答弁が町民の信頼を損ねるというようなことではないかということではありますが、状況の変化によっては、答弁の内容も変わります。あるいはまた政策も変わってくるわけですから、今そうした急激ないろんな変化がございますので、このことについては十分にご理解をいただきたいと思います。

現在、町内においては、NHKと民間放送事業者で組織する「地上デジタル放送推進協議会」が、ケーブルテレビ未加入者への加入促進を実施しております。したがって、町も協議会とタイアップしながら、全戸加入を目指しての取り組みを行っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 11番、長谷沼議員のご質問のうち、情報化の推進についてのご質問にお答えします。

はじめに、ケーブルテレビ高度化第2期工事についてであります。現在、伝送路全体の現地調査がほぼ完了するとともに、奥川中町地区の中継局、いわゆる「奥川サブセンター」の工事に着手したところであります。また、各家庭に設置する受信装置の一部を調達し、新規加入宅への引き込み工事を先行して実施しているところでございます。

昨年末からの記録的な豪雪の影響により、予定していた工事の一部が平成23年度に繰り越しせざるを得ない状況となったものの、今年7月末頃までには上野尻、下野尻地区等への光ファイバー化が完了し、その他の地区につきましても、工期である24年3月15日までには遅滞無く完了する予定でございます。この工期の中で、当然完成はするわけですが、比較的余裕のある工期だというふうに思っております。3月15日までには異

常なく、すべてが完了するというふうに考えております。

次に、今後の利用計画についてであります。現在運用しておりますインターネットの接続サービスと在宅健康管理システムにつきましては、今後も継続していくほか、光ファイバー網を活用した携帯電話のエリア拡大事業や町の水道施設集中管理システムなどにも活用していきたいと考えております。また、町内全戸を対象にした防災用音声告知システムや、携帯情報端末と連携した双方向サービスなど、幅広い用途への活用が可能となりますが、いずれもそれぞれの目的に応じた機器の導入が必要となりますことから、費用対効果を含めて十分検討していく必要があるというふうに考えております。なお、放送番組審議会に諮るのかというようなご質問がございました。町でそういった計画がなされた場合には、そういった放送番組審議会にお諮りして意見を承っていききたいというふうに考えております。

次に、未加入者についてのご質問でございます。昨年 12 月から本年 3 月 1 日までの間の新規加入の申込み件数は 83 件でございました。未加入者 196 という数値が町の数値の中にあるわけでありまして、そこから 83 件を引きますと、111 件という形になります。ただし、現在、先ほど町長が言いましたように、放送事業者が加入推進をしておるわけありますが、その中には、相当数空き家というのが含まれた数字になっております。その辺、これから 3 月中に打ち合わせをして、すり合わせをする考えでございます。

町ケーブルテレビへの加入促進活動については、NHK福島放送局や県内の民間放送事業者で組織しております地上デジタル放送推進協議会が、町内にデジタル中継局を整備しない代わりにケーブルテレビの加入金相当額を助成するという方法で行っております。

本協議会の報告によりますと、3 月 3 日現在、空き家などを除き、加入促進対象世帯が 119 件、うち加入合意及び加入見込み世帯が 101 件ということであり、そのほかは経済的な理由によるものや、長期不在などのため確認がとれない世帯であるとのことであります。なお、経済的な理由で加入を見合わせている世帯であります。町ケーブルテレビに加入する際の加入負担金に相当する金額の助成を受けるにはNHKとの放送受信契約を締結していることが条件となりますが、経済的な理由でその契約が締結できない世帯などがあるとのことであります。今月中に協議会との情報交換の場を設けることになっておりまして、その対応について協議してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、町といたしましては、町内すべての世帯が円滑に地上デジタルテレビ放送を視聴できるよう対応してまいる考えでありますのでご理解いただきたいと思います。

次に、「シニアタッチ利活用による高齢者支援・雇用創出事業」についてのご質問にお答えします。

本事業は、NPO西会津地域活動支援センターが、総務省の「地域雇用創出事業ICT絆プロジェクト」の採択を受け実施する事業であります。本事業への町のかかわりについてであります。昨日も申し上げましたように、採択申請の際に町からは推薦書を交付いたしました。また、事業実施にあたって組織された事業地域協議会に、企画情報課・商工観光課から職員が参加しておりまして、町の立場から意見を述べさせていただいているところであります。

本事業は、高齢化が進行する本町にとってニーズの高い事業であること。地元商店の活性化につながる事業であること。新たな雇用が生まれること。町の整備したケーブルテレビ回線の有効活用が図られる本町ならではの先進性の高い事業であることなどから、町としても積極的に関わり、側面から事業支援をしているところでもあります。

最後に、ケーブルテレビ回線使用の契約についてお答えします。本事業は公共性が高い事業ではありますが、収益が発生する事業でありますことから、有償にてケーブルテレビ回線使用を認めていく考えでありまして、現在契約に向けての協議を進めているところでございます。

当初、インターネットを活用して実施するというような計画でございましたが、そうしますと、利用者の皆さんからインターネット加入をしていただいて、インターネット使用料が発生してしまうというようなことで、町のローカルランの部分ですね、町内だけでインターネットにつながらないというような形の利用のほうがいいのではないかということの協議を現在しておりまして、そういった関係上、まだ契約には至っていないというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 11 番、長谷沼清吉議員の農業者戸別所得補償制度についてのご質問にお答えいたします。

本制度の目的は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持することにあります。22 年度はモデル対策として、水田農業を対象に、主食用米に対して交付される「米戸別所得補償モデル事業」と、食料自給率の向上につながる主食用米に代わる対象作物に対して交付される「水田利活用自給力向上事業」が実施されました。

23 年度から新しく実施される「畑作物の戸別所得補償交付金」については、水田や畑でそば、麦、大豆、なたね等を生産する販売農家などを対象に、その販売数量に応じて作物ごとの交付単価により所得補償交付金が交付される制度であります。町としては、対象作物のうち、そばの取り組みを重点に推進していきたいと考えております。

交付金には「数量払」と「面積払」があり、「数量払」については、本町では、そばを生産した場合には、45 キロ当たり 1 万 2,150 円になる見込みであります。「面積払」については、前年産の販売数量から作付面積を換算し、数量払の内金として 10 アール当たり 2 万円の単価で交付金の一部を先に受け取ることができます。

次に、参加農家数や面積の見込みについては、新たに対象となる畑作物については従来より、品目ごとの作付け農家や面積等の管理を行っていないため、現状で制度加入の見込みを把握するのは困難であります。このことを踏まえ、農家の皆さんには、今まで町広報紙や集落座談会等により情報を提供し、制度の理解と推進を図ってまいりました。なお、22 年度の水田での作付面積は、自家消費も含め、そばは 28 ヘクタール、大豆は 4 ヘクタール、小麦は 0.3 ヘクタールとなっており、なたねの生産実績はありませんでした。

今後も、ケーブルテレビやさまざまな機会を通じ、6 月の交付申請に向け、生産調整の達成と合わせて各農家の経営安定のために、本制度への加入を積極的に推進してまいりたいと考えております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町長から答弁いただきましたが、おっしゃるように状況の変化に応じて柔軟に対応していくのは当然であります。しかし、一つの政策というものは、真っ直ぐだけではなくて 360 度あらゆることを想定して計画を立ててやる。そうするならば柔軟に対応できる。1 カ月や 2 カ月で、360 度柔軟性を持って対処しているならば 1 カ月後、2 カ月後に 180 度変わったような政策は私は出てこないだろうと思っております。これは見解の相違でしょうから、これで結構でございます。

この高度化事業に合わせて、私の聞いたところによると、いわゆる気象ロボットですか、9 チャンネルで放送している。それがこの 7 月から廃止になると聞きましたが事実でしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 現在の気象ロボットにつきましては、町内 5 基設置してあるわけですが、老朽化が著しいということでありまして、本事業に合わせて高度化、新しく整備した、今現在やっております高度化事業の中には、気象ロボット整備は入っておりません。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ということは、廃止になるのかならないのか、端的にお答えください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 廃止といたします。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 こういう大きなことを提案理由でも触れられておりませんし、何ら私らに情報として伝わってきていないわけですよ。こういうことこそ、ケーブルテレビの審議会にかけて、町民の皆さんの意見を聞いて決断すべきだと思いますがいかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビの高度化事業は、実際には今、発注しているのは 2 期工事でありまして、もうすでに事業開始から 3 年、その前の局舎の整備からしますと 5 年前からスタートしているわけでありまして、この気象ロボットの廃止につきましても、当初計画からそのような形になっていたということでありまして、その辺、審議会に諮ったのか、諮らなかったのか、全体計画についてはそういった形でお示ししているのか、ちょっと手持ちに資料がございませんので、ちょっとなんとも説明のしようがございません。申し訳ございません。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ケーブルテレビの審議会の担任する事務ということで、管理運営ときちっとうたってあるわけですよ。やはりそのための審議会ですから、やはり町民の目線に立って町の行政をしていくというならば、こういうことの指摘を受けないで私はやるべきだと。なぜこんなことを言うかという、もう一つ、一般質問ではしておりませんが、小学校の統合にかけての審議会がありますね。そこには子どものズックまでご相談申し上げているんですよ。ところが、作曲の依頼はそういうところかけないでやっているというような話も聞きますから、やはりこういう審議会というものを無視しないで、例えばタッチスーパーだって審議会にかけていませんよ。私、今回のケーブルテレビの審議会の資料をいた

だきましたが、タッチスーパーにも述べておりません。

そういうことで、これからはきちっと各審議会等に相談すべきことは相談をして進めていくべきだと思いますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町の本来の業務の一つ一つが、すべてに渡ってその審議会に諮るかということになりますと、それはその与えられた業務の内容等によって諮るべき内容と、そして本来の執行の中で行う業務ということについては、きちっと分けけてやっているつもりであります。

今回の気象ロボットに関しては、今ほどの答弁したとおりでありますけれども、もう一つは、これからの新しい業務の一つの中で、この気象に関して、会津大学と町と今後提携をして、そしてもう少し部分的に気象状況を的確に把握できないかということの内容から、会津大学から西会津町に5地区のいろんな情報を、これは温度の情報なり、あるいはその気象条件でありますけれども、これを会津大学のほうにインターネットで、これを報告してやれば、会津大学のほうでは、それを分析しながら、会津一円、そして西会津的にもその情報を細かく分析して報告することができるというシステムを、これから立ち上げるといことでありますので、その内容についてもお話がこの前いただきました。町としても、この分析内容については非常にいいことだということで、現在進めているところであります。

そうした内部的な内容で、きちっと報告すべき内容については、どの時点で報告するのか、そういうことについては、ある意味ではお任せをしていただかなければ、行政執行なんていうものはできないわけでありまして。したがって、今後そういう内容でありますから、報告すべきものについては、きちっと報告するということにしていきたいと思っております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 お話を聞いていますと大変結構なことです。進めていってほしいと思います。だから、そういうことは言われる前に、議会に対して報告をする、町民に対してお知らせをする。それが町長の言っておられる町民目線に立った行政でしょう。そういう点ではあなたの言っている、こういう意見に関しては、町民の目線に立っていないと思えるからお尋ねをしているわけですから、これからは言葉どおり、町民の目線に立って、柔軟性を持って執行していただきたいと思っております。

ケーブルテレビの加入であります、町では積極的に加入の促進を図ると、おっしゃっていただいているわけですが、課長の今答弁を聞いておきますと、協議会にお任せをしている。町では積極的に加入促進に携わっているというふうに受け止めることができなかったんですが、町ではどういう形で積極的に加入促進に関わっておられますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この事業を進めているのはケーブルテレビに関する、参加している協議会の皆さんであります。したがって、町として本来的に公にこれはできない、例えばこういうかたの家は、なぜ入らなかったのか、今までの経過というものもありますので、そうしたことについて問い合わせが、この協議会に限ってくれば、今までケーブルテレビに入っていなかった状況、こういったところについては、その情報の開示をしてあげたいということ

ありますから、本来的にはケーブルテレビ等の協議会と、そしてNHKが今促進を加入しているところとの協力をして、町としてもそういった意味での関わり合いをもっていきたいということでありますので、基本的には町にいろんな情報の依頼があれば、積極的に町はその情報を開示しながら進めていきたいというふうに思っているところであります。現在のところ、ほぼ100%に近い形をとっていききたいということであります。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 課長の答弁を聞いておりますと、経済的理由で入れないという話がありました。思想信条といいますか、私は絶対ケーブルテレビに加入しないというのであれば、これはいたし方がありませんが、ケーブルテレビに加入したくても経済的理由で加入ができない、そういうケースに対しては町としてどう対応していきますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 高齢者世帯で非課税世帯というようなことになると、町の場合、ケーブルテレビ使用料については減免ですよとか、そういった制度がございます。NHKも生活保護だとかというような、そういった支援を受けている皆さんについては受信料免除というような世帯があります。ただ、今現在、経済的理由と申した世帯につきましては、そういった状況になっていない家庭だということでございます。そんなことで、町としまして、まだそういったかたがたへどういったことができるのかというようなことで、これから放送事業者の皆さんと詰めていくというような段階でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 すみません、私考えごととしていて、今の課長の答弁ちょっと聞き漏らしたところがありますので、その経済的理由ということについてもう一回説明していただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 経済的理由と今NHKがおっしゃっているのは、NHKでも受信料減免できる。それから町としてもケーブルテレビの使用料を減免できるという立場の人であれば、実際にはこれからの負担も生じてこないわけではありますが、そういった立場にないかたで経済的理由というような形のかたが何人かいらっしゃるということでございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 高齢者の世帯で、今あなたが言ったような減免の対象にもならなくて経済的理由、それは制度上いろんな問題、課題等が一人ひとりによって違いますから、それはそういう人が即減免対象にならないかもしれませんが、もう3世帯、5世帯であるならば、この要綱によれば町長が特に必要と認めた場合は聴視料もらわなくてもいいとうたってあるわけですから、この数が50も100もというならば、それはそれで大変でしょうが、3世帯、5世帯であるならば、そういうような温かさを出してやっていくのが、町としていろいろやりたいことがあるんでしょうが、やはりそういうお年寄りの世帯には、私はそういう温かい心で町として対応すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今言いましたように、ケーブルテレビ、70歳以上で非課税世帯であれば

無償になると。それから生活保護だとかそういった家庭であれば減免措置があるわけですが、それに該当しない世帯ということでもあります。それでNHKも4万2千円の加入料金を、今回加入促進に合わせて、加入金については放送事業者が補助するという形で推進をしているわけですが、NHKも今までも受信料をそのかたがたは払ってこなかった、NHKと契約をしてこなかったということでもあります。ですから、NHKはその4万2千円を出す、放送事業者は出す代わりにといいますか、出すことの条件には、これから受信料を契約して、きちんと払っていただくというようなことをクリアしていただかないと困るということでございまして、そういった問題もその中にはあるということでもあります。NHKの減免規定にも当てはまらない、さらには町の減免規定にも当てはまらない、そういう家庭が、現在つかんでいる中では9戸、存在しているということでございます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 NHKはNHKの都合があるんでしょう、これは町は町の都合といいますか、対応があります。ただ、ケーブルテレビに加入しないというならいいですよ、やはり加入したいと、その8戸ですか、9戸の中で、加入したいという気持ちがあるならば、それらのかたに温かい手を差し伸べていくのが町の、私は姿だと思いますが、これだけでやっているわけにはいきませんので、その対応をお願いして、タッチスーパーに移ります。

この1期、2期と今分けて工事をしていますが、その関係なく、すべてのところが対象になるのかと、お答えいただけませんでした。お答えいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 すみませんでした、答弁漏れでございます。今、高度化第1期工事、終わった部分につきましては、インターネットを活用できるように、ケーブルテレビに接続できるような機種がもう備え付けてあります。したがって、今回のシニアタッチにつきましても、簡単に接続ができて利用できるということになります。それで2期工事部分につきましては、順次拡大していくというような形で今の事業者側は検討しているということでございます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この事業は3月中に実施したいということですが、実施日はいつからかということをつかんでおられますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 事業者の話によりますと、14、15日に加入者の説明会なんかを実施する計画でありまして、それからきちんと事業開始は、本年度中には開始したいというような当初の説明でございましたが、この地震の影響でその説明会も延期したというようなことでございます。それは総務省の補助を受けてやっているわけですが、そういった事情を総務省のほうに説明をして、少し延期するような形で検討しているということですが、4月中には一部稼動していくというような形で検討しているものと思われます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そこで問題になるのが、利用料も定めないで、契約も結ばないで町の施設を利用させていいのかということです。私はきちっと契約を結んで、定めて、臨むという

のが姿でしょう。なぜそうしないんですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 間もなく契約をしたいということで、料金につきましても内部協議を済ませたところでございます。これから契約の手続きを取っていくと、稼動前には契約をしていくというような考えでございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それは稼動前にするということですから、それは信頼をしますが、本来であれば、申請があって協議をしたといったときから取り組んで、契約を結んでやるというのが、やっぱりあなたたちの仕事だと思いますよ。そういう点は今後とも留意してやっていただきたいと思います。

それでは、畑作物の所得補償方式に移りますが、これを推進していくためには何が重要だと、鍵といいますか、何が問題点だと、積極的に推進していくということですから、推進を図っていくには何が重要なポイントととらえておられますか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 昨年、戸別補償制度が始まるときも、農家の皆さんに制度の理解をいただく期間が短かったというのが、事業取り組み後の県などの反省の中で、各市町村から出されました。今回についても、その点を踏まえて十分農家の皆さんには、事業の趣旨等を周知しながら、現在、米の生産計画を提出していただいておりますので、その際にも取り組み可能なかたに対しては、個別に相談をしながら取り組みを推進しております。

さらには、個々の取り組みも重要ですが、地域としてそういう集団で取り組める可能性があるところについては、集落のほうからそばの団地化を目指したいというような相談もきておりますので、それらに町として関わりながら推進を図っていききたいということで考えております。

また、これを取り組む際に、そばの収穫機械の不足ということが農家のかたから出されておりましたので、その点については、JAのほうに相談をして、今まで喜多方地区にあったそばの刈り取り機を西会津のほうにむけていただけるということを事前に了解をいただいております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 作付面積をお尋ねしたましら、やはりそばが 28 ヘクタールということで、今、課長からお話ありましたが、実際ほかから借りられるという話も聞いておりますが、農協に問い合わせをしたら、町の補助でそばコンバインを買ったのは 15 年も前だと、耐用年数が 10 年だと、毎年故障の連続で農家の希望通り稼動できないという状態だということでありました。じゃそばコンバイン、アタッチメントを付ければいろんなものに使われるそうではありますが、安くて 600 万、高くて 800 万を超えるというようなことでありますので、やっぱり畑作物のメインはそばだとするならば、やはりこれは農協と町と話し合いをして、町で自前でもっていかないと進まないのではないかなと、やはり耐用年数も過ぎているわけですから、そういうところで積極的に取り組むというならば、言葉通りにそばコンバインも相談をして、その購入に向けてがんばるというその決意のほどを聞きたいわけではありますが、いかがですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 町として、この畑作物のそばを取り組む場合、どういう課題があるかということで農協と話し合いをしまして、そばコンバインの点については、課題としてお互い認識をしておりましたので、その点について話し合いをした際に、農協のほうから喜多方市でもっていたそばコンバインの管理を農協のほうに任されたということで、面積的に西会津に1台送れる分があるということと、町内で大型の刈り取り機をもっているかたが、去年だいぶ作業受託を委託されたんですけども、まだ自分の作業受託できる面積があるということで、今年度については何とか対応できるかなということで、話し合いをしました。

今後、議員からご提案ありましたように、今年度拡大されて、さらに収穫の際に不足するような自体が出た場合については、今後検討を進めていきたいと考えております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 昨年であります、そばコンバインだけではなくて、タヌキとクマ、これは本当に1日といわれませんが、1日、次の日いってみると、前の日の2倍も潰されてしまったなんていう事情もありますので、今回も出ていましたが、鳥獣対策も万全にしたいと思っています。

前に戻るわけですが、タッチスーパーを使っていて不具合が生じた場合には、誰が責任を持って、どういう処理をするのかとお尋ねをしましたが、答弁がありませんでしたのでお願いをいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先ほど申し上げましたように、今回のタッチスーパーの事業に関しましては、町のローカルネットというような部分を活用するわけですが、町の設置しましたEONUというところに接続するだけでありまして、その機種の場合は、当然その事業者側でやるわけですが、光ファイバーを活用するだけなので、特に不具合が出るというふうなことは、ちょっと考えられないというふうに町としては考えております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 安心をいたしました。それと、今後の利用計画をお持ちでありますが、今、タッチスーパーにそのラインといいますか、回線をお貸しになるというわけですが、今後の町の利用計画には、何ら影響をおよぼしませんかということと、今回、その契約は何年という契約をお結びになる予定でありますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今回のタッチスーパーの事業は、町で今、設置した能力からしますと、10分の1程度しか活用しないというようなことでございまして、これからいろんな事業に、町としても活用して、先ほど言いましたような形で拡大をしていくというようなことがあっても、何ら支障はないというふうにみております。

それで、契約であります、だいたい5年くらいな形で更新というような形で考えていきたいというふうに考えております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 終わりにしますが、冒頭申し上げましたように、また町長にお願いしまし

たように、本当に町民の目線に立って、これから町政が進んでいくことを望みまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　　ここで議長を交代します。

（議長交代）

○副議長　　議長を交代しました。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　　皆さんこんにちは。それでは、12 番、長谷川が通告に基づいて一般質問をいたします。

まず最初に、町政の課題についてということで、1 番目に伊藤町長が就任して1 年半以上になるわけですが、その活動の一つに、集落座談会を開催されたと聞くが、町側だけでなく、町政の執行は2 元制であることから、何名かの議員も同行参加すべきではないかと思われるが、町長の見解についてを伺います。

次に2 番目としまして、町政改革の一環として大幅な減税をして、町民生活の援助をはかり、各種イベント等を縮小して、その経費を向けるべきと思われるが、このことについての見解を尋ねます。

次に、高齢化対策についてでございます。まず一つ目に、今、町の老人施設、特養さゆりの園に入所希望者が100 名以上いて、入所できない状況であると聞くが実態について、今後の対応について伺います。

二つ目といたしましては、今都会で無縁化社会、いわゆる身内、親戚がいないということですが、これが問題になっていて、近い将来わが町にもその減少が起こってくると予測されることから、その対策を検討すべきと思われる。今から取り組む考えはないかを伺います。

それで、次の農業問題は14 番の清野興一議員が詳しく質問されることから、私は削除させていただきます。以上です。

○副議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　長谷川徳喜議員のいくつかのご質問のうち、私からは町政課題についての中で、座談会に議員も同行されたい、参加すべきではないかという内容であります。お答えをいたしたいと思います。

町政懇談会は、地域が抱えるさまざまな課題を的確に把握し、より総合的で実効性の高い施策を企画・立案することを目的に、本年4 月より実施しており、現在まで町内8 自治区、2 団体で開催し、延べ240 名のかたに参加をしていただいております。

おただしの町議会議員の町政懇談会への参加についてであります。この懇談会は、町政運営に対しての意見や提案を伺う目的で誰もが自由に参加できる形で行っております。町議会議員の参加については、議会としてその必要性を判断されるべきものと考えております。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたします。

○副議長　　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　　12 番、長谷川徳喜議員のご質問のうち、大幅減税とイベント縮小についてのご質問にお答えをいたします。

まず、町税につきましては、議員もご承知のとおり、町の貴重な自主財源として、大変重要な財源であり、適正な課税のもと、町民の皆さまから納めていただいているところがあります。その確保につきましては、昨今の景気の低迷の影響を受け、各自治体とも大変苦慮しているところでもあります。

一方、各種イベントの開催につきましては、本町の魅力を全国にPRする手段として大きな効果があり、町内に賑わいをもたらし、交流人口の拡大や観光の振興を図るなど、活力ある元気なまちづくりの創造と、地域経済活性化の一翼を担う事業として、大きな役割を果たしているところでもあります。このイベント経費を縮小して、大幅な減税財源としてはどうか、とのことでありますが、確かに、税を大幅に減額することは、町民の皆さんが、安全で安心して、健やかな生活を送るうえで、とても大きな負担軽減になることと思います。しかしながら、その一方で計画的な町政を運営していく上で、必要不可欠な財源も大幅に減少することとなります。

町では、これまでも町民の皆さんの負担軽減を要する場合につきましては、財政調整基金からの繰り入れや、国民健康保険税のように、支払準備基金や繰越金などを充当しながら、必要に応じた軽減を図ってきたところでもあります。

また、イベントの効果による地域経済の活性化につきましても、町政を運営する上でも重要なことであり、経済の活性化と行政運営は一体的なものとして、それぞれの相乗効果をもって運営されるべきものと考えております。

議員からいただきましたご質問の最大の趣旨は、「町民の皆さんが、健やかな生活を送るためには、不要不急な事務事業を見直しし、その財源を町民生活に反映すべきではないか」、との趣旨であると思います。町といたしましては、そのために、昨年、第15次の行財政改革大綱を策定いたしまして、それに基づき、現在、すべての事務事業にわたって見直し作業を行なっているところであり、中止・縮小するもの、継続するもの、さらに発展させるものを見極めながら、町民の皆さんの目線に立ち、町民の皆さんが夢と希望を持って、「住んで良かったと思えるまちづくり」に向け、全力で取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 ご質問のうち、高齢化対策についてのご質問にお答えいたします。

特別養護老人ホーム「さゆりの園」の入所待機者の実態と今後の対応についてのご質問ですが、2月1日現在の待機者は150名、うち町内者114名となっております。ただし、この待機者の中には入所の順番がきても「まだショートステイやホームヘルプサービスなどを利用して介護ができるから」といった理由で辞退されかたもいるなど、在宅での介護が可能なかたもおります。また、周辺市町村にある複数の施設に申込みをしているかたもおりますので、緊急に入所を希望されるかたの実数はこれより少ないものと推測されます。

町では、これまで施設福祉の充実と併せて待機者のかたでも在宅で十分な介護が受けられるよう、「デイサービス」や「デイケア」、また「ショートステイ」や「ホームヘルプサービス」など在宅福祉の充実と強化を「にしあいつ福祉会」とともに進めてまいりました。さらに、在宅で介護している家族を支援するために「在宅介護者リフレッシュサービス事

業」なども実施しております。

今後も施設入所を希望して待機されているかたにも、できる限り在宅で介護できる環境づくりのため、ニーズに応じた在宅福祉の充実と介護サービスの質の向上に努め、在宅介護者の負担軽減を図ってまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

なお、介護施設の増設等につきましては、会津管内での広域調整により計画的に整備が図られており、平成 23 年 5 月には猪苗代町に特別養護老人ホーム 40 床、平成 24 年 4 月には 30 床が増設され、介護老人保健施設につきましても平成 23 年 10 月に 100 床、合わせて 170 床が新設されます。これにつきまして本町からも入所できることになっておりますが、今現在、希望者がいない現状であります。なお、来年度第 5 期の介護保険事業計画を策定することになっておりますので、本町における施設の整備等については、その中で検討してまいりたいと考えています。

次に、無縁化社会についての対策はとのご質問にお答えいたします。

都会では少子高齢化や地縁血縁社会の崩壊、人と人との関係が希薄となりつつある状況で、高齢者などはますます孤立しやすい社会へと急速に移行していますが、本町においては隣近所の繋がりや地縁血縁関係がまだ深く残っており、声かけや見守りが日常的におこなわれています。

しかし、議員が危惧されているとおり、町も将来「無縁社会」と言われる状況にならないために、今は民生委員との連絡体制強化や社会福祉協議会・ボランティア活動サポートセンターなどと連携しながら「無縁者」を出さない取り組みをしてまいります。

また、地域住民自らが主体的に支えあう取り組みを推進するために、自治区、民生委員、老人クラブ、ボランティアなどのかたがたと協力しながら、「見守りネットワーク」や「サロン活動」の組織化を地域包括支援センター、あるいは社会福祉協議会と一緒に進めてまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

○副議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは、それぞれの答弁がなされたわけですが、あとのほうから質問させていただきます。今、課長が都会の無縁化が、いずれは西会津にくるのではなかろうかと、そういうことを想定して、その無縁化にならないように、今、民生委員とか、そして地区のそういったかたがたを通して、見守っているんだとこういう答弁でございましたが、がしかし、都会では、あなたがたすでにマスコミや何かで知っているでしょう。一人暮らし老人、そしてその老人が発見されたときにはすでに白骨化していたなんてことがあるんでしょう。いずれね、わが町にはないとあなたおっしゃっているけれども、今 5 年、10 年経ってみなさいよ。必ずくるんですから。そして、あなたの答弁の中では、民生委員や何かを通して、他力本願で、職員自らが率先して、行政の手でそういうことのないような仕組みができないかと私は問いただしているんですから、民生委員なんていうのは、私は、名前がいいから、さもいい待遇を受けていると思ったんですけれども、年俸で 5、6 万しかないんだってね、聞いてみると。そうするその中で、毎月積み立てして、年 1 回の旅行をすれば、たしぶちだというんだよ。そういう、いわゆる民生委員とか格好はいいけれども、そういう他力本願で、あなたがたは行政の中でもってそういう仕組みをなくそうという、そういうことを検討しなさいと私は言っているんですから、簡単に。

○副議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 町では、町にそういうかたがどのくらいいらっしゃるのかということをつぶさに調査をしまして、そしてそれを調査するには、まず町だけではなくて、民生委員、あるいは包括支援センター、社協、いるわけでございます。そのかたたちが地域の実態を十分に調べていただいて町に報告を願うと。それで町では、そのかたの、対象者を知るわけですね。それからその対象者に対してどうしていったらいいか、それは当然、介護のサービス、福祉のサービス、いろいろ町でやっているんです。

あともう一つは、町が全部やろうとしても全部できるわけではないんですね。ですから、さっき清野議員からもありましたように、近くにいる地域の皆さんが協力して、一緒にその地域を構築していただく、いわゆる地域コミュニティをもっともっと活発にさせていただいて、隣近所の付き合いをよくして、皆さんを見守っていただくと、こういうことをお願いできないかということで、われわれは町と民生委員、あるいは社会福祉協議会、ボランティアセンターと一緒にそういうことをやっていこうということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○副議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それは私の質問と答弁には、ニュアンス、微妙な差があるんですけれども、あなたはね、町だけではできないと、そういうことを言うておりますけれども、やはり行政というものは、常に西会津の場合は 3,000 世帯ですか、ちょっと欠けておりますけれども、人口 7,500、そのかたがたが、どういう生活をして、またその一人暮らし、二人暮らしがどのくらいいるかと、常に評価しなければならないでしょう。町民生活課って名ばかり、そのために町民生活課というのがあるんだから、あなたが大変力説して、町だけではできないんだと、当然、民生委員や何かに相談するのが当たり前だというそういったことを答弁されておりますけれども、どこまでも、やはり行政というのは、そういう町民の生活の安否を気遣った上に立っての、やはりそういう取り決め、姿勢が大事だと、こう私は言っているんですから、もう一回。

○副議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議員がおっしゃっているのは当然だと思いますけれども、例えば、今、一人暮らし高齢者のところに、安否確認のために緊急通報システムというものを 50 台設置しております。そうしますと、何かあった場合は、ボタンを押せば、それが会津若松の会社に行くわけですね、何かあったと。そのときに、近所に民生委員、あるいは近所の人、3 人くらいにその通報がいくことになっているんです、一緒に。そしてそこから町にもくる、警察にもいく、そういうことで行政だけではなくて、そこで通報いただいたかたはすぐにとんでいける。町には、例えば奥川の弥平四郎だったら 1 時間かかるんですよ。それを近所のかたがたはすぐにいけると、そういうことで対応が迅速にできると、そういうこともありますので、町は何もしないではなくて、そういう環境を整えるということも町の仕事の一つだということでございます。

○副議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 時間がないので、あなたと討論していてもしょうがない。

すでにそのボタンを押せば、若松に通報されるんだと、そこまでいけなかった人はどう

するんですか。そこまで、ボタンまでいけないで倒れたらどうするんだよ。一人暮らしというのはそういう危険性があるんですよ。そういうことを含めて、もっともっと今よりきめ細かな、そういう点検と申しますか、監視をしないと、いずれその一人であつてあるでしょう、一人で。たまに帰ったら死んでいたと、そういうことのないようにしなければならないと、このことを私は申し上げているんですから。いいですよ、時間もつたないから、質問を変えます。

町の老人施設のことなんですけれども、老人憩の森には、特養さゆりの園、こういう名称があるそうですけれども、そこに入りたくても、私の聞いた限りでは 100 名くらい待っているんだと、待機者がいるんだと、こういう町民からの話があつて、それは大変だと、もう入りたくても入れないんだと、そういう現状を打開するためにも、まだこれからますます老人が増えるんですから、何かその増設するなり、そういうことをされたらどうかと、私はこういう質問をしているんですよ。あなたの答弁では、24 年だか 25 年だか知らないけれども、柳津に 40 床できた、30 床できたというけれども、柳津じゃない猪苗代だった、ごめんなさい。猪苗代、町外となれば、やはりここから行ったり来たりする家族も大変でしょう。そういうことから、やはり経費削減の上でも、地元西会津に今現在あるんですから、あそこの施設を、例えば 30 床でも 20 床でも、年々増やしていかなければならないと、また場合によっては来年統合される各地区の小学校だって空いているんでしょう、あれらを有効利用して、必ずあそこに増やせとは申しません。奥川であつても、新郷地区であつてもいい、今、老人は一人でもう生活できない、そういう状況の中で、家族みてみなさいよ、例えば、ばあさんが弱ったというときね、その相手の人がオムツを替えたり、食事をしたり、あの様をみれば、本当にみじめつたらしいんですよ。そういうことからいっても、一日も早くそういう施設を増設して、一人でも多くの老人を入所させる。こういう施策はできないかというのが私の重要な質問なんだから、勘違いしない、もう一回、簡単に。

○副議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 まず、確かにうちの町にいろいろ職員、あるいは福祉会の職員とお話しますと、今何が必要かといいますと、認知症対応の施設なんですね。簡単に言えばグループホームなんでありましてけれども、それがもう少しあればいいなというお話があります。そこで今議員がおっしゃっているのは、特別養護老人ホーム、最後までそこが終の棲家というふうになるわけですが、先ほど申しましたように、現在町では、さゆりの園に 114 名の待機者がおりますけれども、実際は緊急なことはどれほどいるかと聞きますと、そんなに緊急、今すぐ入りたいというかは、実際調べますとそうはいないそうなんです。

(「そうはって何人」の声あり)

○健康福祉課長 いますけれども、家族にお願いしますと、まだ入らなくていいと、ショートステイ使っていていいと、病院に行くからいい、まだ家で面倒みると、そういうことで、入らないという人が結構いるそうなんです。ですから、実際はもう少し少ないだろうということなんです。

もう一つ言ったのは、猪苗代に今つくると、実は、これは会津管内で広域的に調整して、うちの町は 100 床多くするよと、いいですか。会津だったら全市町村くるわけです。じゃそのうち西会津は 4 名いいですよ、これはつまり、これをつくればほかからいっぱいくる

わけです。そうしますと、その市町村の介護保険料にも関係あるんですね。つまり介護サービス給付費が上がるわけですから、その分、介護保険料も上がるわけです。その辺をよく、十分調査しながら、この施設の増設に関しては考えなければいけないという点が1点あります。

それからもう一つ、先ほど議員がおっしゃったように、これから旧小学校の校舎等が空いてまいります。その辺についても、これから十分、福祉の施設がいいのか何がいいのか、今ははっきり言えませんけれども、われわれとしては、健康福祉課としては、福祉の施設も選択肢として考えてまいりたいとということでございます。

○副議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 これは時間がないために質問を変えたいと思います。

先ほど、減税ということは、やはり私も、町民の皆さんも同じだと思うんですけども、今、何と言ってもこの不景気でしょう、仕事もなければ、大変なこの時代なんです。そういうことから私は申し上げているんですから、税金は町の運営にも関わるから大事ななんて、総務課長言っているけれども、それはあなたのいう台詞であって、実際はこの前の名古屋のあれ見たんでしょう。減税日本とかというのがあるだけ、名古屋とここは違うと言えばそれまでになりますけれども、やはり税金に対する関心というのはものすごく深いし、そして大変な生活を強いられているんだから、私はそういうことを考えた場合には、無駄と言ったらちょっと語弊がありますけれども、いわゆるイベント、行事など、極力少なくして、そしてまたこれを機会に、沖縄交流、ああいうのは取り止めにしたほうがいいんじゃないだろうか。こういうことを視野に入れて質問しているんですよ。無駄なことをするなと、そういう町民の見方、相当あるんですよ。だから、私はこういうふうに取り上げて、大きな考慮したって、誰がどんなそれがあるの、見返りが。あんなところまで飛行機ふつとばして行って、そういうことをしなくても、まだまだイベントの方法だって、お金はかけない方法だってあるんでしょう。そういうことを模索して、ああいうことはやめるべきです。そして、この際だからついでに申し上げますけれども、新郷小学校の芸術村、あのことによって町に対する、いわゆるメリット、メリットと言ったらおかしいんですけども、その効果と申しますか、それはある面では多少あるでしょう、多少は。がしかし、ああいうのは地元のかたがたも、そんなものなくたっていいという声が多いんですよ。必要だと言う人もいますよ、そりゃ。だけどこの際、やはり見直して、伊藤町長は前からの、前町長のやってきた事業、そのまま引きずっていることは相当あるんですよ。やはりあなたは、私から言えば八方美人で、自分が悪くなりたくないために、なかなか踏ん切りのつかないことが多々ありますよ。がしかし今、町民は5年先、10年先よりも、目の前が大事なんです。あなたが、今ここで改革していかなければ。

かつては民主党の70%の支持率が、50%、30%、20%割っているでしょう。あなたの支持率は低下していますよ。今ここで思い切った施策を立てて、そして伊藤町長はこうなったんだという実績をつくらないと、あなたの指示はますます下がりますよ。

とそれよりも、むしろその町民をどう援助するかということを前提にして考えて、執行してもらいたい、そういう強い意味から再度答弁を求める。

○副議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　このいろんな事務事業の見直しの関係等々につきまして、今お話ありましたけれども、一つは歳入の部分で、税の収入というのは町にとって非常に重要なものでございますので、この点についてはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、議員からいろんな事業についておたしあったわけではありますが、簡潔に申し上げますと、先ほども申し上げましたように、議員の質問の趣旨は、不要不急な事務事業を見直しをして、それを町民の生活に向けたほうがいいだろうということだと思っておりますので、その作業を現在行っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　最後になりましたが、町政の課題についての前に、先ほど前段として述べることを忘れたので、今ここで改めて述べさせていただきます。

今回の地震災害についての思いは、皆さんと一緒に、同じ思いでございます。心からのお見舞いを申し上げますが、同時に、被害者受け入れで準備をされている当町では、伊藤町長を陣頭に、町職員はじめ関係機関の皆さま、ボランティアのかたがたの昼夜に渡るご奮闘に対して、心から感謝を申し上げ、そして同時に被災者に与えられる米をはじめとした義援金、布団、毛布、タオルにいたるまで提供された町民のかたがたの温かいご支援に対して、衷心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

それでは、先ほどの町政懇談会に入りますが、これは何で私こういうことを言うかといいますと、非常にあなたは、各集落にいて町政座談会をして、大変人気があるようでございますけれども、反面、議員に対する批判がますます濃くなってきます。というのは、やはり議員に対する理解が、私は町民に認識されていないと、こういうことが自治体の場合は首長も議員も、それぞれ住民が選ぶという方式となっていることを根底に考えて、やはり人間性、いわゆる首長も議員も町民の皆さんが選ぶんだと、こういう原則に立っているということを、町民の皆さんが深く認識されていないわけですよ。したがって、町民は、議員はあれほどいらないと、半分でいいとか、5人でいいとか、ここから出てくるんですよ。そういう誤解をまねいているんですから、やはり、伊藤町長が集落にいったときに、例えば奥川にいったら、武藤議員さん、そういう立派な議員さんがいるんですから、同行されまして、議会に対する、議員に対する不信感、疑問点を町民とともに語り合って、議会というのはこういうものだという説明を加えれば、さらに身の入った懇談会になろうかという思いから私はするんであります。

これも朗読しますが、議会には多くの権限を持っており、議会が議決しなければ原則として町長はその執行ができない仕組みになっていきますと、議会のこのような代表機能や執行機関、町長など、監視機能など、多面的な機能を十分に果たすためには、適正な議会議員の定数を定める必要がありますとこうなっています。議会議員の定数は地方自治法において、条例で定められることとなっております。西会津町の場合は、地方自治法上の人口による議員定数の上限は、18名となっておりますが、議会議員定数条例において、これより4名少ない14名となつての現在であります。そういうことを、やはり町民の皆さんにも理解してもらうためにも、今度からの町政座談会には、ぜひぜひ議員も加えていただきたいと、これ私の要望でございます。いかがですか。

○副議長　町長、伊藤勝君。

○町長 いろんな方部から、いろいろと支持率の問題から、いろいろご指摘を賜りまして、ありがたく拝聴いたしたいと思いますし、同時に至らないところについては、議員のご指導をお願いしたいと思います。

町政懇談会というのは、そんなに議員の皆さんの活動を阻害するようなことをしておりませんし、また、私は常に議員の皆さんのご意見が、町民の代表のご意見だとして、重く重く受け止めているところでございます。したがって、議員のかたがたのご意見やご質問は十分尊重してまいりたいと、いつもそういう気持ちで、謙虚な気持ちで対応しているところでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、懇談会の件については、誰もが参加していい内容となっておりますので、議会の皆さんにわざわざご足労願ってはどう思っておりますので、ぜひそのところについては、議員の皆さまのご足労をいただかないように、いろいろ配慮しているところでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 ただいま町長から、議員の皆さんにご足労をかけないように配慮しているなんて、本当は邪魔なんでしょう。本音を言いなさいよ。

それで最後に、町政の課題の中に入れてもらいたいですけれども、3月定例会の通告は、このたびの東日本の大地震や大津波が発生する前で通告はしておりませんが、当面の町政課題として聞いてみたいと思います。

このことについては、皆さんご承知のとおりであります。昨日のマスコミの発表では、東北地方だけで死者は5,693人で、行方不明者9,522人、合わせて1万5,000以上の犠牲者が出ておって、今後ますます増える予測をされております。それに追い討ちをかけるように、福島原発の爆発事故によって、半径20キロから30キロ以上の避難命令が出されたわけですが、外国から日本にきている人たちは、本国から80キロ以上は逃げなさいとこういった指令が出ているんですよ。そういう状況の中で、80キロといえば西会津から新潟市まで100キロだと、そのくらいまで逃げなさいと、こういうことになるんですよ。

そういうことで、大変非常事態が起きているわけですが、その中で、国会でもあれほど自民党の谷垣さんが民主党を追い込んで、解散総選挙に追い込もうとしている矢先に、この大惨事が起きたでしょう、でもって、最近の谷垣総裁の話の中には、与党を追い込んで解散させようと思っているあれだけの大物が、与野党に関わらず、わが国未曾有の大災害に与野党一致で大災害から日本を守ろうという強いメッセージが出されたことから、わが町においても、町側と議会とか一体となって取り組み、すでに来町されている被害者を、町民全体が温かく受け入れ、さらには、甚大な被害を受けた浜通り一帯の皆さんの一日も早い復興の手助けをすべきと考えますが、これに対して、町長の強い決意を示してください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今次、大震災によります内容でありますので、特別質問というふうに受けさせていただきます、今次の大震災に対しまして町の取り組みの一端を述べさせていただきたいと思います。

議員ご承知のとおり、この11日にあの大地震が勃発いたしまして、すぐさま町として

もその対応にあたってきたところでございます。本日までの内容につきましては、議会の冒頭に説明をさせていただきましたとおり、町としてさゆり公園を開放しながら、町としてできる限りの支援をしていこうということで、早速、避難者の受け入れをはじめ、そして多くのかたがたの被災された皆さんに対して、これからも義援金、これなどについても取り組んでいるところでございます。今日いろいろとほうぼうからご連絡をいただいて、西会津町の現況なり、そんな連絡もいただいておりますから、今後この受け入れ態勢に万全を期して対応してまいりたいと思いますし、また被災者につきましては、ある程度これが落ち着いた時点で、要望が、あるいは要請がありますならば、これから現地に行けるボランティア等も募ってまいりたいなど、こんなふうに思っているところでございます。

したがって、今、県からの要請や、あるいは自ら何ができるのかということで、職員はじめいろいろボランティアの皆さんと協議を進めながら、町としての最大の取り組みをしてまいりたいというふうに思いますので、議員もよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

○副議長　　12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　　ただいま町長のからの、そういったメッセージと申しますか、答弁がございましたので、ぜひそういう親身になって、例えば浜通りといっても、同じ福島県ですよ、皆さん、職員、町長、陣頭に立って、全町民の協力を得ながら、強い福島県をつくるというそういう信念に立って、今後、早速取り組んでいただきたいと。正直申し上げまして、伊藤町長は人の言うことをあまりよく聞かないタイプなんですよ。そういうことを、非常に私は憤りを感じてきたんですが、そんな個人批判をしている場合ではない、今は未曾有の大災害に見舞われている被災地。そして流されたり、失った家族、そういうかたがたを思った場合には、やはり全町民が一致団結して困難を乗り越えていくことを強く私も決意をしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長　　暫時休議します。(14時43分)

○副議長　　再開します。(15時00分)

14 番、清野興一君。

○清野興一　　14 番、共産党の清野興一でございます。私は、よもやこんな震災が起きようとは思わずに、従来通り3項目について質問通告をいたしておりましたが、もうすでに90名の被災者が来町されて、執行部もその被災者の受け入れに大変なことだと思うので、ごくごく質問を絞って早くこの一般質問が終わるように協力したいと思いますので、答弁者も簡潔明瞭な答弁を期待するものであります。

今度の震災で、一番懸念されるのは風評被害であります。原発がどうなるかわかりません。特にこの福島県は穀倉地帯であり、また漁業基地でもあるわけであります。そういう風評被害が出れば、環太平洋連携協定、いわゆるTPPに加入して外国から農産物を輸入したほうがいいなどという国民世論が上がれば、日本の農業は壊滅的になると思うんですが、前の質問でも町長は、TPPに対しては参加しないほうがいいというような趣旨の答弁をうかがったように思いますが、そうだとするならば、関係機関団体等に呼びかけて、参加するなという町民大会のようなもので世論を盛り上げていく、こういうことを

今真剣に考えるべきではないかと思うんでありますが、お考えをお聞かせいただきたいの
であります。

2 番目の副町長に対する質問は、これは今でなくても十分間に合いますので、この点に
ついては取り消しさせていただきます。ただ、先ほど 11 番だったかが町長の足らず分を
補佐する、それはやっぱり副町長の大きな役割の一つだと思いますので、十分留意されて
職務にあたっていただきたいという要望だけ出しておきます。答弁はいりません。

それから、学校給食費についてお尋ねいたします。西会津町の 22 年度実績は、学校給
食、食材費だけは父兄が負担しておりますが、それが小学生で 266 円 1 食当たり、そのの
提供する日数で、だいたい 180 日から 181 日、小学校だと聞いております。そうすると、
1 人約 4 万 8 千円、子ども 1 人の給食費が 4 万 8 千円であります。また中学生は 310 円。
それで 170 日ぐらいの出しているということですから、5 万円を超えて、5 万 3 千円ぐら
いになるんじゃないかと。そもそも義務教育はこれを無償とするという規定なんです、
学校給食にだけ関して言えば、学校給食はこれを有償とすると書いてあるがために、この
食材費の支払いが生じてくるものと思いますが、ただ学校給食は、お腹を満たせばいいと
いうのではなく、食育、食べ物を通して教育の一環だと、そういうような位置付けされて
いることから、私は給食についても無償とするように、国に要望すべきではないかと思う
んですが、どうでありましょうか。

そしてまた、保育所であれば、2 人目の幼児については、これを無料にしているわけ
ですが、学校給食の場合は何人いても、その減免の規定がありません。22 年度実績を見ると、
小中学校で父兄から集めるお金というのは、2,652 万 4 千円くらいになるのではないかと。
それを全額無料にして町がもてといっても、これはなかなか今の財政状況から無理だと思
うので、例えば、子どもの多い世帯、これの軽減を図ることで、2 人目、3 人目からは割
引制度を導入するなり、無償にするなり、子ども手当も今国会のほうで、先の見通しが立
たないような、すべての人が 2 万 6 千円、民主党の公約通り 2 万 6 千円もらえれば支払う
こともできるでしょうが、1 人について月額 2 万 6 千円も払う、そんなお金があるのであ
れば、そして民主党の理念である、子育ては社会的な責任だというならば、安心して子育
てできるインフラの整備、これにこそ使うべきだと思うんですが、いわゆるばらまきをす
るのであれば、学校給食をむしろ無償にし、あるいは修学旅行も教育の一環として無償
にしてくださいというような要望をすべきだと思いますが、いかがでございますか。これ
は町長でも教育長さんでも、どちらでも結構でございます。

以上です。

○副議長 町長、伊藤勝君。

○町長 清野興一議員のご質問のうち、私からは T P P に対する町長の考え方というこ
とで、お答えをしたいと思います。

国においては、昨年 11 月「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定をして、情
報収集のため関係国との協議を開始する方針を表明いたしました。T P P 協定への参加は、
物品の関税だけでなく「非関税障壁」の撤廃をもめざしておりまして、農林水産業のみな
らず、医療、あるいは福祉と多くの分野において影響をおよぼすことが懸念をされてお
ります。現在、国においては各分野での方針検討の作業を進めておりまして、町といたしま

しては、国における検討状況等を注視してまいりたいと考えております。私としては、このＴＰＰについては、現状、基本的には反対でございます。

また、ＴＰＰ参加については、政党や各団体でさまざまな意見が出されております。しかし全国町村大会をはじめＪＡ関係団体や、全国森林組合連合会などにおいても、このＴＰＰ参加反対の集会や署名活動を展開しておりまして、広く国民の声をきくなど十分に議論を尽くした上に立って、この町民大会等については慎重に対応すべきものと考えているところでございます。

その他の質問については、教育長並びに関係課長等に答弁いたさせます。

○副議長　教育長、佐藤晃君。

○教育長　14番、清野興一議員のご質問のうち学校給食費についてお答え申し上げます。

議員ご承知のように、憲法第26条におきまして、義務教育は、これを無償とすると規定されております。国におきまして、この原則を踏まえ、授業料不徴収、教科書無償給付等に加えまして、給食費など教育活動に必要な費用についても、負担してもらえよう願っているところでございます。機会をとらえながら、国にも求めていきたいと考えております。

現在、学校給食は学校給食法に基づきまして実施され、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に要する経費以外の経費を「学校給食費」として保護者に負担していただくことになっております。本町の給食費の1食あたりの単価は、小学校が266円、中学校が310円であります。おかげさまで、本町におきましては、保護者の皆さまのご理解、ご協力を賜り、本年度も給食費が完納される見込みとなっております。

国が実施するまで、全額ではなくとも町で負担する考えはないかとのことのご質問でございますが、今のところ、国による子ども手当の動向等を見極めつつ、負担が困難と思われるご家庭に対しましては、準要保護をおすすめするなどの支援をしてまいりたいと考えているところでございます。なお、本町学校給食におきましては、西会津産のミネラルコシヒカリ米を利用しておりますので、このミネラル加算分といたしまして、町補助金を交付しているところでございます。この補助につきましては今後も継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○副議長　14番、清野興一君。

○清野興一　今、教育長のお答えの中で、準要保護とありましたけれども、それも最近ではよっぽど改善されまして、民生委員さんの意見なんかは付けなくていいというふうになりましたけれども、はたして準要保護の、どういうふうになれば申請ができるかということまで、各保護者はあまりよく知っておられないというのが実情だと思うんです。そういう点で、もっと教育費にお困りのかたは、こういう制度がありますよというような、周知徹底できるような方策というものを考えておかなければならないと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長　教育長、佐藤晃君。

○教育長　議員ご承知のように、準要保護家庭として認定されますと、交付税措置もございますし、また議員ご質問賜っております給食費のほかに、修学旅行費、学用品費、すべて支給されるわけございまして、本当に厳しいご家庭におきましては、私どもとしても

大きな支援を申し上げることができるといういい点がございます。昨年来、教育行政を担当させていただいておりますが、毎月のように給食費の未納の状況の報告を受けます。その時点で1、2カ月続くというご家庭についてはチェックをいたしまして、学校を通してお勧めしていただいております。むしろ教育委員会のほうから積極的に、こういう制度がありますので、いかがですかというお声かけをしてお勧めをしているところでございまして、おかげさまで昨年から今年までの間に15、6名の新しい家庭が準要保護ということで認定をいただいているところでございます。

今のところ、議員がおっしゃられましたように、子ども手当はつなぎ法案だとか、ちょっと先が見えない状況にございます。一方では、高等学校の授業料が無償化されるという、それはそれとしていいんですが、私どもの立場から申し上げますと、議員がおっしゃられますように、義務教育は無償であるというふうにちゃんと規定されているわけでございますから、それをまず、義務教育の段階で、国によって責任を持ってやっていただきたい。その上でいいことはもっとやっていただくというふうな立場で、これからも国に対しても求めていきたいなと、こんなふうに考えているところでございます。

○副議長 14番、清野興一君。

○清野興一 これは具体的に通告としては出しておりませんでしたが、重複する学年が、なんせ1年生から中学3年生までということになると9年間あるわけですね。の中にはかなり重複しているご家庭もおありになるように思いますけれども、そういう実態調査なんていうのはなされておられるんですか。

○副議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 本町の小学生が322名、兄弟関係全部含めましてです。中学生は208名。町全体で530名の児童生徒がおります。そのうち兄弟関係を、ダブリを省いて、実際の家庭の数はいくつになるかと、われわれの中では実家庭数なんて申し上げておりますが、これが530人のうち424家庭、世帯と、こういうふうになってございます。兄弟関係については、先ほどの議員おっしゃられた内容的な点で申し上げますと、準要保護で認定を申し上げますと、兄弟が何人いても、まったく同じ支援を受けられる。給食費は兄弟3人いれば3人とも無料になるというふうな支援の内容でございますので、議員ご質問賜りました、国に対する姿勢、そういうことについてはまったく私も同感でございますし、町としての補助関係についても、今のところは、当面は申し上げましょうか、こういう形で今展開をしているところでございますけれども、本当にもっと広く、いわゆる子育て支援とか、そういうような意味合いも込めての、議員からのご提言、ご提案だと思いますので、私どもも当面のことはそのような形でさせていただきながら、緊急の課題といたしまして、今後十分に参考にさせていただきたいと思っております。

○副議長 14番、清野興一君。

○清野興一 これで終わります。しっかりがんばってください。応援します。

○副議長 以上をもって一般質問を終結いたします。お諮りします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(15時21分)

平成23年第3回西会津町議会定例会会議録

平成23年3月22日（火）

開 議 10時14分

出席議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	12番	長谷川 徳 喜
2番	多 賀 剛	7番	五十嵐 忠比古	13番	清 野 邦 夫
3番	青 木 照 夫	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
4番	荒 海 清 隆	10番	大 沼 洋 平		
5番	清 野 佐 一	11番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	高 橋 謙 一
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	伊 藤 てる子
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第12号）

平成23年3月22日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成22年度西会津町一般会計補正予算（第10次） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第8 | 議案第8号 | 平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成22年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成22年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成22年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次） |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成22年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第5次） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成22年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次） |

日程第14 議案第14号 平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次）

日程第15 議案第15号 平成22年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）

散 会

第3回議会定例会議事日程（第12号の追加1）

平成23年3月22日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第33号 平成22年度西会津町一般会計補正予算（第10次）の専
決処分の承認について

○議長 平成 23 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 14 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。議案第 5 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)の修正について申し上げます。

今次の大震災を受け、避難所開設等の費用を計上した平成 22 年度西会津町一般会計補正予算の専決処分に伴い、町長より議案第 5 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)における関係部分を修正したい旨の申し出がありましたことから、会議規則第 19 条第 1 項の規定により、これを許可しましたのでご報告いたします。

なお、修正後の補正予算案につきましては、修正箇所を明示した資料と併せてのちほどお配りいたします。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 1 号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が施行されることに伴い、一般職の非常勤職員について、仕事と育児・介護の両立を図る観点から、また、民間との均衡を考慮し、育児休業及び介護休業等を取得することができるよう条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせまして、条例改正案新旧対照表の 1 ページをご覧くださいと思います。

第 2 条は、「育児休業をすることができない職員」について規定するものでありますが、新たに第 3 号及び第 4 号加えるものであります。まず、第 3 号は任期を定めて採用された短時間勤務職員について、第 4 号は一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員について、任用の状況に応じ、育児休業をすることができないとする規定に加えるものであります。

次に、第 2 条の 2 は、1 条繰り下げて第 2 条の 3 とし、改正後の第 2 条の 2 として、「育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日」について新たに規定するものであります。育児休業法第 2 条第 1 項は育児休業の承認に関する事項を規定するもので、非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日について、1 号では「子の 1 歳到達日」、2 号では「子が 1 歳 2 カ月に達する日、ただし育児休業の期間は最長 1 年間とする」、3 号は「子が 1 歳 6 カ月に達する日」とするものであります。

第 3 条は、「育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情」について規定したものでありますが、再度の育児休業をすることのできる特別な事情として、新たに第 6 号と第 7 号を加えるものであります。まず、第 6 号は「第 2 条の 2 第 3 号に該当するとき」、第 7 号は「任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員が、任期の更新または採用に伴い、引続き育児休業をしようとするとき」を規定するものであります。

第18条は、「部分休業をすることができない職員」について規定するものでありますが、1号は2号の追加に伴う文言の整理をするもので、2号は部分休業をすることができない職員として、新たに、「再任用短時間勤務職員等を除き、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員」を追加し、任用の状況に応じて部分休業をすることができない職員として規定するものであります。

第19条は、「部分休業の承認」について規定するものでありますが、第1項は再任用短時間勤務職員等を除く非常勤職員について、部分休業することとしたことに伴う文言の整理であります。第2項は、第3項で非常勤職員の部分休業の承認に関する規定を新設することによる文言の整理であります。第3項は、新たに非常勤職員の部分休業の承認について規定するもので、「1日の勤務時間から、5時間45分を減じた時間の範囲内で、最長2時間の中で行うものとし、育児時間を取得している場合には、当該範囲内で2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲で承認する」ことを規定するものであります。

次に、附則でございますが、施行期日でありまして、平成23年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　育児休業をすることができない職員で、3号から2条の3号、4号ずっとこう加筆されましたけれども、この条項に該当するであろう職員は、この条例の施行日、4月1日からは何人ぐらい該当になるのかということが1点。平たく言うと、育児休業を取ることができる職員というのは、おおかた正規職員だけだと、こういうふうに理解するのは荒っぽいんですか。

以上です。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　今次の改正につきましては、条例の改正条文的にはいろいろ細かいような規定がされておりますが、整理して申し上げますと、一般職の臨時職員ということで、正職員は育児休業の取得ができる規定になっておりますので、そこに加えまして、一般職の非常勤職員ということで、新たに加えるということでございますが、本町においてはこの一般職の臨時職員というものに該当するものは一切ございません。もしそういうかたが生じた場合について取得できるように、この条文を改正しておくということでございます。

2点目につきましても、今申し上げましたように、町の正規の一般職員については取得できる条項になっておりますので、そこに新たに非常勤職員の部分を加えるということでございます。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　そうすると、今現在、有効になっている育児休業に関する条例は、何ら不利益をこうむる職員は出てこないと、こういうふうに解していいんですね。これは県の指導なり、各種法律、育児休業法なんていう法律に基づいてこういう条例の改正が出てきたと思うんですが、全国的な雛形をここに該当させたというふうに解してよろしいんですか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　ご質問の第1点目の不利益の関係でございますが、今回の改正につきましては、むしろ内容を充実するというところでございます。

それから、2点目のこの改正にあたっての根拠といたしますか、これは先ほども申し上げましたように、地方公務員の育児休業等に関する法律、これが本年4月1日から改正が施行されますので、それに合わせまして本町においても条例の改正を行うものでございます。

○議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　先ほど総務課長の説明の中で、この条例について私は専門家ではないから詳しくはわからないけれども、ちょっと気になったのは、民間企業と比較して、公務員のかたが不利なような説明があったんですけれども、その根拠はどういうところを比較したということはあるんですか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　これは、今ほどの地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を行うにあたりまして、国等において、その民間との公務員との比較をいたしまして、その結果、均衡を取るために整備をするということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、県人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の通勤手当支給上限額を改正するものと、再任用短時間勤務職員にかかる時間外勤務手当の支給について、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせまして、条例改正案新旧対照表の7ページをご覧くださいと思います。

第11条は、「通勤手当」について規定するものでありますが、自動車等利用者の支給上限額を4万5,800円とするものであります。

第14条は、「時間外勤務手当」について規定するものでありますが、改正前の条例同条第4項から第6項までをそれぞれ1項ずつ繰り下げて、第5項から第7項として、改正後の第4項といたしまして、新たに再任用短時間勤務職員が、勤務時間の割振り変更により1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した場合にあっても、週当たり38時間45分に達するまでの勤務については、時間外勤務手当を支給しない旨の規定を追加するものであります。

改正後の第5項は、「1カ月について60時間を超えて勤務した場合の時間外勤務手当の支給率」について規定するものでありますが、第4項の追加に伴い、再任用短時間勤務職員の規定を加えるものであります。

改正後の第6項は、「時間外勤務代休時間」について規定するものでありますが、60時間を超えて勤務した場合、時間外勤務手当の支給に代えて、代休時間を取得した場合は、時間外勤務手当を支給しない割合を規定するものであります。

改正後の第7項は、第6項の改正に伴う文言の整理であります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、平成23年4月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　通勤手当の上限額、これが7,700円の減額補正ですけれども、この最高限度額を超えている職員というのは、今現在いらっしゃるのか。そして、これは限度額の減額というだけなのか、それともだいたいこれ14%くらい減じようとするものですね。その比率に応じて全部通勤手当は、その比率によって限度内であっても減額しようとする内容なのかその辺はどうですか。

それと、これは減額しようとしているんだけれども、しかし23年度の当初予算をみると、22年度の予算に比べて、23年度の予算というのは、42万円増額になる予算なのね。これは4月1日、この予算を組んだのは、まだこの条例が改定しないままで試算した結果なのかどうか。そうだとすれば、通勤手当については、120万9千円の減額予算を組んでいるのね、当初において、22年度と23年度の比較は。これはどうなりますか。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　それでは、ご質問にお答えいたします。

今次の通勤手当の上限額の改正に伴いまして、上限額が7,700円ほど引き下げとなります。現在、この上限額に該当している職員はございません。

それから二つ目の、この7,700円の減少する率合で全体を調整するのかということですが、具体的な通勤手当の設定については、規則の中で設定をするということですが、この引き下げの関係が出されましたのは、県の人事委員会の勧告ということでございました。その後、通勤手当の状況については、そもそもその燃料の動向によって大きく左右されますので、現在、その当時から比較いたしますと、かなり上昇をしているという状況がございますので、その辺も勘案しながら規則の中で設定をしていきたいという

ふうに考えております。

それから、通勤手当の総額で 120 万ほど前年度と比較して減っているということであり
ますが、これは職員の住居のいろんな移動の関係で減少しているということでありまして、
当初予算の編成の中では、今回のこの引き下げ関係については、算定上含んでいないとい
うことですので、ご理解をいただきたいと思います。

(「時間外のことも」の声あり)

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 答弁漏れがありまして、大変申し訳ございませんでした。

時間外については 42 万ほど増額ということではありますが、これも職員の給料の支給単
価が上がることによって、その率合で上がるということになります。今次の一部改正にあ
たりましては、時間外の関係については、再任用の短時間勤務職員ということございま
すので、この直接の予算のほうには、今回関係してこないということですので、
ご理解を賜りたいと思います。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 通勤手当の詳細については規則で定めるということございまして、そうす
ると、県の人事委員会が勧告したというのは上限だけであって、1 キロ当たり、たぶん規
則では 1 キロ 20 円だったか、そんな規定が規則に書いてあったように思うんですが、そ
の額については各自治体の独自性に任せるということと理解していいんですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議員おただしのとおり、詳細については規則で定めるということになります
ので、現在の状況等、勘案しまして、各自治体でその辺は決定するということになります。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 じゃこの規則の改定によって、何ら不利益をこうむる、あるいは職場環境が
悪くなるというようなことはない、そういうふうに理解していいんですね。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 現時点では燃料費もかなり高騰しているという状況がございますので、現時
点で上限額に該当する職員はございませんので、その辺の不利益の関係については生じて
いないということでございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 県の人事委員会の勧告に基づいてということではありますが、12 月議会前の
臨時議会を開いて給与等、県の人事委員会に従って改正をしたわけですが、そのときにこ
ういう今回の通勤手当の件に関しては、勧告がなかったのか。そういう給料と通勤手当の
勧告は一緒か別かということ。もう一つは、この 7,700 円を減ずるという根拠は、県の
人事委員会ではどういう説明といたしますか、示し方をしているのか。まずそれだけ聞いて
おきます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今次の通勤手当の勧告につきましては、昨年の 10 月 4 日に出されました県
の人事委員勧告の、その一環として提言されたものでございます。

この内容につきましては、10 月 4 日段階では、最近のガソリン価格の変動による通勤実

情を踏まえて、手当額について検討する必要があるということの勧告でございました。それを受けまして、県のほうでも検討いたしまして、その改正案の概要がきましたのが、この予算を編成する前だったということでございまして、11月のその給料の改定に伴う臨時議会等をお願いしたわけでございますけれども、その段階では、その変更の、改正の内容がまだ定まっていないということでございましたので、今回の4月1日からの改正ということでお願いをするものでございます。

それから、その根拠ということでございますけれども、県のほうといたしましても、その時々ガソリンの価格の推移、そういったものを十分に調査いたしまして、そういう判断をしたというふうに理解をしております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 毎年、県の人事委員会の勧告によって給与等は改正しておりますが、この通勤手当に関しては、毎年の改正ではないわけですね。それだけの下げる要素があったということは、いわゆるほとんどの職員がマイカーで通勤しておるわけですから、そうすると、この県の人事委員会が勧告を示した時点からみれば、今の震災にもよりますが、かなり長期間に渡って、これから燃料費が上がっていくのではないかなというのは予測されるわけです。そうなればまた、すぐに県の人事委員会も勧告するんでしょうが、私としては、何とも時代にそぐわないような今回の提案かなと思いますが、そこら辺は県の人事委員会ということになるんでしょうが、やはりそこら辺の意をくんで、こういう条例の改正はすべきだと思いますが、その点についてだけ伺っておきます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 確かに今の現状にそぐわないのではないかとということでございます。状況からいたしますと、現在の大震災等の影響によりまして、かなり燃料等も高騰の傾向を示しているということでございます。その一方で、町のほうといたしましては、これまでも国の人事院勧告、それから県の人事委員会勧告、そういったものを尊重してやってきたということがございますので、今回の条例の一部改正については、そういったことでの一部改正ということでございますけれども、今後、議員がおただしのように、これから燃料等がまた高騰してくるということであれば、そのときにはまた、上限額の引き上げについて改正をお願いするということも十分にあり得るというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 3 号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 3 号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の中でご説明申し上げましたが、国民健康保険の被保険者が出産したときは、少子化対策の充実を図るための暫定措置として、平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月 31 日までの間、出産一時育児金 35 万円に 4 万円を加算し、39 万円としておりましたが、平成 23 年 4 月からこれを恒久化するため条例を改正するものであります。なお、産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合は 3 万円を加算し、42 万円を支給することになっております。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。なお、一緒に条例の新旧対照表もご覧いただきたいと思います。

西会津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中、35 万円を 39 万円に改める。附則第 2 項を削る。

附則といたしまして、一つ、施行期日でございますが、この条例は平成 23 年 4 月 1 日から施行いたします。経過措置でございますが、施行日前に出産した被保険者にかかる条例第 6 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 4 号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案についての説明を求めます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第4号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。はじめに条例改正の趣旨と概要について申し上げます。

今回の条例改正の主な内容は、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、近年の地価の下落等を勘案し町の道路占用料に係る使用料を改正するものであります。現在町の道路占用料は平成9年に定めたもので、以後見直しを行われておりません。

一方国におきましては、平成20年1月に道路法施行令の改正が行われました。福島県においても、平成22年12月に福島県道路占用料徴収条例の改正が行われ道路占用料の見直しがされたところであります。占用料の額は、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方に基づいていることから、町においてもこの間の土地の地価の変動を考慮し改正するものであります。

それでは、条例の説明をさせていただきます。あわせて議案と一緒に「条例改正案新旧対照表」の11ページをご覧くださいと思います。

西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。西会津町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条の改正は、道路占用の申請にあたり、道路占用する行為について協議でなく町が同意することによる用語の定義の整理を行ったものであります。

第3条は、占用料の特例を規定したものであり、道路法施行令の改正により非常災害の際に被災者を収容するための仮設住宅としての応急仮設建築物が、新たな占有物件として追加されたことにより、応急仮設住宅についての規定を追加するものであり、それに伴い号を順次繰り下げる改正であります。

第4条改正は、第2条と同様に用語の定義の整理を行ったものであります。

次に別表の改正であります。占用料の改正と管等の径の細分化及び文言の整理等であります。法第32条第1項第1号に掲げる工作物であります。「地下電線」を「地下に設ける電線」とし用語の文言を整理すること、及び郵便事業に民間業者が参入できるようになったことによる親書便差出口の追加です。

法第32条第1項第2号に掲げる工作物であります。これは水道管、下水管、ガスパ等でございまして、実情に合わせまして管の径を細分化したものであります。

法第32条第1項第6号に掲げる施設であります。これは露店、商品置き場等でございまして、「祭礼、縁日等に」を「祭礼、縁日その他の催し」に改正し、催し等について明確化を図るものであります。

政令第7条第1号に掲げる物件については看板、標識、旗ざお、パーキングメーター、幕及びアーチ等でございまして、同様の改正であります。

令第7条第6号に掲げる施設、並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場についてですが、先ず令第7条第6号に掲げる施設はトンネルの上または高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、駐車場、広場、公園、運動場等であり、同条第7号に掲げる施設は高速自動車道の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、駐車場、広場、公園、運動場等であります。これらの占有物件につきまして階数区分を廃止し一律とするものであります。

次ぎに附則であります。第1項は施行期日の規定です。本条例は平成23年4月1日

から施行するものであります。

第2項は経過措置です。改正後の西会津町道路占用料徴収条例の規定は、この施行の以降の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例によるものです。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14番、清野興一君。

○清野興一　地価の下落によってこれを安くするということは、一面結構であります、この改正案によって直接町民が恩恵をこうむる分はどのくらいなのか。おおかたは、電力やN T T柱、こういうのが大半を占めているわけですね。仮にこの改正案の通り決定すれば、現在の使用料額からいくらか減額になるか、試算があればお示しを願いたいと思います。それを聞いておきたいと思います。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　お答えいたします。

町民のかたが影響をおよぼす額ということですが、だいたい5千円から1万円くらいの間ということでございます。

あと占用料の改正によりまして減額になります額は、だいたい80万円程度でございます。

○議長　14番、清野興一君。

○清野興一　そうすると町民は、道路占用料で5千円から1万円、この条例改正によって恩恵を受けるであろうという額が、今示された額としていいんですか。それは、何人ぐらいいのかたが恩恵を受けることになりますか。

それともう1点、大手の企業といわれている東北電力やN T Tからの徴収が80万円くらい少なくなるであろうということですが、電力柱なんかは700何ぼ、トランスの数によっても違います、1種から3種まであるのは承知していますが、道路の側にある電柱なんかを、看板かけようと、よく巻き看板とか脇に出ている看板ありますね、電柱に。ああいうのは使用料の何倍ものお金を取っているんですよ。だからそんなところまで地価が下がったからといっておまけしてやる必要があるのかなという感じを受けるんですが、そういう比較はされたことありますか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　このたびの改正によりまして、町民のかたが受けるというのは25名くらいです。

それで、東北電力の電柱につきましの看板等につきましては、今までそういう検討はうちのほうではしておりませんでした。以後、そのことについてもどのような数があるのか調査してみたいと考えております。

○議長　11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　今の14番とも関連するわけですが、町の所有しているところに東北電力、N T Tの電柱が立っていて、そこに光ファイバーの電線やっているんですよ。そうすると、

これのはるかに何倍も町が払っているんです。特に、私の理解だと東北電力よりもN T Tのほうがかなり高いです。そこら辺も考慮に入れて、やはり町がこれだけの値下げに踏み切ったんだから、ケーブルテレビの共架料も跳ね返りをするように、そのように企業に働きかけるべきだと思いますがいかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

ケーブルテレビの光ファイバーを電力柱、あとはN T Tに相当数添架しております。それで料金を支払っているというような状況がございます。この単価につきましては、地域調査をしてみました、エリア内の統一単価というような形で決められているというようなことでございます。これは平成 14 年に改正されてそのままだというような状況でございます。これも国なり、県なり、一斉に占用料の見直しがされておりますので、そのエリア単価につきましても、今後見直しがされるのかなというふうに考えているところでございますが、そういった形で、こちらからも添架料の縮減というような形につきまして見当していきたいというふうに思います。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も 1 点お尋ねしたいんですが、町の土地を占用するにあたって、これ細かい条文をいろいろ出ていますが、この祭礼縁日にいたる催し物の一時的な旗竿、こんなものまで載っているんですが、実際これは 10 円ほどの徴収するのに、どれだけ徴収されているのか、実際こういうことがあるのかどうかお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 旗竿等についてでございますが、町で催すものとか、公に催すものにつきましては、協議をいただいております、そういうものについては無料としてうちのほうで取り扱っております。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、各商店とか何かで旗竿等出しているところがありますが、そこは実質的には徴収されているんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 一般の商店のかた等につきましては、占用料については徴収していません。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 ちょっとお尋ねするんですが、町についてはこういう形で安くなるということでございますが、一般の町民のかたも、これはN T Tとか東北電力の使っているというようなこともあるんですが、その件については、同一に、一律になるということもあるのかどうかお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 電力柱とか電話柱について、一般の土地に占用しているものについての料金のおたかしでしょうか。

一般のかたのところは電話柱とか電柱を立てている分については、それなりの使用料は電力さんとかN T Tさんでお支払いしていると思いますが、その数等についてはうちのほ

うでは把握しておりません。

料金が下がるということでございますか、それにつきましては、うちのほうにそういう話がありませんので、うちのほうでは把握しておりません。

○議長 1 番、目黒一君。

○目黒一 私がお聞きしたのは、関連性があるということで連動であるのかなということを心配したのでお聞きしたんです。わかりました。

○議長 水道課長が言ったように、そこまでは関与していないと、これははっきりしているわけですから。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。(11時07分)

○議長 再開します。(13時00分)

お諮りします。

ただいま、町長から議案第 33 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)の専決処分の承認についてが提出されました。これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1 とし、議案第 33 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)の専決処分の承認についてを追加日程第 2 として、日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 33 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)の専決処分の承認についてを日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第 2、議案第 33 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 33 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 10 次）の専決処分の承認について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、ただいま町長が提案理由でご説明申し上げたとおりでございますが、去る 3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災に伴う対策本部の設置及び避難所開設と管理運営にかかる年度内の必要な経費につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 3 月 16 日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度西会津町の一般会計補正予算（第 10 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 859 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 58 億 267 万 5 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 859 万 1 千円の増であります。今次補正にかかる全経費について、財政調整基金を充当するものであります。

次に、歳出であります。3 款民生費、3 項 1 目災害救助費 859 万 1 千円の追加計上であります。その内容であります。職員の夜間待機及び避難所における夜間管理などのための時間外勤務手当、専門職の臨時職員にかかる賃金の追加、避難所の設置及び管理運営にかかる需用費と借上料、町民の皆さまに対する各種お知らせのための新聞折込手数料であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 この臨時職員賃金であっておりますけれども、これはどういう役割というか、臨時職員というのはどういうふうな職員なのかを説明していただきたいと思います。

それで、今回のこの大災害でもって、やはり専決処分はやむを得ないと思いますけれども、いずれこれは国の災害でありますので、今後やはり追加追加となることも心配されますが、やはりこういうのはいずれは国からの何か、繰出金みたいなものがあると私は予想しておるんですけれども、町の見方はどうなんでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず第 1 点目の臨時職員の関係でございますが、今ほどご説明申し上げましたように、専門職、特に保健師、看護師、そういった職員の臨時職員がおりますので、こういった職員が勤務したときの賃金として追加をお願いするものであります。

それから、このかかった経費についての助成の関係ということでございますが、これに

つきましては、災害救助法に基づいて、基本的には国がその経費をみるという原則となっております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 33 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 10 次）の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 10 次）の専決処分の承認については、承認することに決しました。

日程第 5、議案第 5 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 11 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第 5 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 11 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります、年度末の整理予算として、事業費の確定などに伴い、各種事務事業の精査を行うものであります。

歳入の主なものといたしましては、現在までの収入の状況を勘案し、町民税は減額といたしましたが、固定資産税、たばこ税は今後の見込みにより増額といたしました。国庫支出金では道路河川災害復旧事業の発生がなかったことにより減額、地域活力基盤創造交付金につきましては制度改正により、社会資本整備総合交付金となったことから全体では減額となったところであります。一方、国の平成 22 年度補正予算事業であります住民生活に光をそそぐ交付金が増額される見込みとなったことから追加することといたしました。

歳出では、各種事務事業全般にわたり精査を行うとともに、後期高齢者医療費療養給付費負担金については見込みにより追加、町道改良舗装事業では、補助対象事業費の減に伴う減額、災害復旧事業では現年災害復旧事業の減により減額するなどが主なものでございます。

この結果、歳入歳出を調整し、不足する 3,454 万 8 千円につきましては、財政調整基金からの繰入金で充当することといたしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度西会津町の一般会計補正予算（第 11 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,626 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 57 億 1,641 万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の補正は「第2表繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の補正は「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の補正は「第4表地方債補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。10ページをご覧ください。

まず歳入でございますが、1款町税、1項1目個人町民税 1,264万9千円の減は、個人所得の減によるものでございます。2目法人町民税 304万9千円の増は、一部企業において経営が好転してきたことによる増でございます。2項1目固定資産税 883万7千円の増は、大規模償却資産の増と滞納処分によるものであります。4項1目たばこ税 200万円の増は、税率改正に伴い、見込みによる増であります。

11款分担金負担金、1項3目災害復旧費分担金 400万3千円の減は、補助率増高等に伴い受益者分担金が減額となるものであります。2項2目民生費負担金 149万9千円の増は、野沢保育所における入所児童の増であります。

12款使用料及び手数料、1項2目民生使用料 61万9千円の減は、へき地保育所における入所児童の減であります。

13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金 673万1千円の減は、子ども手当の精査による減などであります。2目災害復旧費国庫負担金 707万円の減は、道路河川災害の発生がなかったことによる減であります。2項1目民生費国庫補助金 283万8千円の増は、次世代育成支援対策交付金の補助単価の増によるものであります。3目土木費国庫補助金 4,215万2千円の減は、地域活力基盤創造交付金等が制度改正となり、社会資本整備総合交付金となったことによる減、6目総務費国庫補助金 365万1千円の増は、国の平成22年度補正予算事業であります住民生活に光をそそぐ交付金が追加交付されるものであります。

14款県支出金、1項1目民生費県負担金 85万8千円の減は、子ども手当の精査による減などであります。2項2目民生費県補助金 133万2千円の増は、地域支え合い体制づくり事業の新規計上などであります。3目衛生費県補助金 132万3千円の減は、新型インフルエンザワクチン予防接種事業見込みによる減であります。4目労働費県補助金 150万円の減は、緊急雇用創出事業・ふるさと雇用再生特別交付金事業の確定による減であります。5目農林水産業費県補助金 306万1千円の減は、地籍調査事業や森林整備地域活動支援交付金の確定による減などであります。8目災害復旧費県補助金 1,073万5千円の減は、林道災害の減などであります。3項1目総務費委託金 140万5千円の減は、県知事選挙費及び各種統計調査費交付金の減であります。

15款財産収入、1項2目利子及び配当金 50万7千円の増は、各種基金利子の増でございます。2項1目不動産売却収入 63万4千円の増は、徳沢駅前の土地売却代であります。

16 款寄附金、1 項 1 目は一般寄附金 26 万 9 千円の増であります。

17 款繰入金、1 項 1 目住宅団地造成事業特別会計繰入金 484 万 6 千円の減は、住宅団地の分譲が 2 区画予定のうち 1 区画となったことによる減でございます。2 項 1 目財政調整基金繰入金 3,454 万 8 千円の増は、歳入歳出を調整した結果、不足する分を繰り入れするものであります。この結果、補正後の財政調整基金の積立残高でございますが、6 億 6,152 万円となる見込みであります。

19 款諸収入、3 項 2 目土地改良事業貸付金元利収入 300 万 1 千円は、貸付がなかったことによる減であります。

20 款町債、1 項 1 目辺地対策事業債 170 万円の減は、町道改良舗装の減などであります。2 目過疎対策事業債 1,520 万円の減も、町道改良舗装事業の減などであります。4 目災害復旧事業債 2,370 万円の減は、災害の発生が見込みより少なかったことによる減であります。

次に、21 ページをご覧くださいと思います。

歳出の主なものであります。1 款議会費、1 項 1 目議会費 111 万 2 千円の減は、議員報酬等の減であります。

2 款総務費、1 項 2 目文書広報費 264 万 8 千円の追加は、総合行政情報システム機器の保守管理委託料などであります。5 目財産管理費 129 万 4 千円の減は、老朽施設解体撤去工事などの減であります。6 目企画費 181 万 5 千円の減は、携帯電話鉄塔整備にかかる測量設計、土地購入費等の減などあります。10 目ふるさと振興費 127 万 6 千円の減は、温泉施設及びさゆり公園施設の維持管理経費の精査によるものであります。次に、2 項 1 目税務総務費 66 万 9 千円の減であります。標準宅地鑑定評価業務委託料などの減によるものであります。4 項 4 目県知事選挙費及び 5 項 2 目各種統計調査費であります。それぞれ実施結果による不用額の調整であります。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 154 万 6 千円の追加は、今冬の豪雪に伴う地域支え合い体制づくりにかかる事業費補助金の新規計上と、各種繰出金の精査による調整であります。3 目老人福祉費 539 万 1 千円の追加は、後期高齢者医療費療養給付費負担金の実績見込みによる追加と、各種繰出金の精査などあります。5 目障がい者福祉費 306 万 9 千円の減は、各種障がい者対策にかかる事業費の調整であります。2 項 2 目児童措置費 675 万 2 千円の減は、子ども手当にかかる精査などあります。

次に、4 款衛生費、1 項 2 目予防費 156 万 5 千円の減は、新型インフルエンザワクチン予防接種事業にかかる減であります。

次に、5 款労働費、1 項 1 目労働諸費 150 万円の減は、緊急雇用創出基金事業にかかる調整であります。

次に、6 款農林水産業費、1 項 5 目農地費 431 万 3 千円の減は、地籍調査事業の事業費決定と土地改良事業貸付金の減などあります。2 項 1 目林業総務費 524 万円の減は、森林整備地域活動支援交付金の減などあります。

次に、7 款商工費、1 項 2 目商工振興費 40 万 4 千円の減は、中小企業融資制度資金の利子補給補助金決定によるものであります。

次に、8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 2,683 万 8 千円の追加であります。除雪にか

かる経費であります。3目道路新設改良費 4,121 万 6 千円の減は、制度改正等に伴う事業費減額に伴い、町道改良舗装工事の減であります。

9 款消防費、1 項 3 目消防施設費 60 万 4 千円の減は、消防施設工事費等の減であります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 項小学校費、3 項中学校費、4 項社会教育費の減につきましては、それぞれ各種事務事業の精査に伴う調製であります。

次に、11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費につきましては、災害査定等による事業費の決定、2 項公共土木施設災害復旧費につきましては、本年度災害の発生がなかったことによる減であります。

次に、12 款公債費、1 項 2 目利子 715 万 5 千円の減であります。これは見込みによる減であります。

次に、6 ページにお戻りいただきたいと思います。

6 ページは第 2 表繰越明許費補正でございます。今次の補正は、今冬の豪雪の影響などによる追加と、国の平成 22 年度補正予算の事業費増額などに伴う変更でございます。年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の補正をお願いするものであります。

まず、(1) の追加であります。2 款総務費、1 項総務管理費の「携帯電話等エリア整備事業 5,197 万 5 千円」と「ケーブルテレビ高度化事業第 2 期工事 1 億 3,596 万 7 千円」につきましては、豪雪による影響によるものであります。

3 款民生費、2 項児童福祉費の「子ども手当て用システム改修事業 157 万 5 千円」であります。平成 23 年度から実施が予定されております 3 歳未満児の子どもに 7 千円を加算するためのシステム改修費であります。

次に、6 款農林水産業費、2 項林業費の「林道開設舗装改良事業 653 万円」であります。が、地元との協議に日数を要したことによるものであります。

次に、11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費の「農地農業用施設災害復旧事業 4,134 万 4 千円」と「林道施設災害復旧事業 1,988 万 3 千円」は、災害復旧費の査定が 11 月と 12 月であったことから、豪雪により繰り越しをお願いするものであります。

次に、(2) の変更でございます。3 款民生費の「老人憩の家施設整備事業」と 4 款衛生費の「にこにこ相談事業」につきましては、いずれも国の平成 22 年度補正予算事業であります。住民生活に光をそそぐ交付金の増額に伴う変更であります。

8 款土木費の「町道改良舗装事業」につきましては、町道野沢柴崎線の工法検討に時間を要したことによる変更であります。

次に、第 3 表債務負担行為補正であります。変更であります。「ケーブルテレビ高度化事業第 2 期工事」につきまして、翌年度事業費の増加に伴い限度額を変更するものであります。

次に、第 4 表地方債補正であります。こちらも変更であります。それぞれ「辺地対策事業費」、「過疎対策事業費」、「災害復旧事業費」について、事業費の決定等により、限度額を減額するものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

なお、このたびの東日本大震災に伴います町の事業への影響についてであります。工

事関係の資材調達がなかなかできないということがございますので、この次の補正予算の中でその分につきましては、議会にお願いする予定でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一　今次補正は、大幅な減額ですが、事業の精査等によるものと、そういう説明でありましたけれども、これだけの 8,600 万からの減額をしても、当初計画した事務事業というのは遺漏なく、計画の通り遂行される見通しなのかということが第 1 点。

それから、教育費でお尋ねしますが、細かいことで恐縮ですが、ちょっと今、見つけられないのでいいです。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　今次の補正総額につきましては、今ほどご説明申し上げましたように、約 8,600 万からの減額ということでございます。その内容につきましては、今ほど申し上げましたけれども、一つは議員おただしのように各種事務事業の精査によるものが一つ。それからもう一つ大きいのは、これまで地域活力基盤創造交付金という道路整備関係にかかる補助事業でございますけれども、これが社会資本整備総合交付金ということになりました、ここが大きく減額となったということでございます。

この減額に伴って 22 年度予定した事業の執行についてはどうだというご質問でございますけれども、今ほど繰越明許、豪雪等の繰越明許、それからこのあとにお願いしたいと思っております今次の大震災に伴う繰越明許、こういった部分は一部来年に繰り越しをさせて、執行させていただきたいということでございますけれども、それ以外の部分につきましては、おおむね執行ができたというふうに考えております。

○議長　14 番、清野興一君。

○清野興一　一遍に聞けばよかったんですけども、なおかつこの 8,600 万を減額しても、6,000 万繰り越しを見込んで 23 年度予算は編成されるようでありますけれども、この 8,600 万減額しても、なおかつ 6,000 万黒字が出るというふうに見込んでいいのか、その見通しなどについてもお知らせ願いたい。

そして教育費で、37 ページの小学校費でありますけれども、共済費で 50 万の増額を見込んでおられますけれども、あと今年度としては何日もないんですよね。それで 50 万計上しなければならないというのは、うがった見方をすれば、これは節区分なので学校管理費全体でみれば 1 万円の減額予算を組んでいると、だから、保険の切れる前に、実際は流用して保険は継続していたんだというふうなことなのか、それとも、実際にこの予算が通ればすぐ 50 万を増額するんだというふうなことなのか、その辺詳しく説明してください。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　今回の補正の最終予算の調製ということでございまして、例年 3 月には今回と同じように事務事業の精査をさせていただいております。それに伴いまして、例年、最低でも 6,000 万は見込んでいけるだろうということで、新年度の 23 年度につきましても、

6,000 万を計上させていただいたところであります。今の事務方の見込みとしましては、6,000 万は確保できるだろうということで考えております。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 それでは、小学校費の社会保険料についてのご質問にお答えしたいと思います。

この社会保険料は、今現在、小学校に採用しています臨時講師にかかる社会保険料負担金であります。町からの負担金であります。現在、小学校には複式学級解消のための臨時講師として6人のかた、それから特別支援教育にかかる学習支援のかた3人ということで、9人のかたを臨時講師として採用しております。今回、増額で計上させていただいたわけですが、賃金単価の高いかた、そういったかたが採用になって、報奨費がかかる、賃金総額がアップしたというようなこと。それから9月に、社会保険料の改定がありまして、保険料自体もアップになったというようなことで、今回不足したというようなことで計上させていただいたわけですが、今回の金額については、2カ月分計上させていただいております。社会保険につきましては、2月分につきましては3月末払い、そして3月分については4月末払いというようなことで、今回その2月、3月分をその9人のかたの社会保険料ということで48万ほど必要となったものですので、今回計上させていただいたというような状況でございます。ですから今後、この3月末にお支払いするのと、また4月末にお支払いする分、2カ月分というようなことでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 13ページの13款国庫支出金なんですけれども、6の総務費国庫補助金とこうなっていて、地域活性化交付、これは365万1千円くらいなんですけれども、住民生活に光をそそぐ交付金増とこうなっているんですけれども、大変夢のあるようなものになっているんですけれども、具体的にどういうことなんですか、説明してください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この国からの補助金につきましては、先ほども申し上げましたように平成22年度の国の補正予算事業ということで、先般、臨時議会等でご議決をいただいた部分でございます。それに対しまして、国から追加交付の決定がまいりましたので、その差額分を追加計上をさせていただいたということでもあります。

具体的には、歳出のほうで老人憩の家の施設改修費、老人憩の家の活用にあたって、いろんな使いやすように施設の中を改修をするということでもあります。

それからもう一つは、にこにこ相談事業ということで、特に障害とか、いろんな持ったかたの相談をする窓口を設置いたしまして、相談するためにかかる経費を計上させていただくものであります。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 繰越明許費ではありますが、その年に執行できないのは、やはり次の年に繰り越して事業を推進していくというのは当たり前ですが、これは理由として切れ目なく事業は執行できるので、町内の事業者には潤いがあるというような説明も聞いた記憶があるわけですが、今回配られた建設事業施工状況を見てみますと、21年度で繰越明許して、22

年今年に引っ張ってきたと、それが本来の考え方ですと、22年度に繰り越したわけですから、4月、5月、あるいは6月にその事業を発注して施工していくというのは本来の姿だと思うんですが、23年に入ってやっているのが一つあるんですよ。そういうような仕事をしないように、この繰越明許でも進捗具合を総務課長なり、副町長あたりが押さえて、目を光らせていかないということになる可能性があるわけですから、そこら辺、この繰越明許の事業に対しての町の考え方をお伺いしておきたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　繰越明許費の関係についてのおただしということでお答えをいたします。

今ほどご質問いただきましたように、議員おただしの通りだと思います。繰越明許を設定させていただいて新年度になりましたら、速やかにその事業を実施していくというのが当然のことでございます。今回、ご指摘いただいた部分については十分に反省しながら、今後の繰越明許の事業の執行にあたりましては、十分注意してまいりたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成22年度西会津町一般会計補正予算（第11次）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成22年度西会津町一般会計補正予算（第11次）は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長　議案第6号、平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）の調製についてご説明いたします。

はじめに、補正の概要について申し上げます。住宅団地の分譲につきましては、新聞・雑誌等への広告をはじめとして、将来、福島県への定住や二地域居住等を考えているかたが訪れる「福島ふるさと暮らし情報センター」における情報提供や、世田谷区や横浜市等で開催される物産展でのチラシ配布など、分譲の促進を図ってまいりました。

その結果、平成22年度の方譲見込みは1区画となり、当初2区画の方譲を予定しておりましたことから、歳入では土地売却収入を減額するとともに、歳出では一般会計への繰出金をはじめとした関係する経費を減額するものであります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思います。

平成22年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ739万5千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正の主な内容であります、事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。

まず、歳入であります、2款財産収入、2項1目不動産売却収入815万円の減額であります。これは、当初2区画の分譲収入を見込んでおりましたが、1区画の分譲見込みとなったことから、減額するものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金114万3千円の増額であります。これは、前年度繰越金を追加計上するものであります。

4款諸収入、1項1目雑入4千円の増額であります。これは、分譲地の登記を町で行ったため、その手数料を新たに計上するものであります。2項1目町預金利子2千円の増額であります。確定による追加計上であります。

次に7ページをご覧ください。

歳出であります。1款事業費、1項1目住宅団地分譲事業費700万1千円の減額であります。これは、事業費の確定見込みによる需用費、役務費等の減額及び一般会計繰出金の減額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成22年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第7号、平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、年度の終盤を迎え、所要額の調整を図るものであります。それでは予算書をご覧ください。

平成22年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ203万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億552万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条地方債の補正は、「第2表地方債補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。7ページをご覧ください。まず歳入です。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料92万7千円の減額です。これまでの調定実績に照しますと、当初予算計上額の確保が困難な状況となっておりまいりましたことから、減額補正をさせていただきました。2項1目下水道登録手数料1万5千円の減額です。下水道接続戸数が当初見込を下回ったことによる減額であります。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金1万1千円の増額です。排水設備工事貸付基金利子の増によるものであります。

8款町債、1項1目下水道事業債110万円の減額です。事業費が減額となったことによる減額です。

8ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費108万5千円の減額です。施設管理にかかる各種経費、宅地内配管工事費利子補給補助金等の不要額については減額させていただきました。

2款施設整備費、1項1目下水道施設費ですが94万6千円の減額です。工事費・委託料・事務費等については、精算見込み額に合わせて調整をさせていただきました。

4ページをお開きください。第2表地方債の補正について説明させていただきます。

変更でございます。下水道事業費補正前限度額3,610万円から110万円を減額し、3,500万円といたします。なお起債の方法、利率、償還の方法には変更はございません。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成22年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第8号、平成22年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）の調整についてご説明申し上げます。

本会計につきましても、年度の終盤を迎え、所要額の調整を図るものであります。それでは予算書をご覧ください。

平成22年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,517万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。6ページをご覧ください。まず歳入です。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料355万2千円の減額です。昨年4月から野尻地区が全面供用が開始されたことから、79件の新規加入があったところでありますが、これまでの調定実績に照らしますと、予算計上額の収入確保が困難でありますことから、減額補正をさせていただきました。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金154万1千円の増額です。使用料を減額補正したことにより、管理経費の不足額について一般会計繰入金の増額により補填していただきました。

5款諸収入、2項2目消費税還付金1万8千円の増額です。決定額に合わせて調整をいたしました。

7ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費199万3千円の減額です。施設管理にかかる各種経費、宅地内配管工事費利子補給補助金等の不要額については減額させていただきました。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 8 号、平成 22 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号、平成 22 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号、平成 22 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第 9 号、平成 22 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）の調整についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましても、本特別会計につきましても、年度末を迎え所要額の調整を図るものでございます。それでは予算書をご覧ください。

平成 22 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 33 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,518 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。6 ページをご覧ください。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料 37 万 9 千円の減額です。本予算におきましても、当初予算計上額に対し不足の見通しとなっておりまいりましたことから、減額補正をさせていただきました。

6 款諸収入、2 項 2 目消費税還付金 4 万円の増額です。決定額に合わせて調整をさせていただきました。

7 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 33 万 9 千円の減額です。施設管理に係る各種経費、宅地内配管工事費利子補給補助金等の不要額については減額させていただきました。

これをもちまして、説明を終わりますが、よろしくご審議をいただき原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 9 号、平成 22 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 9 号、平成 22 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 10 号、平成 22 年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　議案第 10 号、平成 22 年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明いたします。

本会計につきましては、平成 20 年度に後期高齢者医療制度に移行されましたが、老人保健については、過年度分の医療給付費精査のため設置しているものでありまして、今年度で最終年度となります。それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度西会津町の老人保健特別会計補正予算（第 1 次）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68 万 6 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

6 ページをご覧いただきたいと思います。

はじめに歳入であります、5 款繰越金、1 項 1 目繰越金、補正額 2 万 6 千円でございます、前年度の繰越金であります。

次に 7 ページであります、歳出であります。

1 款医療費、1 項 1 目医療給付費 1 万 6 千円の減額であります。これは看護調整による医療給付費の減額であります。

2 款諸支出金、1 項 1 目償還金 4 万 2 千円の追加であります。これは前年度の精算にか

かる医療費の償還金の追加であります。

以上で説明は終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、平成 22 年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、平成 22 年度西会津町老人保健特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号、平成 22 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　平成 22 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明をいたします。

後期高齢者医療の現況であります。福島県全体の平成 22 年 12 月現在のデータであります。被保険者数は 27 万 8,362 人で、前年度と比較しますと 5,673 人の増、率にしますと 2.1%の伸びとなっております。また医療費ですが、年度途中であることから、月額で平均で申し上げますが、県全体で 176 億 1,000 万円、月額です。金額で 7 億 7,000 万円、率にして 4.6%の伸びでございます。

一方本町では、2 月現在の被保険者数は 2,128 人、前年比 78 人の増、率にして 3.8%の増でありまして、医療費につきましては、広域連合から示された額、月額 8,404 万 8 千円です。前年比 15 万 9 千円、率にして 0.2%の増でございます。

今次補正は年度最終であることから、歳入歳出ともこれまでの実績とこれからの必要額を精査し調整いたしました。それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,595 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 26 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

6ページをご覧くださいと思います。

はじめに歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料 725万6千円の減額。2目普通徴収保険料 587万8千円の減額。合わせまして 1,313万4千円の減額と、大変大きな減額となっております。これにつきましては、ご承知のように、平成22年度は保険料改定の年でありました。当初予算作成のときには、国から均等割の額、軽減策がまだ決まっておらなかったことから、情報により予算を積算しました。決まった結果、大きく減額した理由といたしましては、当初予算のときの1人当たりの均等割保険料は、現在4万円でございますが、当時4万1,100円というふうに積算いたしました。つまり、1人1,100円を多く積算したわけでございます。

それからもう一つは、大きい原因につきましては、社会保険等に参加している被扶養者の軽減が終わりますよということであったんですが、22年度も継続して9割軽減が継続されたということがございまして、このように当初予算から比べますと大きく減額となった理由でございます。なお、22年度の徴収収納率はまだ発表されていませんが、平成21年度の町の収納率は99.9%ということで、県内には100%という町村が8町村ございまして、わが町はその下の第9番目というふうに位置しております。

2款繰入金、1項2目保険基盤安定繰入金 316万7千円の減額でございます。これは保険料軽減分での補填の繰入金であります。3目健康診査事業繰入金4万6千円の減額であります。受診率につきましても、まだ22年度は発表されておりませんが、ちなみに21年度の受診率を申し上げますと、県全体での受診率は15.3%。本町におきましては35.8%と倍以上の受診率でございます。

3款諸収入、3項1目健康診査受託事業収入4万円の追加であります。次に4項1目雑入18万6千円の増でありまして、これは後期高齢者医療保険料の返納金でございます。

4款、1項1目繰越金16万3千円の増でございます。

次に8ページでありまして、歳出でございます。

2款保険事業費、1項1目保険事業費3万6千円の追加でございます。

3款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金 1,584万5千円の減額でございます。これにつきましては、保険料で1,263万5千円の減額。保険基盤安定負担金で316万6千円の減額等でございます。

4款諸支出金、1項1目保険料還付金31万3千円の減額でございます。4款諸支出金、2項1目一般会計繰出金16万4千円の追加でございます。

以上で説明は終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　歳出であります。後期高齢者連合への納付金が1,584万円という、これは多額な金額だと思いますが、今二つほど項目をあげて説明しましたが、なぜこういうふうな数字が出てきたのかと、見込みとか、実績との差でしょうが、なぜこれだけの差が出てきたかということ。

それと、繰出金でありますが、補正前の額がゼロで、ここで 16 万 4 千円、一般会計へ繰り出すわけではありますが、これはどういう理由で繰り出すのでしょうかということでもあります。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

歳出の 3 款の広域連合への納付金であります。先ほど申し上げましたように、保険料と、町の被保険者から徴収いたしました保険料が先ほど申しました理由によって当初より少なかったということで、この分を 1,263 万 5 千円。それから保険基盤安定負担金、これも本算定によって決まります。その軽減分として思ったよりも保険基盤安定負担金を広域連合に納入することが思ったよりなかったということでもあります。

あとは 4 万 4 千円、この検診負担分の事務費がございますが、主に保険料と保険基盤安定負担金の分でございます。いわゆる本算定によって保険料が決まりましたので、それによって精査して広域連合に納入するというお金でございます。

それから繰出金 16 万 4 千円、これは歳入にもございますように、繰越金が 16 万 4 千円出ました。これにつきましては、一般会計から繰り入れしていただいた費用でございますので、繰越金はすべて繰出金として一般会計に戻すということにしております。

以上でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 22 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 22 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 12 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 次）についてご説明申し上げます。

今次補正予算につきましては、年度の最終補正予算となることから、歳入歳出ともこれまでの実績と年度末の所要額を精査し調製したところであります。

はじめに事業勘定であります。歳入では国税や国県支出金などの精査による計上、また歳出においては保険給付費の追加が主なものであります。

次に診療施設勘定でありますが、歳入では患者数の増加によりまして診療収入の増を見込みました。また歳出では、新たに予定しておりました医師の採用が今年度中には見込めないということから、3カ月分の人件費を減額することと、医薬品等の同額計上をしたものが主なものでございます。それでは、予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 5 次）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,246 万 9 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 4,272 万 8 千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,095 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,525 万 9 千円とする。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

8 ページをご覧いただきたいと思います。まず事業勘定でありまして、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 190 万円の減額でございます。2 目退職被保険者等国民健康保険税 274 万 1 千円の増でございます。なお本算定の際に、収納率を 91%とみており積算しましたが、現在の予算は 0.5%減の 90.5%として調整しております。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費負担金 354 万 8 千円の増。2 目高額医療共同事業負担金 5 万 3 千円の減額。3 目特定健康診査等負担金 64 万 6 千円の増でございます。なお特定健康診査負担金の増であります、これまでの基準額が 1 人当たり国では 2,880 円をみておりましたが、このたび 4,080 円、1 人 1,200 円のアップとなったことから増となるものでございます。2 項 1 目財政調整交付金 29 万 2 千円の増、普通調整交付金 135 万 7 千円の増、特別調整交付金 106 万 5 千円の減額でございます。4 目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 3 万 8 千円の増、少ない金額ではございますが、実は 70 歳から 74 歳の被保険者、前期高齢者と申しておりますが、現在法律では個人負担 2 割になっておりますが、次年度も現在の 1 割の軽減になっておりまして、来年度も 1 割の継続をするということで、次年度に向けた保険証の印刷、郵便料などでございます。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 597 万円の増でございます。

続きまして 10 ページであります。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金 5 万 3 千円の減額。2 目特定健康診査等負担金 64 万 6 千円の増でございます。2 項 1 目県財政調整交付金 62 万 6 千円の増であります。これは療養給付費に伴う県負担分であります。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療共同事業交付金 264 万 3 千円の増。保険財政共同安定化事業交付金 394 万 6 千円の減額です。

8 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 5 万 2 千円の減額であります、これは支払準備基金の利子の減額でございます。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 102 万 9 千円の増額でございます。一般会計につ

きましては、一般会計繰入金が 323 万 7 千円の減額、特定検診につきましては 223 万 7 千円、それからシステム改修 100 万円の減額ということでございます。なお、特定検診につきましては、まだ 22 年度分のはっきりした受診率は出ておりませんが、当初予算では 70% をみておりました。去年実績で 66%、今年度は 66%をやや下回るかなというような感じでおります。保険基盤安定繰入金につきましては、保険者軽減分、保険者支援分として増額を見込んでおります。

11 款諸収入、3 項 1 目一般被保険者第三者納付金 29 万 4 千円の増であります。第三者行為による損害賠償金の増で 3 件を見込んでおります。

続きまして 12 ページの歳出でございますが、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 26 万 6 千円の追加、事務費等でございます。2 目連合会負担金 70 万 7 千円の追加、これは県の国保団体連合会へ負担金を支出するものでありますが、これにつきましては、23 年度から、全国国保中央会、国保の中央会がございまして、そのシステムと全国の連合会のシステム、それから町保険者のシステムを同じシステムにするということで、それぞれシステム改修のための負担金でございます。次に 2 項 1 目賦課徴収費 99 万 8 千円の減額であります。主なものはシステム帳票作成業務の委託料の減額 100 万円でございます。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費につきましては、補正額はございませんが、財源の移動でございます。2 目退職被保険者等療養給付費 120 万円の追加でございます。次、2 項 1 目一般被保険者高額療養費 1,086 万 6 千円の追加でございます。これにつきましては、一般被保険者の高額療養費が増えておりまして、月 550 万程度をみておったんですが、月 610 万円ということで、月 140 万も増えているということから、今回大きな増額の調整をしたものであります。2 目退職被保険者等高額療養費、補正額ございません。財源の移動でございます。

4 款前期高齢者納付金等、1 項 1 目前期高齢者納付金 1 万 1 千円の追加でございます。

続きまして 14 ページであります。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金 21 万 3 千円の減額であります。2 目保険財政共同安定化事業拠出金 159 万 7 千円の追加であります。ご承知のように、上の高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、レセプト 1 件、80 万以上のレセプトについて拠出するものであります。また、下の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、レセプトが 30 万から 79 万のものについて拠出するものであります。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 94 万 5 千円の減額でございます。当初見込んでおった人数より減ということでございます。当初見込んでおった人数より減ということでございます。2 項 2 目疾病予防費 7 万円の減額。

次、15 ページ。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金 5 万 2 千円の減額でございます。

10 款諸支出金、1 項 3 目償還金 10 万円の追加でございます。これにつきましては、出産育児一時金の追加でございます。

次に 18 ページをご覧くださいと思います。診療施設勘定であります。

はじめに歳入、1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入 54 万円の減額。2 目社会保険診療報酬収入 871 万円の減額。4 目後期高齢者医療収入 1,512 万円の増額。5

目一部負担金収入 320 万円の増額。6 目その他の診療報酬収入 290 万円の減額。合計いたしますと診療収入としては 617 万円の増額でございます。ご覧のように、特に後期高齢者の診療収入が増えたところでございます。2 項 1 目諸検査等収入 478 万円の増額、これにつきましては、大きいものはインフルエンザの予防接種等でございます。

次に 19 ページでございますが、歳出、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 254 万 2 千円の減額でございますが、これにつきましては、一番大きいものは、先ほど申し上げましたが、新規採用できなかった医師の人件費 3 カ月分を減額したものによるものでございます。

次に 20 ページをご覧くださいと思います。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費 130 万円の追加、主に修繕料の追加でございます。2 目医療用消耗機材費 222 万 3 千円の追加、消耗品費、委託料の追加でございます。3 目医薬品衛生材料費 996 万円の追加でございます。これは医薬品の追加でございます、医薬品の合計は 2 億 3,343 万 7 千円ということになります。先ほど申し上げましたように、昨年に比べまして非常に患者数が増えておりまして、年間 1,500 人から 2,000 人が増えるんじゃないかなというふうに推測しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　事業勘定で一つお尋ねしますが、保険給付費では退職だけが 120 万の増で、あとは予算通りということは、最初見込みました医療費で推移をしていると、確か月 4,700 万円でしたか、そこら辺も説明をしていただきたいと思います。

それと、給与費明細書を見ておりましたら、総括で補正前と補正後で職員数が 1 人違いがありますが、これはどういうことでしょうか。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　はじめに見込んでおった医療費の推移でございますが、月 4,700 万円を見込んでおって、現在平均で 4,600 万円代ですから、だいたい見込んだ通り。ただ、先週、直近の 1 月分の医療費がきまして、3,700 万円くらいと、1,000 万円ほど落ちておりました。あと今回支払うのは、もう 1 カ月分です。ですから、現在予算計上しておる医療費で十分間に合うというふうに見込んでおります。

次に職員数が 13 名から 12 名と、1 名減っておりますが、それは新規採用を見込んでおったドクターの分の 1 名減でございます。

○議長　12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　歳入で、かいつまんでみますと、医療給付費分滞納繰越かと、後期高齢者支援分滞納とか、介護納付金分滞納繰越分とか、こういうふうに出ておりますけれども、滞納というんだから滞っているという意味で解釈しているんですけれども、これは実際健康保険審議委員でもなければ詳しく分からないんですよ、はっきり言って。5 名くらい出ていたら詳しい人は詳しく分かる。私も素人はちょっと説明されても分からないんですよ。ただ、強いて言えば、滞納分というのは、どういう内容なのかと、滞納の分の総額がいくらほどあるのか、そのくらいは聞いておきたいと思うので。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 歳入の国民健康保険税についてのご質問にお答えしたいと思います。

これは国民健康保険税、三つに分かれておりまして、一つが医療給付費分と、二つが後期高齢者支援分、三つ目が介護給付費分ということで、おのおのそれに該当する部分ということで載せてございます。

滞納繰越ということで項を設けてございます。国民健康保険税は当該年度の現年分と、それまでに納めていただけなかった滞納繰越分と二つに分かれてございます。今回、滞納繰越分ということで細かく載せていただきました。その滞納繰越分でございますが、総額で申し上げますと 5,600 万ほどございまして、それについて、今回補正予算におきまして増額という形で徴収できる分について予算にあげさせていただきました。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今、説明の中で 5,000 万ほど滞納分があるとうい言いましたけれども、その中身なんですけれども、いつも問題になるんですけれども、本当に払うことのできないような理由、原因があつての滞納なのか、また中にはごね得みたいな滞納もあると、そういう人もいると思うんですけれども、担当課としてはその内容はどのように分析しているのか、それを聞いておきたいと思います。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 滞納の中身ということでご質問いただきました。

議員もご存知のように、景気の低迷に伴いまして、かなり納めていただいているかたも厳しいということでございまして、実際滞納については増えている傾向でございます。そういった中で、国民健康保険、みんなで支えあう制度でございますので、基本的には納めていただくことでご相談を申し上げながら滞納については整理をしているものでございます。

細かな内訳についていろいろ申し上げるのもあれですが、中には本当に苦しいということで、分納という形で分けて納めていただいているかた、また中には収入がなかなか一定ではないということで、そういう際にはご相談を申し上げながら納めていただいているところでございます。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 今説明あった生活困窮のためとか、収入が著しく少なくなったとか、そういう理由はいろいろあると思うんですけれども、やはりまじめに納税しているかたと、そしてまた、私はあまりここで言いたくないんですけれども、5 年払わないで不納欠損になる部分があるんですよ。その不納欠損の部分はどのくらいあるんですか。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 お答えを申し上げたいと思います。

国民健康保険税、みんなで支えあう制度でございますので、ご相談を申し上げながら進めております。不納欠損ということでお話をいただきました。不納欠損については、毎年年度頭に 5 年、基本的に国民健康保険税については 5 年を過ぎたものについて、その分は不納欠損ということでやらせていただいております。不納欠損につきましては、全体での形でやっておりますが、国民健康保険税という形に限定をいたしまして申し上げますと、

平成 21 年度という形で申し上げたいと思いますが、不納欠損といたしましては、件数が 325 件、814 万ほど欠損という形で、平成 21 年度やっております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 22 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、平成 22 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長　議案第 13 号、平成 22 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）についてご説明いたします。

今次の補正は歳出補正となりますことから、これまでの実績と所要額を精査し調製をしたものであります。それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 3 次）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,474 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 3,803 万 2 千円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

6 ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 264 万 3 千円の減額であります。これにつきましては、現年度分で 286 万 8 千円の減額、滞納繰越分で 22 万 5 千円の増額ということでございまして、収納率は 99.6%ということでございます。なお、減額になった主な理由は、被保険者の死亡等による被保数の減ということでございます。

2 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 300 万 1 千円の増額でございます。これは見込みによるものであります。2 項国庫補助金、1 目調整交付金 23 万 8 千円の増でございます。当初、調整交付金の率を 10.13%と見込んでおりましたが、実際は 10.72%と増になったものでございます。地域支援事業交付金 8 万 1 千円の減額であります。3 目地域支援事業交付金、包括的支援事業 2 事業の分でございますが、12 万 8 千円の増でございます。

次、7ページでありますが、3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金 1,399 万 9 千円の減額でございます。これは支払基金のほうからくるお金でございますが、全体の 30%、いわゆる支出が減になったために、この費用も減額ということになります。2目地域支援事業交付金 9 万 6 千円の減額。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金 116 万 5 千円の増額であります。これは県の負担分であります。2項1目地域支援事業交付金、介護予防事業のほうでございますが、4 万円の減額。2目包括的支援事業任意事業の分でございますが、6 万 4 千円の増額ということになります。

次に8ページでございますが、6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金 169 万 1 千円の減額でございます。これは町から繰り入れるものでございますが、給付費の減によるものでございます。2目地域支援事業繰入金介護予防事業でありますが、3 万 9 千円の減額。3目包括的支援事業任意事業でありますが、6 万 4 千円の増額。4目その他一般会計繰入金 45 万円の減額であります。事務費等の繰入金の減額であります。2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金 36 万 9 千円の減額であります。

次に9ページ、歳出でございます。

1款総務費、3項2目認定調査費等 45 万円の減額でございます。平成 20 年度から新規認定については、町が直接行うことになっておりまして、現在町では2名の臨時職員をお願いしております。その分の賃金の減額でございます。

2款保険給付費、1項1目、この1項介護サービス等諸費等につきましては、要介護1から5の人のサービスでございます。1目居宅介護サービス給付費は補正がございません。財源移動でございます。2目地域密着型介護サービス給付費 320 万円の減額、利用者の減でございます。3目施設介護サービス給付費 1,515 万円の減額、これにつきましても病院型療養ベッドか老健への転換を見込んでおったんですが、国のほうでその方針がなくなりましたので、病院のほうから老健へいけなくなってしまったということで、サービス給付費を減額するものであります。4目居宅介護福祉用具購入費 21 万円の追加、これにつきましては、ポータブルトイレ、入浴椅子等の費用でございます。6目居宅介護サービス計画給付費 140 万円の追加でございます。これはケアプラン作成と給付管理でございます。

次に 10 ページでありますが、2款保険給付費、2項介護予防サービス給付費、これにつきましては、要支援1、2の皆さんのサービスのための費用でございます。1目介護予防サービス給付費 190 万円の追加、サービス利用者の増でございます。2目地域密着型介護サービス給付費 100 万円の減額でございます。これはグループホームにかかるものでございまして、利用者がなかったということでございます。4目介護予防住宅改修費 52 万 2 千円、これは住宅改修にかかるものでございます。53 万 2 千円の追加でございます。5目介護予防サービス計画給付費 39 万円の追加、ケアプランの作成等でございます。次に3項1目支払審査手数料 3 万円の追加。

次に 11 ページでありますが、6項1目特定入所者介護サービス費 50 万円の追加、これにつきましては、施設入所者のうち低所得者に対して食費、部屋代の減免の補填をするものでございます。

4款地域支援事業費、1項1目介護予防特定高齢者施策事業費 7 万 9 千円の減額、主な

ものはシルバー人材センターへの委託料の減額であります。運転業務ということでございます。2目介護予防一般高齢者施策事業費7万9千円の減額であります。失礼しました。7万9千円の追加でございます。消耗品等の追加でございます。2項1目任意事業費、補正額はございません。財源の移動でございます。

次に12ページでございますが、6款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者保険料還付金10万円の追加でございます。これにつきましては、死亡等によって保険料を納めてしまったと、そういうかたが死亡したというかたがたに対する還付金ということでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成22年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成22年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第14号、平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第14号、平成22年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次）の調整についてご説明申し上げます。

本特別会計につきましても、年度の終盤を迎え、所要額の調製を図るものでございます。それでは予算書をご覧ください。

平成22年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ210万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,557万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。詳細につきましては、事項別明細

書にて説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料 114 万 8 千円の減額です。使用者数の減少等により、当初予算計上額の確保が困難となりますことから減額とさせていただきました。

4 款諸収入、2 項 1 目給水装置受託工事収入 100 万円の減額です。県営中山間地域総合整備事業で実施いたしました、集落道滑沢 2 号線において水道管が支障とならなかったことによる減額であります。

7 ページをご覧ください。歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費 210 万 6 千円の減額です。施設管理に係る各種経費、漏水委託料及び宅地内配管工事費利子補給補助金等の不要額については減額させていただきました。

これをもちまして、説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 14 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号、平成 22 年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第 15 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 3 次）の調整についてご説明申し上げます。

本特別会計につきましても、年度の終盤を迎え、所要額の調製を図るものでございます。それでは予算書をご覧ください。

第 1 条、平成 22 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 22 年度西会津町の水道事業会計予算第 4 条本文中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,026 万 3 千円は減債積立金 600 万円、建設改良積立金 1,609

万9千円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額2万4千円及び当年度分損益勘定留保資金4,814万円で補てんするものとする」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,314万8千円は減債積立金600万円、建設改良積立金3,771万3千円及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額45万1千円及び当年度分損益勘定留保資金1,898万4千円で補てんするものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入です。第1款資本的収入であります。既決予定額1,250万円に520万8千円増額しまして合計額を1,770万8千円とします。その内訳であります。第2項補助金につきまして、同額520万円8千円増額し1,770万8千円といたします。

次に支出です。第1款資本的支出であります。既決予定額8,276万3千円から190万7千円減額いたしまして合計額を8,085万6千円とします。その内訳ですが、第1項建設改良費について同額190万7千円を減額し1,109万5千円といたします。第3条、予算6条中、6条は他会計からの補助金額を定めています。5,670万円を6,190万8千円に改める。

2ページをご覧ください。補正予算実施計画により補足説明をいたします。資本的収入及び支出の中の収入です。

1款資本的収入、2項1目他会計負担金520万8千円の増額です。一般会計繰入金557万2千円増は、管路施設台帳の作成が完了したことにより一般会計よりその費用を繰り入れるものであります。配水管移設工事にかかる他会計繰入金36万4千円の減額は事業費確定による調整でございます。

次に支出です。1款資本的支出、1項3目施設改良費ですが、66万2千円の減額です。小島浄水場における取水ポンプ入れ替え工事及びろ過砂入れ替え工事の事業費確定による減額でございます。

次に1項4目配水管布設費128万5千円の減額です。配水管移設工事にかかる費用でありまして、不要額を減額するものであります。

5ページの会計資金計画は、説明を省略させていただきます。

これで、説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第15号、平成22年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、平成 22 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

皆さんに申し上げます。

明日水曜日、23 日は各小学校の卒業式です。会期日程表のとおり、23 日は午後 1 時より議会を再開いたします。

本日はこれで散会いたします。（15 時 05 分）

平成23年第3回西会津町議会定例会会議録

平成23年3月23日（水）

開 議 13時00分

出席議員

1番	目 黒 一	6番	渡 部 昌	13番	清 野 邦 夫
2番	多 賀 剛	9番	武 藤 道 廣	14番	清 野 興 一
3番	青 木 照 夫	10番	大 沼 洋 平		
4番	荒 海 清 隆	11番	長谷沼 清 吉		
5番	清 野 佐 一	12番	長谷川 徳 喜		

欠席議員

7番 五十嵐 忠比古

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	高 橋 謙 一
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	伊 藤 てる子
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第13号）

平成23年3月23日 午後1時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第29号 | 西会津町本町財産区公社造林契約の一部変更について |
| 日程第2 | 議案第30号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について |
| 日程第3 | 議案第31号 | 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について |
| 日程第4 | 議案第32号 | 福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第5 | 議案第16号 | 平成23年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第6 | 議案第17号 | 平成23年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第18号 | 平成23年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第19号 | 平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第20号 | 平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第21号 | 平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第22号 | 平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第23号 | 平成23年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第24号 | 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第25号 | 平成23年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第26号 | 平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第27号 | 平成23年度西会津町水道事業会計予算 |

日程第17 議案第28号 平成23年度西会津町本町財産区特別会計予算

延 会

○議長 平成 23 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(13 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

7 番、五十嵐忠比古君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 29 号、西会津町本町財産区公社造林契約の一部変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 29 号、西会津町本町財産区公社造林契約の一部変更について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、本町財産区が福島県林業公社と契約している分収造林契約について、社会経済情勢や木材需要の大きな変化により、同公社の経営が極めて厳しい状況であることから、財務の健全化を図るため、契約期間の延長と分収割合の見直しについて申し入れがあったところであります。これを受けまして、本町財産区管理会において、変更についての同意を得るとともに、県知事の同意も得たことから、今次変更についてのご議決をお願いするものであります。それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

原契約は、昭和 56 年 9 月 23 日に締結をいたしました「野沢字萱苅場山甲 2298 番」の 1 件であります。契約期間を 20 年間延長して、平成 75 年 9 月 22 日までの 82 年間にすることと、分収割合を財産区 100 分の 40 から 100 分の 20 とするものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 29 号、西会津町本町財産区公社造林契約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、西会津町本町財産区公社造林契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 30 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第 30 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に基づきまして、辺地地区での生活・文化水準等の格差是正を図ることを目的に実施する事業を盛り込み、各辺地地区ごとに策定しているところでございます。

本計画策定のメリットはご承知のとおり、「辺地対策事業債」を活用し事業実施ができることにあります。この辺地債であります、国の定めた一定要件にあてはまる事業であれば、事業における町負担額の全額の借入れが可能であり、借入金償還の際には、元金・利子を含めた 80%の額が、地方交付税で措置されるという、大変財政的に有利な起債であります。

次に、本町の辺地指定の区域であります、人口の状況や、交通機関等の状況から辺地度点数を算出し、100 点以上の地区が指定されているところでありまして、野沢、尾野本、群岡、新郷、新郷三河、奥川の六つの辺地地区が指定されているところでございます。

辺地に係る公共施設の総合計画の現計画書につきましては、平成 22 年から 26 年まで 5 年間の計画となっておりまして、23 年度事業の実施計画調整にあたり、新たな事業の計画登載が必要となりましたことから今次の変更となったところであります。それでは、辺地に係る公共施設の総合計画変更をご覧いただきたいと思います。

はじめに尾野本辺地に係る総合計画の変更ですが、3 ページをご覧いただきたいと思います。

変更は 2 件でありまして、一つ目は県営林道大山美坂高原線の事業費の変更であります。林道大山美坂高原線開設工事は現在本町の黒沢大滝集落と三島町の美坂高原を結ぶ、大滝工区の工事が県営事業として実施されております。町は 17.5%の事業費負担をすることになりますが、この辺地債を活用し手いるところでございます。大滝工区工事につきましては、平成 11 年から工事が開始されておりまして、平成 23 年度をもって全事業の完成となる予定であります。工事完成までの事業費を算出したところ、計画登載事業費に不足が生じたことから、事業費につきましては 3,241 万円を追加し、1 億 9,541 万円に、うち辺地債については 450 万円を追加し 3,420 万円に変更するものでございます。

次に消防施設小型動力ポンプですが、黒沢地区の小型動力ポンプ更新の計画が浮上しましたことから、1 台事業費 155 万円、辺地債 150 万円を新たに追加いたしました。

次に、群岡辺地に係る総合計画の変更ですが、6 ページをご覧いただきたいと思います。

消防施設小型動力ポンプにつきましては、事業計画の 2 台に変更はございませんが、事業費が不足することが判明したため 20 万円を追加し 310 万円とし、うち辺地債につきましても同額の変更をしたところでございます。

次に、新郷辺地に係る総合計画の変更ですが、9 ページをご覧いただきたいと思います。

本計画にあっても消防施設小型動力ポンプの変更です。本計画にあっては、当初、消防施設小型動力ポンプの計画は登載していなかったところでありますが、原・高目の消防施設小型動力ポンプ更新の計画が浮上しましたことから、2 台、事業費 310 万円、辺地債 310 万円を新たに追加するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第3条第5項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　整備計画を変更するときには、提案をして議決をしていくということですが、更正をする字の名称等を変更する場合には、どういう手続きとか、どういうときに認められるのかということをお尋ねいたします。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　ただいまの質問にお答えします。

区域の変更につきましても、同様に計画書を策定し、変更という形で調整するような、また議決をいただくような形で変更していくというようなことになります。

○議長　11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　何年か前に、辺地に係ることをまとめて、それぞれ新郷では一つということにしたわけですが、そういうようなときだけか、あるいは町が必要に応じて変更したいというときに字の名称の変更は即できるのかどうかということでもあります。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　お答えします。

県との協議は必要ですが、変更手続きの中で、こういった事業の変更と合わせて変更が可能だということでございます。

○議長　11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　ではお願いをしておきます。新郷の辺地であります。原が入って、集落として入っておりますが、原を構成している上ノ台関係が抜けております。それから平明が入っていませんで、呼賀が入っていますが、漆窪も入っています。泥浮は漆窪の自治区であります。笹川で昔でいえば、平明分なんでありまして。ですから入ってこないわけですが、今、自治区としては漆窪とまったく一体になって泥浮が漆窪の自治区ということになっていますので、折をみてこれらの字名を辺地の字名に登載していただくように、お願いをしておきます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第30号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 31 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第 31 号、過疎地域自立促進計画変更について説明をさせていただきます。

本計画は「過疎地域自立促進特別措置法」に基づきまして、過疎地域が自立促進に向けて実施する振興策等を盛り込み、各市町村毎に策定しているところであります。本計画策定のメリットはご承知のとおり、過疎対策事業債を活用し事業実施ができることにあります。この過疎債であります、国の定めた一定要件にあてはまる事業であれば、事業における各負担額の町負担額の全額の借入れが可能であり、借入金償還の際には、元金・利子を含めた 70%の額が、地方交付税で措置されるという大変に財政的に有利な起債であります。

現在の「過疎地域自立促進計画」は、昨年度新たに策定したもので、平成 22 年度から平成 27 年までの 6 年間を期間とする計画であります。平成 23 年度実施計画の調整にあたり、新たな事業の計画登載が必要となりましたことから、今次の変更となったところであります。それでは、計画内容につきまして説明させていただきます。西会津町過疎地域自立促進計画変更をご覧いただきたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、過疎地域自立促進計画（変更）の部分をご覧いただきたいと思います。

今次の変更であります、事業で 4 件の変更があります。なお、次ページには変更内容の対比表を掲載しておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

まず、区分 2 の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進です。事業名（1）市町村道であります、2 件の変更でございます。

1 点目ですが、森野樋ノ口線改良舗装であります、延長 200 メートルを 202 メートルに変更するものでございます。本路線は尾野本小並びに尾野本保育所から樋ノ口集落に通ずる路線でありまして、平成 21 年度から本年度にかけて、国の交付金と過疎債活用して整備を行ってきた路線であります、精査の結果 2 メートルの延長増となりましたことから、変更するものでございます。

次に、2 点目でございます、上山口長谷川線舗装延長 850 メートルを新たに追加するものでございます。本路線ですが、国道 400 号と町道野沢縄沢線を結ぶ路線でありまして、沿線には牛尾ライスセンターが昨年建設されております。現在砂利道であり通行に支障をきたしていることから、利便性の向上、円滑な通行確保のため舗装を実施したく、事業を追加するものでございます。

次に、4 の高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進であります、事業名、高齢者福祉施設、老人福祉センター、事業内容、高齢者施設スプリンクラー緊急整備事業（生活支援

支援ハウス)を追加するものでございます。本事業であります、生活支援ハウスにスプリンクラーを設置する事業でありまして、本施設につきましては、消防法改正法に伴うスプリンクラーの設置義務はありませんが、老健施設については設置が義務付けられましたことから、併せて設置事業が実施できるよう変更するものでございます。

次に、(2)の介護老人福祉施設であります、本施設につきましては、消防法改正法に伴うスプリンクラーの設置が義務付けられ、23年度までに事業実施すれば国の補助を受けられることになりましたことから、新たに事業追加をしたところであります。

以上で、説明を終わらせていただきますが、「過疎地域自立促進特別措置法」第6条第7項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第31号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第32号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第32号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合の規約の変更について、ご説明を申し上げます。

今次変更の主な内容であります、福島県市町村総合事務組合の議会議員の選出方法及び定数の見直しと、管理者及び副管理者にかかる選任・失職にかかる規定の変更、合わせて、同組合に加入しております福島地方広域行政事務組合が、平成23年3月31日をもって同組合から脱退するため、同規約の一部を変更するものであります。それでは議案書の記の部分をご覧いただきたいと思います。合わせて、条例改正案新旧対照表の18ページをご覧いただきたいと思います。

福島県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

第2条は、「組合を組織する地方公共団体」を規定するものであります、市町村及び一部事務組合のほかに、広域連合を新たに加えるものであります。

第5条は、「組合の議会の組織」を規定するものであります、議員定数を「20人」か

ら「16人」とし、それぞれの区分の定数の見直しと、合わせて、市議会議長と町村長の選出方法を変更するものであります。

第8条は、「議決方法の特例」を規定するものでありますが、第5条の選出方法の変更に伴う文言の整理であります。

第9条は、「管理者及び副管理者」にかかる規定であります。それぞれの選任方法を変更するとともに、失職規定を新たに加えるものであります。

別表第1及び別表第2の改正につきましては、「福島地方広域行政事務組合」が、本年3月31日をもって同組合から脱退することから、それぞれ削除するものであります。

次に、附則であります。施行期日でありまして、この規約は知事の許可のあった日から施行し、改正後の同組合同規約は、本年6月1日から適用するものであります。なお、別表の改正につきましては、本年4月1日から適用するものでございます。

以上で、説明を終了させていただきますが、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第32号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第16号、平成23年度西会津町一般会計予算から、日程第17、議案第28号、平成23年度西会津町本町財産区特別会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は議案の説明終了後、1議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力お願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長　（議案朗読）

○議長　議案第16号の説明を求めます。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第16号、平成23年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明を申し上げます。

平成 23 年度の当初予算編成にあたりましては、施行 4 年目を迎えます、町の憲法である「まちづくり基本条例」に基づき、町民・議会・行政の三者が、それぞれの役割を果たしながら、協力してまちづくりを進めていく「協働のまちづくり」を、より一層推進するとともに、昨年 4 月からスタートいたしました総合計画の基本理念であります「みんなの声が響くまち にしあいづ」に基づき、新年度は特に、「地域経済の活性化」「人材の育成・教育の振興」「健康づくりと安全・安心」の三つを重点目標として、町民の皆さんの視点に立った予算づくりが求められたところであります。

このような中、地方自治体、とりわけ市町村の財政運営を大きく左右する地方交付税につきましては、地方財政計画上、平成 22 年度に地方単独事業等の実施に必要な財源として創設されました「地域活性化・雇用等臨時特例費」9,850 億円に、子育て施策や住民生活に光をそそぐ事業費など 2,150 億円を上乗せした「地域活性化・雇用等対策費」1 兆 2,000 億円が新たに創設されたところであり、国全体では前年比 2.8% 増となったところであります。

しかしながら、地方交付税の振替措置であります臨時財政対策債が、前年比マイナス 19.0% で示されたところであり、加えて、本町においては、交付税の測定単位として多くの項目で用いられております「人口数」が、平成 22 年度国勢調査により 875 人減少したことから、大幅な減少が見込まれているところであります。

このため、地方財政計画の伸び率をそのままあてはめることはできず、普通地方交付税と臨時財政対策債を合わせた総額は、前年度をやや上回る額を確保するにとどまる見込みであります。

一方、歳出におきましては、三つの重点目標に基づき、「地域経済の活性化」では、「生活環境づくり支援事業」や「企業支援事業補助金」、「活力ある地域づくり支援事業補助金」などを計上、「人材の育成・教育の振興」では「統合・西会津小学校開校準備事業並びに新校舎建設の基本設計等業務委託事業」などを計上、「健康づくりと安全・安心」では、「集落支援員配置事業」、「高齢者施設スプリンクラー整備事業」など、新規事業や大規模事業を計上したことにより、大幅な伸びを示したところであります。

このようなことから、新年度予算におきましては、経常経費のより一層の節減に努めながら、各種補助事業や有利な起債の効果的な活用と、合わせて、財政調整基金から 2 億円を投入し、積極型予算として編成したところであります。

この結果、平成 23 年度の一般会計の総額は 56 億 2,200 万円で、前年度比 4 億 5,400 万円、率にして 8.8% の増となったところであります。

なお、今後の財政運営についてであります。本町の財政状況を申し上げますと、国の財政健全化法に基づく各種財政指数といたしまして五つの基準がありますが、直近の指数となります平成 21 年度決算におきましては、まず「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」の 3 項目につきましては、一般会計、特別会計とも黒字決算でありましたので、該当はございませんでした。また、全会計及び広域負担金等に含まれる公債費を対象とした「実質公債費比率」は、17.1% と前年度と比較いたしまして 0.5 ポイント改善したところであり、さらに、将来の財政圧迫度を示す「将来負担比率」につきましても 158.0% と、前年度比 28.1 ポイント改善し、いずれも適正値の範囲内で推移しているとこ

ろでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、平成 23 年度一般会計当初予算について、ご説明を申し上げます。予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

平成 23 年度西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 56 億 2,200 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分、当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

一時借入金。

第 3 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 4 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除くに係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、ご説明を申し上げます。事前に予算書と一緒に配りいたしました参考資料「平成 23 年度西会津町歳入歳出予算総括表」皆さんのお手元のほうにいつているかと思いますが、この歳入歳出予算総括表の資料をご覧くださいと思います。

主な内容につきましては、この資料で説明をさせていただきたいと思いますので、ご了承をいただきたいと思います。それでは、資料の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

まず 6 ページは歳入であります。

1 款町税 5 億 5,331 万 2 千円でございます。前年度に比較して 3,400 万ほどの減ということですが、景気の低迷によりまして、個人及び法人町民税の減、またたばこ税の減額などが主なものでございます。

2 款地方譲与税 9,400 万円の計上であります。前年度比 300 万円の増ということでございますが、地方揮発油譲与税の増と地方自動車重量譲与税の減などです。

3 款利子割交付金 170 万円。

4 款配当割交付金 20 万円

5 款株式等譲渡所得割交付金 15 万円。

6 款地方消費税交付金 6,300 万円。

7 款自動車取得税交付金 1,400 万円。これらにつきましては、前年度の交付見込み、あるいは国県の予算編成指針に基づいて積算したものでございます。

8 款地方特例交付金 1,480 万円でございます。児童手当及び子ども手当特例交付金等の

減によりまして 260 万ほどの減となります。

9 款地方交付税 27 億 364 万 6 千円の計上であります。昨年度に比較いたしまして 2 億 8,564 万 6 千円の増となっております。この増額につきましては、すべて普通地方交付税の増額でございます。先ほど申し上げたような内容でございますが、平成 20 年度の決定額との比較を申し上げますと、3.8%の減で計上したところでございます。(2)の特別地方交付税につきましては、1 億 9,000 万、前年同額で計上をさせていただきました。

10 款交通安全対策特別交付金 90 万円、前年度交付見込み額、予算編成指針等を参考に積算をしたものであります。

次に 7 ページでございますが、11 款分担金及び負担金 2,820 万 4 千円でございます。主なものといたしまして、電気通信格差是正事業に係る分担金 659 万 8 千円、保育所運営費負担金 1,327 万円などであります。

12 款使用料及び手数料 1 億 3,289 万 6 千円の計上であります。主なものといたしまして、ケーブルテレビ使用料 4,900 万円、インターネット使用料 2,225 万 8 千円、町営住宅使用料 3,084 万 5 千円などが主なものであります。

13 款国庫支出金 3 億 3,457 万 2 千円の計上であります。主なものといたしまして、子ども手当の交付金 9,714 万円。それから障害者居宅介護給付事業から障害者にかかります関係費それから障害者居宅介護給付事業から障害者にかかります関係費国庫支出金の合計額 4,394 万 3 千円。それから次のページにまいりまして、社会資本整備総合交付金 1 億 5,730 万円などが主なものであります。

14 款県支出金 4 億 6,575 万 2 千円の計上であります。主なものといたしまして、子ども手当の交付金 1,255 万 2 千円。国民健康保険保険基盤安定負担金で 2,727 万 7 千円。後期高齢者医療保険基盤安定負担金 2,756 万 2 千円。電源立地対策交付金で 3,163 万 5 千円。携帯電話等エリア整備事業補助金 3,885 万 9 千円。高齢者施設スプリンクラー緊急整備推進事業補助金 3,789 万 3 千円。緊急雇用創出事業ふるさと雇用再生特別交付金事業 3,940 万円。中山間地域等直接支払事業 5,109 万 2 千円。

次のページにまいりまして、林道整備事業で 2,772 万円。森林整備加速化林業再生基金事業で 4,176 万 6 千円などが主なものであります。

次に 15 款財産収入 781 万 9 千円の計上であります。主なものといたしまして、土地建物貸付収入 516 万 4 千円。土地売払収入で 140 万円などがございます。

16 款寄附金 30 万 1 千円の計上であります。主なものといたしまして、ふるさと応援寄附金 30 万円でございます。

17 款繰入金 2 億 1,560 万 4 千円の計上であります。住宅団地造成事業特別会計繰入金で 1,000 万。財政調整基金繰入金で 2 億円でございます。

18 款繰越金 6,000 万円、前年度からの繰越金で 6,000 万円を計上させていただきました。

次に 10 ページをご覧いただきたいと思います。

19 款諸収入 9,484 万 4 千円の計上でございます。主なものといたしまして、中小企業融資資金貸付金元金収入 2,500 万円。スプリンクラー設置工事福祉会負担金が 5,480 万 7 千円などが主なものであります。

20 款町債でございますが、8 億 3,630 万でございます。内容につきましては、のちほど

ご説明を申し上げたいと思います。

次に 11 ページをご覧くださいと思います。11 ページは歳出であります。

まず 1 款議会費 8,438 万円の計上でございます。議会の運営にかかる経費 8,038 万円。議長車の購入費で 400 万円などの計上でございます。

2 款総務費 12 億 5,993 万 1 千円の計上であります。主なものを申し上げますと、旧広域環境センター西会津分工場跡地の購入費といたしまして 210 万 2 千円。財政調整基金の積立金が 4,045 万円。携帯電話等鉄塔施設整備事業で 5,831 万円。統合小学校新築基本設計等の委託料で 1,890 万円。集落支援員委託料で 186 万円。温泉施設管理業務委託料で 3,314 万 1 千円。さゆり公園管理業務委託料で 4,239 万 9 千円。ケーブルテレビ高度化事業で 2 億 4,102 万 2 千円。生活バス運行事業で 5,490 万 8 千円などが主なものでございます。

次に町税費でございますが、主なものといたしまして、路線価評価業務委託料で 325 万円などでございます。

次に戸籍住民登録費であります。戸籍総合システムにかかる保守管理並びに使用料等でございます。

次に選挙費でございますが、県議会議員の選挙費で 620 万円、町議会議員の選挙費で 900 万円。次のページにまいりまして、農業委員会委員の選挙費で 430 万円などが主なものでございます。

次に 3 款民生費でございますが、10 億 8,546 万 2 千円の計上でございます。主なものといたしまして、国民健康保険特別会計に対する事業勘定繰出金、保険基盤安定負担金の分で 6,976 万 9 千円でございます。また、後継者対策事業といたしまして 165 万円。介護保険特別会計への繰出金で 1 億 5,211 万 4 千円。後期高齢者医療費療養給付費負担金で 9,866 万 3 千円。後期高齢者医療特別会計繰出金で 4,208 万 7 千円。介護老人保健施設等スプリンクラー設置工事で 1 億 560 万 3 千円の計上でございます。

次、13 ページをご覧くださいと思います。

児童福祉費でございますけれども、子育て医療費サポート事業助成費で 1,441 万 3 千円。保育所業務委託料で 1 億 6,052 万 8 千円。子ども手当で 1 億 2,224 万 4 千円などが主なものでございます。

次に 4 款衛生費でございますが、4 億 6,468 万 9 千円の計上でございます。水道事業会計繰出金で 9,228 万 3 千円。簡易水道等事業特別会計繰出金で 6,205 万 7 千円。インフルエンザワクチン予防接種委託料で 936 万円。子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業委託料で 673 万 7 千円。各種検診の委託料といたしまして 1,965 万 9 千円などが保健衛生費の主なものでございます。

次に清掃費の主なものでございますが、喜多方地方広域市町村圏へのごみ、し尿等の処理負担金といたしまして 6,008 万 5 千円。それからごみ収集委託料としまして 3,440 万円。戸別排水処理事業特別会計への繰出金で 2,041 万 6 千円などが主なものでございます。

次に 5 款労働費でございますが、3,959 万 2 千円の計上でございます。緊急雇用創出事業ふるさと雇用再生特別交付金事業で 3,940 万円などが主なものでございます。

次に 14 ページをご覧くださいと思います。

6 款農林水産業費 4 億 6,220 万円の計上であります。中山間地域等直接支払事業で 6,823 万 9 千円。園芸ハウス整備事業で 1,620 万 4 千円。農地利用集積円滑化事業補助金で 200 万円。新規就農者支援補助金で 168 万円。農林産物加工開発事業で 59 万 5 千円。農業集落排水処理事業特別会計繰出金として 6,686 万 2 千円。農地水環境保全向上対策地域協議会負担金で 1,504 万 6 千円などが主なものであります。

次に林業費でございますが、菌床栽培ハウス整備工事で 1,579 万 7 千円。森林整備推進事業委託料で 1,012 万 6 千円。間伐対策事業委託料で 4,012 万 8 千円。林道開設舗装事業で 4,192 万 7 千円。県営林道大山美坂高原線開設事業負担金で 1,925 万円などが主なものでございます。

次に 7 款商工費 6,922 万 8 千円の計上であります。主なものといたしまして、町内の企業支援補助金といたしまして 150 万円。中小企業振興資金融資制度貸付金で 2,500 万円。グリーンツーリズム推進協議会補助金で 155 万円。地域力創造アドバイザー事業で 151 万 6 千円などが主なものであります。

次に 15 ページをご覧くださいと思います。

8 款土木費 6 億 6,834 万 4 千円の計上でございます。主なものといたしまして、除雪経費で 1 億 1,205 万 4 千円でございます。小型除雪機械の購入費で 630 万円。町道新設改良事業で 3 億 941 万円。下水道施設事業特別会計繰出金で 1 億 566 万 6 千円。生活環境づくり支援事業補助金で 6,000 万円などが主なものでございます。

次に 9 款消防費でございますが、2 億 2,090 万 6 千円の計上であります。主なものといたしまして、喜多方地方広域市町村圏組合消防費の負担金といたしまして、1 億 5,347 万 8 千円であります。消防団員報酬が 1,508 万 9 千円。公務災害補償等負担金で 1,037 万 9 千円。小型動力ポンプ購入費で 463 万 1 千円。県総合情報通信ネットワーク更新事業負担金で 578 万 5 千円などが主なものであります。

次に 10 款教育費 4 億 4,332 万 4 千円の計上であります。主なものといたしまして、まず教育総務費でございますが、外国語指導助手招致事業で 922 万 5 千円。小中学校各種大会出場補助金で 290 万円。小学校統合事業で 3,556 万円。スクールバス購入費で 1,600 万円。小学校閉校記念事業補助金で 350 万円。スクールバスの運行経費で 4,810 万 4 千円などが主なものであります。

次に小学校費でございますが、複式学級緩和対策事業で 1,535 万 9 千円。中学校費では特別支援教育事業で 867 万 4 千円。教育用コンピュータ使用料で 1,145 万 3 千円。社会教育費では、創作和太鼓創造事業で 125 万 9 千円。放課後子どもプラン推進事業 149 万 2 千円。図書館費 283 万 6 千円。保健体育費では町体育協会の補助金といたしまして、2,560 万円。失礼いたしました。256 万円。奥川健康マラソン大会実行委員会補助金に 100 万円などが主なものであります。

11 款災害復旧費 3,256 万 1 千円の計上であります。農林水産施設災害復旧費で、農業施設で 1,265 万 2 千円。林業施設で 226 万円。公共土木施設災害復旧費、道路橋梁河川等でございますが、1,106 万 1 千円などが主なものであります。

次に 12 款公債費であります。7 億 8,638 万 3 千円の計上でございます。地方債償還元金で 6 億 8,884 万円。地方債償還利子で 1 億 499 万 9 千円でございます。なお、公債費

につきましては、前年度に比較いたしますと 1,679 万 8 千円の減というふうになっております。

以上、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 56 億 2,200 万円とするものであります。

それでは、予算書の 7 ページにお戻りいただきたいと思います。

予算書の 7 ページにつきましては、「第 2 表地方債」であります。

平成 23 年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため、地方自治法第 230 条第 1 項の規定によりまして、地方債を起こすものであります。

まず、「辺地対策事業費」であります。限度額 5,680 万円で、林道開設事業、除雪機械整備事業、消防施設整備事業、携帯電話等エリア整備事業、町道改良舗装事業に充当するものであります。次に、「過疎対策事業費」であります。限度額 5 億 2,360 万円とするものであります。町道改良舗装事業、消防施設整備事業、園芸ハウス整備事業、菌床栽培ハウス整備事業、地域情報基盤高度化事業、スクールバス整備事業、子育て支援事業、高齢者福祉施設整備事業に充当するものであります。次に、「一般単独事業費の地域活性化事業」であります。限度額 520 万円といたしまして、総合情報通信ネットワーク整備事業に充当するものであります。次に、同じく「一般単独事業費」でございますが、「防災対策事業」であります。限度額 100 万円といたしまして、自然災害防止事業に充当するものであります。次に、「災害復旧事業費」であります。限度額 770 万円といたしまして、農林業施設及び道路河川の補助災害復旧費に充当するものであります。次に、「臨時財政対策債」であります。普通地方交付税の振替措置として、限度額 2 億 4,200 万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、議案第 16 号、平成 23 年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 議案 17 号から議案第 19 号までの説明を求めます。

商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 議案第 17 号、平成 23 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲であります。町では定住促進と町の活性化を図る上で、当該分譲は重要な課題であると認識しております。このことから、依然として厳しい経済情勢が続いておりますが、県などの関係機関と連携を図りながら、さまざまな情報収集や情報発信を行っていくとともに、今後の景気の動向や企業の業績等を見極めながら、早期分譲に向け努力してまいりたいと考えております。それでは、予算書の 8 ページをご覧ください。

平成 23 年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,867 万 6 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 131 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款財産収入、1 項 1 目不動産売却収入 8,867 万 4 千円の計

上であります。これは、未分譲地の売払い収入であります。

2 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円の計上であります。

3 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円の計上であります。

132 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事務費、1 項 1 目事務費 24 万 1 千円の計上であります。これは、企業誘致活動に係る旅費及び需用費であります。

2 款予備費、1 項 1 目予備費 8,843 万 5 千円の計上であります。

以上で、議案第 17 号、平成 23 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 18 号、平成 23 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

商業団地につきましては、町経済の活性化はもとより地元商店街の活性化を図る上で重要な役割を担う施設であると認識しております。このことから、現在未分譲地となっている区画について、町経済活性化に寄与する活用方針等を決定し、それに基づいた整備を早急に進めるため、平成 22 年度に町及び商工会等の関係団体による「商業団地 A 区画活用方針検討委員会」を設置し、協議を重ねながらテナント方式による整備方針並びに道の駅「よりっせ」を核とした統一感のある商業団地を目指し、野沢の街中への誘客が図られる施設とする活用方針を決定したところであります。

今後は、テナントへの出店希望者を町内から募り、出店希望者と町や商工会、振興公社等の関係団体が委員会で決定した整備方針や活用方針を踏まえた施設の整備や出店者等による新たな会社の設立も含めた運営形態などについて協議を進め、施設の早期完成を目指してまいいる考えであります。

それでは、予算書の 11 ページをご覧ください。

平成 23 年度西会津町の商業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,682 万 5 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 135 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款使用料及び手数料、1 項 1 目商業団地使用料 4 千円の計上であります。これは、商業団地内の電柱及び支線の使用料であります。

2 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1,682 万円の計上であります。

3 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円の計上であります。

136 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事務費、1 項 1 目事務費 510 万 5 千円の計上であります。これは、先進地視察研修に係るバス運転手賃金や高速道路使用料等の経費及び施設の設計等に係る委託料などであります。

2 款予備費、1 項 1 目予備費 1,172 万円の計上であります。

以上で、議案第 18 号、平成 23 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算の説明を終

わります。

続きまして、議案第 19 号、平成 23 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。はじめに、事業の概要について申し上げます。

住宅団地につきましては、平成 22 年度に 1 区画を分譲しましたことから、分譲全 68 区画のうち 18 区画が未分譲となっております。

平成 23 年度におきましても、新聞・雑誌等への広告をはじめとして、将来、福島県への定住や二地域居住等を考えているかたが訪れる「福島ふるさと暮らし情報センター」への情報提供や首都圏で開催される物産展におけるチラシ配布など、分譲の促進を図ってまいる考えであります。

また、現在の厳しい経済情勢において、住宅団地の 100 坪を超える土地を購入することは、なかなか困難であると考えられることから、一部の区画の分割を実施する考えであります。また、大半が未分譲となっている北側の区画についても土地の形状等の変更により、分譲促進が図られるのであれば、合わせて検討してまいる考えであります。

それでは、予算書の 14 ページをご覧ください。

平成 23 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,480 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 139 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款使用料及び手数料、1 項 1 目住宅団地使用料 1 万 8 千円の計上であります。これは、分譲地以外の土地の電柱及び支線の使用料であります。

2 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入 1 万 1 千円の計上であります。これは、分譲地の電柱及び支線の土地貸付収入であります。2 項 1 目不動産売払収入 1,461 万円の計上であります。これは、2 区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円の計上であります。

140 ページをご覧ください。

4 款諸収入、1 項 1 目雑入 15 万 9 千円の計上であります。これは、団地内の街路灯電気代の受益者負担分であります。2 項 1 目町預金利子 1 千円の計上であります。

141 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事務費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費 1,480 万円の計上であります。これは、分譲促進謝礼 2 区画分 100 万円、旅費、需用費、広告料、及び一般会計への繰出金 1,000 万円などありますが、区画分割に係る測量調査委託料等の費用も計上しております。

以上で、議案第 19 号、平成 23 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第 20 号から議案第 22 号までの説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 20 号、平成 23 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算について申し上げます。

予算書説明の前に、事業概要の説明をさせていただきます。

まず、現在実施中の「野沢処理区事業」の状況につきましてご説明させていただきます。本事業につきましては、平成5年度より事業を開始し19年目の事業年度となっております。野沢処理区事業の22年度の事業につきましては、補助対象事業費を1億円で事業を推進してまいる考えであります。本年度予定しております主な事業は、堀越地区の管渠設置工事、堀越地区内のマンホールポンプ設置工事、牧集落内の管渠実施設計業務、などあります。23年度事業の実施によりまして、事業費累計額は40億1,400万円となり、認可区域の全体事業費47億9,600万円に対しての進捗率は事業費ベースで83.7%となる見通しです。

次に、公共下水道事業の接続状況であります。22年新たに16件の接続がありました。現在の下水道使用件数は505件となりました。なお、現在の下水道接続率ですが、一般住家に公共施設・事務所などの無人施設を含めた整備戸数が992戸に対して、接続いただいたのが、505戸であることから、接続率は50.9%となっています。しかしながらこれを人口比率に換算いたしますと、整備済人口2,029人に対し加入済人口は1,229人となり、加入率は60.6%となっております。いずれにいたしましても、まだまだの満足のいく数値には至っておりません。23年度も引き続き加入の促進を図ってまいりたいと考えております。

なお、公共下水道・農業集落排水事業・個別排水処理事業に個人設置の合併浄化槽を含めた、汚水処理普及率、全人口のうち何らかの汚水処理施設が使用可能となった人口の占める率合であります。21年度末時点では67.3%であり県内59市町村中35位であります。これは、21年度において野尻地区の全事業が完成となったことなど、20年度と比較いたしまして普及率で12.7%県内順位で12位上昇いたしました。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。17ページをご覧ください。

平成23年度西会津町の下水道施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,369万7千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。事項別明細書の144ページをご覧ください。まず歳入です。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料2,769万円の計上です。前年度実績によりに比較し1.0%の減で計上いたしました。2項1目下水道登録手数料12万5千円の計上です。設計審査及び指定業者標示板交付手数料の総額です。

2 款国庫支出金 1 項 1 目未普及解消下水道補助金 5,000 万円の計上です。事業費 1 億円の 50%が国から補助されます。

3 款県支出金、1 項 1 目下水道事業費県補助金 250 万円の計上です。事業費の 2.5%が県から補助されます。

145 ページをご覧ください。

4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 1 万 2 千円の計上です。これは、排水設備工事貸付基金の利子です。1 項 2 目財産貸付収入 2 千円の計上です。これは電柱用地貸付金です。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 566 万 6 千円の計上です。歳出から歳入を差し引いた不足額につきましては、一般会計から繰り入れしていただいております。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。前年度繰越金を 50 万円と見込みました。

7 款諸収入、1 項 1 目町貯金利子 1 千円の計上です。

146 ページをご覧ください。

2 項 1 目弁償金これも 1 千円の計上でございます。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 4,720 万円の計上です。これは 23 年度工事にかかる下水道事業債です。

147 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 3,280 万 2 千円の計上です。これは、野沢処理区・大久保処理区の各処理施設の維持管理や本事業の事務処理にかかる経費でありまして、前年に比較し 177 万 4 千円の増額計上となりました。職員 1 名の人件費のほか、11 節では光熱水費 580 万 4 千円、修繕料 282 万 6 千円、12 節では汚泥処理手数料 276 万 5 千円、13 節では浄化センター管理委託料 861 万円が主なものです。

149 ページをご覧ください。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費 1 億 1,350 万 1 千円の計上です。これは、野沢処理区の施設整備にかかる経費ですが、事務費が補助の対象外となりましたが、工事費等の増により前年に比較し 321 万円の増額計上となりました。本款にも職員 1 名にかかる人件費を計上したほか、管渠拡大工事に向けての測量設計委託料 1,300 万円、管渠等の工事のための工事請負費 9,000 万円が主なものです。

150 ページをご覧ください。

3 款公債費、1 項 1 目元金 5,944 万 1 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金でありまして、前年に比較し、472 万 4 千円減額の計上となりました。1 項 2 目利子 2,785 万 3 千円の計上です。同じく地方債償還にかかる利子でありまして、前年比 31 万 5 千円減の計上でございます。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

予算書 20 ページに戻らせていただきます。

「第 2 表債務負担行為」であります。事項は、排水設備資金に対する損失補償です。期間は平成 23 年度から 28 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水

設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利息相当額となります。これは排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

「第3表地方債」です。起債の目的は下水道事業費です。限度額は4,720万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第21号、平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書説明の前に、事業の概要を説明させていただきます。

まず、農業集落排水施設の管理運営状況につきまして、主な点を説明させていただきます。農業集落排水事業の処理施設につきましては、小島・森野・宝坂・白坂・笹川・野尻の6処理施設を管理運営しております。現在の使用者件数は、12月時点で675件となり、野尻地区が全面供用が可能となったことから、昨年度の同時期に比べて79件の増加となりました。加入率向上をはかるため、本年度も野尻地区を中心に積極的な加入促進活動を展開していきたいと思っております。

それでは予算書の説明に入らせていただきます。予算書21ページをご覧ください。

平成23年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,654万8千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の161ページをご覧ください。まず歳入です。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料2,932万3千円の計上です。前年度実績により7.1%の減で計上いたしました。2項1目下水道登録手数料6万円の計上です。これは、設計審査手数料です。

2款財産収入、1項1目財産貸付収入1千円の計上です。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金6,686万2千円の計上です。歳出額から歳入額を差し引いた不足財源は、一般会計から繰り入れしていただいております。

162ページをご覧ください。

4款繰越金、1項1目繰越金30万円の計上です。前年度繰越金を30万円と見込みました。

5款諸収入、1項1目町貯金利子、1千円の計上です。2項1目弁償金1千円の計上です。

163ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2,739 万 7 千円の計上です。これは、本会計の管理運営にかかる経費であります。職員 1 名の人件費のほか、11 節需用費では光熱水費 693 万 6 千円、修繕料 138 万円、12 節役務費では汚泥処理手数料 393 万 4 千円、13 節委託料では、処理施設管理委託料 736 万円、19 節負担金補助及び交付金では、宅地配管工事利子補給補助金 66 万円が主なものでございます。

165 ページをご覧ください。

2 款公債費、1 項 1 目元金 4,015 万 3 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金でありまして、前年度に比較し 331 万 7 千円増の計上です。1 項 2 目利子 2,889 万 8 千円の計上です。同じく過年度事業の地方債償還にかかる利子でありまして、こちらは前年度より 52 万 8 千円の減額計上となっています。

3 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

予算書 24 ページに戻らせていただきます。

「第 2 表債務負担行為」であります。事項は、排水設備資金に対する損失補償です。期間は平成 23 年度から 28 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利息相当額となります。排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

以上で平成 23 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第 22 号、平成 23 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書説明の前に事業概要を説明させていただきます。

個別排水処理事業につきましては、事業開始から 8 年度目となります。これまで 7 年間で 214 基の施設整備を行い、ご利用いただいているところであります。本事業につきましては、これまで地区単位で整備を基本に事業を行ってきたところでありますが、それらにつきましては今後も継続してまいります、フリー枠での整備も合わせて実施していきたいと考えております。

このフリー枠整備と申しますのは、住宅の新築や地区単位での整備を待てないというような人を救うための措置でありまして、希望があれば要望に応じて浄化槽を設置するものであります。なお、23 年度の整備計画であります 35 基の整備を行う予定であります。これによりまして、設置基数の累計は 249 基となります。全体計画は 800 基としておりますので、事業進捗率は 31.1%となる見込みであります。

それでは予算書の説明に入ります。25 ページをご覧ください。

平成 23 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,600 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の176ページをご覧ください。まず歳入です。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料878万5千円の計上です。使用戸数の増加により前年度に比較し26万1千円増で計上いたしました。2項1目下水道登録手数料5万2千円の計上です。これは、設計審査手数料です。

2款国庫支出金、1項1目循環型社会形成推進交付金986万1千円の計上です。浄化槽35基整備にかかる交付金で、整備事業費の3分の1から前年度前倒しで交付された346万9千円を差し引いた額が国から交付されます。

3款県支出金、1項1目個別排水処理事業費県補助金289万8千円の計上です。整備事業費の7.5%が県から補助されます。

177ページをご覧ください。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金2,041万6千円の計上です。不足財源を一般会計から繰り入れしていただきます。設置基数の増等から、前年度比384万3千円増の計上となりました。

5款繰越金、1項1目繰越金50万円の計上です。前年度繰越金を50万円と見込みました。

6款諸収入、1項1目町貯金利子1千円の計上です。2項1目弁償金1千円の計上です。2項2目消費税還付金28万6千円の計上です。22年度にかかる消費税還付金であります。

178ページをご覧ください。

7款町債、1項1目下水道事業債2,320万円の計上です。これは22年度工事にかかる下水道事業債です。

179ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費2,029万5千円の計上です。これは、処理施設の管理運営にかかる経費であります。管理する処理施設が増加したことにより、前年に比較し213万3千円増の予算編成となりました。職員人件費のほか、11節需用費では光熱水費130万5千円、12節役務費では浄化槽法定検査手数料178万9千円、保守点検・清掃手数料382万円、汚泥処理手数料422万4千円、19節負担金補助及び交付金では宅内配管工事費利子補給補助金63万円が大きな金額の計上となっています。

180ページをご覧ください。

2款施設整備費、1項1目個別排水処理施設費4,239万2千円です。これは、処理施設設置事業にかかる経費です。23年度は35基の施設整備を計画いたしました。補助事業実施に係る必要経費と工事請負費4,099万円が主なものです。

3款公債費、1項1目元金123万8千円、前年度比38万7千円増、これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金です。1項2目利子197万5千円、前年度比9万6千円増の計上です。

181ページをご覧ください。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるように計上するものです。

予算書 28 ページに戻させていただきます。

「第 2 表債務負担行為」であります。事項は、排水設備資金に対する損失補償です。期間は平成 23 年度から 28 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利息相当額となります。これも排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

「第 3 表地方債」です。起債の目的は下水道事業費です。限度額は、2,320 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で平成 23 年度個別排水処理事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議にします。(14 時 39 分)

○議長 再開します。(15 時 00 分)

議案第 23 号から議案第 25 号までの説明を求めます。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 議案第 23 号、平成 23 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明をいたします。

はじめに概要であります。高齢者医療制度を取り巻く情勢は、平成 20 年度の制度発足から、平成 22 年度で 3 カ年が経過するところでありますが、高齢化社会の進展により被保険者数の増加に伴い医療費も前年度を上回る伸びとなっており、福島県、そして本町におきましても、同様な傾向にあります。

このような中、国では新しい高齢者医療制度施行に向け「高齢者医療制度改革会議」により最終案を取りまとめたところであります。その内容は、現行の制度を廃止し高齢者も現役世代と同じ制度に加入し地域保険は一本化し、第一段階として、まず平成 26 年 3 月から 75 歳以上の運営主体を都道府県とし、さらに 30 年から全年齢での都道府県単位を目標とする方針を掲げたところであります。

このような状況の中、本町の本会計の予算編成にあたっては、平成 23 年度は、保険料・率ともに、平成 22 年度と同額であり、低所得者のかたや社会保険の被扶養者だったかたへの保険料軽減措置は変更なく継続されます。なお、本町における被保険者数は 2,204 人を見込んでおります。

それでは、予算書の 29 ページをご覧くださいと思います。

平成 23 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 552 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

事項別明細書の 192 ページをご覧くださいと思います。はじめに歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 4,666 万 8 千円であります。これ

は、広域連合から示された本町の被保険者にかかる保険料のうち年金からの特別徴収分です。2目普通徴収保険料 1,190 万 2 千円です。これは、納入通知書や口座振替による保険料収入であります。前年比 1,089 万 4 千円と大幅な減額であります。昨日の補正予算の際も説明しましたが、平成 22 年度は保険料改正の年であり、均等割額や軽減額が定まらない中での予算編成だったことから、多く見積もった結果によりまして、今次 23 年度は現状に戻りましたことから、大幅な減額になったところであります。

2 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金 408 万 5 千円。これは、電算処理システム改修や保守管理等経費及び保険料にかかる事務費などに対する一般会計からの繰入であります。2 目保険基盤安定繰入金 3,675 万円。保険料の軽減措置分 9 割・7 割・5 割・2 割軽減にかかる繰り入れであります。3 目健康診査事業繰入金 125 万 2 千円。これは健康診査にかかる委託料及び事務費の繰入金であります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円の存目であります。

4 款諸収入、1 項 1 目延滞金、2 目過料ともに 1 千円の存目であります。2 項 1 目預金利子 1 千円の存目であります。3 項 1 目健康診査受託事業収入 485 万 8 千円であります。これは、健康診査を広域連合から委託を受け町が実施するため、広域連合からの受託事業収入であります。4 項 1 目雑入 1 千円の存目であります。

次に、194 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 352 万 1 千円であります。これは、電算処理システム改修や保守管理委託料などにかかる事務費であります。2 項 1 目徴収費 42 万 2 千円。保険料の徴収にかかる経費であります。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 467 万 1 千円。被保険者の健康診査にかかる委託料であります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 9,646 万円です。この内訳であります。徴収した保険料納付金 5,857 万円、保険料軽減分としての保険基盤安定負担金 3,675 万円、その他健診事務費等負担金分などです。

4 諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 50 万円です。過年度収納分にかかる還付金です。

以上で説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 24 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、町国民健康保険事業の基本方針を申し上げます。

最近の医療保険を取り巻く情勢は、急激な少子高齢化、医療費の増高など依然として厳しい状況にあります。とりわけ国民健康保険は医療保険制度の中核として地域医療と住民の健康を支えるという重要な役割を担っておりますが、低所得者を多く抱えるなど構造的な問題があることに加え、昨今の経済情勢などにより、全国的にも保険税収納率の低下など一層運営の厳しさを増してきている現状がございます。

このような中、国では国保の財政基盤を踏まえた支援や事務運営の広域化、後期高齢者医療制度と合わせた制度改革などが検討されておりますが、将来に向けた安定した制度の再構築はいまだ不透明な状況にあります。

このような中、本町における近年の医療費の動向についてでございますが、被保険者数は減少傾向にあります。医療費は同程度の水準であることから、1人当たりの医療費は若干高くなっている状況でございます。

これらを踏まえ、「平成23年度西会津町国民健康保険事業計画」を策定し、各種施策を実施してまいります。事業勘定においては、とくに働き盛りの若い世代の健康意識の向上を図るため、特定健診や特定保健指導の受診勧奨を積極的に進めるとともに、レセプトデータなどを活用した保健師による訪問保健指導を積極的に推進してまいります。

また、平成23年8月の被保険者証更新から、従来の「世帯式」保険証から「個人カード式」に変更して、医療機関受診における利便性の向上に努めてまいります。

次に、診療施設勘定におきましては、診療所は本町唯一の医療機関として、医療の安定供給と疾病予防の一体的な運営を図るため、新たな医師の確保に努めるとともに、10月を目途に医薬分業を図ってまいります。

このようなことを踏まえ、平成23年度の予算編成を行ったところであります。

はじめに、事業勘定についてであります。被保険者数は、一般と退被保険者合計で2,592名となっており、平成22年度と比較し、全体では45人の減となります。ただ、減少数は一般の被保険者数が多い傾向にございます。療養費につきましては、平成22年4月診療分から平成22年10月診療分までの動向を勘案し積算をいたしました。

この療養給付費等をもとに、歳入では、国・県・支払基金交付金をそれぞれの負担割合いわゆるルール分に応じて計上したほか、「第4期国保財政計画」に基づき、平成23年度も引き続き減税措置を実施するよう保険給付費支払準備基金から2,000万円を繰り入れ調製したところであります。

次に、診療施設勘定についてであります。歳入では、整形外科医診療終了に伴う診療報酬と、10月実施予定の医薬分業に伴う下半期の薬価報酬を削減し計上したところであります。

また、歳出につきましては、整形外科診療終了に伴う医師の委託料及び医薬分業に伴う医薬品の購入費を削減しております。

また、新規事業といたしまして10分の10の県補助金を活用し、会津若松市の竹田総合病院と診療所を結ぶ地域医療連携ネットワークシステム導入事業を計上いたしました。

それでは、予算書の32ページをご覧くださいと思います。

平成23年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億532万1千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,237万7千円と定める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書 198 ページをご覧くださいと思います。まず事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 2 億 563 万 8 千円。これにつきましては、医療費の実績をもとに算出したところでございます。なお、平成 23 年度の国保税額につきましては、平成 22 年度の決算状況や医療費の動向を見ながら平成 23 年度の本算定により決定することになります。2 目退職被保険者等国民健康保険税 1,414 万 8 千円であります。

199 ページをご覧くださいと思います。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目総務手数料、2 目督促手数料 1 千円の存目です。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 1 億 7,531 万 8 千円。療養給付費等にかかる国の 34%の定率負担金であります。2 目高額医療費共同事業負担金 691 万 5 千円。1 件 80 万円以上のレセプトにかかる国の負担分です。3 目特定健康診査等負担金 197 万 9 千円ですが、これも特定健康診査等にかかる国の負担分であります。2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金 7,071 万 4 千円。このうち特別調整交付金につきましては、奥川、新郷出張診療所の運営及び医師確保支援分でございます。2 目出産育児一時金 6 万円。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 3,027 万 3 千円。これは退職者医療分にかかる分でございます。

5 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金 2 億 3,407 万 2 千円。これは、各医療保険者の前期高齢者いわゆる 65 歳から 74 歳までの加入割合に応じて交付されるものでございます。本町は率が高いことから、平均よりも多く交付されております。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療共同事業負担金 691 万 5 千円。2 目特定健康診査等負担金 197 万 9 千円ですが、これは国庫負担金と同様に県の負担金であります。

201 ページをご覧くださいと思います。

2 項県補助金、1 目県財政調整交付金 3,536 万 3 千円。医療費分や各種事業の県負担分です。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 1,574 万 7 千円。2 目保険財政共同安定化事業交付金 1 億 1,248 万 7 千円ですが、これはレセプト 1 件につき 30 万円から 80 万円までの医療費に対する交付金であり、国保連合会からのものであります。

8 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 18 万 7 千円。国民健康保険給付費支払準備基金利子と高額療養費支払資金貸付基金利子であります。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 7,351 万 5 千円。そのうち 1 の一般会計繰入金 3,239 万 1 千円については、人件費等のほか国保が行う特定健診等の費用のうち、被保険者の自己負担分 606 万 2 千円及び子育て医療費サポート事業国保加入者の医療費 374 万 6

千円も全額一般会計から繰り入れております。また、保険基盤安定繰入金は保険税軽減分などであります。2項基金繰入金、1目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 2,000 万円、これは先ほども申し上げましたが、国保税の減税財源として充当するために、支払準備基金より繰り入れするものであります。

10 款繰越金、1 項 1 目療養給費等交付金繰越金及び 2 目その他繰越金は 1 千円の存目でございます。

203 ページをご覧くださいと思います。

11 款諸収入、1 項 1 目一般被保険者延滞金及び 2 目の退職被保険者等延滞金についても 1 千円の存目であります。2 項 1 目町預金利子についても 1 千円の存目であります。3 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金から 4 目退職被保険者等返納金までについても 1 千円の存目であります。

次に、204 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2,466 万 2 千円ありますが、職員の人件費及び事務費等であります。

次、205 ページをご覧くださいと思います。

2 目連合会負担金 115 万 8 千円。2 項徴税費、1 目賦課徴収費 278 万 8 千円。徴収にかかる経費であります。2 目滞納処分費 2 千円。3 項 1 目運営協議会費 50 万 5 千円ありますが、国保運営協議会委員の報酬や旅費等であります。4 項 1 目趣旨普及費 11 万 8 千円。

次に 207 ページをご覧くださいと思います。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 5 億 5,200 万円ありますが、平成 22 年度の医療費を勘案し月額 4,600 万円を見込み計上いたしました。昨平成 22 年度は、4,700 万円で行ったので、月 100 万円を減額しております。2 目退職被保険者等療養給付費 3,600 万円。3 目一般被保険者療養費 114 万円。4 目退職被保険者等療養費 12 万円。5 目審査支払手数料 183 万 2 千円。2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 7,080 万円。これも医療費を勘案し月額 5,900 万円を見込みました。2 目退職被保険者等高額療養費 576 万円あります。これら高額療養費にかかる分につきましては、一般、退職とも前年比より多く見積もったところあります。3 目一般被保険者高額介護合算療養費 20 万円。4 目退職被保険者等高額介護合算療養費 10 万円。3 項移送費、1 目一般被保険者移送費 10 万円。2 目退職被保険者等移送費 10 万円でございます。

次に 209 ページをご覧くださいと思います。

4 項 1 目出産育児一時金 252 万 2 千円あります。6 件分を見込みました。5 項 1 目葬祭費 100 万円。20 件分を見込みました。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金 1 億 413 万 7 千円。2 目後期高齢者関係事務費拠出金 1 万 5 千円です。

4 款前期高齢者納付金等、1 項 1 目前期高齢者納付金 17 万 1 千円。2 目前期高齢者関係事務費拠出金 1 万 4 千円あります。

5 款老人保健拠出金、1 項 1 目老人保健拠出金 5 万円。少ないですが平成 20 年度 4 月から老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行しました。しかし過年度分の過誤調整の精

算が見込まれることから今回5万円を計上したところであります。2目老人保健事務費拠出金1万5千円。

6款介護納付金、1項1目介護納付金5,447万2千円ではありますが、これは介護保険2号被保険者40歳から64歳のかたがたの負担分であります。

211 ページをご覧くださいと思います。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療拠出金2,766万1千円。80万円以上の医療費にかかる分です。2目保険財政共同安定化事業拠出金9,989万円。これは30万円から80万円にかかる医療費の分です。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費1,002万円ではありますが、これにつきましては、町が保険者であります町国保が行うべき特定健康診査等にかかる費用であります。

212 ページであります。2項保健事業費、1目保健衛生普及費2万7千円。2目疾病予防費250万3千円。これらは医療費を抑制するための保健事業費でございます。

213 ページをご覧くださいと思います。

9款基金積立金、1項1目国保基金積立金18万7千円。支払準備基金への積立であります。なお、これを含め基金残高は1億6,675万9千円となる見込みであります。

10款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金117万円。2目退職被保険者等保険税還付金10万円。3款償還金1千円でございます。

214 ページであります。2項繰出金、1目診療施設勘定繰出金368万1千円であります。先ほど申し上げましたように奥川・新郷診療所にかかる運営費と医師等の確保支援事業の国からの調整交付金を診療施設勘定に繰り出すものであります。

11款予備費、1項1目予備費30万円。

以上が、事業勘定でございます。

次に、223 ページをご覧くださいと思います。

診療施設勘定であります。まず歳入であります。

1款診療収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入5,075万1千円。2目社会保険診療報酬収入2,429万1千円。3目老人保健診療報酬収入1千円の存目。4目後期高齢者医療診療収入1億4,582万1千円。5目一部負担金収入4,001万1千円。6目その他の診療報酬収入469万1千円であります。これら外来収入合計で前年比1億1,355万3千円の減額であります。先ほど申し上げましたように、10月からの医薬分業と整形外科終了によるものであります。2項その他の診療収入、1目諸検査等収入2,684万9千円であります。各種検診等の診療収入であります。

224 ページをご覧くださいと思います。

2款使用料及び手数料、1項1目文書料174万円、診断書料等の収入でございます。

3款県支出金、1項1目地域医療連携ネットワークシステム導入事業補助金4,882万5千円であります。これは竹田病院と診療所をネットワーク化するものであります。

4款財産収入、1項1目物品売払収入1千円であります。2項1目財産貸付収入104万2千円あります。これにつきましては、医薬分業に伴います調剤薬局への土地・建物、そして調剤にかかる医療用機器の貸付収入を予定しております。

225 ページをご覧くださいと思います。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1,950 万円ですが、これは、これまで医療機器等を購入した際の過疎対策事業債の元利償還及び職員の育児休業にかかる代替職員等の賃金であります。2 項 1 目事業勘定繰入金 368 万 1 千円。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円の存目であります。

7 款諸収入、1 項 1 目特別養護老人ホーム診療業務受託収入 449 万円であります。2 項雑入、1 目雑入、医師住宅の電気料や電話料などであります。

8 款町債、1 項 1 目過疎対策事業債 2,000 万円であります。地域医療運営のための起債であります。

次に、227 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1 億 8,199 万 1 千円、これにつきましては、職員の人件費、あるいは医師委託料、看護師の委託料、そのほか診療所施設にかかる光熱水費などあります。

次に、とびまして 229 ページをご覧くださいと思います。

2 目連合会負担金 18 万 8 千円。2 項 1 目研究研修費 106 万 5 千円、医師の研修にかかる旅費、あるいは各医師会への負担金などあります。

次に、230 ページをご覧くださいと思います。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費 5,975 万 4 千円。一番大きいものが、先ほどから申し上げておりますように地域医療連携ネットワークシステム導入事業、診療所と竹田病院であります。将来は県立病院も結びたいというようなことでございます。2 目医療用消耗機材費 1,759 万 7 千円。医療用消耗品や各種検査等の委託料であります。

次に、231 ページをご覧くださいと思います。

3 目医薬品衛生材料費 1 億 1,464 万円、医薬品の購入費であります。10 月からの医薬分業のため大きく減額しています。

3 款諸支出金、1 項 1 目老人保健診療報酬返還金 5 千円。

4 款公債費、1 項 1 目元金 1,479 万 8 千円。2 目利子 233 万 7 千円。

5 款予備費、1 項 1 目予備費 2 千円であります。

次に、薄い予算書に戻っていただきたいと思います。39 ページをご覧ください。

地方債であります。

「第 2 表地方債」これは先ほど申し上げましたように、地域医療運営に伴う地方債であります。起債の目的は過疎対策事業債、限度額は 2,000 万円、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 25 号、平成 23 年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

はじめに概要でありますが、平成 23 年度は、第 4 期介護保険事業計画の最終年度となります。これまでの、平成 21 年度及び平成 22 年度の 2 年間の介護保険サービス給付費は、事業計画と比較いたしますと 96 から 97%と計画した数値を下回っております。これは、要介護認定率が介護予防事業等の充実によりまして、全国や県より本町は下回ってお

ります。また、見込んでいた施設入所が伸びないことが原因ということでございます。

しかし、今後は 75 歳以上の後期高齢者が増加していますので、要介護認定者数の増加と、介護度の重度化が進む傾向が見られることから、介護保険給付費は増加するものと見込まれます。

また、現在、各種の相談件数も非常に増加していますことから、地域包括支援センターの強化を図るため、平成 23 年度は職員体制を現在の 3 名から 1 名増員し、4 名とすることといたします。

平成 23 年度の予算の編成にあたりましては、以上の状況に基づいて、またこの 2 年間の実績、見込みにより調整し、計上したところでございます。

それでは予算書の 40 ページをご覧くださいと思います。

平成 23 年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 4,222 万 9 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

事項別明細書の 242 ページをご覧くださいと思います。歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 1 億 2,455 万 6 千円。これは 65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料であります。

2 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 1 億 4,920 万 2 千円。介護給付費にかかる国の負担分であります。2 項 1 目調整交付金 9,408 万 5 千円、介護給付費の財政調整交付金であります。一般的には 5 % であります。本町は高齢者が多いということで 10.7% を見込みました。2 目地域支援事業交付金介護予防事業 267 万円。3 目地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業 612 万 8 千円。

243 ページをご覧くださいと思います。

3 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 2 億 6,329 万 7 千円、介護給付費にかかる社会保険診療報酬支払基金からの分でございます。2 目地域支援事業支援交付金 320 万 4 千円、介護予防事業にかかる分であります。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 1 億 3,603 万 6 千円、介護給付費にかかる県の負担分であります。2 項 1 目地域支援事業交付金介護予防事業 133 万 5 千円。2 目 地域支援事業交付金包括的支援事業・任意事業 306 万 4 千円であります。

5 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 2 万 8 千円。介護給付費準備基金の預金利子であります。

6 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 1 億 970 万 7 千円、これは介護給付費の町の負担分であります。2 目地域支援事業繰入金介護予防事業 133 万 5 千円。3 目地域支援事業繰入金包括的支援事業・任意事業 306 万 4 千円、これも町の負担分であります。4 目その他一般会計繰入金 3,800 万 8 千円は、職員の給与及び事務費等にかかる繰入金であります。

次に、245 ページをご覧くださいと思います。

2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 630 万 6 千円、これにつきましては、第 3 期介護保険事業計画期間いわゆる平成 18 年度から平成 20 年度中に積み立てた介護給付費準備基金を 2,000 万円取り崩すことにしております。それをこの第 4 期の間に、保険料の軽減のために充てるもので、今年が最後になります。2 目介護保険臨時特例基金繰入金 20 万 2 千円、介護報酬の改定に伴う第 4 期介護保険料の上昇分に対する国の助成で、今年 3 年目は事業の周知にかかる事務経費分であります。

7 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 千円。

8 款諸収入、1 項 1 目町預金利子 1 千円。

次に、246 ページであります。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2,538 万 2 千円、職員の人件費と事務費等であります。

次に、247 ページをご覧くださいと思います。

2 項 1 目賦課徴収費 30 万 3 千円。3 項 1 目介護認定審査会費 407 万 1 千円、介護認定審査会にかかる広域の負担金であります。2 目認定調査等費 704 万 6 千円、認定調査にかかる経費であります。4 項 1 目趣旨普及費 1 万 3 千円、制度の周知啓発にかかる経費であります。5 項 1 目計画策定委員会費 15 万 7 千円、新年度は、平成 23 年度は 24 から 26 年までの第 5 期介護保険事業計画策定の年でありますので、それにかかる経費であります。

249 ページをご覧くださいと思います。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費 2 億 3,196 万 1 千円、居宅介護にかかる分です。2 目地域密着型介護サービス給付費 3,253 万 6 千円。3 目施設介護サービス給付費 4 億 8,457 万 9 千円。4 目居宅介護福祉用具購入費 51 万 4 千円。5 目居宅介護住宅改修費 82 万 3 千円。6 目居宅介護サービス計画給付費 3,117 万 8 千円であります。これらは、要介護 1 から 5 までの介護認定者等にかかる介護サービス給付費であります。居宅から施設などであります。

次に、2 項 1 目介護予防サービス給付費 2,605 万 6 千円。2 目地域密着型介護予防サービス給付費 130 万円。3 目介護予防福祉用具購入費 28 万 9 千円。4 目介護予防住宅改修費 103 万 2 千円。5 目介護予防サービス計画給付費 333 万 9 千円であります。これらは、介護認定のうち軽いほうの要支援 1・2 の介護認定者にかかる介護予防サービスの給付費であります。3 項 1 目審査支払手数料 99 万 7 千円。

次に、251 ページをご覧くださいと思います。

4 項 1 目高額介護サービス費 1,997 万 9 千円。2 目高額介護予防サービス費 5 万円。これらは、1 割の自己負担分を、所得に応じて軽減する費用でございます。5 項 1 目高額医療合算介護サービス費 97 万 4 千円。2 目高額医療合算介護予防サービス費 5 万円。これは自己負担額が医療と合算して著しく高額となる場合には、所得に応じて軽減をするものであります。医療と介護の合算分でございます。6 項 1 目特定入所者介護サービス費 4,190

万2千円。2目特定入所者介護予防サービス費 10 万円。これは、低所得利用者、施設に入っております利用者と、低所得利用者の食事・居住費等の保険給付分、その保険給付費分であります。

3 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金 2 万 7 千円。2 目介護保険臨時特例基金積立金 1 千円、これは基金利子であります。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目二次予防事業費 450 万 4 千円、これにつきましては、平成 22 年までは特定高齢者施策事業の事業名でした。特定高齢者、いわゆるその前は虚弱高齢者という名前でありましたが、このたび国のほうで二次予防事業というふうに事業名が変更になっております。介護保険を利用する可能性の高い高齢者の生活機能評価や機能回復訓練等介護予防事業の委託料等であります。

次に、253 ページをご覧くださいと思います。

2 目一次予防事業費 617 万 7 千円、平成 22 年度までは、一般高齢者施策事業との事業名でしたが、事業名変更となりまして、元気な一般の高齢者に対する介護予防の普及啓発、食生活改善推進員・健康運動推進員の育成などにかかるものであります。2 項 1 目総合相談事業費 720 万円。2 目権利擁護事業費 384 万円。3 目包括的・継続的ケアマネージメント支援事業費 300 万円。4 目任意事業費 127 万 9 千円であります。これは、地域包括支援センターへの委託業務であります。被保険者の保険料、国県の交付金、町の負担金が財源となっております。先ほど申し上げましたように、平成 23 年度は 1 名増員とし、4 名体制とする予定であります。

5 款介護予防支援事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費 123 万 9 千円。地域包括支援センター運営協議会開催にかかる報償金、温泉リハビリプール管理業務委託料であります。

次に 255 ページをご覧くださいと思います。

6 款諸支出金、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 33 万円、被保険者の死亡、あるいは精算による過年度分保険料の還付金です。

7 款予備費、1 項 1 目予備費 1 千円の存目であります。

以上で、議案第 23 号から議案第 25 号までの説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 議案第 26 号及び議案第 27 号の説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 26 号、平成 23 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、本事業の概要を説明させていただきます。本特別会計では、簡易水道施設 7 施設、飲料水供給施設 3 施設、計 10 施設の管理運営を行っております。22 年 12 月の給水件数は 755 件でありまして、約 1,665 人、町民の 21.4%のかたに飲料水を供給しております。

この簡易水道会計にあつては、給水件数・給水人口とも過疎化等の影響から年々減少していることから、使用料等の施設管理運営のための自主財源が年々減少しております。一方施設の老朽化は年々進んでおり、一般会計に依存する率が高くなってきております。

それでは、予算書の説明に入ります。予算書の 44 ページをご覧ください。

平成 23 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,105 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の 264 ページをご覧ください。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料 2,780 万円の計上です。前段で申しあげましたように、給水人口の減少により、前年度に比較し 50 万円、率にして 1.8%減で計上いたしました。2 項 1 目手数料 1 万 3 千円の計上です。これは、消火演習立会・給水工事設計審査手数料の見込み額です。

2 款財産収入、1 項 1 目物品売払収入増目 7 万 8 千円の計上です。これは計量法の制度改正によりまして水道量水器が 7 年で更新しなければならないことから 7 年を経過した量水器の廃棄処分による売払い収入です。

3 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 6,205 万 7 千円の計上です。不足する財源を一般会計から繰り入れていただいております。

265 ページをご覧ください。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。前年度繰越金を 50 万円と見込みました。

5 款諸収入、1 項 1 目町貯金利子、1 千円の計上です。2 項 1 目給水装置受託工事収入、60 万円の計上です。これは、給水工事の受託工事が生じた場合に対処するための計上です。3 項 1 目弁償金ですが、1 千円の計上です。

266 ページをご覧ください。歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費 3,498 万 4 千円の計上です。これは、給水施設の管理運営にかかる経費であります。修繕料の増及び計量法改正による量水器の備品購入費の増等により、前年度に比較し 235 万 3 千円の増額計上となりました。職員 1 名分の人件費計上のほか、11 節の光熱水費 288 万円、修繕料 550 万 8 千円、12 節の電話専用回線使用料 209 万 7 千円、水質検査手数料 846 万 4 千円、18 節の施設用備品 167 万 3 千円の水道メーター器購入等が大きな金額の計上となっております。

268 ページをご覧ください。

2 款公債費、1 項 1 目元金 3,991 万 9 千円、同じく 1 項 2 目利子 1,604 万 7 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金と利子でありまして、前年度に比較し、合計で 167 万 9 千円の減額計上です。新たな施設整備を実施しておりませんので、公債費につきましては年々減額となっております。

3 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるように計上するものであります。

以上で簡易水道等事業特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第 27 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。予算書の説明に先立ち、水道事業の概要説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、本事業では、安座・塩喰地区を除く野沢地区全域、尾野本地区の全域、

尾登を除く登世島地区全域、縄沢・牛尾・山口・出ヶ原地区、上野尻・下野尻・端村地区の37自治区に飲料水の供給を行っております。現在の給水件数は1,667件でありまして、人口にいたしますと、4,272人、町民の55%のかたの飲料水をまかなっていることとなります。給水の動向ですが、下水道の普及等に合わせ、新たに給水を申し込むかたもありますが、一方人口の減少が進んでいることにより給水人口や給水量については横ばいといった状況にあります。

一方、大久保浄水場や、配水管の老朽化が進行していることに加えて、小島地区浄水場が設置から12年が経過し、機械器具の更新等や、維持管理費用は年々増加している状況にあります。

なお、本町水道会計は小島浄水場の整備や下谷地区拡張工事等大規模な施設整備事業を繰り返して実施してきました。近年に至り公債費償還額が大きく膨れ上がり、内部留保資金は年々減少しており財政状況が悪化しております。そのことから、本年度から元金と利息を含めた企業債償還金の80%に相当する額を、一般会計から繰り入れていただき財政の健全化に向け、取り組みを開始してまいりたいと考えております。本年度繰入金は、収益的収支予算で4,528万3千円、資本的収支予算で4,700万円、合計9,228万3千円となります。

それでは予算書の説明に入らせていただきます。予算書47ページをご覧ください。

総則。

第1条、平成23年度西会津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数は1,670件です。

(2) 年間総給水量は47万立方メートルです。

(3) 一日平均給水量は1,288立方メートルとなります。

(4) 主要な建設改良事業としては、施設改良事業費200万円、配水管布設事業費850万円を予定いたしました。

収益的收入及び支出。

第3条、収益的收入及び支出の予定額は、次のとおり定める。まず収入です。

第1款水道事業収益1億4,920万円の計上です。その内訳ですが、第1項営業収益1億210万2千円、第2項営業外収益4,709万8千円の計上です。

次に支出です。

第1款水道事業費1億4,920万円の計上です。その内訳ですが、第1項営業費用1億576万2千円、第2項営業外費用4,304万9千円、第3項特別損失1千円、第4項予備費38万8千円の計上です。

資本的收入及び支出。

第4条、資本的收入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

資本的收入額が資本的支出額に対し不足する4,020万5千円は、当年度分損益勘定留保資金3,996万3千円、消費税及び地方消費税資本的調整額24万2千円で補てんするものとする。

まず、収入です。

第1款資本的収入 5,040 万円の計上です。その内訳ですが、第1項補助金同額 5,040 万円の計上です。

48 ページをご覧ください。次に、支出です。

第1款資本的支出 9,060 万 5 千円の計上です。その内訳ですが、第1項建設改良費 1,545 万 8 千円、第2項企業債償還金 7,514 万 7 千円の計上です。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2,026 万 5 千円であります。

他会計からの補助金。

第6条、営業助成及び施設建設のため一般会計及び他の特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は 9,568 万 3 千円とする。

たな卸資産の購入限度額。

第7条、たな卸資産の購入限度額は 20 万円と定める。

詳細につきましては、水道事業会計予算実施計画にて説明させていただきます。事項別明細書の 276 ページをご覧ください。まず、収益的収入及び支出の中の収入です。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 1 億 100 万円の計上です。前年度同額の計上です。2 目受託工事収益 100 万円の計上です。これは給水装置工事受託金の見込み額です。3 目その他の営業収益 10 万 2 千円の計上です。給水工事設計審査手数料が主なものです。2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金 5 万 4 千円の計上です。2 目他会計補助金 4,528 万 3 千円の計上です。これは、一般会計からの補助金です。3 目雑収益 176 万 1 千円の計上です。主な内容は、不用となった量水器の売却費と今冬小島浄水場の屋根が豪雪により破損したことによる屋根補修保険金であります。

277 ページをご覧ください。支出です。

1 款水道事業費、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、これは浄水場にて飲料水を作るために要する経費でありまして 3,526 万 4 千円の計上です。修繕費等の増により前年度比 145 万 7 千円増となりました。職員 1 名の人件費を計上したほか、委託職員を含めた作業賃金 646 万 5 千円、浄水施設修繕費 576 万 7 千円、電力料金 9,984 万円、薬品費 270 万 6 千円が大きな金額を占めております。2 目配水及び給水費、これは浄水場で作った水の送水に要する経費で 870 万 4 千円の計上です。計量法の改正により 7 年経過した量水器について更新が義務付けられたことにより、量水器交換業務委託料等の増による前年度比 18 万 2 千円の増額となりました。量水器交換業務手数料 118 万 2 千円、水質検査手数料 161 万 2 千円、配水施設修繕費、これは、漏水修理等の修理費です。359 万 3 千円等が大きな金額を占めております。3 目受託工事費 200 万円、前年度と同額計上です。これは給水装置受託工事に対処するための計上であります。4 目総係費、これは水道事業の事務処理に要する費用でありまして 1,088 万 2 千円の計上です。こちらにも職員 1 名分の人件費を計上したほか、メーター検針委託料 95 万 3 千円が大きな金額を占めております。

280 ページをご覧ください。

5 目減価償却費、これは水道事業施設の有形固定資産の減価償却費で 4,879 万 2 千円の計上です。建物が 1,165 万 1 千円、構築物 3,371 万 5 千円となっております。6 目資産減耗費ですが、固定資産除却費として 2 万円の計上です。7 目その他の営業費用につきましては、10 万円の計上です。2 項営業外費用、1 目支払利息及び企業債取扱諸費ですが、企業債償還利子でありまして、4,020 万 7 千円の計上です。2 目消費税及び地方消費税ですが、試算により 260 万円を計上いたしました。3 目雑支出ですが、24 万 2 千円の計上です。特定収入仮払消費税に要する費用であります。3 項特別損失、1 目未収金不納欠損ですが、1 千円の計上です。4 項予備費、1 目予備費、不測の事態に備え 38 万 8 千円を計上いたしました。

281 ページをご覧ください。資本的収入及び支出です。まず収入です。

1 款資本的収入、1 項補助金、1 目他会計負担金 5,040 万円の計上です。一般会計からの繰入金 4,700 万円と町道改良工事及び下水道工事实施に伴う水道支障管移設にかかる、負担金 340 万円の計上です。

次に支出です。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目固定資産購入費 495 万 8 千円の計上です。これは、前段で申し上げました計量法の改正により、量水器更新のための量水器購入費用です。3 目施設改良費 200 万円の計上です。小島浄水場の取水ポンプ入れ替え工事を予定しています。4 目配水管布設費 850 万円の計上です。これは町道野沢縄沢線改良工事・堀越地内下水道工事と合わせて実施する配水管更新にかかる工事請負費です。2 項企業債償還金、1 目企業債償還金 7,514 万 7 千円の計上です。これは企業債元金の償還額です。

以上で平成 23 年度西会津町水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 28 号の説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 28 号、平成 23 年度西会津町本町財産区特別会計予算の調整について、ご説明を申し上げます。

予算書につきましては、今ほどの厚い冊子とは別にお配りしておりますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、説明を申し上げます。本案につきましては、本町財産区が平成 22 年度より、議会制から管理会制に移行したことに伴い、このたび初めて町議会に提案するものであります。平成 23 年度予算の主な内容であります。同財産区にかかる除間伐等の財産管理費などが主なものであります。

それでは、予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

平成 23 年度西会津町の本町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 43 万 4 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。予算案の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でありますが、1款財産収入、1項1目財産貸付収入 10 万円であります。これは、本町財産区民に対する土地貸付収入であります。2項1目不動産売払収入 2 千円ありますが、土地及び立木にかかる売払収入について、それぞれ存目を計上するものであります。

2款使用料及び手数料、1項1目貸地調査手数料 2 千円であります。これは、財産区の土地について貸付を希望する場合の調査手数料で、1件分であります。

3款繰越金、1項1目繰越金 32 万 8 千円ありますが、前年度からの繰越金であります。

4款諸収入、1項1目区預金利子 1 千円ありますが、普通預金利子、存目であります。2項1目雑入 1 千円ありますが、存目でございます。

次に、8 ページをご覧くださいと思います。歳出でございます。

1款委員会費、1項1目委員会費であります。本町財産区管理会にかかる委員報酬と消耗品費・通信運搬費・非常勤職員公務災害の負担金であります。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費 6 千円ありますが、交際費と公金事務取扱手数料であります。2目財産管理費 6 万 3 千円ありますが、除間伐等にかかる作業賃金と消耗品費・通信運搬費・森林組合への賦課金であります。

次に、3款予備費、1項1目予備費 29 万 5 千円あります。

これで、本町財産区特別会計予算の説明を終了させていただきます。

以上で、全予算の説明を終了いたしました。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長 本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時14分)

平成23年第3回西会津町議会定例会会議録

平成23年3月24日（木）

開 議 10時08分

出席議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	13 番	清 野 邦 夫
2 番	多 賀 剛	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
3 番	青 木 照 夫	10 番	大 沼 洋 平		
4 番	荒 海 清 隆	11 番	長谷沼 清 吉		
5 番	清 野 佐 一	12 番	長谷川 徳 喜		

欠席議員

7 番 五十嵐 忠比古

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	高 橋 謙 一
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	伊 藤 てる子
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第14号）

平成23年3月24日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第16号 | 平成23年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第17号 | 平成23年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第18号 | 平成23年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第19号 | 平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第20号 | 平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第21号 | 平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第22号 | 平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第23号 | 平成23年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第24号 | 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第25号 | 平成23年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第26号 | 平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第27号 | 平成23年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第13 | 議案第28号 | 平成23年度西会津町本町財産区特別会計予算 |

散 会

○議長 平成 23 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

これから本日の会議開きます。(10 時 08 分)

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち諸報告をいたします。

7 番、五十嵐忠比古君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

農業委員会会長、斎藤太喜男君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。
申し上げます。

議案第 16 号から議案第 28 号までの説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款毎に質疑を行います。

特別会計については一議題ごとに行いますのでご協力をお願いします。

なお、議案の審議を行います。が、会議規則第 52 条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすものでありますのであらかじめ申し上げます。

日程第 1、議案第 16 号、平成 23 年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 来年度の予算についてであります。が、一般質問でかなり議論をされましたので、それなりに理解もできましたが、また、新たな疑問点といいますか、がありますのでこれからお尋ねをしていきます。

今回の一般質問で町長は長谷川議員の答弁の中で、次のような言葉がありました。住民の代表である議員の意見を重く重く受け止め、謙虚に対応する旨の発言であります。これから、議員がそれぞれの立場で予算案に対して質疑をされると思いますので、答弁するかたがたには町長の言う議員の発言を重く重く受け止め、謙虚に答弁されるようお願いを申し上げます。これからいくつかの件についてお尋ねをしてみたい。

最初に予算の組み立てであります。が、これは 3 カ年の平均、あるいは前年度の実績、国県等の動きによって組み立てられておるものと承知をしております。が、そういう理解でいいかどうか。

また、この予算を編成する中でおっしゃっておるわけですが、すべての事務事業について評価、検証を行うと、こうおっしゃってますので、それは何件くらいそういう件数で言えば、つかんであればいいですよ、お知らせしていただきたいということと、この評価、検証をどう活かしていくのかということがまた大きな問題だと思います。そのポイントの一つとしていわゆる費用対効果、費用対効果を念頭に置いて予算も編成したでしょうし、検証も費用対効果というものをやはり頭に入れて行っているであろうし、これからは行っていく必要があると思うんですが、その点について伺いをいたします。

今回の予算であります。が、国がああいう状態です。自然成りははっきりしていません。が、関連の法令が通る見込みがなかなか立たない。例えば児童手当、子ども手当ですか、これなどは参議院で否決されるであろうと。衆議院に戻って 3 分の 2 の再可決すら見通しが立っていません。そういう予算がどの程度今回の町の予算にあるのかということと、これは 11 日の大地震でありますから、これは予算の編成当時には予測できなかったわけで

ありますが、このような大震災を受けて、23年度の町の予算にどのような影響があるのかということもこれ大きなポイントだと思います。議論の中で工期は遅れる旨の発言はありましたが、それだけだろうか。いろんな工事の資材等も値上がり等も見込まなくちゃならないのかなと思っていますが、そういう動向をつかんでおられればお話をしていただきたいと思っています。

何ととっても地方交付税や国県の支出金に影響を及ぼすのか、今回の大震災によって西会津にこれだけの地方交付税やりますよと、これだけの国県の支出金を出しますよと、そういうことで予算を編成してありますが、マイナスになる可能性が私は高いのではないのかなと。そういう点ではこの大震災が地方交付税、国県の支出金についてどのような影響を及ぼすと想定しておられますか。そこら辺もお尋ねをしたいと思っています。

今回の予算を見てみますと、臨時財政対策債が実に2億5,000万円のマイナスであります。普通地方交付税は22年度ベースで9,870万円のマイナスだということですが、今、私が言ったように地方交付税は影響を及ぼすならば今回の見積もった地方交付税が最大である可能性もあるのではないかなという気がしています。そういう中で、なぜ今年度4億5,400万円プラスの予算を組まなくてならなかったのか、組んだのか。そのために財政調整基金から2億円、実に22年度から見れば1億4,000万円のプラスであります。

これに対して武藤議員がお尋ねしておりましたが、総務課長は3点あげました。いわゆる住宅改修の補助金で6,000万円ですか。それから小学校の開校準備、あるいは水道会計への繰り出し、支援ということであります。

しかし、小学校の準備、あるいは水道に関しては支出することは分かっておるわけありますから、それは財政調整基金ではなくて、別な面で対応できなかったのかということでもあります。

そこで問題になるのが、新たな事業の実施であります。新たな事業は何件あるのか。その中で町単独で行う事業は何件あるのか。これらが今の国の財政動向によってはかなり影響を及ぼすのではないのかと思いますのでお尋ねをするわけであります。その町単独でやる事業は、なぜそれが必要なのか、その理由、背景、その事業がこれから何年間続けて行うのか。その効果、費用、そういうものはどう算定しておられるのか。財源はどうなっているのか。すべてお尋ねするというわけにいきませんので、次の三つについて答弁をいただきたいと思っています。

一つは集落支援員に関することであります。一つは町内企業の支援補助金であります。もう一つは創作和太鼓であります。特に創作和太鼓では、3年間の実施計画でこの事業を完了するというふうに示されておるわけですが、以前、この件に関しては国県の補助金等も利用できるのかできないのか、そこら辺も考慮してよく検討すべきであるということをおし上げておきました。今回を見ますと、国県の補助金は0でありまして、一般財源だけであります。一般財源を使って創作和太鼓を実施するということですが、これも武藤議員がおっしゃっておられましたが、こういう文化というものは経済とマッチしてはじめて、何と言いますか、成功という言葉はふさわしくありませんが、成り立つのではないのかということをおっしゃっておられました。

文化というものは、私から言うまでもなく、3年5年でできるものではないと思っています。

50 年も 100 年もかかって、それだけその文化事業というものがわれわれの暮らしにとけ込んだからこそ一つの文化として受け入れられるのではないかなと。今の町の説明を受けておりますと、文化というよりもイベント用にこの創作和太鼓を取り上げているとしか私には思えないのでありますが、そこら辺をよくよく考えてご答弁をいただきたいと思います。

具体的な面でもう一つ言いますが、歳入歳出とも障害者に関する事業費が大幅な前年度と比べて変化があります。歳入歳出ともであります。それをどうとらえたらいいのか、どうしてこういう動きになったのかということを説明をしていただきたいと思います。

それと、これだけ財政が厳しい中で、いわゆる喜多方地方広域市町村圏への繰出金があるわけであります。喜多方の広域は必要なものはすべて加入している自治体から出しているということで予算を編成してます。現場の厳しいところがなかなか理解されていないじゃないかなという気がしますので、そういう点では広域への負担金に関して町として精査をして応じておるとは思います、広域との関係でお答えをいただきたいと思います。

最後になりますが、私の一般質問で気象ロボットに関することを質問しました。関係した複数のかたから電話がございまして、5 年前に廃止をすると、そういうことは聞いておりませんということでありました。本当に 5 年前に廃止を決めたのか。私もその当時議員でありましたから議会にはそういうような報告、私はなかったと思っておりますがどうかということと、併せてこれらの廃止をとするならば撤去費用だとか、土地の借り入れとかあるでしょうから、この気象ロボットに関して予算にはどう現れておるのかということをお尋ねをいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは総括の部分で私から何点かお答えをさせていただきたいと思います。

まず予算の組み立ての関係でございますが、これは一般質問の中でもお答え申し上げましたけれども、一番は町民の皆さんの暮らし、町民の皆さんの生活を積極的に支援していくための予算ということで、新年度予算編成を行ったところであります。

その中で、23 年度の重点目標といたしましては、一つは地域経済の活性化、二つ目には人材の育成、教育の振興、そして 3 点目には健康づくりと安全・安心と、この 3 点を重点目標として予算編成を行ったところでございます。

議員からおただしのありましたように、予算編成に当たりましては、まず 3 年間の実施計画を調整いたしまして、それに基づきまして国県補助事業、こういったものを導入していくか、あるいは町単独事業をどう組み入れていくか、その辺を十分に調整をいたしまして、まず予算の原型をつくっているところであります。

それらをもとにしまして、そこに一般的な経費等々を組み入れながら全体の予算を組み立てていくということでございます。その中で平成 22 年度の 9 月に 15 次の行財政改革大綱を策定しまして、現在その行政評価に基づく作業を進めている状況でございます。

おただしのありましたその件数でございますけれども、今のところおよそ 230 件ほどの件数を把握してございます。これをどう活かしていくかということではありますが、これも議員からおただしのありましたように費用対効果の面、あるいは町民の皆さんの生活の視点に立って、この政策がどう反映されていくかというところを十分に検討しながら、す

すべての事務事業について見直しを行いながら、これを平成 24 年度の予算にはできるだけ反映していきたいというふうに考えておりますので、まずご理解をいただきたいと思います。

それから、国のほうの予算の動向の中で、新年度予算については自然成立をするということでございますけれども、それに関連するいくつかの法案がございます。現時点では大震災が発生する前の状況でございますけれども、これが否決されれば町のほうにどのようなものが影響あるかというのは、まず一つは議員もお話ありました子ども手当、これが大きく影響がございます。

それから税制改正法案が何点かございますので、それによりまして石油関係の減免措置、こういったものが影響が出てくると。あるいは関税定率法の関係で町民の皆さん、国民の皆さんの食生活に大きな影響が出てくると。それから地方税法の改正に当たりましては障害者の関係の点で影響が出てくるということで、このほかに求職者の支援法案、あるいは義務教育標準法改正案といったような部分でいろんな関連法案がございますので、これらが成立しなければ大きな影響が出てくるというふうに考えております。

それから、大震災の影響ということでございます。議員からもおただしございましたけれども、まず資材等の、現在やっております工事、あるいは修繕料関係につきましてこの資材の調達がなかなかいかない、あるいはその請け負った業者自体が被災を受けてしまったというようなことで、この後繰越明許のお願いもするわけでございますけれども、そういったところで大きな影響がございます。

それから燃料関係につきましても国全体の品不足の部分がございまして、これも今徐々に単価が上がりつつあるということで、この辺も大きな影響があるのかなというふうに考えております。

それから町のほうに入ってまいります財源の関係でございます。交付税、それから国県の補助金でありますけれども、交付税は昨年の決定額からいたしますと 3.8%で見込んだわけでございますけれども、これもある程度固く見込んできておりますけれども、今後の震災に伴いまして国も大きな補正を組む予定にしております。こういったことから、当初で組んだ金額が確保できれば町にとってはいいことでありますけれども、国全体がこういう状況でございますので、当然交付税、あるいは国県の予定した補助事業が一部凍結、あるいは縮減、そういった影響が出てくるのではないかとこのように考えております。

今現在ちょっと把握しておりますのは、特別交付税が従来は交付税全体の 6%が特別交付税の率でありましたけれども、今年から 5%、4%と支給割合が減ってまいります、これが今回の震災によりまして 6%の率については 3 年間凍結するというような情報は入っております。それによって災害対策特別交付税、特に災害対策に充当する部分が大きいわけでありまして、その分については確保していきたいというのが国の考えのようであります。

それから臨時財政対策債と交付税の関係でございますが、臨時財政対策債は、ご承知のように普通交付税特別会計の全体の枠が少ないために、地方と国が 2 分の 1 ずつ折半して借り入れます。その借り入れた元利償還金については今年度 100%交付税に算入して町のほうに交付されるということでございますけれども、いわゆる交付税が減った分が臨時財

政対策債に振り替わるということでございます。

昨年度、臨時財政対策債については非常に大きな伸びを示したわけであります。その分交付税が逆に抑制されたという部分がございますけれども、今年は普通交付税が国全体では 2.8%の伸びを示した。その一方で臨時財政対策債については市町村分の交付率が 19.0%マイナスになるということで、総体的には昨年度の予算から比較いたしますと若干の伸びを見たということでございます。

それから 4 億 5,000 万円の大きな伸びを 23 年度示したわけでありますが、その中にはいろんな大規模事業がございます。例えば小学校の新築にかかる基本設計、あるいはケーブルテレビの高度化事業、それから老人福祉施設のスプリンクラー設置事業だとか、おただしのあった水道事業会計の繰り出し、あるいは生活環境づくり支援事業と、こういったことでいろんな増額要因があるわけがございますけれども、その中で財政調整基金を 2 億円取り崩して財源に充てたということでございます。その増額した 1 億 4,000 万円の内容については過般一般質問の中でもお答えしたとおりでございます。

その中で水道事業会計の点がちょっとふれられましたのでお答えしたいと思いますけれども、これにつきましては、水道事業会計、年々独立採算の中で運営をしていくというのが基本でございますけれども、町民の皆さんの水源の確保という視点から町が政策的に整備をしたということがございますので、一定の割合について一般会計から水道事業会計に繰り入れているということでございます。

水道事業会計の中でも非常に努力はしていただいていたわけがございますけれども、その積立金も非常に厳しくなってきたということで今次、前年度よりも約 3,000 万円ほど多く繰り入れをするということでございます。

それから広域の負担金の関係についてもおただしがありました。一般会計に関する 23 年度の全体の広域の負担金については約 2 億 3,000 万円ほどがございます。前年度の額が 2 億 1,000 万円ほどでございまして、前年度から比較いたしますと約 2,000 万円増えております。この増えた大きな要因といたしましては、消防の指令台の整備がございます。これは若松の広域と喜多方の広域で一体的に整備をしていくということで、そのうちの西会津の負担分がおおよそ 2,000 万円ほどございます。その分で増えたということでございまして、そのほかのいろんなし尿、あるいはごみ、それから指令台を除く消防費の負担金、こういったものにつきましては内容を十分に精査いたしまして、無駄のないように、必要な経費について負担金を支出しているということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 まず新規事業は何件あるかというようなことでございます。実計でこの新規事業というとらえ方がなかなか難しいところであるわけでありますが、清野議員の一般質問の中で、町では 16 件というような形で答弁させていただきました。

新規事業ですが事業名を申し上げたいと思います。

まず小学校の開校準備事業でございます。これらにつきましては当初想定していなかったということであります。これは町の単独事業でございます。

それから新築工事の基本設計業務委託でございます。これにつきましては当面単独で実

施するわけでありますが、学校建築が始まった段階で補助の対象になるというふうに見込んでいるところでございます。

それからあと創作和太鼓の創設事業、これは単独事業です。

それから新規就農者の安心サポート事業、これも町単独事業です。

それから商業施設の整備事業ということで商業団地A区画の整備に対する委託業務を今年度新規事業というような形で上げております。これも単独事業でございます。

それから企業支援補助金、これも単独事業です。

それから生活環境づくり支援事業、これはもちろん単独事業でございます。

それから活力ある地域づくり支援事業につきましても町の単独事業ということで新規事業です。

それからあと携帯電話の鉄塔整備とついでに下谷地区に1基整備すると。これは国の補助を得てやるということでございます。

それから10項目目が地域医療ネットワークシステムの導入事業ということで、これは県の補助100%でございます。

それから11項目目がスプリンクラーの整備事業ということで、これは国から補助を得てやる事業でございます。

それから12項目目が集落支援員の配置事業と。この集落支援の事業につきましては、特別交付税で措置されるというようなことでございますが、予算上は単独事業という扱いでございます。

それから町道下條線の改良工事、これにつきましては国の交付金を充当してやる事業でございます。

それから町道上山口長谷川線の舗装工事、これは過疎債を活用して実施したいということでございます。

15項目が上野尻村中線の消雪パイプの設置であります。これにつきましても国の交付金の対象事業でございます。

16項目、最後であります。総務課長の説明にありましたように、広域の消防指令センターの整備事業でございます。この負担金ということで、合わせて16件を新規事業というふうにとらえているところでございます。

特に集落支援員につきましてお話がありました。集落支援員につきましても先ほど申し上げましたように、総務省が提唱して始まった事業でございます。特別交付税で措置されるというような制度でございまして、一般質問でも答弁いたしましたように、西会津町としては1名を配置してやっていくというようなことでございます。今後の見通しにつきましてはその1名の1年間の活動を見ながら、実際にまだ不足しているのかどうかというようなことで検証しながら、今後の配置については検討していくというようなことで、とりあえず実施計画には1名ずつずっと3年間、計画の中で載せているということでございます。

それからもう一つ、気象ロボットについてのおただしにお答えしたいと思います。ケーブルテレビの高度化事業につきましては、平成18年度から6年間の整備スケジュールを立てまして、年次計画で実施をしているということでございまして、23年度が最終年度と

というようなことになります。現在、第2期の整備に着手しているということでございます。

言いましたように、気象ロボットにつきましては、そういった全体のスケジュールの中で廃止していくというようなことで計画の中に盛り込まれておりまして、そのとおり今年次計画で実施しているということでございます。個々の気象ロボットの廃止につきまして、議会に説明したのか、さらには委員会の中で説明したのかというのはちょっと現時点では分かりませんが、その全体のスケジュールの中で決定して今事業実施をしているというふうにお答えするしかないわけでありまして、そういった形で実施しているということでございます。

撤去費用の話がございましたが、今の道整備の事業実施中でございます。その事業の中で、その事業の一環として撤去についても行っていくというような考えでございます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 11番、長谷沼議員の創作和太鼓についてのご質問にお答えをさせていただきます。昨年6月の議会におきまして、本年度1年間は調査検討の期間としてというご議決をいただきまして、32万円余の予算をお認めいただいたところでございます。その後ご議決の内容に基づきまして私ども年間調査検討ということで取り組ませていただいたわけございまして、先般の9番、武藤議員のご質問に対しても、その経過も踏まえてご答弁申し上げさせていただいた次第であります。

内容的に少し詳しく申し上げますが、太鼓のたたき手はいるのかというご心配を賜ったところでございました。昨年1年間、お祭りの太鼓のたたき手の皆さん、それから予算の中で実施させていただきましたふるさと祭りのときに招へいいたしました和太鼓団体の演奏とともに、実技などにも取り組んでいただいて、アンケートをさせていただいたところであります。

その結果、先だって一般質問で約30名ということで参加者がおります。希望者がおりますというご答弁を申し上げました。内訳的に申し上げますと、成人のかたがたが15名、小学生が6名、中学生が11名でございまして、合計32名のかたがやりたいというふうにおっしゃっていただいているところであります。

文化の創造との関係で経済とのというお話も賜りましたが、私どもがあちらこちらの太鼓団体にお聞きをしたり、研究所にご依頼申し上げたりした結果を踏まえまして先般ご答弁申し上げましたが、新しい文化の創造にとどまらず、地域間交流や世代間交流を促進して、町民の皆さんに元気をお与えし活力ある地域づくりに貢献するなど、多方面にわたって効果が期待できる事業であるというふうに考えているところでございます。

それからもう一つ、補助がなくて単独事業というお話を賜ったわけでございますが、私どもこれは補助についても十分に調査するようという議会のご指示を賜りましたので調査をしたところでございますが、今考えられる補助制度といたしましては、福島県地域づくり総合支援事業、いわゆるサポート事業でございます。これについては補助率が上限で700万円。それから二つ目がいわゆる宝くじでございます。コミュニティー助成事業でございますが、この事業では補助が最大250万円、100万円から250万円という大きな幅がございます。

それからもう一つは喜多方地方ふるさと市町村圏推進事業でございまして、補助率は上

限で 20 万円と、このように定められております。

そういう補助をいただけるものはすべていただいてというふうに私ども考えておるところでございますが、何分ご議決を賜って町として正式にやりますよという形にならないとこの申請についても動けないと、そんな事情もありましたものですから、そこをご理解を賜りたいと思います。ご議決を賜りましたら直ちにこの補助制度を活用させていただいて、なるべく多く補助をしていただけるように努力してまいりたいと思います。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 新規事業のうち企業支援補助金のご質問にお答えいたします。多くの町民のかたの生活を支えております地元企業が今後も維持存続していただくことは町にとって大変重要な課題であると考えております。

このことから、町内主要 16 社の企業訪問を実施し、企業との意見交換を踏まえまして平成 23 年度より研修費用や資格取得費の一部を助成するなどの企業支援補助金を創設したところであります。

今後、企業を取り巻く情勢も目まぐるしく変化していくことが予想されますことから、町といたしましても引き続き企業訪問を実施し、さまざまな意見交換を通しまして新たな企業支援策を今後も検討してまいる考えであります。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 ご質問の障害福祉費に関してお答え申し上げます。議員、前年度に比べて大幅に減というふうに述べておりましたが、予算書を見れば障害福祉費は前年度に比べて 8.2% の増でございます。ただ、一つ一つの項目を見ればプラスマイナスがあるわけです。これに関して若干ご説明申し上げます。

議員ご承知のとおり、平成 15 年、それまでの身体障害者のかたがたについてはそれまでの措置制度から支援費制度というふうになりました。これはそれぞれ行政が措置するのではなくて、利用者が直接施設と契約するという制度でございます。

しかし、ここに課題があったのは、身体、知的、児童と、それぞれ縦割りの制度であったということでございます。さらにそこには精神が入っていなかったということがございました。

そこで国は 3 年後の平成 18 年に障害者自立支援法というものを制定いたしました。これは今度は縦割りではなくて身体、知的、精神も含めた一体的なサービス利用を可能にしたということにしたわけです。

そこで本町でもいろんな他町村施設にお世話になっている障害者がいるわけですが、このサービスを一気に変更することがなかなか難しいこともありますので、5 年間の移行期間がもうけられたわけです。平成 18 年から 5 年間ですから 24 年の 3 月までにすべてこの自立支援法にのっとったサービスを行ってくださいということになったわけです。

今は移行期間でございます。今回の予算の中でも主に 6 市町村 7 人分の知的障害者施設のかたがたがおられますけども、そのかたがたのサービスが旧法から新法になったということで予算の中身がプラスマイナスあるわけです。

具体的には日中のサービスと夜のサービス。これが切り分けられたということでありま

す。そういうことで今回の説明の中でいろいろプラスマイナスが出てきたということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは改めてお尋ねをしますが、予算の組み立てで実務的に3カ年の動向、あるいは前年度の実績、あるいは国や県の動向、それらを基準といいますか、頭に入れておいて数字を出してくるのではないかなと私は思っておるわけですが、その点について答弁がなかったようでありますのでお願いをしたいと思います。

震災でやはり地方交付税なり国県の支出金はやはりそれなりに影響は出るであろうと、そういう心構えでやっていくということでもありますので、やはりそうなれば補正ということに当然なるわけであります。その場合です。これはだいたい後にはなってしまうでしょうが、その場合また財政調整基金から取り崩さなければできないというようなことも考えられるわけですが、そういう中で町単独でいろんな事業を行う。それもやはり見直しの対象にしていかなければならないような事態が生じてくるのではないかなという気がしてならないわけであります。

そういう中で三つ、集落支援員、それから町内企業の補助金と、それから創作和太鼓についてお尋ねしたわけですが、和太鼓以外は改めて款ごとでお尋ねをしますが、和太鼓であります、700万円、250万円、20万円という補助の仕組みがあるということですが、それは補助を出すほうで一つの事業に対して何カ所からも補助が出るのかという一つ疑問があります。そこら辺ではこの三つがすべて一つの事業に該当するような制度なのか。いろんな申請をしますと、そのほかに補助の申請してあるかないかと、それも書き出しなさいなどという私見た記憶もありますので、財源的にはであります。

1,255万5千円をこの創作和太鼓に使うとういことでもあります。やはり1,000万円以上この事業に使うというのは大変大きな財政の支出だと思います。それが本当に今必要なのか。そして定着するのか。それを見た場合にやはりわれわれの暮らしにそれだけとけこまなければ、ただ単なる趣味の団体で終わってしまうのではないかと。趣味の団体で終わってしまうのではないかと。西会津の町民の皆さんに、いわゆる文化としては受け入れてもらえるような私は事業ではないと思えてしかたがないのであります。

特に今回の大震災で、先ほども町長から説明ありましたが、農産物、影響がどの程度くるのか予測もつかないような状態であります。ハウス栽培している農家の人に言われました。こんなときになんで太鼓に錢使わなければならないんだと、お叱りを受けました。そういう声がかなりのかた、全部とは言いませんが、町民のかなりのかた、ほとんど、ほとんどではちょっと大げさですか。半分以上はやはりこの創作和太鼓は時期を見て実施すべきであって、今回はおやめになったほうがいいのかというのがその人の考えでありました。それについて改めてお尋ねをします。

気象ロボットに関してですが、それは光ファイバーを付け替えをしてという計画の中での一連の、でも気象ロボットあれでしょう。最初光ファイバーを入れてすぐに気象ロボットという事業を取り入れたわけではないと私理解してるんですが、この活用の中で気象ロボットということですから、そこら辺私には理解ができません。それでもそうするというならばなぜ明らかにしなかったのかということでもあります、この件に関してはあ

なたには答弁は求めませんが、そういう疑問がまだありますのでそれなりにお尋ねをしますのでもよろしくお願いいたしますと思います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　予算を決定する最高責任者でありますから、基本的なことについては私のほうから申し上げたいと思います。

まず、今回の大震災とその受ける影響、年間どの程度になるのかということになりますと今はっきりとした数字が出ておりませんので、これが西会津町の今後の財政運営について非常に大きく響いてくるのかも今のところまだ不明確であります。

しかしながら、これからどういう状況になってくるかというのは自ずと交付税であれば県から事前に通達があるわけであります。その内容を判断をしながら、状況に応じては、どうしても単独で行って今回やらなければならないということであれば、私はそのためにこの財政調整基金を取り崩して対応する、その一つの方法だと私は思っております。

しかし、その内容がどの程度なのかということはまだ不明確でありますので、その場の状況に応じながらこの対応をとってまいりたい。そのために年間の補正があるわけありますのでその都度、その都度、情勢がこうして変わってくればその補正の中できちっと対応していかなければならないというふうに思いますので、その状況に応じたときどきの判断については議会に提示をして、そしてご議決をいただくと、こういう取り組みをしてまいりたいと思います。

それから、和太鼓の件であります、これは現在の震災と直接結びつけるものではないと思います。これまで西会津町の文化、あるいは芸術、そういったことに絡めて考えてみますと、例えば芸術村、これは一昨年、昨年、外国からの芸術家を招へいして事業を行ってきたわけです。その内容等判断しますと、いわゆる当初のうちは住まいやあるいは活動費で年間 800 万円ずつ対応してきた時代もありましたし、最近では 450 万円がコンスタントにずっと予算を計上しているわけあります。

具体的には私はやはりこの芸術家、海外からだけを対象することではなくて一般的な芸術家という分野においても幅広く門戸を開けるべきだという考え方に基つきながら、外国からの芸術家の招へいはやめることにいたしました。

こうして見直すべきところについては芸術の問題についても見直してきたわけです。それは一定程度の具体的な内容に基づいて見直してきたわけありますので、今回のこの太鼓の問題はまだ一回も手をつけていないんです。新しい事業としてこれから西会津町の文化の奨励として行うということでもありますので、その内容等によっては検証の仕方もあるでしょう。

今回については、私は西会津町全体の一般財源、40 億円、この中でこの和太鼓がそれだけ大きな内容として町民生活に影響があるかという、私はそうではないと。一つの文化を奨励するためには一步一步着実にやっていかなければならないという判断のもとに立ってこの事業を推進していくという考えでありますので、見直すというのは事業をやってからでも遅くはないわけありますので、まだ当初予算に出したばかりを見直すなんていうことはできもしないわけですから、この点については議員も十分にご承知をしていただきたいというふうに思っております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議員のいうことを重く重く受け止めての答弁でございましょう。財政調整基金ですが、これは私の見方です。これから町にとって大きな事業は何だ。小学校新築であります。それから上水道の管路の耐用年数がきて、敷設替えをしなくてはならないわけですよ。億の単位で金かかるわけですよ。そういうときにこの財源といいますか、基金を使うということで、ですから今回も 6,000 万円というのは単独ですから、これは基金を取り崩すというの分かりますが、やはりそういうことを考えるならば基金からの繰入金は極力崩さないで、そして年度のいろんなことが起きたときにその基金を使っていくというのが私は原則だと思っているんです。

そういう点からいけば、今回は私の考え方からすればあまりにも基金が取り崩しておるのではないかという気は、いくら説明を受けてもなかなか私は理解がてきないわけであります。

その状況に応じていろんなふうに変えていくというのは当然であります。しかし、これだけの大地震災があって、それが地方交付税にも国県の支出金にも影響があると、総務課長が言っているわけですから、やはりそこら辺はなんぼ不明確であっても情報収集しているいろんなことを想定して、でないと場当たりになってしまうわけですから、想定をしてやっていく必要があると思うんであります。

そういう点ではなかなか理解ができませんが、私ばかりでやってるわけにいきませんのでこれで終わります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 予算は場当たりのやれるものではないんです。基金だってある一定程度これは確保しなければならない。私は最低限 4 億円ないし 5 億円、まずこれだけの財政調整基金というのはやはり確保しておくべきだろうというふうに思います。

しかし、それ以上ということになれば、ある議員からこの前も言われましたよ。ためるばかりが能じゃないと。やはり特色あるまちづくりをどう進めるかというときには、財政調整基金でも取り崩しながらも、町として特色あるまちづくりを進めようと、こういう視点に立ったときは取り崩していい範囲の中であればこれは取り崩して思い切った財政出動をかけながら、経済効果を高めていく、こういう対応をとっていくのが私は予算の中で大切なことだと思っております。

したがって、今回の予算全体を見渡したな中での 2 億円余の財政調整取り崩しということについてはやむなくではなくて、政策的に対応しているわけでありまして、今後とも財政調整基金の使い道については、政策的なもの、そして一朝有事に際してはこの取り崩しをしなければならない、そういう確保をきちっと対応しながらこれからの運営に当たっていく、当然のことです。ありますから、どうぞご心配いただくなくても結構であります。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 総括は、不明と疑問ということがあればということでありまして、私は 1 項目というか、将来負担率についての中身をちょっとお尋ねしたいと思います。これは健全化判断基準ということで北海道の夕張市から義務付けられたという内容であります、総務課長が前日説明の中では西会津町は 158%と、健全であるというご説明をいただきま

したが、その中身についてのわれわれ知らないところがありますので、350%、上限であると言われますが、これは何に対して 350%なのか。借金に対してなのか、当初予算に対しての 350%なのか、また、現在借金はどのくらいありますかお尋ねしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 将来負担比率のご質問にお答えをしたいと思います。まずこの将来負担比率というものの内容でございますけれども、これは一般会計の借入金、あるいは将来支払っていく可能性のある負担金、そういったものの残高の程度を指標化することということであります。将来財政をどの程度圧迫するかという指数でありますけれども、今ほど議員もおただしありましたように 350%を超えるということになると、早期健全化団体ということになります。

これは財政健全化計画という国県等のある程度指導を受けながらこの計画を策定して数値の改善を図っていくということになります。

直近の決算額の指標で申し上げますと、21年度の決算が直近でございますので、これが 158.0 ということでありますので、いわゆる早期健全化の警戒ラインといたしますか、それからすれば約半分程度ということでございますので、これも年々この健全化判断比率の制度が始まって以来、年々減少しておりますので、20年度から比較いたしますと 28.1 ポイント改善しているということでありますので、財政の指数といたしましては健全性を保っているということでご理解をいただきたいと思います。

それから町の借入金の残高ということでありますが、これも 22年度の決算見込みで、概数となりますが申し上げますと、一般会計から各特別会計がございますけれども、それらを含めると 114 億円ほどございます。ただ、このうちの約 55%の 62 億 6,000 万円程度、これについては地方交付税で制度的に交付されるということでございますので、実質的な町の負担は 45%程度、金額にしますと 51 億円くらいということになります。

町の借入金についてはこういった交付税で算入される地方債、起債を中心に借りております。また、借りるお金よりも返すお金が上回るように返済額も年々減少する計画で現在進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 今の説明では 114 億なのがしの借金の中で、これは交付税が 55%と、残りは約 51 億円くらいだからそれは健全基準ラインであるとの説明だと思います。これは今、どういう計算の方法なのかということを申し上げたつもりだったんですけども、350%という数字の内容だったんですけども、私は今言われた交付税の中の 51 億の 350%なのか、また、114 億に対しての 350%の警戒ラインなのか、その点についてもう一度お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この計算、なかなか複雑な計算をいたしますけれども、まず分母となるのは基本的には標準財政規模が分母となります。それに対して地方債の現在高、あるいは債務負担行為の支出予定額、企業債の繰り入れ関係、あるいは退職手当の見込みと、こういったいろんな将来想定される金額を分子として計算をするということでございますので、基本は標準財政規模に対する割合ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長　　3 番、青木照夫君。

○青木照夫　　難しいそういう計算の方法があるんでしょうけれども、家計にたとえるならば、給与収入の何年分かの借金があるのか、分かりやすくいえばそうだと思います。家計に例えればね。町に対しても年間の収入の何年分の借金があるのかという、短い言葉で言えばそうだと思います。おそらく 350%というのは 3.5 倍の数字ではなかろうかと思いますが、その計算はまた後で教えていただきますが、昨年度 10 月ごろ、朝日新聞で将来負担率ということで県内の 59 市町村の発表がありました。その中で当町は 158%の中で上から 5 番目の負担率ということになっております。発表されておりました。

今の、課長が答弁されましたが、一般のかたはそういう新聞報道見てこれはどういうことなのかと。上から 5 番目だということのいろんな不安の要素があるわけですので、これからやはりいろんな、やはり今いろんな、同僚議員が将来に対しての計画とか、予算の組み合わせとかとおっしゃっておられましたが、これからはやはり人口がどんどん減っていくわけです。その中でのこれからの予算の組み合わせ、固定資産税、法人税が、自主財源がどんどん減っていくわけでありますので、今後、やはり当町に見合った予算、あれもこれも予算ということよりあれかこれか予算というような形になろうかと思いますが、もう一度その辺のことについてのご答弁をお願いします。

○議長　　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　　今、新聞の記事を引き合いに出されましていろんなお話をされましたけれども、その順番が 5 番だとか 6 番だとか、そういう問題ではなくて、いかに指数が健全なのかということを議員にもご理解をいただきたいなというふうに思います。

先ほどから申し上げておりますように、この警戒ラインが 350%というところで町は今その半分の状況であります。そのほかの健全指数についてもすべて健全で、毎年改善してるわけですから、その辺を十分にご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから一般質問でも申し上げましたけれども、事務事業の見直しについても必要なものと必要でないものと、必要でないものということではないですけれども、不要不急なもの、いろんな事業があろうかと思います。それについては今その見直し作業をやっていることでありますので、その辺も何度も申し上げておりますので、十分にご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長　　13 番、清野邦夫君。

○清野邦夫　　2～3 お尋ねしてみたいと思いますが、この当初予算は震災前の予算ですよ。というようなことで先ほどから各議員からも質問あったように、あるいは町から答弁あったように、震災前の予算だから想定できないこと、国県の交付金、あるいは補助金等の収入の不安定な部分もあるというようなこともやりとりの中で示されましたけれども、そういう中で、私は通常ですとこの予算でいいじゃないかと思うんですよ。ただ、今議員の中からもいろいろ質疑あったように、やっぱりそういう不安定な収入の中でどうなのかというような質問ありました。

まず、私も 2～3 関連してお尋ねしたいんですが、まず、町のこの予算に対する姿勢、当初予算、なんでもないときはこれでいいけれども、今みたいに震災のときの危機管理というか、そういう意識でものごとを見ていくという姿勢が必要だと思うんですよ。

例えば、今の震災ばかりじゃなくてその後の原発の問題がありましたね。先ほど町長から飲料水については問題ないんじゃないかという話ありました。これもし問題あれば町民の健康にも関係するわけですから。あるいは予算上も関係してくるわけですから。

ですから常にそういう今の原発の推移を見ていくという、あるいは調査していく、対応していく、そういう姿勢が必要だと思います。例えば健康にしたった町民が心配してるんですよ。放射能で毎日毎日ね、新聞テレビで、放射能どうのこうの、西会津は大丈夫か、外で仕事していいのかどうか、それを心配してます。だから私新聞報道とか見てて、若松の記事がでるときありますので、若松こうだから西会津は低いよなんていう話で安心してはいるんですが、そういう問題じゃなくて、実質として町が健全であるわけだ、実質的に町民の健康については、放射能の汚染、現在の状態だとかこういう状態だと。

そういう、常に原発は注意してますから、その放射能は。今のままでいくと大丈夫だとか、そういう啓蒙作業、あるいは調査体制、対応、そういうもの求められています。

それから水もさっき町長が安心、大丈夫じゃないかとありましたけども、野菜についてもそうです。これから経済的に打撃受けます。福島県産ということですから駄目だと。会津地方が放射能の関係で問題なければ会津産は大丈夫なんです。もちろん西会津産は大丈夫です。

そういったときの担当課なりに放射能の調査していくその予算措置も必要じゃないか。あるいはいろんな対応していく、国が県に福島産のやつは駄目だと言ったから県では福島県のやつはみな出荷停止だとなっちゃった。

会津は放射能関係ないのに会津産なんで出荷停止なんだと。そういう国県から言われたじゃなくて独自でそういうふうなことでね、経済的打撃受けたくないような方向に持っていく姿勢が必要だ。それ危機管理だと思うんですよね。

万が一それが被害が実際には及ぶようであれば、これが悪化してね、及ぶであればまた予算の組み換え等が必要になって、被害に対して町の対応も求められるわけでありますから、やっぱりまず今の現段階では、このままの不安定な状態ながらも収束の方向に向かっているようでありますから、そういう動向を見ながらいろんな局面に対する危機管理意識を持ってもらって、町民常に啓蒙作業してもらう。

それから県国から言われた、先ほどもちょっと言ったんですが、県から交付金の予算関係は示されると言ったけども、そうじゃなくて、今の風評被害みたいなものについては、国や県が言っただけで会津のほうは差し支えないんだと。そのくらいのやっぱり意識を持ってもらって、あるいは根拠を持ってもらってPRしていく。

そうしなければ農産物でさえ風評被害が広がってしまっただけで、これが福島県で原発が終わっても福島県の農産物は駄目だという風評被害が大きくなっていく心配がありますので、そこらへんもからめながら危機管理意識を持ってもらって、予算対策もしてもらって、町民に安心・安全を常に知らせていく、そういう姿勢を持っていただきたい。それがまず

○議長 13 番、清野邦夫議員、発言中ではございますが、今当初予算について

○清野邦夫 当初予算だから関連してそういう姿勢で今後補正予算等を

○議長 関連よりも、若干逸脱しているんじゃないかと受け止められますので、もっと詰めて

○清野邦夫　　今詳しく説明したからそうだけでも、今当初予算は震災前のことであって、そういうことが想定されるので、今後そういう危機意識を持って補正予算等考えてもらうことが必要じゃないかということです。

それから、そういうふうな姿勢に立てば、例えばさっき和太鼓ありましたね、町長や町が考えている言い分はわかります、文化として必要だ。でも一方で議員からそういうのは不要不急じゃないかということも分かります。ですからやっぱり先ほど教育長からそれに対しては補助金等もあるんだというんだけど、今予算上は町単独事業でやるようになってますよね。

ですから、やっぱりこういう緊急的なときですから、そういう補助事業を受けられない場合は、受けるまでは、はっきりするまではそれを実施しないという考えがあるかどうかお尋ねしておきます。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　分かりました。基本的に簡単に申し上げますが、県でも今回緊急に専決処分、数字忘れましたが、この災害に対して専決処分をする、何百億取りました。今、副町長に答弁させますが。それから債務負担行為も起こしましてね、すぐ緊急に対応しなければならぬ事業、これは各市町村にすべて財源を出させるというようなことではありませんので、こういう対応を一つ県でも取っております。

それから町に対して国がどういう対応してくれるのかということに対して、実は国の災害救助法に最初該当しなかったんであります。ですからこれすべて町持ち出しかということで私もそういう不安を持ったわけでありまして、すぐ厚労省の社会援護局長に連絡をしました。

そしたら、いや来るほうが災害救助法の該当になる人が来て、受けるほうが災害救助法の該当にならないというのはおかしいでしょうと。こういうことの対応をこっちから言いました。

そしたら2～3日たったときに県を通じて、福島県内でそういう対応を取っているところについてはすべて災害救助法の適用をして対応しますと、こういう一つの保証を取りましたので、ある意味ではこれからそういう対応取っていただけるんだなというふうな確証をいたしましたところであります。

これから国のほうではまだ一般の会計とはまた別な枠で今回の救助に対して予算措置を講じてくるんじゃないかというふうに思います。それは早急にしなくちゃならないと思いますので、ですから私は現在西会津町だけではなくて、各自治体でそういう影響があるところについては同一な考え方に立っているのではないかというふうに思っております。

したがって、県あるいは国の段階でどの程度今回の災害救助に対して対応するのか、あるいは影響額が各自治体に出てくるのか、こういったところもきちっとこれから対応しながら、必要に応じてはこの補正の中で議員の皆さんにお知らせし、ご議決をしていただきたいというふうに思います。

そして、今ほど清野議員からご提言がありました。分かります。この一般の、この今回上げた中で、例えば和太鼓について、補助が厳しいということでそういう補助もまったく

付かないというようなことでごり押ししてやるというようなことではなくて、そういった状況を見ながら進めさせていただきたい。これは予算を組んでいる最高責任者の私が言うのでありますから、どうぞその点についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長 皆さんに申し上げます。改めて申し上げますが、今は当初予算についての不明点や疑問点を問いただす場でございます。あまりにも枠を広げすぎて、質問する側も答弁する側も要点のみに絞ってください。以上です。

9 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も3点ほど質問します。

まず1点は、今ほど話がありましたけれども、この大災害について絡んでの話であります。町としましては災害用の備蓄品とか備蓄予算というものをどのように計上し、どのように準備されておるのかまず1点目であります。

二つ目としては、グループホームですね、町営住宅用のグループホーム、13条関係で開設ということでもありますけれども、これの経過並びに町の対応、そして規則、条件との整合性はどのようなっておるのでしょうか。

3点目は今ほどの皆さんのほうから話ありまして、大震災が23年度の予算における影響等ずいぶんと理解できました。ただ、最後に町長の発言であります。議員として、議会としてチェックするのは当然であります。それだけは申し入れておきたいと思います。これは答弁はいりません。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 私からは、一つ目の質問の備蓄の関係についてお答え申し上げたいと思います。今回の東日本大震災、大変広域な震災でございまして、先ほどからありますようにうちの町にも直接の影響はなかったものの避難者が来たり、そういった点で町民の皆さまからいろいろな資材をいただきまして対応したところでございます。

本町についてはこれまで大きな災害はございませんでしたが、これまでも土砂災害、また、水害、いろいろさまざまな災害を体験してまいりました。規模的には大きな避難といった形はほとんどなかったわけですが、やはり今後もそういった形で、場合によっては一時的にでも避難をするということが十分考えられます。

備蓄の品でございしますが、本町水防倉庫、また本町におきまして若干の備蓄品はございますが、正直申し上げましてある程度大きな災害に対応できるだけの備蓄品はこれまでございませんでした。

新年度予算におきましては防災費のほうに、今回比較で140万円ほど増額がございしますが、実はこれは災害用の備蓄品ということで、水また食糧、また毛布といったものですね、この新年度予算におきまして購入をいたしまして、一旦避難をするという際にはそれを活用することによって町として対応していきたいということで今回新年度予算に計上させていただきました。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 グループホームについてのご質問でございしますが、これにつきましては障害福祉サービスの一つでございまして、正式には共同生活援助事業という事業でございします。これまでも町の予算としては喜多方の1施設、会津若松の2施設で町民のかた3名

が利用しておりまして予算を支出しております。

この内容でございますが、日中に障害者が就労して、この西会津で言えば西会津町授産所でございますが、その利用者が共同で夜生活の場をつくっていただいで生活するという場でございます。これには本人が入り、そこに世話人さんが一緒におりまして食事の提供、買い物、お風呂の世話、こういうものをする事業でございます。

これにつきましては前から西会津授産所のほうから要望がございまして、ぜひ町のほうで何かないかということでございましていろいろ調べた結果、町の町営住宅、具体的には西原の町営住宅でございますが、そこが空いているのでそこが使えるということになったわけです。

法的には平成8年に公営住宅法が改正になりまして、公営住宅を利用して社会福祉法人がグループホームを事業として実施することが可能ということでございますので、今回は西会津町授産所が事業主体となってそこを利用するという事で町のほうではそこを許可したということでございます。

これに対して、その生活費に関しましては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の割合で支出することになります。なお、家賃は自費で支出するという事の事業でございます。

○議長 9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 その条件とか、整合性に対して問題はないと理解してよろしいですか。住宅を貸すということに対する住宅の規定とか何かは。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 西会津町町営住宅条例の中で、社会福祉事業等への活用ということで条例で規定しておりまして、それによりまして条件に当てはまるものについては活用を認めるということになっております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 二つほどお尋ねしますが、まったくこれ議会始まると同時に震災がきて、震災の中での議会なんで、町長はじめ職員の皆さん大変なご苦労、お察ししますが、なんせ1年間を町民の暮らし向きを左右する予算でありますので、多少時間がかかってもこちらのほうに割くしかないのかなあと、こう思っているわけですが、これは平常時で編成された予算でありますから、今震災がきたからといってすぐ答弁をしてくれというのも酷な話ですけど、わが町の財源構造からいうと依存財源が約80%、自主財源が20%、こういう財源構造にあっては、国県の交付金をはじめとして補助金等が非常に事務事業に大きな役割というか影響を与えるものと思いますが、例えば、義務的な経費はこれ支出はやむを得ないとしても、仮にこの予算が通ったとしても、国県から内示があるまでは先送りのできる、そんな事業はないと思うけども、精査して内示が来るまではちょっと手をつけずに延ばそうかというような運用を図るべきだと思うんですが、そういう考えについてはどうですか。

それともう一つ、義務的経費の中には公債費もあるんですね、借金返し。これが本年度予算では14%を占めております。だから、どことも地方交付税減額されたり、補助金減額されたり、仮にそういうことがあれば財政規模の小さいというか、自主財源の乏しい町村

にあつては大変な影響出てくると思うんですが、もしですよ、そういう減額された場合、無利子で1年か2年この公債費を先延べしろというふうに国に要求してもいいんじゃないかと思うんですが、それは一町村でやったって力がないから、そういう震災で影響のあったような、あるいは地方六団体とかよく言っておられるそういう力を借りながら改善を図るべきではないかと。

最後に新規事業が16件あるという説明でありましたが、この事業の総額は、16件の総額はいかほどになりますか。以上です。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回の大震災に関係しての今後の対応につきましては、先ほど町長からも詳しくお答えしたところでございますけれども、確かに本町の財政構造については、議員おただしのように依存財源が約8割ということで、そのほとんどが国県からの財源に頼っているということでございます。これがこの震災によりまして、今後国県等の動向がまだ、いろんな動きがあろうかと思いますが、そのいろんな影響がどのように出てくるかというところが、まだ震災起きて10日あまりということでございますので、今後はいろんな動向を十分に把握しながら対応をさせていただきたいというふうに考えております。

義務的経費の中で公債費の関係についておただしがございました。議員からご提言いただきましたように、こういった非常に大災害の時期でございますので、この義務的経費の中でも公債費は大きな割合を占めておりますので、これについて財源が、国県からの依存財源が非常に減額されてくるというような状況が生じてくれば、町全体の予算構造が変わってまいりますので、そういった意味ではその状況を見ながら必要に応じて関係機関との連携を取りながらそういった、議員からおただしがありましたような申し入れ等を行いまして、町の財政負担の軽減に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 新規事業の金額、全体額というようなことでございますが、集計しておりませんので、後ほど資料提出したいと思います。

○議長 暫時休議にします。(11時45分)

○議長 再開します。(13時00分)

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 14番、清野議員のご質問のうち、新規事業16件の事業費はいくらかというようなご質問に先ほど集計ができなくて答弁できませんでした事業費につきまして申し上げます。16件の事業費総額であります、3億7,694万8千円でございます。そのうち一般財源が1億1,488万3千円ということでございます。

○議長 以上で総括質疑を終わります。

続いて款ごとの質疑を行います。

まず歳入であります。

1款町税、ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2款地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3 款利子割交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 4 款配当割交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 5 款株式等譲渡所得割交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 6 款地方消費税交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 7 款自動車取得税交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 8 款地方特別交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 9 款地方交付税。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 10 款交通安全対策特別交付金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 11 款分担金及び負担金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 12 款使用料及び手数料。

14 番、清野興一君。

○清野興一 この 12 款の使用料及び手数料で、道路占用料では昨日、一昨日でしたっけ、条例の改正があったので、これからは若干減ると。条例の説明では約 80 万円くらいの減収になるであろうというお答えであったわけですが、この道路占用料では 259 万 7 千円を見込んでおられますけども、これは旧条例で算定した額と見ていいわけですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 道路占用料のご質問にお答えいたします。これはこの間ご議決いただきました占用料で算定しております。

○議長 13 款国庫支出金。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 14 款県支出金。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 国庫支出金と比べますと県の支出金が大幅に伸びているわけであります。見ますとスプリンクラー関係で 3,800 万円来てますからそれにしても、差し引いても国の支出金よりも 2 倍程度伸びておりますが、これはいかなることでありましょうか、ご説明いただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 県支出金の大きな伸びということで、前年度から比較いたしますと 8,100 万円ほど伸びております。その主な内容でございますが、議員からおただしありました高齢者施設のスプリンクラーで約 3,800 万円ほど、それから森林整備過疎化林業再生で 3,200

万円ほど、さらに緊急雇用創出ふるさと雇用再生事業で1,230万円ほどというようなことでこれだけの大きな伸びを示しているということでございます。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 国庫支出金とも関係あるわけですが、子ども手当交付金、これが県支出金でも計上されております。これは1人の子どもにいくらの手当を支給するという、2万3千円だの、それから3歳未満だと2万円だの、1万3千円だのといろいろ取り沙汰されていますが、ここで見込んだのは1人頭の支給額はいくらかと見ているのかということと、それから安心子ども基金事業というのでわずか50万円ですが計上があります。これも22年度まではなかった事業だと思うんですが、これはどのように使えというようなことで来る50万円なんですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 まず子ども手当についてお答えいたしますが、予算編成時にはこれまで中学生まで一律1万3千円を支給するということがあったんですが、国から3歳未満については新年度から2万円を支給することが入りました。そのための積算根拠といたしましては3歳未満、2万円かける107人、それから3歳以上中学生まで1万3千円かける619人かける12カ月ということで、合計729人分の、合わせまして歳出では1億2,224万4千円ということになります。

続きまして、安心子ども基金事業につきましては、県の基金事業でございまして、最近出生率が落ちているということで、その中で男性の育児に対する意識があまりないということで、もっとお父さんたちに育児に対する啓蒙していただきたいということがありました。

町としては10分の10の50万円をいただきまして、一つは男性の親、父親を対象とした講演会、それから子どもたちと一緒に読み聞かせできる本の購入、それから父親と子どもと一緒に過ごす時間をつくる事業、これらで50万円を計上しております。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 そうすると歳出ではどこの款に出てくるわけですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 64ページの児童措置費の中でまず8節の報償費、講師謝礼10万円、それから行事等を行うための消耗品費として80万9千円のうち37万円、それから会場借上料、65ページの14節、5万円。これはロータスインのコテージを借り上げいたしましたので一晩、子どもと父親とそこで過ごしていただくという借上料を見込んでおります。以上です。

○議長 15款財産収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 16款寄附金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 17款繰入金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 18款繰越金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 19 款諸収入。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 20 款町債。

続いて歳出に移ります。

1 款議会費。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一 25 ページ、1 項 1 目の 18 節の備品購入費、これ 400 万円で自動車購入費ということで計上されてますが、この経緯と内容等ご説明願いたいと思います。

○議長 議会事務局長、佐藤健一君。

○議会事務局長 議会費にかかる清野佐一議員のおただしにお答えいたします。議会費の自動車購入費 400 万円を計上した経過、理由等についてのおただしでございますが、現在、議会において管理運用しております議会車、通称議長車が平成 9 年 4 月の初動登録から満 14 年が経過しようとしております。その走行距離につきましても 10 万キロメートルに達するところでありまして、近年数度の故障が発生するなど老朽化が著しいことから、今般その更新のための予算として自動車購入費を計上したものであります。

議会という一つの機関として、また耶麻町村議長会会長としての用務を含め、年間 60 日ほど町外に出張される議長の職務等を円滑に遂行する上においても機動性の確保の観点から、議会において直接に管理運用する車両が必要と考えておりまして、議長専用車というものではなく、主として議会の用務に広く用いる車両、議会車の購入ということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も今の質問に関連したことを一つお尋ねします。確認の意味で今局長が答弁されました議長車と言われておりましたが、昨日の総務課長の説明の中でも議長車の購入費用だというようなことだったんですが、これはわれわれが実際出張とかでかけるときに役場の公用車をお借りして行ってる実情もありますので、そういうことで使わせていただける車なんだということで再確認の意味と、もう一つは自動車というのは確かに命を乗せているものですから、危険な状態では当然運行できないのは確かですが、先ほどの総括の質問の中でもありましたけど、この未曾有の大災害、大震災の後で、これから国県の入ってくるお金もよく分からないという中で、われわれサイドで対処できるこういうものに関して、例えば予算の執行をしばらく一時停止する、あるいは凍結する、この事態が収束する、あるいは一段落つくまで、そういうお考えはないか、その点お尋ねします。

○議長 議会事務局長、佐藤健一君。

○議会事務局長 多賀議員のおただしにお答えいたします。今般計上いたしました予算、また、現有議会車の運用についてでございますけども、これまでも常任委員会の活動に活用するなど、また町の重要なお客さまの送迎に利用するなど、広く運用してきた経過がございます。あくまで議会車ということでございまして、議長専用車ではございませんのでご理解を賜りたいと存じます。

もう 1 点のおただし、今次の大震災発生の状況等にかんがみ、議会車購入予算の執行を凍結の考えはとのおただしかと思いますが、議会車の必要性和現有議会車の現状につきま

しては先ほど清野佐一議員にお答えしたところでありますが、幸い現有議会車の車検がもう1年残っておりますので、予算の執行等に当たりましては議員のただいまおただしの趣旨を踏まえまして今後全員協議会に諮るなど改めまして議員皆様のご意見を承りながらその対応を検討してまいりたいと考えております。ご了承を賜りたいと存じます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 だいたい分かりました。私もこの議長車の購入ということにちょっと疑問があったので、議会の局長は議会車だというし、当初予算の説明資料では議長車と、こういう説明なんだけども、どっちが正しいかということと、ただいまの局長の多賀君への答弁では、凍結するというような話なんですけども、それはあれですか、参考までにお尋ねするんですけども、条件付き議決とはならないわけですか。以上です。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 昨日、議案説明の中で1款1項の議会費の自動車購入費につきまして、私のほうから議長車というような表現を使わせていただきました。この議長車という表現につきましては、一般的に活用していた言葉でございまして、今議会の事務局長が申されましたように議会費で購入して活用するというところでございまして、議会で議長車ということではなくて議会でお使いになる車ということで訂正をさせていただきたいと思います。

○議長 議会事務局長、佐藤健一君。

○議会事務局長 清野興一議員の予算の執行凍結の関係、また、条件付き議決というおただしについてお答えいたします。先ほど多賀議員にお答えいたしましたのは、議決をいただいた上は予算の執行を前提としながらも、今後におきまして全員協議会に諮るなど、改めまして議員皆様のご意見を承る中でその対応を詰めてまいりたいという趣旨でございまして。当初から執行凍結を想定しているものではございませんのでご了承いただきたいと思います。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、この車を買う予算というだけで、普通乗用車なのかワゴン車なのか、あるいは小型バスなのか、そこまでは、車種までは決めていないと。とにかく今持っている車が古くて修理費なんかばっかりかさむから更新をするんだというふうな予算の取り方なんですか。

○議長 暫時休議にします。(13時21分)

○議長 再開します。(13時29分)

議会事務局長、佐藤健一君。

○議会事務局長 14 番、清野興一議員のおただしにお答えいたします。今般自動車購入費400万円を議会費に計上いたしました理由でありますけども、ご指摘のように老朽化に伴い更新したいとの考え方からでございます。

と同時に予算に計上されました以上は予算の執行が大前提ではございますが、ただその中で議員皆さんいろいろご意見ございますことから、先ほどお話ありましたが、車種の選定等を含め、いろいろ議員皆さんにお諮りする余地があるのかなと考えまして全員協議会等の場で改めて皆様のご意見を承りたいという趣旨でお答えしたものでございます。ご了承賜りたいと思います。

○議長 2 款総務費。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 先ほどの続きになるわけですが、集落支援員に関してであります。一般質問の答弁を聞いておりますと担当の課長と町長のニュアンスが違っておりました。町長は奥川地区と限定をしたお答えでありましたが、担当の課長は奥川とは申しませんでした。

そこで、もっとやはり奥川ということじゃなくて柔軟にとらえて運用していく考えはないかということをお尋ねしたいわけですが、私のほうで4件で6人、今年の誕生日来る一番若い人で今年の誕生日くると100%高齢者、そういう集落があるわけですから、せっかくのこの支援制度、そういう集落にも、奥川と限定しないで緊急にそれを必要としている、いわゆる高齢化率等を勘案してその仕事の内容を決めるべきだと思いますがいかがですか。

それが一つと、国際芸術村であります。町長が先ほどもおっしゃったように外国をやめて国内ということにしました。それでその成果、結果はどうなっているかということ、昨年弥彦の人が2カ月ですか、3カ月来て創作活動したままでありまして、町長の狙っている国内の招致というのはなかなか実現してないわけです。その件に関して今年はどういう形で国内から芸術家を募集して国際芸術村を運営していくのか。国内招致についてのもっと具体的な考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 集落支援員の対応についてであります。初めてのケースでありますので、いわゆる高齢化率の高いところということでその配置をどういうふうにするかということで、その活動の拠点、これを具体的に対応する場合にどの地区がいいかということで、いわゆる奥川支所、ここに配置をしたいというのが考えであります。

したがって、実際にこれからカリキュラムをつくって、日程調整をしながら具体的にどういう事業を行っていくかということと、もう一つはそれにふさわしいかたを採用しなければなりません。そういうことでこれからの活動のあり方ということについては、その選出といいますか、採用されたかたと調整をしながらそういう活動の範囲というものを決定していきたいなと、こう考えております。

その参考はどこにするかと言えば、これまで支援員としていろいろ実績のあるようなところについてもいろいろ参考として話を聞きながら具体的な新年度において取り組みを開始していきたいというふうに思います。

それからなるほど各地域においては、本当にそういったかたがたを必要とするところがたくさんあると思います。かつて長谷沼議員が言われたようにいろんな事務的なこともできない集落もあると。その能力のたけたかたを配置すればいろいろ町として行っている事業の手助けになるんじゃないかということもありましたので、そういうくくりを一つ考えてみたらどうかというふうには思っておりますので、できれば枠をそういったところまで、一人の人ですから今回、そこまでいけるかどうかちょっと分かりませんが、要望にできるだけ試験的にも応えていけばいいのかなというふうに思っているところです。ですからその辺は柔軟に対応していきたいなというふうに思います。

それから、芸術村の活動についてであります。二つの側面があったと私は思っております。一つは本来の業務というのは芸術のかたを招致をして行うということだけではなくて、本来的にはあそこの学校を拠点としながら地域づくりの活性化を図るという本来の業務が実はあったわけでありまして、私はどちらかというとそういうところにシフトしていたほうがいいのかなというふうには思っていたところであります。

そしてもう一つは、今までの活動している画家といいますか、芸術家が活動して寝泊まりしている場所もあるわけでありまして、これはネットや今この事業を委託しているところもありますので、NPOがありますので、そういったところのかたがたといろいろ話をしながら、そういったかたがたの意見を聞きながら招致をすることと、もう一つは大学とか、あるいはそういう関連との関係で来ていただけるかたがあれば、やっぱり積極的に受け入れていきたいというふうには思っているところでありまして、現在そういった具体的な名前が上がってきていないというのが状況でございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 集落支援員については柔軟に対応するということでありますのでよろしくをお願いをしたいと思います。

芸術村であります。町長が言われたように地域おこしと必ずしも結びついていませんでしたので、新郷に住む人を中心として自然塾を立ち上げまして芸術村とタイアップして活動しております。今年の雪国まつりのときにもグリーンツーリズムで企画したかたがたを芸術村で引き受ける。あるいは新郷の会員が引き受けていろんなことをしています。

それにしても、その核となる芸術村に芸術家がない期間というのがいる期間よりも長いわけですよ。ですからそこにやはり問題があるのではないかと。例えばこの前来た弥彦の人のように生活力があって来ていただける人は何ら問題ないわけですが、芸術家を志して若い人は働きながら芸術活動です。そこら辺もきちっと考慮して取り組んでいかないとこのままいきそうだからそこら辺をしっかりと受け止めてこれから取り組むべきだということで、もう一回答弁をお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まさに基本的にはそういう考え方で取り組んでいきたいというふうに思います。

そしてもう一つは、やっぱり芸術家のかたがたが、今までの対応でありますと町から生活費を一部援助していたわけですね。そういったことではなくて本当にここに来て芸術活動したいというかたであれば大いに西会津町として受け入れていきたいと、こんなふうに思っているところであります。

そういったかたがたも含めて、今NPO等といろいろ意見を聞きながらこれからも対応していきたいというふうに思っています。

○議長 3 款民生費。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 26 ページですね。その下の大枠の中に時間外勤務手当ってありまして、311 万 9 千円ですか、上がっております。がしかし、これは総務であって、このほか教育委員会とかいろんな各課にわたって時間外勤務手当とあるんですけども、これは説明しろといったって時間外だから手当出すの当たり前だと、そういうお考えなんですか。

私の言いたいのは、公務員だから、何で、通常勤務時間内にできないはずはないと思うのよ。やはり職員だって特別削減してるわけじゃないんだから。時間外手当これだけ、莫大なお金になるんですよ、これ。それあなたがた、答弁きいてみんべ、何で出したんだ、時間外だから出すという答弁だと思うんですけども、最初の段階として。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議員がおただしのように、これは職員がいわゆる勤務時間を超えてやった場合について支給をするということでございます。勤務時間内に何でできないんだということでございますけれども、できるだけ時間内に終わらせるというのは最も基本なことでございます。

しかしながら、やはり業務の中には時間内では終わらないというような部分もございますので、そういったときにはこういった手当を支給するというのが大前提になりますのでひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長　12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　私の予測どおりそういう答弁だと思ったんですけど、私言いたいのは、今こういう不況と申しますか、こういうご時世でしょう。民間企業と比較して公務員はいろんな面であれだからって、人事院勧告においてなんて、給料その他の手当ぼんぼんぼんぼん上げてって、民間なんか今どういう状況なのか知ってんですか。

例えば、スーパーのようなああいふ深夜に働く人、そしてまた工場にしても、全部とは申しませんが、夜勤手当も出ない、本当にわずか役職手当、組長手当、課長手当とかわずかなもので働いている。そういうのが今普通なんですよ。それをあなたがた公務員はね、はっきり申しですけど職員は、いわゆる給料というものはやはり国から保証されているんですから。なおそれに勤務手当、冬になれば越冬手当、通勤手当といったのまでね、手当、手当で民間から比較すればはるかにあなたがたは優遇されてんですよ。

にもかかわらずそれに足りずにして、各課にわたって莫大な時間外あるということは私はちょっと納得いかない。日中ふらふらっているから、仕事があればなんでしょう。そして夜10時、11時までやって、見てんですよ、町民の人が。なんであんな遅くまでやんなきゃならないだと。金取りかという人もいますよ。そういうことも考えている人もいますよ。

あなたがた職員を向こうにまわすと、自分の選挙に影響すると思ってみんな黙っているけども私は言いますよ。もっと自粛したらどうですか。国家公務員は国民のサービス機関だの、あなたがたは地方公務員でしょう。地方団体の奉仕機関でしょう。多少のことは奉仕しなさいよ。

○議長　町長、伊藤勝。

○町長　議員も言いづらいことをずけずけ言うほうであります、私のことを名指しで職員のところやっていっていると。超過勤務手当も支給させてやってるというようなことでありますが、はっきり申し上げまして超過勤務手当を出さないと労働基準法違反なんです。そういう違反なことはできないことになっておりますので、このところはきちっと対応しておきたいと思います。法に違反することは公務員としてできません。

それともう一つは、ふらふらなっている職員はひとりもおりませんので、そして必要に

応じて超過勤務をしていただいているわけでありますから。そしてもう一つは、やっぱり現在の職員の中にだって時間外でやらなければならない課題がたくさんあるわけであります。

もう一つはやっぱり一つのイベントをしても、それはいろいろとサービスしていただいているところがたくさんあるわけですので、このところについては十分ご理解をさせていただきたいというふうに思います。

○議長 12 番、発言前に申し上げます。言葉を選んで発言してください。以上です。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私は言いにくいこと言うっていえばそれまでになりますけども、通常、町民だっって見てるから、あんな 10 時、11 時までなぜやんなきゃなんないんだとそういう声もあるし、なぜこんなに時間外を何百万と出さなきゃならないって、私疑問に思うんですよ。そして先ほど言ったでしょう。民間は今大変なんだから、もっと、柔軟な勤務というかな、そういうこともする必要もあるし、今、今回別ですよ。ガソリンもなくて会社にも行けない人だっているんですよ。行ったって部品が入ってこなくてね、生産ラインがストップしてる。働くに働けないでいる人だっているんですよ。

それから見ても優遇し過ぎると私言うんでよ。町長、職員の味方になりすまして、私、ちょっと納得いかないよ、本当に。私は一般世論で言うですから。

○議長 12 番、結論を言ってください。時間外手当を出すなということですか。

○長谷川徳喜 結論を言いますよ。一般企業、また社会通年、社会的な労働者から見れば優遇され過ぎていんだから、時間外手当なんて、こんなふうに予算いっぱい上げる必要はないと私は思う。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 大事なことですからはっきり申し上げておきたいと思いますが、できるだけ町は残業をなくしていこうという私の趣旨で、現在、月何回かに分けて行っているのはノー残業デーであります。こうしたところについてはきちっと現在守られて対応しておりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思いますし、同時に民間との比較においては確かにそういう一面もあるでしょうけれども、しかしこれは業務の内容によって民間と公務員との仕事の内容は違うわけですので、すべてが一緒になっていいというわけではないわけです。

したがって、賃金においても民間に比例したような形をとりながら、賃金を下げたり、あるいは場合によっては調整をしたり、そういうことをしているわけでありますのでその点についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長 6 番、渡部昌君。

○渡部昌 ちょっと確認したいと思います。インターネットの運用事業費ですか、これが 809 万 4 千円ですか、これ減額してますけども、これは回線とかそういうの使用料が安くなったということですか。確認したいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。インターネットの事業につきましては、今年運営事業費が 800 万円ほど、対前年比減額となっております。その一番の要因は上位回線の使用料が、

現在、N T Tの回線を利用しているわけでありますが、ソフトバンクに契約替えをすることによってございまして、それで742万円ほど現在の契約料から削減になるということでございます。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 回線の使用料が安くなったということであれば、今何人ですか、600人くらいのインターネット使用しているわけですよ。その人たちにもうちょっと安く還元したらどうかということです。できないかということです。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 予算上は本当に必要経費の部分しか計上になっておりませんので、使用料収入よりこの必要経費が下回っているような形での予算計上ではありますが、実際にはそれに携わる職員を配置してやっているというようなことでございますので、人件費まで想定しますと現在の使用料以上に経費がかかるというようなことでございますので、現時点では使用料の見直しというような形は想定しておりません。

○議長 6番、渡部昌君。

○渡部昌 そうすれば、確認しますけども、これは本当に800何万も減額されているわけだから、当然今使用しているインターネットの3,000円とか2,000円と違ってありますよね。それは500円とかそういう将来は安くすべきと考えていますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 こういった通信料につきましては、どんどん安くなるような傾向にはあるわけではありますが、先のことまでまだちょっとお答えできるような状況にありませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3款民生費。

3番、青木照夫君。

○青木照夫 総括の中で同僚議員が質問した内容なんですが、障害者共同生活援助事業のもう少し中身についてお聞きしたいと思います。これは先ほどの説明の中でも障害者のかたが

○議長 3番、青木さん、歳出についての款ごとの

○青木照夫 そうです。それで3,949万円、これは大変いいことだと思いますが、その中で障害者というのは身体障害者、知的障害者、精神障害者のかたがいらっしゃるわけですけども、授産所のかたに就労されているかただと。今、ここに利用されるかた何人ぐらいいらっしゃるのかと、あと、その住宅の施設はどのぐらいの、何戸の住宅を使用されるのか。先ほど食事関係ちょっと聞き漏れましたが、自立支援ということで自立してやられるのか、それとも誰かが専門に給食を準備されるのか、その点伺いたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 先ほどの答弁でも申し上げましたが、この度は西原の町営住宅を一応今2戸利用に計画しております。今次予算は、そのうち具体的に3名の予算計上しておりますけれども、今すぐ入居するというかたは2名のようにございます。予算上は3名を計上しております。

それから、ここに食事の提供、買い物、世話、これについてはお一人世話人さんもそこ

につくようになります。それはすべてこの事業費の中で賄うということでございます。

○議長 3番、青木照夫君。

○青木照夫 これはあくまでも今授産所で就労されているかただけが対象でありますか。それとももっと枠組みというか、そのかたがそこで自立して生活をしたいというかたがもしいらっしゃった場合はどうなりますか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 この障害者の共同生活援助事業の趣旨は、昼間そういう就労をして、夜、共同生活をするということでございますので、そしてまたプラス授産所が今回は事業主体ということでございますので、この度については授産所に就労しているかたがたのみが対象となります。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 3款で2点ほどお尋ねしますが、社会福祉費の中で後継者対策事業で165万円の予算計上ですが、これは今年のはじめての事業なんですか。22年度に比べて皆増になっています。

それと、これはいいことだなと感じたのは、老人クラブ活動費補助金として、今までは連合会の補助金というのはなかったのを連合会は連合会の活動補助として89万5千円を計上している。単位老人クラブの活動費というのは別にしている。これは一見予算減額のように見えますが、実際は老人クラブに対して補助金を増額の結果になっているんじゃないかと思うので、改良したなというふうに感じました。

それと老人憩いの家の管理業務委託料なんですけど、これが非常に22年度に比べて増額になっているんですけど、この要因は何ですか。以上です。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 ご質問のうち後継者対策事業についてお答えします。まず、本年度予算額165万円、昨年当初と比較して皆増であります。昨年9月補正におきまして結婚活動支援イベントの経費ということで9月に95万8千円ほど計上させていただきました。23年度当初におきましてはその支援イベントを拡充しまして165万円の計上をさせていただいたところであります。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 老人クラブの補助金についてお答えしますが、老人クラブ連合会補助金につきましては89万5千円、これにつきましては昨年と同額でございます。

それから単位クラブにつきましては1クラブ減りまして、3クラブですか、昨年より若干減ってるんですね。で、単位クラブにつきましては昨年より減らした計上になっております。ですから合計では昨年よりは少し減額というふうになっております。

それから憩いの家につきましては、今年は管理業務を指定管理者、社会福祉協議会に委託しておりますが、125万7千円、前年比6万8千円の増、これは22年度の電気、水道、ガス、それらの実績を踏まえて6万8千円増額したということでございます。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 社会福祉費の中でこの総括表のほうなんですけど、地域支えあい体制づくり事業522万2千円で、前年度比のこの522万2千円ということで見るときに新規事業かなみ

たいな感じは受けるんですが、内容をちょっとご説明願います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 地域支えあい体制事業につきましては、県の10分の10の事業でございまして、一般質問でございましたが、高齢者、障害者、そういうかたがたがだんだん無縁社会の広がりつつあるということで、地域でしっかり見守ろうということの事業であります。

いろいろメニューはございますけども、本町として今年度計上いたしましたのは、一つは要援護者マップを作ろうと。つまり援護が必要なかたについて、今の住宅地図にそのかたがたの家の位置を下ろして行って、そしてそのかたがたに隣近所にこういう人が援護しますよというようなしっかりした地図を作っていこうと。

民生委員とか地域のかたがたに理解していただいて、何かあったらすぐ活動できるようにという作業が1点です。それからもう一つは、65歳以上のかたがたにいろいろアンケートとろうということでそのアンケート調査の分析としておよそ300万円ほど見てます。

それからもう一つ、65歳以上のかたですから、アンケートをただ置いてきただけでは駄目なんですね。その回収をしっかりとやろうということで、アンケートの配布と回収の報償金として120万円ほど取っております。要は、要援護者のこれからの地域づくりの支えあいのために使っていこうということでございます。

○議長 5番、清野佐一君。

○清野佐一 前、私一般質問のとき見守りネットワークがなかなか進んでないというようなことを話したわけですが、そういうことについては予算的には考えなかったわけですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 見守りネットワークにつきましては、具体的にこういう費用が必要だというものを、あまりこういうものは頭に浮かばないんですけども、要は、町と社会福祉協議会と地域包括支援センターが地域に行って、最初は役員のかたがたといろいろお話しして、今言ったような要援護者を皆さんで見守っていきましょと。声かけやりましょという、人の行動が一番大事ですので、今特にこれだけ予算が必要だというのは私は今あまり頭にはないんです。

しかしこの要援護者マップなどを作りますと、非常にそういうものが活用できるのかなというふうには思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 4款衛生費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5款労働費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6款農林水産業費。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 総括表によれば、林業費が4,350万8千円が前年度と比べて多くの予算が計上されておりますが、この要因を説明をしてください。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 林業費の増についての主なものですが、先ほど総務課長のほうの説明に

ありましたように、里山再生という県の基金事業、21年からの3年間の森林整備の基金事業があります。それが23年度で事業終了ということもありますし、町として要望していました間伐対策事業が160町歩認められまして、この分で事業費が大幅に増加となっております。

○議長 7款商工費。

14番、清野興一君。

○清野興一 商工総務費の中の観光費で予算説明書によると1,086万6千円の計上ですが、事項別明細書でいうとどこどどの事業が観光費としてくくられたものなのでしょうか。

それと、グリーンツーリズム推進協議会の補助金、これが155万円の計上ですが、このグリーンツーリズム推進協議会というのは町内の協議会なのでしょうか。これは1団体と見ていいのか、協議会だからいっぱい町内にはグリーンツーリズムをやる人がいっぱいいて協議会を結成されているのか。

観光協会への補助金というのは110万円だか、いくらでしたっけ、町全体の観光行政をサポートするような観光協会よりも多いんですよ。いや、こっちが多いんだか。これを基準にすれば観光重視するんだといいながら観光協会あたりの補助金が非常に少ないと。このグリーンツーリズム協議会を基準にすればね。というような印象を持つんですが、どういう基準で予算計上をされたのか。

それと、地域力創造アドバイザー事業というのが新たに新規事業として出てきましたけど、これは事項別明細で見れば講演料でしたっけ、そのようなものが主のように思うんですが、これの使い道というか、使途、このようなことについてご説明を求めるものであります。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。まず第1点目の観光費の総額、資料では1,086万6千円、その中身はということでございますが、その中身につきましては、観光施設の維持管理にかかる経費、さらには各種団体への補助金、負担金、それらが合わさりまして1,086万6千円になってございます。予算書、事項別明細書の明細にあります総額1,241万6千円と約160万円ほどちがうわけでございますけども、それにつきましては、今ほど14番の清野議員のほうからご質問のありました地域力創造アドバイザー事業、それからグリーンツーリズムの協議会の補助金、それは除いてございます。

それから第2点目のグリーンツーリズム協議会、今現在活動しているわけでございますけども、現在、個人で22名のかた、それから団体で12団体が参加され、合計34のかたが参加されて協議会を構成してます。グリーンツーリズム協議会の役割につきましては、要はいろんなかたに西会津においでになっていただいて町を活性化しましょうということで取り組んでいるわけございまして、実際に都市等からいろんなかたが西会津に来て、いろんな体験、宿泊をされる際には今協議会に入っているかたがたがそれぞれ協議会に入ってますけども、それぞれのかたが受け入れをしたり、体験をさせたりというようなことであります。ですから今構成員はそれぞれいるわけでございますけども、その構成員のかたがそれぞれ受け入れされたり体験をしたりというようなことで現在進んでおります。

それから3点目の観光協会の補助金、グリーンツーリズム協議会の補助金が155万円の

対して観光協会の補助金が 110 万円ということでどうなのかというご質問であります、一応グリーンツーリズム協議会、観光協会それぞれ活動計画がございまして、特に観光協会の場合ですと会費等もございまして、いろんな収入を見た中で活動にかかる経費、それを見まして町として 110 万円の補助金ということで積算してございます。

グリーンツーリズム協議会につきましてもそれぞれ会費等を見ました中で、今年度の活動費がございまして、今年度につきましては、昨年度 90 万円の補助金でございましたが、今年度 65 万円のプラスということで、それにつきましては平成 24 年度から実際に県内外の学校、3 校、子どもの数にして 500 人、具体的に 24 年度から受け入れましょうということで今年それに向けたさまざまな取り組みを予定してございます。

そういった経費、あと農家民泊につきましても当然受け入れるわけですから、そういった民泊も 30 件、40 件と増やさないと受け入れできませんので、そういった推進にかかる経費もすべて含んで 155 万円、今年計上させていただいたところであります。

最後に地域力創造アドバイザー事業の中身でございますけども、アドバイザー事業につきましては昨年総務省の補助事業を受けまして地域力創造アドバイザー事業を実施したわけでございます。実際の中身につきましては株式会社 J T B の清水常務取締役をアドバイザーに迎えまして、町の観光振興、さらには活性化ということで昨年から取り組みを始めました。観光協会、それから商工会、町等、あと町内の若者との意見交換も当然その中で実施したわけでございますけども、実際の活動が昨年の 9 月から開始ということで、まだまだ期間が短いということもありまして、今年も引き続きその活動を推進するため、町単独で今回予算を計上させていただいたところであります。

経費、アドバイザー謝礼の中身につきましては基本的に毎月 1 回は清水先生に町においていただきましてさまざまな団体等のアドバイスを受けながら町の活性化を図るということでございます。以上です。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 確認のためにお尋ねするんですが、グリーンツーリズムの根本的な役割というのは、グリーンツーリズムをやりながらそこに加盟した人の所得の向上なのかね、それか、この町を売り出すと、そういうところに重点があるのか、どっちもあるんだっていいのかね、その辺の性格付けを知りたいんですよ。

で、今答弁のあったこれからの活動として農家民泊なんかも進めていくのでその基盤整備のための補助金も含んでいるんだということですが、補助率というのはだいたいどのくらい考えて、何パーセントくらい考えておられるのか。

それがグリーンツーリズムのあれですけども、私予算書の見方が悪いのかどうか、観光費で 1,086 万 6 千円というのが、さっき説明あったけどよく理解できないもんですから、事項別明細書のこの項目にいくら入ってんだということをもう一つきっちりとお答えを願いたいのであります。以上です。

それともう一つ、アドバイザー事業、これ 151 万 6 千円、そっくりアドバイザーの謝礼として 3 目の観光費の中で、報償費で、そうすると 1 カ月一ぺん来てアドバイスしてくれるんだと。すると旅費もあることでしょうけども、1 回に 10 万円ぐらいずつ、151 万 6 千円を 12 で割れば 10 万円ちょっとか、それを全部そっくりアドバイザーに謝礼としてお

支払いするという予算なんですね。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。まず1点目、観光費 1,086 万 6 千円、この数字であります。私さっき間違ってお答えしました。申し訳ありません。これは、事項別明細書、本年度 1,241 万 6 千円。そこからグリーンツーリズム協議会の補助金 155 万円を差し引いた数字であります。1,086 万 6 千円。そういうことであります。

それから次、アドバイザーの謝礼 151 万 6 千円でありますけども、積算の根拠であります。一応アドバイザーには謝礼として1時間単価 8,100 円を予定してございます。これは総務省の補助事業の単価と同じでございます。それで一応アドバイザーが1カ月当たり6時間、1年で72時間。

それから先ほど JTB の清水先生をアドバイザーというお話をしましたが、清水先生ともうひと方、外部アドバイザーということでおふた方の謝礼の総額が 151 万 6 千円でございます。それには当然宿泊費等、旅費等も含めた額でございます。

それから、グリーンツーリズム協議会の役割といいますか、入っている構成員がうるおうだけではなくて、町としても、当然よそから人が来れば食材も使いますし、いろんな面で町の活性化につながるということでございますので、町としましては町全体がグリーンツーリズムが拡充することによって活性化する、そういった狙いで取り組みを支援しているということでございます。

ツーリズム協議会の補助の中で本年度農家民泊の開業補助ということで、農家民泊の申請手数料が1件当たり2万2千円かかります。その2万2千円かかるところを70%を補助したい。ですから残り1万5,400 円、70%で1万5,400 円を農家民泊を開業したいという人たちに補助するということでございます。

あとそのほか申請には資料とか、図面とか当然必要になりますけども、そこらへんも協議会の中でそういったお手伝い、図面作成、資料作成のお手伝いもしていくということでございます。

○議長 2 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も2点ほどお尋ねしますが、商工総務費の中の中小企業振興資金融資制度貸付金、これ昨年と同額の 2,500 万円計上されております。昨年度の実績はどうだったのかお示しいただきたいのと、併せてこの中小企業融資制度資金利子補給の補助金、これは 100 万円、昨年に比べて 45 万円の減額になっておりますが、これは貸付金は同額なんだけど、利子補給は減額されている。割合にすれば相当な割合で減額されておりますが、この要因と実績も併せてお知らせください。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。まず第1点目の中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円についてであります。これにつきましては、町が 2,500 万円を金融機関に貸し付けます。具体的には3行あるわけでございますけども、町内2行、町外1行、合計3行ありまして、それぞれ 2,000 万円、300 万円、200 万円を貸し付けまして、その貸付額の5倍まで融資枠が確保できるということですので、2,500 万円の貸し付けに対して1億2,500 万円の貸付枠がでございます。

それで昨年貸付の実績でありますけども、融資金額で3,382万4千円、3件の貸付でございます。ですからまだ9,000万円くらいの貸付枠はあるわけでございますが、実績としては3件、3件は新規でございますして、合計で14件の利用がございました。で、新規で3件ということでございます。

それからもう1点の中小企業の融資制度資金の利子補給補助金でございますが、これにつきましては、22年度の実績で104万5,118円の実績でございました。件数につきましては合計で90件でございます。今年度実績104万5千円でございますが、ここ最近の傾向として借入が減っているということで今回の当初予算では100万円を計上させていただいたところでございますが、2月過ぎから、実は商工会のほうからまた借入れが増えてきたというような話もございますので、場合によってはこれを上回る実績になるかと考えてございます。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町内企業支援補助金であります。今までの説明ですと16社ということでした。この16社にはどういう企業が含まれるのかというのが分かりません。製造業なのか建設業、建築、いろいろあります。そういうことと、会社組織でないと駄目だと。個人経営ではどうかと。個人経営ですと枠が広がってしましますが、そういう点。

それと、本当はこれ、雇用促進に結びつくのが一番であります。議論を聞いていますとなかなか初回からはそこまで無理だということですが、やはりこの事業を推進していくならば最終的には雇用の確保ということも目標に掲げてこの事業に取り組むべきだと思いますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私が直接16社伺ってまいりましたので、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず16社については主に製造業でございます。したがって個人的経営ということで回ってきたわけではありません。また、その内容については工業会に加盟しているところと、そうでないところもございましたけれども、そういった関係でいろいろお話を聞く機会がございました。ですからほぼ20名かあるいはそれ以上働いているところについては回ってきたのかなというふうに思っているところであります。

最終的に、私の考え方と議員の考え方そんな大きな違いはないと思いますが、やっぱり西会津町で雇用を促進していただきたい。また、そういう受け入れ体制をとっていただきたいというお願いも込めて回ってきたつもりであります。したがって、西会津町の現在の経済情勢は現在こういう状況ですと。一人でも多くのかたがたが働けるようなその場になっていただきたいものということで、そうしますとやっぱり企業の現況というものが分かてまいりますので、それに対する町としての最大のできる内容というのはどういうことなんでしょうかということでいろいろ企業からご意見をいただいた中で、最終的に整理をしたのが今回、一般質問等でもございましたけれども、そういう形で集約をしたということとであります。

それからもう一つは、じゃ、これから個人的なもの、あるいはいろんな団体があるわけがあります。一つは農業をやってみたい。そしてそこに雇用を確保したい。あるいは森林

組合で働きたい。あるいはそういうところで雇用していただきたい、こういう願望も町として、私としてはあるわけでありますので、今後そういう雇用をいろんな形でとっていただけるようなところがあれば、これはまた新たな制度として議会の皆さまにお諮りしながら、町としてそういう制度をもうけることができるかどうか、こういうことも含めながら今後検討して、なるべく町内企業で、あるいは町内の中で働ける場を設定していきたいものだと、こんなふうな姿勢で取り組んでいるところであります。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 分かりました。雇用にはなかなかおっしゃるとおり難しいなとも私も思います。しかしこれを実施することによって企業がどのような業績に反映するのかなど。資格をとることによって給料が増えて、生産量が拡大するのか、あるいは品質の向上によって受注が伸びるのか。やはりこれをするによって雇用まではいかなくても、その企業の経営にきちっと数字でプラスになってくれればいいなと思いますが、そういう点ではどのような効果を期待しておるわけですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も民間に勤めていた者でありますから、民間の企業内容というのは重々分かっているつもりであります。そこで、やっぱりものを作った場合の品質の向上、品物が良くないと駄目だと。その品物を売れる段階においてはどういう制度が必要か、あるいは品質保証が必要かということでもありますので、例えば ISO を取得しなければその品物を取っていただくことができないとか、あるいはそういう管理体制の中で出荷するようなことでなければその商品としてそれが責任ある、製造者責任として出荷できないというようなことも非常に厳しい環境に実は置かれているわけであります。

したがって、今回やはり各企業を回ってまいりますとそういうところに対する経費というものがやっぱり相当数かかっていると。それがすべて商品に転嫁できないんだというようなことの意味合いでございました。したがって、これから人材の育成の中での補助的な部分だかもしれませんが、あるいは製造する段階での本当の意味での取得しなければならぬそういう制度、あるいは内容等に少しでも企業の応援ができればということで今回設定をさせた内容でありまして、それが結果的に商品に転嫁していく、それが生産の拡大につながるということであろうかというふうに思っているところであります。

○議長 8 款土木費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9 款消防費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10 款教育費。

12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 教育費の中で、ページを申し上げますが、117 ページの上段に図書館業務委託料となっておって 200 万円ちょっと計上されておりますが、これは内容はどのようなものなのか説明をお願いします。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 図書館業務委託料についてのおたかしでありますけども、現在、図書館には

3人の職員で運営しております。1人は町職員が配置になっておりまして、あと2人につきましては委託職員、それから臨時職員というようなことで3人で今図書館は運営しております。1人は町職員、1人は委託職員、もう1人は臨時職員ということで3人で運営しております。その中の委託職員の委託料がこの図書館業務委託料ということでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 職員1名と委託1名、臨時1名とこのような職員の配置とこう言っておられますけども、そんなにあそこ3人もの職員をあてられるだけの内容なんですか。ちょっとそんなにあんですか。何十人とか何百人も対応してるんですか。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 図書館の開館ですけども、月曜日だけが休日になっておりまして、3人で平日は朝9時から夜は7時までやっております。日曜日だけが9時から5時までということで、そういった夜間までやってるというようなことで3交替でそういった勤務体制をしいてやっているところでございます。

○議長 12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 私、中身についてはよく分からないので聞いておるんですけども、そんな3人もの、ちょっと疑問に感じますし、何と言うかな、教育委員会というんですか、あそこ、一角、何名いらっしゃるんですか。あなたのところ。

○議長 教育課長、大竹享君。

○教育課長 6名です。

○議長 11款災害復旧費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 12款公債費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 13款予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

9番、武藤道廣君ほか6人から修正動議の提出があります。

その取り扱いについて議会運営委員会を開催し、協議してください。

暫時休議にします。(14時39分)

○議長 再開します。(15時01分)

本案に対して、9番、武藤道廣君ほか6人からお手元に配りました議案第16号、平成23年度西会津町一般会計予算に対する修正の動議が提出されました。したがって、これを本案と併せて議題とします。提出者の説明を求めます。

9番、武藤道廣君。

○武藤道廣 議案第16号、平成23年度西会津町一般会計予算に対する修正動議を提案します。発議者は武藤道廣、渡部昌、荒海清隆、清野佐一、多賀剛、目黒一、長谷沼清吉、以上であります。

上記の動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第16条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出します。それでは説明に入ります。

修正案の提案理由の説明をいたします。

今次の予算に計上されております創作和太鼓創造事業、125万9千円についてであります。一般質問及び先ほどの総括質問でも取り上げられました。まず、町内の景気、雇用の状況は依然として厳しいままであります。大震災の影響もあり、今後しばらく好転の兆しは見通せないものと思っております。

また、この震災により国の予算において地方配分分の予算の影響が予測される中で、3年間で1,555万円の一般財源等での計画でもあります。町民目線と協働のまちづくりに重きを置く中でこの事業はそれらの点がまだ熟していないものと考えております。今後、町の景気、経済、農業への多大な影響が懸念される中において、これらいろいろな諸事情を踏まえ、創作太鼓については町経済の状況が好転し、かつ町民の意識が高まり、取り組みたいとの声や必要との声が多くなった場合、再度検討することとし、この時点でのこの事業の計画は凍結すべきものと提案いたします。

それでは内容に移ります。

議案第16号、平成23年度西会津町一般会計予算に対する修正案。議案第16号、平成23年度西会津町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表、歳入歳出予算の一部を次のように改める。歳出、2総務費、125万9千円を追加し、12億6,119万円とする。10教育費、125万9千円を減額し、8,185万円とする。

2ページをお開きください。

2款総務費、1項の5財産管理費であります。125万9千円を財政調整基金積立金に振り向けるものといたします。

10款教育費、4項社会教育費、7賃金、臨時運転手賃金1万6千円を減額とします。謝礼、講師謝礼53万5千円から50万円を減額します。消耗品費、131万9千円から74万3千円を減額するものとします。

以上をもちまして説明を終わります。皆様のご賛同のほどをよろしくお願いいたします。

○議長　これから修正案について質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順序は、最初に原案賛成者、次に、原案及び修正案に反対者、次に、原案賛成者、次に、修正案賛成者の順に行います。

まず、原案賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長　次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長　次に、原案賛成者の発言を許します。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜　賛成の立場で討論をいたします。

この度の予算の内容は一部改善されております。例えば、沖縄の交流事業など削除されておるようですし、また反面各種団体等の補助、助成などはまだ削除すべきことや文化祭

ゆきまつりなどのイベントは縮小するか取り止めることは多くあります。

がしかし、この予算を今通さなければ町政に空白ができ、4月からの町政運営ができず、被害者の援助、そしてまた支援にも大きく影響いたしますし、町民生活に不安を与えることにもなりかねませんので、新年度予算は通してやるべきであると思います。

がしかし、町長はじめ職員が一丸となり町政に当たるべきと思うので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、この度の災害の犠牲者は、死者、行方不明者ともに2万5千人以上となっていることから、町長はじめ職員はもとより西会津町民が一体となって被害者の支援をお願いする次第でございます。以上です。

○議長 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 修正案に賛成の立場でご意見を申し上げます。

ただいまの12番議員のおっしゃられる4月から円滑な予算の執行に関してはそのとおりでありまして、速やかに23年度のまちづくりにまい進をしていただきたいと思います。

しかし、国難ともいえる大震災にあって、国県からの交付金等マイナスで影響を及ぼすという状態であります。また、提案者からいろいろありましたが、私もこの議会でケーブルテレビの加入についてたどしました。本当に8人か9人、入りたくても入れない。そこにあたたかい心を差し伸べたらどうだと言っても、それは0の回答でありました。

やはりこの際、創作和太鼓にお金を注ぎ込むじゃなくてそういう町民の弱い立場の人たちに安全・安心を、あたたかさを最優先して町政に当たるべきだと思います。この際、先ほども質問で申し上げましたように、これには長年の歴史と住民が、町民が受け入れる下地がなければならないわけであることを繰り返し申し上げて修正案に賛成の意見とします。皆さんがたのご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議案第16号、平成23年度西会津町一般会計予算に対する修正案を採決します。
修正案のとおり決することに賛成のかたは起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第16号、平成23年度西会津町一般会計予算に対する修正案は、修正案のとおり可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

14番、清野興一君。

○清野興一 休議にしてやっていただきたいと思いますと思うんですけど。

○議長 暫時休議にします。(15時16分)

○議長 再開します。(15時17分)

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。(15時17分)

平成23年第3回西会津町議会定例会会議録

平成23年3月25日（金）

開 議 10時00分

出席議員

1 番	目 黒 一	6 番	渡 部 昌	12 番	長谷川 徳 喜
2 番	多 賀 剛	7 番	五十嵐 忠比古	13 番	清 野 邦 夫
3 番	青 木 照 夫	9 番	武 藤 道 廣	14 番	清 野 興 一
4 番	荒 海 清 隆	10 番	大 沼 洋 平		
5 番	清 野 佐 一	11 番	長谷沼 清 吉		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	和 田 正 孝	会計管理者兼出納室長	高 橋 謙 一
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教 育 委 員 長	伊 藤 てる子
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	成 田 信 幸	教 育 課 長	大 竹 享
健康福祉課長	藤 田 潤 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	新 田 新 也	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	齋 藤 正 利
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第15号）

平成23年3月25日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第17号 | 平成23年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第2 | 議案第18号 | 平成23年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第19号 | 平成23年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第20号 | 平成23年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第21号 | 平成23年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第22号 | 平成23年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第23号 | 平成23年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第24号 | 平成23年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第25号 | 平成23年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第26号 | 平成23年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第27号 | 平成23年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第12 | 議案第28号 | 平成23年度西会津町本町財産区特別会計予算 |
| 日程第13 | 請願第1号 | 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の
請願について |
| 日程第14 | 陳情第1号 | 別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情 |
| 日程第15 | 陳情第2号 | 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書 |
| 日程第16 | 意見書案第2号 | 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書 |

日程第17 総務常任委員会の継続審査申出について

日程第18 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第19 議会広報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(議会広報特別委員会)

第3回議会定例会議事日程（第15号の追加1）

平成23年3月25日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第34号 平成22年度西会津町一般会計補正予算（第12次）

追加日程第3 議案第35号 平成23年度西会津町一般会計補正予算（第1次）

○議長 平成 23 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。代表監査委員、新井田大君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 17 号、平成 23 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、平成 23 年度西会津町工業団地造成次事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 23 年度西会津町工業団地造成次事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 18 号、平成 23 年度西会津町商業団地造成次事業特別会計予算の質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一 商業団地特別会計では、商業団地の造成もさることながら既存の商店街の活性化も併せて考えていくんだということの説明がありましたので、歳出で委託料の中の 500 万円、この中にそういう事業も入っているということでもいいのでしょうか。

それから小さなことなんですけども、この委託料の説明書きには商業団地調査委託料と、商業団地をどう活用するかという調査の委託料じゃないんでしょうか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 商業団地についてのご質問にお答えいたします。

昨年 12 月議会の全員協議会の中でもご説明いたしましたが、商業団地につきましては地域経済の活性化を図るように早期に整備をしてみたいというお話でありまして、町及び商工会との関係団体で協議を進めまして、整備方針及び活用方針を決めまして、整備方針につきましては、今の厳しい経済情勢の中で個別に分譲というのはなかなか買い手がつかないのではないかとということでありまして、テナント方式による整備の方針を決めまして、さらにその活用方針につきましても道の駅「よりっせ」を核といたしました統一感のある商業団地を目指しまして、野沢の町中への誘客が図られるような施設の活用をしようという方針が決まったところであります。

今回、委託料として 500 万円を計上したわけでございますけども、この委託料 500 万円

につきましては既存の商店街の活性化に結びつくような調査でありましたり、あと施設、テナントの整備にかかる設計分、そういったものを含めてこの中で計上してございます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 そうすると、そもそも商業団地は分譲ということで始まったわけですから、そういう方針が変わったということであれば、財産管理上、分譲から除いて町の所有という事務手続きは完了しておりますか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 その手続きは現在行っておりません。今後、きちんとした手続きを踏ままして施設の整備に当たっていきたいと考えてございます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 その手続きの中には財産の移管ということで議会の議決も受けるということも含んでですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 そういう要件、議会のご議決が必要な条件であれば当然その手続きを踏んでやる考えでございます。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 14 番の関連みたいになるんですけども、私としての見解でお尋ねするんですけども、委託料を 500 万円もかけて委託というんですから相当な大きな事業というか、そういったものに対しての委託だと思えるんですけども、具体的にはどんなことを考えてんですか。さっきちらっとおっしゃったけどももう少し詳しく。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 委託料についてお答えいたします。先ほどお答えしましたが、委託料につきましては施設の設計の委託料でありましたり、あとはテナントの運営にかかる調査の委託料でありましたり、そういったものを見込んで 500 万円を計上したところであります。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 委託というのはどこにどんなふうに委託するのか。例えば何々設計事務所とかってあるでしょう。そういった具体的なこと。ただ漠然と 500 万円と言ったってちょっと納得いきませんよ。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。施設の設計にかかる委託につきましては、設計業者に委託いたします。その業者につきましてはまだどこどこという業者は決まっておりません。

○議長 12 番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 これ、委託するんですから何らかの方向性、進んでいると思っているんですけども、その目安としてはだいたい 3 年とか 2 年とか 5 年とかあるんですか。

それともう一つは、あそこの空いてる部分に町内のかたから、ああいうところに自由市場みたいなのをつくって、お金をかけないでやれば結構生産者はやはりそこに持って行って販売する、そういった組織、仕組みができるんじゃないかという、そういうかたもいらっしゃるんですよ。そういう考えないですか。

○議長 副町長、和田正孝君。

○副町長 検討委員会の中でそういった意見も出ておりますから、具体的な設計に反映されるように検討しているところでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号、平成 23 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、平成 23 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算は、現原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 19 号、平成 23 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一 確認だけど、これ 18 区画残っているということでしたでしょうか。まだ 18 区画残っていて、2 区画は売れるであろうと、売りたいという予算ですが、18 区画の全部の簿価、帳簿価格というのはどのくらいになっているのでしょうか。それが一つ。

それと、歳出で需用費の中で修繕料というの 150 万円取っておられますが、建売住宅なら修繕料ということも分かるんですけど、土地なのになぜ修繕料が出てくるのか、この辺を説明してください。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 まず、未分譲区画の分譲価格の総額について申し上げます。未分譲 18 区画の合計が 1 億 2,433 万円であります。

それからもう一つの質問であります、修繕料につきまして総額で 156 万円計上してございますが、その内訳でございます。先ほど住宅団地の分譲促進を図るため、未分譲区画のうち 3 区画を 4 区画に分割をしまして 1 区画当たりの分譲の面積を少なくして 23 年度分譲促進を図りたいということでありまして、その分割にかかる費用、98 万 2,800 円、それが 156 万円の中に計上してございます。

残りにつきましては、施設内の歩道、インターロッキングの修繕等を計上して、合計で 156 万円となっております。以上です。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 修繕料で大半を占める区画を増やすということであれば、修繕料なんですか。造成費じゃないんでしょうか。その辺、どちらでもいいんですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 町としましては、現在ある土地を分割するというところで、修繕料で計上

させていただきました。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 修繕料で上がってきたのは分かるんだけど、これは造成費だと私は思うんですよ。修繕料ならば土地の価格に影響しないけど、造成費なら土地の価格に影響するでしょう。しないんですか。影響するけども、坪当たりいくらと当初決めたやつだから、ちょっと割高になっても従来どおりの面積でいくよというのは、これは行政の判断だから、実際のところ修繕料も造成費もごたませでいいはずないと思うんですよ。その辺はきっちりやるべきじゃないんですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。造成は当初、住宅団地をつくるときに造成費用として計上したわけでございまして、その造成地の区画を変えるということで修繕料ということにさせていただいたわけでございます。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 区画を変更するということでありますが、これは 1 カ所、そうなるならば、販売が促進されるならば同じように区画を変更するようなカ所数ほどの程度あるとお考えですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 お答えいたします。現在売れ残っている未分譲地 18 区画ございまして、今回区画を分割する土地につきましては調整池側の A 区画の北側でございます。A の 3、4、5 と 3 区画続きの部分を 4 分割にするということでもあります。

そのほかまとまって売れ残っている土地、2 区画程度のまとまりありますけども、そういう 2 区画くらいの土地ですと、2 区画を 3 分割するということは土地の形状がちょっと縦長になってしまうようなところですか、あと南側の D 区画、その北側につきまして 4 区画が続きで未分譲となつてございます。その区画につきましても 4 区画を 5 分割とかしますと、やっぱり形状が縦長になってしまうということで、ただ単に区画の分割をするとなかなか形状が難しいのかなというふうに考えてございます。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 今の説明の中では、もと商店としての土地を売るという名目が入っているのかなと思います。そこで、その土地の値段、商店のものと値段、売りたい値段と今の普通の住宅の値段との差はあるわけですか。

○議長 商工観光課長、新田新也君。

○商工観光課長 一般住宅用地と商業区画用地では単価は商業区画用地のほうが高いわけでありまして。条件的にも商業区画の土地は条件もいいということで単価は高くなってございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、平成 23 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決しま

す。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、平成 23 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 20 号、平成 23 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算の質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 説明を受けたときに、この事業計画は予算上 87.3%の執行率だと。しかし加入戸数で言えば 50.9%、人口では 60.6%ということでもありますから、そうすると最初見込んだ 40 億円では残っている仕事はできないであろうと予測するわけですが、最終的にはこの下水道事業、完了するにはどの程度の金額を要するととらえておられますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。公共下水道の全体事業費としては 47 億 9,600 万円、これは全体事業費では変わりございません。加入率につきましては先ほど申し上げましたように戸数にいたしますと約 50.9%ということでございます。加入戸数が半分ということではございますが事業は進めますので、全体事業費は変わりございません。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そういうふうに理解しろということでございますが、予算では 87.3%使ってしまっ、加入率は 50%だと。残りの 50%を加入するのにその 47 億のお金の 13%しか残っていないから、この 50%の、そのお金で 50%の未加入の人たちが入れるのかなと懸念があるのでお尋ねしたわけですが、それは 47 億の中で今後未加入の 50%は完全に 47 億の予算で加入ができるような工事ができると、こう理解していいわけですね。

○議長 建設水道課長、酒井誠名君。

○建設水道課長 加入率につきましては、現在工事を進めている個所につきまして宅枿というのがつくわけなんです、その戸数の内の 60%加入しているということです。だから 47 億やりましてもっと宅枿は増えるわけですが、47 億 9,000 万円で全体事業完了いたしますと加入する人は全部加入できるということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 20 号、平成 23 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号、平成 23 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 21 号、平成 23 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 21 号、平成 23 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 23 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 22 号、平成 23 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 22 号、平成 23 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、平成 23 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 23 号、平成 23 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 23 号、平成 23 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、平成 23 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 24 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 一般会計の予算でもお尋ねしました。この予算を編成するときには 3 カ年の平均、あるいは国県の動き、そういうような一連の動きで予算を編成しているんだと、そういう答弁をもらったわけですが、国保の会計に関してはそういう実績を見てない部分があるわけです。

というのは、滞納の分であります。今議会でも補正予算議決しましたが、その中で医療給付費分、滞納繰越分で 307 万円の滞納から納めてもらっているわけですが、当初の予算で 80 万円、その下の後期高齢者支援分は 10 万円の予算に対して実績は 89 万 5 千円、その下の 5 万円は 68 万 9 千円。それに退職者に関しても滞納繰越分は存目程度の 1 千円しかやっていませんがこれも 24 万 6 千円、4 万 4 千円、3 万 6 千円と実績があるわけですよ。

この実績をすべて予算化するというのは危険でしょうが、やはりこの実績を勘案して、反映させなければ正確な予算とは言えないのではないかなと。すべて今までやってきたことを見直しをしてみると言っておなたたちは仕事をしているわけですから、なぜ、この国保に関してだけ滞納の繰越分が正確に反映した予算を組めなかったのか、その理由についてお尋ねをします。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 国保税の関係なので私のほうからお答え申し上げたいと思います。

この国保税にかかわらず近年の厳しい社会情勢、雇用情勢、それからかんがみましたところなかなかこの国保税についても厳しい状況が続いているところでございます。今次の当初予算には滞納繰越分ということで一般、退職合わせて昨年同様の金額で今回計上させていただきました。

これにつきましては、これまでのある程度の実績はございますが、どの程度これから滞納分については徴収ができるか、これについてはかなり不透明な部分があるというふうに感じております。また、国民健康保険税については本算定ということで所得のほうが確定をいたしましてからまた改めて算定を申し上げて 6 月議会に上程申し上げるというような形に進んでおりますので、その際にこちらについても一旦内容を精査いたしまして計上する分があれば計上するようなことで考えていきたいというふうに考えております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 おただしに対してはそういうお答えしかできないのだろうと思いますが、やはり予算というものは正確につかんで当初に載せるべきなんですよ。そしてそれを補正

していく。

いいですか、医療費給付分の滞納繰越分、千円しか見ておりませんが実績が 24 万 6 千円、246 倍なんですよ、これ。それをすべてを予算に計上しなさいとは言いませんが、やはりその実態というものをきちんとつかんで予算というものは編成すべきであると。この国保会計だけなんですよ、私が見た限りは。こういう実態に合わないような編成しているのは。もう一回答弁してください。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 再び答弁を申し上げたいと思います。先ほどご説明申し上げましたように、これから本算定がございますので、今議員のおっしゃいました件についてもその点で検討させていただきたいというふうに感じております。

○議長 11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 本算定は何のためにするんですか。それは被保険者の所得、それに応じた負担をとということで、滞納繰越分なんかは本算定に関係ないということだけを言っておきます。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 国保税、本年度、平成 22 年度もまだやっているところでございまして、これらの実績が 5 月末には上がってまいります。それらの実績を見ながらこれについては勘案させていただきたいというふうに考えております。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 国保税についてお尋ねしますが、本算定は確かに今所得申告が終わったばかりでできないということは分かりますが、目安として 6 月の定例議会には本算定の分の国保税というのは提案できる予定なんですか。それを過ぎる予定なんですか。定例会に予算が間に合うのか、間に合わないのかということが 1 件と、それから支払準備基金が 2 億いくらかと説明があったんだっけ。その基金の額をもう一度教えていただきたいことと、基金条例では療養給付費の過去 3 年間の平均の 25% という決めがありますね。果たして過去 3 年分の療養給付費の 25% の額がいるのかどうか。一時これ、条例つくるのに県あたりの指導で全部同じ条項でつくっているんですよ。

最近になって、そんなにいらなないといって条例を改正したような町村もありますが、西会津ではどうなのでしょう。その 25% は絶対守らなければならないという数字なのかどうなのか。以上。

○議長 町民税務課長、成田信幸君。

○町民税務課長 税務の関係について私のほうからお答え申し上げたいと思います。本算定ということで、議員ご存知のように 6 月に実際に算定をいたしまして、税率をそこで決めさせていただきます。実際、こういう震災が起きた中で、今、税のほう、国税についてはしばらく延ばすというような動きもございまして、そういった点ではこの国民健康保険税の本算定についても若干そういう点で影響を受ける可能性があるということをまずご理解いただきたいと思います。

それが通常でございまして 6 月に税率を決め、9 月という形で進んでまいりますので、特別、震災関係で大きな影響がなければそういう形で平常どおりに進んでいかせていただ

きたいと考えております。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 国保の支払準備基金のお尋ねであります。今年度、平成 22 年度末の基金の残高見込みは 1 億 8,675 万 9 千円です。この度 2,000 万円を計上しておりますので、それを引けば 1 億 6,675 万 9 千円ということになります。23 年度 2,000 万円を取り崩します。

条例で定めております 3 カ月分は 1 億 6,583 万 9 千円と今見込んでおりますので、平成 23 年度で 2,000 万円を取り崩しますとだいたい 3 カ月分の医療費というふうになります。

議員お尋ねの条例では余剰金があった場合は流行病、はやり病とかいろんなものに備えるために療養費の 3 カ月分を積むこととするというふうになっておりますので、現在はそれ以下までは取り崩しておりませんが、ただ、去年つくりましたこの計画では、こういう時代でございますので、24 年度まで 2,000 万円を取り崩すということにしております。

そうしますと 1 億 4,000 万円台になりまして条例の額からは、再来年は落ちるのではないかというふうには考えております。ですから、最近町のほうでも条例はできるだけそうするというふうになっておりますけれども、そのときによってはそういうことも考えなければならぬだろうというふうには現在考えておるところでございます。

○議長 14 番、清野興一君。

○清野興一 確認ですけど、そうするという事は、療養給付費に対しての率合いも考えなければならないというふうに、厳密に言えばそういうことと理解していいんですね。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 施設勘定のところでお尋ねいたします。この間健康福祉課長の説明がありましたが、地域医療連携ネットワークシステム、これは 100% 県補助で 4,882 万 5 千円の補助とありますが、このシステムの内容というのは竹田病院と連携してやられるということなんですけども、いわゆるレントゲンとかデータとか、遠隔診療というような形で、いながらにして診療所と竹田病院とかそういうシステムの機械を導入されるという意味ですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。これにつきましては、竹田病院、それから西会津町の診療所、それをお互いの、例えば C T で撮った映像を竹田病院にかかる場合に、その映像を直接送ってやると。ですからいながらにしてそこで診察をするというわけではなくて、お互いの医療機関同士の情報交換のためのシステムというふうに考えていただきたいと思います。

直、そのまま診察をするのではなくて、そのデータを送ってやると。向こうでそのデータを見て向こうではそれを見て診察するというところでございます。

○議長 3 番、青木照夫君。

○青木照夫 データを見て診療されるということは、本人は関係なしにそのデータを見て、このかたは緊急を要するとか、こういう状態であるということのやりとりということの解釈でいいわけですね。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えしますが、今議員おっしゃったとおり、こちらのデータを送

ってやって、患者さんが向こうへ行ったとき、データを向こうの先生が見て参考にして診査する。あるいは竹田病院からこちらに退院して帰ってくる。そういったときに先生のほうから退院後の生活指導はこんなふうにしてくださいというようなデータを送ってくるといことでございまして、直接それを見ながら診察するということではございません。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点だけお尋ねをいたします。医業費の中の医薬品衛生材料費ですが、前年度と比較して7,700万円の減額なんです、これは医薬分業というようなことで減額になっていると思うんですが、医薬分業についていろいろ質問もありましたが、もう一度メリットとデメリットをお尋ねしたい。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。患者さんにとっての医薬分業は、一般質問でもご答弁申し上げましたが、患者さんに対する薬の安全、それから服薬の指導などが主なものでございまして、診療所にとっても医薬品の管理等が非常に軽減されるということがございます。

西会津町では、ただ診療所の前に施設をつくってもらうだけではなくて、いろいろ西会津なりに考えております。一つは患者さんの負担にならないように、高齢者が多いわけですから、医薬分業やった場合は診療所を一步出て外に行って薬局まで行ってもらおうということが普通ですよ。これを、どうしても負担だとかたについては、薬局に連絡して逆に持って来てもらうというようなシステムを1点考えでおります。

それから、出張診療、奥川、新郷、これについても薬局でついていってそれに対処する。

あとは、夜間、休日、これについてもすべて薬局が対応するといことでございまして、今までの診療所の薬の出し方とまったく変わらないような姿で薬局の体制をしていただくということが大きい点でございます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまのことはよく分かったんですが、薬局が入るといことは民間の薬局ですね。いことはそこにコストの面で相当な負担があると思うんです。それが患者さんの負担にならないかといことが心配ですが、その辺はどうでしょうか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 医薬法では、院外薬局で処方していただきますと処方指導料といものがございまして、1レセプト100円から多いときで5～600円、この負担の増はあるといふうになってます。

○議長 4番、荒海清隆君。

○荒海清隆 いことは患者さんに負担がかかるといことの認識でいいですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 費用の面では若干、今申し上げましたような負担金の増は生じてくるといことになります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 24 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、平成 23 年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 25 号、平成 23 年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。

5 番、清野佐一君。

○清野佐一 254 ページの任意事業費の中で、後見人等報償金、金額的には 16 万 8 千円ということですが、後見人ということは承知しておりますが、この制度の実態といいますか、あと、件数等お知らせいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 お答えします。近年、自分でいろいろの処理ができないというかたが本町でもおるようになりました。そこで、町で成年後見人制度に対して町がそれを世話するというようになった場合にお金がかかるんですね。一つはその後見人を弁護士に頼んだ場合、費用が発生します。その弁護士の費用がこの 16 万 8 千円でございます、1 カ月 2 万 8 千円かける 6 カ月分というふうに見ております。人数ではなくて、月数で見えております。これが弁護士に対する報償金でございます。

○議長 5 番、清野佐一君。

○清野佐一 例えば今、高齢化が進み、また独り暮らしとかいろいろ世話になるようなかたが増える傾向にあるのではないかとというふうに思われますが、金額としてはとりあえずこの程度で大丈夫かなというようなことで算定されたわけですか。

○議長 健康福祉課長、藤田潤一君。

○健康福祉課長 ここに載っておりますのは、非常に大変なかたでございまして、まだそのケースはございません。実は昨年も予算計上しておったんですがありません。

しかし今、社会福祉協議会で今年から、12 月からですか、単位の社会福祉協議会がそういう金銭の管理ができないかたのために事業をしてくださいということで下りてきた事業がございます。安心サポート事業という事業でございまして、それは管理人を決めましてその金銭の管理、通帳の引き落としをするわけです。1 回 1,000 円でございますが、そういう事業でございまして、今その事業については本町では 3 人のかたが利用しております。それ以上にもっと難しい問題になればこの後見人の制度になるということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号、平成 23 年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、平成 23 年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 26 号、平成 23 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算の質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いわゆる原発の事故で水道水が汚染されているというのが全国にできてきていますが、町で管理している簡易水道はすべて地下水を汲み上げて供給していると理解をしておるわけでありますが、それで間違いがあるかないかをお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 簡易水道につきましては 7 カ所、飲料水供給施設については 3 カ所、簡易水道会計で運営しておりますが、このうち表流水、要するに川の水とかそういうものを取っているものにつきましては、高陽根地区と尾登地区の 2 カ所で、ほかは地下水ということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 26 号、平成 23 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、平成 23 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 27 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 27 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、平成 23 年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可

決されました。

日程第 12、議案第 28 号、平成 23 年度西会津町本町財産区特別会計予算の質疑を行います。

14 番、清野興一君。

○清野興一　これ、管理会というんですか、管理者会というんですか、財産区にはおありだと思うんですが、当然のこととしてそこでの同意は得ての調製なんでしょう。この予算というのは。確認をさせていただきたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議員おただしのとおり管理者会を通しまして同意をいただいた上で提案をさせていただきます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 28 号、平成 23 年度西会津町本町財産区特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、平成 23 年度西会津町本町財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

追加議事日程配布のため暫時休議にします。（10時59分）

○議長　再開します。（13時00分）

お諮りします。

ただいま町長から議案第 34 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 12 次）及び議案第 35 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）が提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1 とし、議案 34 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 12 次）及び議案第 35 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を追加日程第 2、第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 34 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 12 次）及び議案第 35 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を日程に追加し、追加日程第 1、第 2、第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長　それでは、ただいま追加いたしました議案 2 件についてご説明を申し上げます、

その前に現在町で取り組んでいる震災の内容について喫緊の状況についてご報告を申し上げます。

まずこの度の東北地方太平洋沖地震の被災者の受け入れ等に要する費用に対する特別交付税措置について、総務省自治財政局長から県知事に通達がございまして、この旨各市町村に対して連絡をするようにという内容がございました。

その一つは、被災者の受け入れに要する費用に対する特別交付税措置であります。これは平成23年3月11日のこの地震の被災者の受け入れに伴う地方公共団体に対して被災地方の団体からの要請の有無にかかわらず当該受け入れに要する費用、これについて特別交付税の措置を対応するということであります。

二つ目として、この被災地において派遣した場合の内容も記載されておまして、西会津町でもし関係するものであれば一般職員の派遣について、これは1万5千円から3万3千円の範囲内で、日当であります、対応する。

また、被災児童、生徒の受け入れについては日700円で対応すると、こういう内容が現在きております。

また、本日の新聞等でも皆さんご覧になったと思いますが、県がこれから仮設住宅を対応することになっておまして、現在、旅館やホテルで受け入れておりますかたがたに対して、県では1人当たり食事混みで1日5千円、これを支給するというところでございます。これは正式に通達がくるとおしますので、町としては旅館等の組合に対してこれなどについて詳細に事情を申し上げながら、これらの対応について当たってまいりたいというふうに思っているところであります。

また、これから通達が来るとお思いますけれども、国では全面的に今回の地震の復興に対して国で対応するというので、復興支援対策の原案の骨子というものが、朝日新聞にも出ておりますが、それによりますと、地方交付税の加算など自治体への財政支援を行っていくという骨子が載っておりますので、これに沿って具体的な通達がくるかとお思いますので、その時点で町としても対応してまいりたいとお思います。

次に、現在水の心配がございまして、西会津町の取り組みを申し上げたいとお思います。

これまで、水に関していろいろと対応するところというものを探しておりましたが、ようやく1カ所だけ、これは新環境分析センター、これ、新潟市内にございますが、ここで西会津町の水を分析していただけることになりました。その日でございますが、28日に採取をいたしまして、その結果は30日か31日に結果が出るだろうということでもあります。

その場所については、大久保の浄水、いわゆる大久保の水、ここが取水しておりますので、ここを1カ所検査をするということにしたいとお思います。

それと野菜について、現在、千葉県の方に分析を送っておりますので、その結果ができ次第、正規なその西会津町の野菜類と水、これの数値について町民の皆さんにご報告申し上げ、だから安全なんだという具体的な数値で、ケーブルテレビ等で示していきたいとお思います。

現在、今日の新聞報道では両沼地域で安全だと、こう言っておりますけれども、やはりそれはそれなりに表す数値がなければやはり皆さんも安心しないのではないかというふうに思っておりますので、町としては西会津町の対応としてそういう数値を公表していきたいとい

うふうに思っておりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは議案の説明を申し上げたいと思います。

まず、議案第 34 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 12 次）について、ご説明を申し上げます。

今次の補正は、特別地方交付税の決定に伴う財政調整基金への基金積立金追加などのほか、東日本大震災の発生に伴う繰越明許費の設定、併せて介護老人保健施設整備事業の債務負担行為設定などをお願いするもので、1 億 8,933 万 1 千円を増額し、予算の総額を 59 億 574 万 1 千円とするものであります。

次に、議案第 35 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）についてであります。1,267 万 7 千円を増額し、予算の総額を 56 億 3,467 万 7 千円とするものであります。

本補正予算は、東日本大震災の発生に伴い、さゆり公園体育館避難所を開設しているところではありますが、この避難所の 4 月以降、当面の管理運営費を計上するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、議案の詳細につきましては担当課長より説明いたさせますので、十分なるご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げ提案理由の説明を終わります。

○議長 本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 34 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 12 次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正は、特別地方交付税の額の決定と県補助金の追加交付に伴い、歳入歳出を調整するとともに、このたびの東日本大震災による繰越明許費の補正、また介護老人保健施設整備事業にかかる債務負担行為の設定について、お願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 22 年度西会津町の一般会計補正予算（第 12 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,933 万 1 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 59 億 574 万 1 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第 2 条、繰越明許費の補正は「第 2 表繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第 3 条、債務負担行為の補正は「第 3 表債務負担行為補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。5 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 1 億 8,925 万 2 千円の増であります。特別地方交付税の確定による増でありまして、これによって、本年度の最終交付決定額は 3 億 9,925 万 2 千円となりました。昨年度と比較いたしまして、964 万 2 千

円の増、率にして2.5%の増となったところであります。

次に、14 款県支出金、2 項 2 目民生費県補助金 7 万 9 千円の増であります。これは、地域支え合い体制づくり事業について、追加で交付されるものであります。

次に、歳出であります。2 款総務費、1 項 5 目財産管理費 1 億 8,925 万 2 千円の追加であります。特別地方交付税の額の決定に伴いまして、同額を財政調整基金に積立するものであります。この結果、平成 22 年度末の財政調整基金残高見込額であります。8 億 5,077 万 2 千円となる見込みであります。

次に、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 7 万 9 千円の追加であります。地域支え合い体制づくり事業補助金を追加するものであります。

次に、3 ページにお戻りをいただきたいと思います。

3 ページであります。第 2 表、繰越明許費補正であります。今次の補正でございますが、年度内に事業完了を予定しておりました施設修繕事業や計画策定事業、また災害復旧事業につきまして、東日本大震災の影響により、修繕や工事に要する資材等の調達困難と、施行業者が被災するなどの状況が生じまして、年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施できるよう、繰越明許費の補正をお願いするものであります。

まず、(1) の追加であります。2 款総務費、1 項総務管理費の温泉施設修繕事業 113 万 1 千円とさゆり公園施設修繕事業 54 万 6 千円につきましては、いずれも大震災に伴う資材調達困難によるものであります。

次に、8 款土木費、1 項道路橋りょう費の橋りょう長寿命化修繕計画策定事業、1,042 万 2 千円であります。委託業者の被災によるものであります。

次に、(2) の変更であります。11 款災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業につきましても、大震災に伴います資材調達困難による変更でございます。

次に、第 3 表債務負担行為補正でございます。追加であります。介護老人保健施設整備事業につきまして、期間を平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年間とし、限度額を 5,366 万 5 千円とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 34 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 12 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、平成 22 年度西会津町一般会計補正予算（第 12 次）は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3、議案第 35 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 35 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、東日本大震災に伴います避難所の管理運営経費について、4 月 1 日以降、概ね 3 カ月程度の期間、要する経費をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 23 年度西会津町の一般会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,267 万 7 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 3,467 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入でございますが、17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 1,267 万 7 千円の増であります。今次補正にかかる全経費について、財政調整基金を充当するものであります。

次に、歳出であります。3 款民生費、3 項 1 目災害救助費 1,267 万 7 千円の追加計上であります。その内容であります。避難所における夜間管理や休日対応に要する時間外勤務手当、保健師や看護師など専門職の臨時職員にかかる賃金、避難所の管理運営にかかる需用費と借上料であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

11 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この前の専決と今回 3 カ月の予算を組まれたわけですが、町長の説明によりますと、これに要する費用は国でみってくれるということですが、この前の専決、今回の補正上げたのが全部みられるのかというのがまず第 1 点であります。

最初の説明ですと西会津ではさゆり体育館に 400 名という話でしたが、実際開設のときには 220 名でしたか、30 名ということでしたが、実際に今入っておられるかかは今朝の説明ですと 59 人ということですか、23 世帯で。率直にお話申し上げれば非常に少ないなという印象を町民のかたがたが持っておりであります。

それはそれとしておきますが、町としてしなくちゃならないのは避難所の開設だけかと。豊間との今義援金等やってみたいですが、今日の報道によれば 30 キロ圏内も避難の対

象に、自主避難してください。その次は強制避難ということが現実の問題としてくるわけです。自治体によってはバスを仕立てて迎えに行って受け入れるというところもあるわけですが、そういう点も考えながら現実的にはこういう当面補正予算でやっていくが、そういう必要があるならばやはりそこまで町としてする必要があると思いますが、いかがですかということと、59人ですから、60にしても3日に1回風呂入っていただくとするならばロータスインを使っていたらというようなそういうきめ細かな対応もできるわけですから、そこら辺もやはりあたたかく迎え入れてやっていくということに関しては、入浴料を町でもってロータスのお風呂に入ってもらおうというのも一つの方法だと思いますが、そういうようなお考えはありませんか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議会でも当初からの取り組みについて申し上げました。まず、あらゆる西会津町としてできるものはなにかということで、この3日間や、あるいはこれまでの間に各それぞれの課の中で、部門、部門で対応しておりますので、いろんな課題を提供し、最大限、西会津町はこれで対応していこうということを想定してまいりました。

まず、被災地に対して南相馬市、これについてはしばらく市長と連絡とれなかったわけですが、早速連絡をずっとまえ、1週間も過ぎましたけれども、連絡を取って、これは私と面識ありますので、本来であれば西会津に伺いたいということが駄目になってしまったというようなことの話もありました。

そこでも、できる限り西会津町として対応したいと、こういうお話をしながら、受け入れる準備はもう整っておりますので、どうかいろいろ何なりと申しつけていただきたいという話をしました。

しかし、来るバスの関係がないということで、西会津町として何とか送迎用のバスを確保することできないかということで、会津バスといろいろ対応してまいりました。あるいはいろんなバス会社。今、バスが手配できない。そういう状況で、これから先も見通しがないということで会津バスからはお断りを食らいました。食らったというのは語弊ありますけれども、そういう状態で、いろんなところでバスの手配ができなかったという対応が、実はございまして、南相馬市やあるいはいわきのほうでいろいろ送迎して被災地のほうに向けておりますが、これはその自治体で対応するのではなくて、国のやはり制度で、国の取り組みでいろんなところに対応しているというのが実態でございまして、一自治体で対応するというのは、ある意味ではそういった輸送の関係では限度があったということが実態であります。これはいわき市も同じであります。

さて、いわき市の取り組みであります。以前教育長からもお話ありましたように、いわき市長とも私直接話をいたしまして、西会津町とこのいわき市の交流の関係もありますので、どうぞいわきの豊間小学校及び関係するいろんな被災された児童生徒、これについても受け入れ体制は万全でありますから、どうぞ西会津町に何なりと申し込んでいただきたいと、こういうふうにお話をいたしました。これもまたバスの手配とか、いわゆる向こうからどンドンどンドンとこっちのほうに来るといふことの交通手段が当時なかったわけでありまして。

現在、ご覧のとおり県外脱出みたいな形で福島県からどンドンと他の市町村に今避難さ

れているという状況であります。こういう実態が現在取り巻く環境でありますので、西会津町としてこれまで本当にいろいろと手を尽くしながらそういった連絡態勢はとってきたところであります。

確かに西会津町に来たかた、いわゆる避難所のさゆり公園に避難されるかたが約 60 数名、一番最初よりも若干減っておりますけれども、出入りが若干あります。そういうことでありますが、しかしコテージとそれからロータスイン、これにずっと泊まっているかたもあるわけでありまして、この 28 名ですか、このかたはずっとお泊まりになったり避難されているかたがたでございます。

そうしたことを踏まえますと、確かに人数的には他と比べるとどうなのかということでもありますけれども、これは来るかたの対応でありますので、町としてもある意味では仕方がないのかなという判断に立っているところであります。

さて、これからの、今日の新聞でもありましたが、30 キロ圏内が避難の対象とするというようなことも官房長官が言っておりますので、その状況によっては西会津町もこれから避難の一つとして来る可能性は十分にあるというふうに思っているところでありますので、そうした場合についてその対応の方法をこれから検討していきたいということでもあります。

そして今、いろんなかたがたからご寄附なり、こういう事例を申し上げておきたいと思いますが、昨日、100 万円、ある社長さんからいただきました。これは赤十字とかそういうことを通すのではなくて、西会津町で避難しているかたがたに対して、町としてできる限り町でこれを使ってくださいと、こういう指定をされました。私たちはそれはどういう使い道があるだろうかということではありますが、早速御礼の電話を入れまして、町として避難をされているかたがあります。これから生活するに本当に満足というわけにはいきませんが、あたたかい気持ちでできる限りこのお金を有効に活用させていただいて、そして対応していきたいという話をいたしました。

その一つは食材であります。これは、朝晩は町として対応しておりますけれども、本当にご飯と味噌汁、これでいいのかという話も出ましたので、今後はやっぱりそうした対応も少しは食材のほうに振り向けていくことも必要だなと。それから風呂の問題もあります。これはロータスインは営業しているわけでありますので、この関係についてはやはり町から支援をするという形をとっていくことが必要なのかなというふうに思いますので、そういう対応の方法はこれからしていきたい。

もう一つは、長期化すれば体育館で果たしていいのかということです。今、22 世帯、今日の課長会議でも話をいたしました。西会津町全体で空き家、あるいは住宅、あるいは教員宿舎、あるいはもっと空いているところがないか。あるいは一緒に住んでもいいとかたがないか。これから長期化すればむしろそういうことのほうがいいんじゃないかということで、今その取り組みを進めているところでありますし、そして空き家も具体的に、誰に、どういうかたに、そしてどこに許可を得ればいいのかという具体的な進め方をしているところでありますので、一つ一つ、町として確実にできること、あらゆることを想定をしながら取り組んでいるというのが現状でありますのでご理解をいただきたいと思います。そういう報告をさせていただきたいと思います。

○議長　総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 経費に対する財政支援のご質問がございましたので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

先ほど町長の報告の中にもございましたけれども、特別地方交付税の中で1人1日4,000円の金額で財政支援をするという情報が昨日入ってまいりました。今のところその特別交付税にかかる分の情報しか今のところ入っておりませんので、今後いろんな財政支援の関係、先ほど町長申し上げましたように、国のほうの財政支援の骨子が出てきておりますので、それらを見ますと地方交付税の加算等によりまして自治体への財政支援を行うというような一つの案が出ておりますので、そういった情報をきちんと把握しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 11番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ですから、今回専決で上げた今の受入体制の費用はほとんど国が措置してくれるお金だかどうかと聞いているわけです。ほとんど国が措置してくれるであろうと思いますが、そうすると、今回の被災者の受け入れに対して町の一般財源といいますか、町のお金を使わなくても避難所の運営ができるということになるわけです。

それと今いろいろ町長がおっしゃられましたが、では、それらをしていく予算の裏付けはこの補正予算にはありませんから、昨日ですか議決しか23年度の予算の中でやっていくということも可能でしょうが、そういうロータスさんに入っていただくとするならばそれなりの経費は町で持たなくちゃなりませんし、会津バスでだめならば新潟県にもバスの会社があるわけですから、そういうような、今町長は30キロの圏内も想定しているということですから、そういうふうな対応はやっていただきたいと。

ただ、そういう予算の裏付けはどこにあるかということをお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず、避難所に関する経費の関係につきましては、基本的には国が全面的に支援するというふうに考えております。

それから、先ほど町長が申しあげましたこれから空き家の関係だとか、入浴の支援だとか、そういったものについては現予算には含んでおりませんので、こういった組み立てが整備されれば必要な予算については後日またお願いするようなことになると思います。

○議長 14番、清野興一君。

○清野興一 この災害救助費として1,200万円余の補正ですが、だいたい何カ月で何人くらいの想定でこの予算をお組みになったんですか。

議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回の予算の積算に当たりましては、先ほど議案の説明の中でもちょっと申し上げましたが、4月からおおむね3カ月程度の所要額について今回お願いを申し上げたいということでございます。

人数につきましては、現在、60名ほどのかたでございますけれども、一応町として受け入れ可能な数字としては240名ということでやっておりますので、その最大のかたがおいでになっても対応できるようなことで計上をさせていただきました。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 35 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算(第 1 次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号、平成 23 年度西会津町一般会計補正予算(第 1 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、請願第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてから、日程第 15、陳情第 2 号、保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書までを一括議題とします。

なお、審議の方法は、各委員会の報告終了後、一議題ごとに質疑、採決の順序で行いますのでご協力をお願いします。委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、渡部昌君。

○渡部昌 それでは報告いたします。

陳情審査報告書。当委員会では、付託されました陳情書を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第 93 条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第 1 号、付託年月日、平成 23 年 3 月 11 日、件名、別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情。委員会の意見としましては、継続審査を要すると報告いたします。

陳情第 2 号、平成 23 年 3 月 11 日、件名、保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書について、審査の結果、当委員会の意見は継続審査を要すると報告いたします。

○議長 経済常任委員長、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 それでは請願の報告を申し上げます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 92 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第 1 号、付託年月日は平成 23 年 3 月 11 日、件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告終わります。

○議長 これから請願第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから請願第 1 号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願

についてを採決します。

お諮りします。

請願第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、委員長報告のとおり可決されました。

これから陳情第1号、別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第1号、別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情を採決します。
お諮りします。

陳情第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、別名に化けた外国人参政権への警戒を求める陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

これから陳情第2号、保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第2号、保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書を採決します。
お諮りします。

陳情第2号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、意見書案第2号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、長谷川徳喜君。

○長谷川徳喜 意見書案第2号、提出者は記載のとおりでございます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

標記の意見書案を会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出します。

提出先は内閣総理大臣、菅直人様、厚生労働大臣、細川律夫様、厚生労働省福島労働局長、絹谷国男様。

それでは案を朗読します。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

最低賃金制度は、毎年中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て地域別最低賃金を決定することとされている。福島県最低賃金は県内の中小零細企業で働くパート労働者をはじめ多くの勤労者の賃金を改善させていくものであるが、現行最低賃金は全国順位で31位と低位となっている。

このことは、本県における一般労働者の賃金水準並びに産業経済の実情に見合ったものとは言えず、貴重な労働力を他県に流出させることにもなる。

よって、本町議会は、福島県の一層の発展を図るため、福島県最低賃金に関する次の事項について強く要望する。

(1) 福島県最低賃金を一般労働者の賃金水準、産業経済実勢に見合った水準に引き上げること。

(2) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早急に行い、発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、朗読を終わらせていただきます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから意見書案第2号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

暫時休議にします。(13時50分)

○議長 再開します。(13時51分)

日程第17、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出が

あります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 19、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 3月議会閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

突然の東北太平洋沿岸を襲った大地震で、本議会では3日間の日程をいただきながら、早速町として支援対策本部を設置して対応にあたってきたところであります。その結果、大変多くの町民の皆さまにご理解をいただき、救援物資や義援金、ボランティア活動などご協力を賜りました。また、町外からも多くの企業や団体及び個人からも多大なるご寄附、ご支援をいただいているところであります。改めて心から御礼申し上げます。誠にありがとうございました。現在避難されておりますかたがたへの救援、そして今後被災地に対しましてお送りするなど活用してまいりたいと思います。

被災地において懸命に努力されておりますかたがたに対し、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます次第であります。

本議会は、当初予算を決定する定例会であります。一般会計において一部修正がありましたが、そのほかの議案につきましては可決していただきましてありがとうございました。今議会では震災における影響や昨今の経済事情など厳しい社会情勢との見通しの上で、町民生活向上と経済、雇用対策、芸術文化などを含め、当面する課題に誠心誠意、町民の目線に立って健全な行政運営を行ってまいっている覚悟であります。

議員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げましてあいさつといたします。

○議長 会議を閉じるにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

去る3月11日以来15日間にわたり議員各位におかれましては年度末で何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、本日をもって平成23年度予算をはじめ重要案件全議案とも議決成立を見ました。会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

町当局におかれましては、これからの執行にあたって適切なる運用をもって進められ、町勢発展のためなお一層のご努力をされますよう切望いたします。

今定例会では開会初日にわが国未曾有の大惨事、東日本大震災が発生しました。本町においては幸い被害の発生を見ませんでしたが、3月17日、さゆり公園体育館に避難者受け入れのための避難所が開設されました。被害者の皆さまが元の生活に戻れますよう被災地の一日も早い復旧、復興、そして原発事故による風評被害の解消を強く望むものであります。

春3月、いまだに雪が降っておりますが、議員の皆さまがた、執行部の皆さまがたにおかれましては、一層ご自愛の上、ご精励賜りますようお願い申し上げあいさつといたします。

これをもって平成23年第3回西会津町議会定例会を閉会します。（13時59分）